

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	西東京市地域防災計画	西東京市地域防災計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	—資料編—	—資料編—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		(素案)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	令和 3 年修正	令和 6 年修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	西東京市防災会議	西東京市防災会議																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	総則・災害予防計画に関する資料	総則・災害予防計画に関する資料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
4	2 都市公園一覧	2 都市公園一覧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	(令和 2 年 3 月現在)	(令和 6 年 1 月現在)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>位置</th> <th>供用開始</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>新町さつき公園</td><td>674.20</td><td>新町5-581-5外</td><td>H 7.12.12</td><td>水道</td></tr> <tr><td>2</td><td>新町つつじ公園</td><td>501.48</td><td>新町5-608-6</td><td>H 7.4.1</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>さざんか公園</td><td>522.00</td><td>新町6-725-5外</td><td>H 4.7.15</td><td>水道</td></tr> <tr><td>4</td><td>柳沢第4公園</td><td>947.34</td><td>柳沢2-144-4</td><td>H 7.12.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>5</td><td>東伏見公園</td><td>1,659.17</td><td>東伏見1-507-2</td><td>H 3.5.25</td><td>水道</td></tr> <tr><td>6</td><td>保谷第一公園</td><td>1,046.77</td><td>保谷町2-1048-36外</td><td>H 8.8.1</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>保谷第二公園</td><td>426.59</td><td>保谷町3-1087-2</td><td>H 8.8.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>8</td><td>保谷なかよし公園</td><td>1,079.39</td><td>保谷町5-1296-25外</td><td>S 56.4.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>9</td><td>西浦公園</td><td>334.08</td><td>保谷町5-1379-3</td><td>H 4.4.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>10</td><td>東伏見北公園</td><td>341.59</td><td>富士町4-760-8</td><td>H 6.11.1</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>文理台公園</td><td>16,671.21</td><td>東町1-178-2外</td><td>S 59.4.1</td><td>水道・トイレ</td></tr> <tr><td>12</td><td>泉町きつつき公園</td><td>524.30</td><td>泉町5-2289-1の一部</td><td>S 56.4.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>13</td><td>泉町第三公園</td><td>450.59</td><td>泉町6-467-6</td><td>H 8.8.1</td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>住吉第四公園</td><td>333.06</td><td>住吉町1-1582-4</td><td>H 8.8.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>15</td><td>住吉町上宿公園</td><td>899.06</td><td>住吉町1-1632-10外</td><td>S 56.4.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>16</td><td>住吉町第三公園</td><td>470.85</td><td>住吉町4-2464-1外</td><td>H 8.8.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>17</td><td>たけのこ公園</td><td>565.64</td><td>柴町1-506-5外</td><td>H 8.8.1</td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>中島公園</td><td>564.04</td><td>柴町1-631-11外</td><td>H 2.12.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>19</td><td>ひばりが丘北わんぱく公園</td><td>4,040.51</td><td>ひばりが丘北2-1388-1外</td><td>S 55.2.1</td><td>水道・トイレ</td></tr> <tr><td>20</td><td>北町第四公園</td><td>348.42</td><td>北町1-1315-12外</td><td>H 8.8.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>21</td><td>北町坊が谷戸公園</td><td>673.09</td><td>北町2-1280-8外</td><td>S 58.4.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>22</td><td>青嵐台公園</td><td>957.08</td><td>北町2-1286-54</td><td>S 63.4.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>23</td><td>下保谷第一公園</td><td>316.20</td><td>下保谷1-739-3</td><td>H 8.8.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>24</td><td>白子南公園</td><td>305.56</td><td>下保谷3-946-6</td><td>H 4.4.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>25</td><td>なえぎ山公園</td><td>373.30</td><td>中町6-1911-7</td><td>H 8.12.1</td><td>水道</td></tr> </tbody> </table>	番号	名称	面積 (㎡)	位置	供用開始	備考	1	新町さつき公園	674.20	新町5-581-5外	H 7.12.12	水道	2	新町つつじ公園	501.48	新町5-608-6	H 7.4.1		3	さざんか公園	522.00	新町6-725-5外	H 4.7.15	水道	4	柳沢第4公園	947.34	柳沢2-144-4	H 7.12.1	水道	5	東伏見公園	1,659.17	東伏見1-507-2	H 3.5.25	水道	6	保谷第一公園	1,046.77	保谷町2-1048-36外	H 8.8.1		7	保谷第二公園	426.59	保谷町3-1087-2	H 8.8.1	水道	8	保谷なかよし公園	1,079.39	保谷町5-1296-25外	S 56.4.1	水道	9	西浦公園	334.08	保谷町5-1379-3	H 4.4.1	水道	10	東伏見北公園	341.59	富士町4-760-8	H 6.11.1		11	文理台公園	16,671.21	東町1-178-2外	S 59.4.1	水道・トイレ	12	泉町きつつき公園	524.30	泉町5-2289-1の一部	S 56.4.1	水道	13	泉町第三公園	450.59	泉町6-467-6	H 8.8.1		14	住吉第四公園	333.06	住吉町1-1582-4	H 8.8.1	水道	15	住吉町上宿公園	899.06	住吉町1-1632-10外	S 56.4.1	水道	16	住吉町第三公園	470.85	住吉町4-2464-1外	H 8.8.1	水道	17	たけのこ公園	565.64	柴町1-506-5外	H 8.8.1		18	中島公園	564.04	柴町1-631-11外	H 2.12.1	水道	19	ひばりが丘北わんぱく公園	4,040.51	ひばりが丘北2-1388-1外	S 55.2.1	水道・トイレ	20	北町第四公園	348.42	北町1-1315-12外	H 8.8.1	水道	21	北町坊が谷戸公園	673.09	北町2-1280-8外	S 58.4.1	水道	22	青嵐台公園	957.08	北町2-1286-54	S 63.4.1	水道	23	下保谷第一公園	316.20	下保谷1-739-3	H 8.8.1	水道	24	白子南公園	305.56	下保谷3-946-6	H 4.4.1	水道	25	なえぎ山公園	373.30	中町6-1911-7	H 8.12.1	水道	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>位置</th> <th>供用開始</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>新町さつき公園</td><td>674.20</td><td>新町5-581-5外</td><td>H 7.12.12</td><td>水道</td></tr> <tr><td>2</td><td>新町つつじ公園</td><td>501.48</td><td>新町5-608-6</td><td>H 7.4.1</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>さざんか公園</td><td>522.00</td><td>新町6-725-5外</td><td>H 4.7.15</td><td>水道</td></tr> <tr><td>4</td><td>柳沢第4公園</td><td>947.34</td><td>柳沢2-144-4</td><td>H 7.12.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>5</td><td>東伏見公園</td><td>1,659.17</td><td>東伏見1-507-2</td><td>H 3.5.25</td><td>水道</td></tr> <tr><td>6</td><td>保谷第一公園</td><td>1,046.77</td><td>保谷町2-1048-36外</td><td>H 8.8.1</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>保谷第二公園</td><td>426.59</td><td>保谷町3-1087-2</td><td>H 8.8.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>8</td><td>保谷なかよし公園</td><td>1,079.39</td><td>保谷町5-1296-25外</td><td>S 56.4.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>9</td><td>西浦公園</td><td>334.08</td><td>保谷町5-1379-3</td><td>H 4.4.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>10</td><td>東伏見北公園</td><td>341.59</td><td>富士町4-760-8</td><td>H 6.11.1</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>文理台公園</td><td>16,671.21</td><td>東町1-178-2外</td><td>S 59.4.1</td><td>水道・トイレ</td></tr> <tr><td>12</td><td>泉町きつつき公園</td><td>524.30</td><td>泉町5-2289-1の一部</td><td>S 56.4.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>13</td><td>泉町第三公園</td><td>450.59</td><td>泉町6-467-6</td><td>H 8.8.1</td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>住吉第四公園</td><td>333.06</td><td>住吉町1-1582-4</td><td>H 8.8.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>15</td><td>住吉町上宿公園</td><td>899.06</td><td>住吉町1-1632-10外</td><td>S 56.4.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>16</td><td>住吉町第三公園</td><td>470.85</td><td>住吉町4-2464-1外</td><td>H 8.8.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>17</td><td>たけのこ公園</td><td>565.64</td><td>柴町1-506-5外</td><td>H 8.8.1</td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>中島公園</td><td>564.04</td><td>柴町1-631-11外</td><td>H 2.12.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>19</td><td>ひばりが丘北わんぱく公園</td><td>4,040.51</td><td>ひばりが丘北2-1388-1外</td><td>S 55.2.1</td><td>水道・トイレ</td></tr> <tr><td>20</td><td>北町第四公園</td><td>348.42</td><td>北町1-1315-12外</td><td>H 8.8.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>21</td><td>北町坊が谷戸公園</td><td>673.09</td><td>北町2-1280-8外</td><td>S 58.4.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>22</td><td>青嵐台公園</td><td>957.08</td><td>北町2-1286-54</td><td>S 63.4.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>23</td><td>下保谷第一公園</td><td>316.20</td><td>下保谷1-739-3</td><td>H 8.8.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>24</td><td>白子南公園</td><td>305.56</td><td>下保谷3-946-6</td><td>H 4.4.1</td><td>水道</td></tr> <tr><td>25</td><td>なえぎ山公園</td><td>373.30</td><td>中町6-1911-7</td><td>H 8.12.1</td><td>水道</td></tr> </tbody> </table>	番号	名称	面積 (㎡)	位置	供用開始	備考	1	新町さつき公園	674.20	新町5-581-5外	H 7.12.12	水道	2	新町つつじ公園	501.48	新町5-608-6	H 7.4.1		3	さざんか公園	522.00	新町6-725-5外	H 4.7.15	水道	4	柳沢第4公園	947.34	柳沢2-144-4	H 7.12.1	水道	5	東伏見公園	1,659.17	東伏見1-507-2	H 3.5.25	水道	6	保谷第一公園	1,046.77	保谷町2-1048-36外	H 8.8.1		7	保谷第二公園	426.59	保谷町3-1087-2	H 8.8.1	水道	8	保谷なかよし公園	1,079.39	保谷町5-1296-25外	S 56.4.1	水道	9	西浦公園	334.08	保谷町5-1379-3	H 4.4.1	水道	10	東伏見北公園	341.59	富士町4-760-8	H 6.11.1		11	文理台公園	16,671.21	東町1-178-2外	S 59.4.1	水道・トイレ	12	泉町きつつき公園	524.30	泉町5-2289-1の一部	S 56.4.1	水道	13	泉町第三公園	450.59	泉町6-467-6	H 8.8.1		14	住吉第四公園	333.06	住吉町1-1582-4	H 8.8.1	水道	15	住吉町上宿公園	899.06	住吉町1-1632-10外	S 56.4.1	水道	16	住吉町第三公園	470.85	住吉町4-2464-1外	H 8.8.1	水道	17	たけのこ公園	565.64	柴町1-506-5外	H 8.8.1		18	中島公園	564.04	柴町1-631-11外	H 2.12.1	水道	19	ひばりが丘北わんぱく公園	4,040.51	ひばりが丘北2-1388-1外	S 55.2.1	水道・トイレ	20	北町第四公園	348.42	北町1-1315-12外	H 8.8.1	水道	21	北町坊が谷戸公園	673.09	北町2-1280-8外	S 58.4.1	水道	22	青嵐台公園	957.08	北町2-1286-54	S 63.4.1	水道	23	下保谷第一公園	316.20	下保谷1-739-3	H 8.8.1	水道	24	白子南公園	305.56	下保谷3-946-6	H 4.4.1	水道	25	なえぎ山公園	373.30	中町6-1911-7	H 8.12.1	水道	
番号	名称	面積 (㎡)	位置	供用開始	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
1	新町さつき公園	674.20	新町5-581-5外	H 7.12.12	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
2	新町つつじ公園	501.48	新町5-608-6	H 7.4.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
3	さざんか公園	522.00	新町6-725-5外	H 4.7.15	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
4	柳沢第4公園	947.34	柳沢2-144-4	H 7.12.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
5	東伏見公園	1,659.17	東伏見1-507-2	H 3.5.25	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
6	保谷第一公園	1,046.77	保谷町2-1048-36外	H 8.8.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
7	保谷第二公園	426.59	保谷町3-1087-2	H 8.8.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
8	保谷なかよし公園	1,079.39	保谷町5-1296-25外	S 56.4.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
9	西浦公園	334.08	保谷町5-1379-3	H 4.4.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
10	東伏見北公園	341.59	富士町4-760-8	H 6.11.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
11	文理台公園	16,671.21	東町1-178-2外	S 59.4.1	水道・トイレ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
12	泉町きつつき公園	524.30	泉町5-2289-1の一部	S 56.4.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
13	泉町第三公園	450.59	泉町6-467-6	H 8.8.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
14	住吉第四公園	333.06	住吉町1-1582-4	H 8.8.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
15	住吉町上宿公園	899.06	住吉町1-1632-10外	S 56.4.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
16	住吉町第三公園	470.85	住吉町4-2464-1外	H 8.8.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
17	たけのこ公園	565.64	柴町1-506-5外	H 8.8.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
18	中島公園	564.04	柴町1-631-11外	H 2.12.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
19	ひばりが丘北わんぱく公園	4,040.51	ひばりが丘北2-1388-1外	S 55.2.1	水道・トイレ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
20	北町第四公園	348.42	北町1-1315-12外	H 8.8.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
21	北町坊が谷戸公園	673.09	北町2-1280-8外	S 58.4.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
22	青嵐台公園	957.08	北町2-1286-54	S 63.4.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
23	下保谷第一公園	316.20	下保谷1-739-3	H 8.8.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
24	白子南公園	305.56	下保谷3-946-6	H 4.4.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
25	なえぎ山公園	373.30	中町6-1911-7	H 8.12.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
番号	名称	面積 (㎡)	位置	供用開始	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
1	新町さつき公園	674.20	新町5-581-5外	H 7.12.12	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
2	新町つつじ公園	501.48	新町5-608-6	H 7.4.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
3	さざんか公園	522.00	新町6-725-5外	H 4.7.15	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
4	柳沢第4公園	947.34	柳沢2-144-4	H 7.12.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
5	東伏見公園	1,659.17	東伏見1-507-2	H 3.5.25	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
6	保谷第一公園	1,046.77	保谷町2-1048-36外	H 8.8.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
7	保谷第二公園	426.59	保谷町3-1087-2	H 8.8.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
8	保谷なかよし公園	1,079.39	保谷町5-1296-25外	S 56.4.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
9	西浦公園	334.08	保谷町5-1379-3	H 4.4.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
10	東伏見北公園	341.59	富士町4-760-8	H 6.11.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
11	文理台公園	16,671.21	東町1-178-2外	S 59.4.1	水道・トイレ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
12	泉町きつつき公園	524.30	泉町5-2289-1の一部	S 56.4.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
13	泉町第三公園	450.59	泉町6-467-6	H 8.8.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
14	住吉第四公園	333.06	住吉町1-1582-4	H 8.8.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
15	住吉町上宿公園	899.06	住吉町1-1632-10外	S 56.4.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
16	住吉町第三公園	470.85	住吉町4-2464-1外	H 8.8.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
17	たけのこ公園	565.64	柴町1-506-5外	H 8.8.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
18	中島公園	564.04	柴町1-631-11外	H 2.12.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
19	ひばりが丘北わんぱく公園	4,040.51	ひばりが丘北2-1388-1外	S 55.2.1	水道・トイレ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
20	北町第四公園	348.42	北町1-1315-12外	H 8.8.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
21	北町坊が谷戸公園	673.09	北町2-1280-8外	S 58.4.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
22	青嵐台公園	957.08	北町2-1286-54	S 63.4.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
23	下保谷第一公園	316.20	下保谷1-739-3	H 8.8.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
24	白子南公園	305.56	下保谷3-946-6	H 4.4.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
25	なえぎ山公園	373.30	中町6-1911-7	H 8.12.1	水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

Page	旧文書					新文書					備考		
	26	けやき台公園	417.44	芝久保町2-1537-3外	S52.4.5	水道	26	けやき台公園	417.44	芝久保町2-1537-3外	S52.4.5	水道	
	27	美向台公園	412.00	向台町1-705-36	S52.4.5	水道	27	美向台公園	412.00	向台町1-705-36	S52.4.5	水道	
	28	北原第一公園	717.68	北原町1-2742-4	S52.4.5	水道	28	北原第一公園	717.68	北原町1-2742-4	S52.4.5	水道	
	29	上向台公園	193.08	向台町6-1125-11	S53.4.1	水道	29	上向台公園	193.08	向台町6-1125-11	S53.4.1	水道	
	30	西原自然公園	20,013.93	西原町4-2364-19外	S54.6.15	水道・トイレ	30	西原自然公園	20,013.93	西原町4-2364-19外	S54.6.15	水道・トイレ	
	31	向台第二公園	917.32	向台町1-719-28外	S54.12.24	水道	31	向台第二公園	917.32	向台町1-719-28外	S54.12.24	水道	
	32	芝久保第一公園	1,302.58	芝久保町4-2124-43	S55.4.19	水道	32	芝久保第一公園	1,302.58	芝久保町4-2124-43	S55.4.19	水道	
	33	向台公園	7,080.68	向台町2-819-1外	S56.4.3	水道・トイレ	33	向台公園	7,080.68	向台町2-819-1外	S56.4.3	水道・トイレ	
	34	田無市民公園	17,931.71	向台町5-1059-6外	S59.3.31	水道・トイレ	34	田無市民公園	17,931.71	向台町5-1059-6外	S59.3.31	水道・トイレ	
	35	谷戸イチョウ公園	4,137.25	谷戸町2-3020-2の一部	S62.5.12	水道・トイレ	35	谷戸イチョウ公園	4,137.25	谷戸町2-3020-2の一部	S62.5.12	水道・トイレ	
	36	谷戸せせらぎ公園	7,810.96	谷戸町1-2893-6外	H13.4.21	水道・防災トイレ 井戸	36	谷戸せせらぎ公園	7,810.96	谷戸町1-2893-6外	H13.4.21	水道・防災トイレ 井戸	
	37	上保谷新田公園	965.00	新町6-780	H16.7.15	水道	37	上保谷新田公園	965.00	新町6-780	H16.7.15	水道	
	38	谷戸二丁目第2公園	1,040.03	谷戸町2-2938-11	H16.12.15	水道	38	谷戸二丁目第2公園	1,040.03	谷戸町2-2938-11	H16.12.15	水道	
	39	西東京いこいの森公園	44,182.65	緑町1-2515-3外	H17.4.29	水道・防災トイレ 井戸・防災ベンチ	39	西東京いこいの森公園	44,182.65	緑町1-2515-3外	H17.4.29	水道・防災トイレ 井戸・防災ベンチ	
	40	芝久保一丁目さくらの丘公園	557.64	芝久保町1-1427-169外	H17.6.15	水道	40	芝久保一丁目さくらの丘公園	557.64	芝久保町1-1427-169外	H17.6.15	水道	
	41	谷戸セントラルパーク	1,122.35	谷戸町2-2938-268	H19.1.15	水道	41	谷戸セントラルパーク	1,122.35	谷戸町2-2938-268	H19.1.15	水道	
	42	下野谷遺跡公園	3,172.50	東伏見6-272-47外	H19.4.15	水道・トイレ	42	下野谷遺跡公園	3,172.50	東伏見6-272-47外	H19.4.15	水道・トイレ	
	43	おおぞら公園	5,685.00	新町3-480-2外	H20.10.10	樋・防災トイレ・防災ベンチ	43	おおぞら公園	5,685.00	新町3-480-2外	H20.10.10	樋・防災トイレ・防災ベンチ	
	44	北宮ノ脇公園	1,936.43	北町5-1067-4	H22.3.15	樋・防災トイレ・防災ベンチ	44	北宮ノ脇公園	1,936.43	北町5-1067-4	H22.3.15	樋・防災トイレ・防災ベンチ	
	45	芝久保三丁目ふれあい公園	2,602.71	芝久保町3-2103-1外	H22.4.1	樋・防災トイレ・防災ベンチ	45	芝久保三丁目ふれあい公園	2,602.71	芝久保町3-2103-1外	H22.4.1	樋・防災トイレ・防災ベンチ	
	46	ひばりが丘三丁目けやき公園	1,221.95	ひばりが丘3-1616-11	H23.3.1		46	ひばりが丘三丁目けやき公園	1,221.95	ひばりが丘3-1616-11	H23.3.1		
	47	下保谷森林公園	4,462.66	下保谷3-915-1	H24.3.20	水道・トイレ	47	下保谷森林公園	4,462.66	下保谷3-915-1	H24.3.20	水道・トイレ	
	48	ひばりが丘西けやき公園	1,050.52	ひばりが丘3-1616-18	H25.12.12		48	ひばりが丘西けやき公園	1,050.52	ひばりが丘3-1616-18	H25.12.12		
	49	田無一丁目カエデの樹公園	504.61	田無町1-254-15	H26.10.30	水道	49	田無一丁目カエデの樹公園	504.61	田無町1-254-15	H26.10.30	水道	
	50	ひばりが丘さくらの道公園	2600.47	ひばりが丘3-1616-45外	H29.2.15	水道	50	ひばりが丘さくらの道公園	2600.47	ひばりが丘3-1616-45外	H29.2.15	水道	
	51	下保谷五丁目第1公園	789.39	下保谷5-382-3外	R1.5.23	水道	51	下保谷五丁目第1公園	789.39	下保谷5-382-3外	R1.5.23	水道	
	52	泉小わくわく公園	5157.03	泉町3-1730-5	R2.4.1	水道・防災トイレ 井戸・防災ベンチ	52	泉小わくわく公園	5157.03	泉町3-1730-5	R2.4.1	水道・防災トイレ 井戸・防災ベンチ	
		合計(52公園)	173,001.35		-			合計(52公園)	173,001.35		-		
	※備考は、設置されている防災関連設備					※備考は、設置されている防災関連設備							
5	4 生産緑地地区指定状況					4 生産緑地地区指定状況							
	(令和3年3月現在)					(令和6年1月現在)							
	都市計画の種類		地区数	面積 (ha)		都市計画の種類		地区数	面積 (ha)				
	西東京都市計画生産緑地地区		288	109.6		西東京都市計画生産緑地地区		278	100.72				
	5 道路の整備状況					5 道路の整備状況							
	(平成31年4月現在) (単位: m)					(令和4年4月現在) (単位: m)							
	道路総延長	規格改良済延長	5.5m未満	5.5m以上	13.0m以上	19.5m以上	道路総延長	規格改良済延長	5.5m未満	5.5m以上	13.0m以上	19.5m以上	
	274,753	198,049	148,721	45,998	2,348	982	277,518	201,555	151,687	46,483	2,358	1,027	
未改良延長		3.5m未満	3.5m以上	5.5m以上		未改良延長		3.5m未満	3.5m以上	5.5m以上			
76,704		49,607	24,918	2,179		75,963		49,077	24,704	2,182			
6	6 都市計画道路の整備状況					6 都市計画道路の整備状況							

Page	旧文書						新文書						備考
	(令和3年3月現在)						(令和6年1月現在)						
	都市計画の種類	計画決定延長 (k m)	完成済延長 (k m)	整備率 (%)			都市計画の種類	計画決定延長 (k m)	完成済延長 (k m)	整備率 (%)			
	西東京都市計画道路	51.19	22.71	44.4			西東京都市計画道路	51.19	<u>24.8</u>	<u>48.4</u>			
7	9 防火地域・準防火地域の指定状況						9 防火地域・準防火地域の指定状況						
	(令和3年3月現在)						(令和6年1月現在)						
	都市計画の種類	用途地域指定面積 (A)	防火地域 (B)	割合 (B/A)	準防火地域 (C)	割合 (C/A)	都市計画の種類	用途地域指定面積 (A)	防火地域 (B)	割合 (B/A)	準防火地域 (C)	割合 (C/A)	
	西東京都市計画 防火地域及び準防火地域	1,585.0ha	32.4ha	2.0%	986.7 ha	62.3%	西東京都市計画 防火地域及び準防火地域	1,585.0ha	32.4ha	2.0%	<u>987.1</u> ha	62.3%	
8	10 西東京市浸水ハザードマップ (令和元年12月発行)						10 西東京市浸水ハザードマップ (令和5年11月発行)						

Page	旧文書	新文書	備考																																
9	13 下水道管渠施設	13 下水道管渠施設																																	
	(平成30年3月現在)	(令和5年3月現在)																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>管渠延長 (m)</th> <th>整備面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨水</td> <td>9,113.23</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>汚水</td> <td>389,856.65</td> <td>1,584.81</td> </tr> </tbody> </table>	区分	管渠延長 (m)	整備面積 (ha)	雨水	9,113.23	96	汚水	389,856.65	1,584.81	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>管渠延長 (m)</th> <th>整備面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨水</td> <td>9,113.23</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>汚水</td> <td><u>397,434.72</u></td> <td>1,584.81</td> </tr> </tbody> </table>	区分	管渠延長 (m)	整備面積 (ha)	雨水	9,113.23	96	汚水	<u>397,434.72</u>	1,584.81															
区分	管渠延長 (m)	整備面積 (ha)																																	
雨水	9,113.23	96																																	
汚水	389,856.65	1,584.81																																	
区分	管渠延長 (m)	整備面積 (ha)																																	
雨水	9,113.23	96																																	
汚水	<u>397,434.72</u>	1,584.81																																	
10	16 階数別高層建築物数	16 階数別高層建築物数																																	
	(令和2年10月現在)																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>合計</th> <th>15階</th> <th>17階</th> <th>18階</th> <th>19階</th> <th>20階</th> <th>33階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高層建築物棟数</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(階数15以上。令和2年10月末までの建築基準法に基づく建築確認申請等による。)</p>		合計	15階	17階	18階	19階	20階	33階	高層建築物棟数	8	2	1	1	2	1	1	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>合計</th> <th>15階</th> <th>17階</th> <th>18階</th> <th>19階</th> <th>20階</th> <th>33階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高層建築物棟数</td> <td><u>9</u></td> <td><u>3</u></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(階数15以上。第9回地震に関する地域危険度測定調査資料(平成29年度)より)</p>		合計	15階	17階	18階	19階	20階	33階	高層建築物棟数	<u>9</u>	<u>3</u>	1	1	2	1	1	
	合計	15階	17階	18階	19階	20階	33階																												
高層建築物棟数	8	2	1	1	2	1	1																												
	合計	15階	17階	18階	19階	20階	33階																												
高層建築物棟数	<u>9</u>	<u>3</u>	1	1	2	1	1																												

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																
11	18 消防署の現況	18 消防署の現況																																																																																																	
	(令和3年3月現在)	(令和6年1月現在)																																																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">署員数</th> <th colspan="5">配備車両数</th> </tr> <tr> <th>ポンプ車</th> <th>はしご車</th> <th>救急車</th> <th>その他の車両</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西東京消防署</td> <td>208人</td> <td>6台</td> <td>1台</td> <td>4台</td> <td>9台</td> <td>20台</td> </tr> </tbody> </table>	区分	署員数	配備車両数					ポンプ車	はしご車	救急車	その他の車両	計	西東京消防署	208人	6台	1台	4台	9台	20台	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">署員数</th> <th colspan="5">配備車両数</th> </tr> <tr> <th>ポンプ車</th> <th>はしご車</th> <th>救急車</th> <th>その他の車両</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西東京消防署</td> <td>210人</td> <td>8台</td> <td>1台</td> <td>5台</td> <td>6台</td> <td>20台</td> </tr> </tbody> </table>	区分	署員数	配備車両数					ポンプ車	はしご車	救急車	その他の車両	計	西東京消防署	210人	8台	1台	5台	6台	20台																																																											
区分	署員数			配備車両数																																																																																															
		ポンプ車	はしご車	救急車	その他の車両	計																																																																																													
西東京消防署	208人	6台	1台	4台	9台	20台																																																																																													
区分	署員数	配備車両数																																																																																																	
		ポンプ車	はしご車	救急車	その他の車両	計																																																																																													
西東京消防署	210人	8台	1台	5台	6台	20台																																																																																													
12	19 消防団の現況	19 消防団の現況																																																																																																	
	(令和3年3月現在)	(令和6年1月現在)																																																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分団数</th> <th rowspan="2">団員数</th> <th colspan="3">配備車両数</th> </tr> <tr> <th>ポンプ車</th> <th>指揮車</th> <th>広報車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12</td> <td>218人</td> <td>12台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	分団数	団員数	配備車両数			ポンプ車	指揮車	広報車	12	218人	12台	1台	1台	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分団数</th> <th rowspan="2">団員数</th> <th colspan="3">配備車両数</th> </tr> <tr> <th>ポンプ車</th> <th>指揮車</th> <th>広報車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12</td> <td>206人</td> <td>12台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	分団数	団員数	配備車両数			ポンプ車	指揮車	広報車	12	206人	12台	1台	1台																																																																							
分団数	団員数			配備車両数																																																																																															
		ポンプ車	指揮車	広報車																																																																																															
12	218人	12台	1台	1台																																																																																															
分団数	団員数	配備車両数																																																																																																	
		ポンプ車	指揮車	広報車																																																																																															
12	206人	12台	1台	1台																																																																																															
12	20 消防水利の現況	20 消防水利の現況																																																																																																	
	(令和3年1月現在) (単位: 箇所)	(令和6年1月現在) (単位: 箇所)																																																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">消火栓</th> <th colspan="8">防火貯水槽 (地中ばり含む。)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">公設</th> <th rowspan="2">私設</th> <th colspan="4">公設</th> <th colspan="4">私設</th> </tr> <tr> <th>20 m³未満</th> <th>20 m³以上40 m³未満</th> <th>40 m³以上100 m³未満</th> <th>100 m³以上</th> <th>20 m³未満</th> <th>20 m³以上40 m³未満</th> <th>40 m³以上100 m³未満</th> <th>100 m³以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,559</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>221</td> <td>59</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>98</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">283</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">135</td> </tr> </tbody> </table>	消火栓		防火貯水槽 (地中ばり含む。)								公設	私設	公設				私設				20 m ³ 未満	20 m ³ 以上40 m ³ 未満	40 m ³ 以上100 m ³ 未満	100 m ³ 以上	20 m ³ 未満	20 m ³ 以上40 m ³ 未満	40 m ³ 以上100 m ³ 未満	100 m ³ 以上	1,559	2	0	3	221	59	0	1	98	36	283					135					<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">消火栓</th> <th colspan="8">防火貯水槽 (地中ばり含む。)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">公設</th> <th rowspan="2">私設</th> <th colspan="4">公設</th> <th colspan="4">私設</th> </tr> <tr> <th>20 m³未満</th> <th>20 m³以上40 m³未満</th> <th>40 m³以上100 m³未満</th> <th>100 m³以上</th> <th>20 m³未満</th> <th>20 m³以上40 m³未満</th> <th>40 m³以上100 m³未満</th> <th>100 m³以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,572</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>222</td> <td>61</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>102</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">286</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">139</td> </tr> </tbody> </table>	消火栓		防火貯水槽 (地中ばり含む。)								公設	私設	公設				私設				20 m ³ 未満	20 m ³ 以上40 m ³ 未満	40 m ³ 以上100 m ³ 未満	100 m ³ 以上	20 m ³ 未満	20 m ³ 以上40 m ³ 未満	40 m ³ 以上100 m ³ 未満	100 m ³ 以上	1,572	2	0	3	222	61	0	1	102	36	286					139					
消火栓		防火貯水槽 (地中ばり含む。)																																																																																																	
公設	私設	公設				私設																																																																																													
		20 m ³ 未満	20 m ³ 以上40 m ³ 未満	40 m ³ 以上100 m ³ 未満	100 m ³ 以上	20 m ³ 未満	20 m ³ 以上40 m ³ 未満	40 m ³ 以上100 m ³ 未満	100 m ³ 以上																																																																																										
1,559	2	0	3	221	59	0	1	98	36																																																																																										
283					135																																																																																														
消火栓		防火貯水槽 (地中ばり含む。)																																																																																																	
公設	私設	公設				私設																																																																																													
		20 m ³ 未満	20 m ³ 以上40 m ³ 未満	40 m ³ 以上100 m ³ 未満	100 m ³ 以上	20 m ³ 未満	20 m ³ 以上40 m ³ 未満	40 m ³ 以上100 m ³ 未満	100 m ³ 以上																																																																																										
1,572	2	0	3	222	61	0	1	102	36																																																																																										
286					139																																																																																														
13	災害応急対策計画に関する資料																																																																																																		
19	24 西東京市夜間、休日等における災害発生時の緊急初動態勢に関する要綱	24 西東京市夜間、休日等における災害発生時の緊急初動態勢に関する要綱																																																																																																	
	平成13年1月21日制定		平成13年1月21日制定																																																																																																
	(平成13年4月1日 改正 平成17年4月1日 平成19年7月1日 平成25年9月1日 平成27年4月1日 令和2年2月1日)		(平成13年4月1日 改正 平成17年4月1日 平成19年7月1日 平成25年9月1日 平成27年4月1日 令和2年2月1日 <u>令和3年10月1日</u>)																																																																																																
	第2 用語の定義		第2 用語の定義																																																																																																
	この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。		この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。																																																																																																
	(1) 避難広場 西東京市地域防災計画に定める避難広場のうち、市立の小学校及び中学校に開設するものをいう。		(1) 避難広場 西東京市地域防災計画に定める避難広場のうち、市立の小学校及び中学校に <u>おいて開放</u> するものをいう。																																																																																																
	(3) 初動支部 災害発生時において、災害対策本部が設置されるまでの間、避難広場に設置		(3) 初動支部 災害発生時において、災害対策本部が設置されるまでの間、避難 <u>所等</u> に設																																																																																																

Page	旧文書	新文書	備考
	される支部をいう。	置される支部をいう。	
	第3 組織及び担当事務	第3 組織及び担当事務	
	緊急初動態勢は初動本部及び初動支部をもって組織し、その 担任 事務は別表のとおりとする。	緊急初動態勢は初動本部及び初動支部をもって組織し、その 担任 事務は別表のとおりとする。	
	第4 初動要員の任命	第4 初動要員の任命	
	市長は、 市の区域及び近隣に居住する 職員のうちから、 初動要員 を任命する。	市長は、職員のうちから初動要員を任命する。	
	2 市長は、特に必要と認めるときは、前項に規定する職員以外の職員を初動要員として任命することができる。		
	3 市長は、初動要員の任命に際し、 出動 場所を指定する。	<u>2</u> 市長は、初動要員の任命に際し、 <u>参集</u> 場所を指定する。	
	4 市長は、初動要員のうちから各初動支部における支部長及び副支部長を任命する。	<u>3</u> 市長は、初動要員のうちから各初動支部における支部長及び副支部長を任命する。	
	5 初動要員は、病気、 転居 等により初動要員として活動することが困難となったときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。	<u>4</u> 初動要員は、病気等により初動要員として活動することが困難となったときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。	
20	6 市長は、前項の規定による届出をした者が初動要員として適さないと認めるときは、当該初動要員の任を解くものとする。	<u>5</u> 市長は、前項の規定による届出をした者が初動要員として適さないと認めるときは、当該初動要員の任を解くものとする。	
	第5 出動 命令	第5 <u>参集</u> 命令	
	市長は、夜間、休日等において、次の各号のいずれかに該当するときは、初動要員に対し 出動 を命じるものとする。	市長は、夜間、休日等において、次の各号のいずれかに該当するときは、初動要員に対し <u>参集</u> を命じるものとする。	
	(1) 災害発生時又は災害が発生するおそれがあるとき。	(1) 災害発生時又は災害が発生するおそれがあるとき。	
	(2) その他市長が緊急初動態勢を必要と認めるとき。	(2) その他市長が緊急初動態勢を必要と認めるとき。	
	2 前項の 出動 命令は、別に定める継送方法により、初動要員に伝達するものとする。	2 前項の <u>参集</u> 命令は、別に定める継送方法により、初動要員に伝達するものとする。	
	第6 出動	第6 <u>参集</u>	
	初動要員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに 指定された場所に出動 しなければならない。	初動要員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに <u>参集</u> 場所に <u>参集</u> しなければならない。	
	(1) 第5の規定により 出動 を命じられたとき。	(1) 第5の規定により <u>参集</u> を命じられたとき。	
	(2) 夜間、休日等において、震度5弱以上の地震が市内において発生したとき。	(2) 夜間、休日等において、震度5弱以上の地震が市内において発生したとき。	
	2 初動要員は、特別の事情により前項の規定による 出動 ができないときは、速やかに初動本部又は指定された初動支部の支部長に連絡しなければならない。	2 初動要員は、特別の事情により前項の規定による <u>参集</u> ができないときは、速やかに初動本部又は指定された初動支部の支部長に連絡しなければならない。	
	第7 支部長及び 初動要員の責務	第7 初動要員の責務	
	支部長は、 出動後速やかに避難広場を開設し 、初動要員に対し 担任 事務について必要な指示等を与える。	支部長は、 他の 初動要員に対し 担任 事務について必要な指示等を与える。	
	2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき、又は支部長が欠けたときは、その	2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき、又は支部長が欠けたときは、その	

Page	旧文書	新文書	備考																								
	職務を代理する。	その職務を代理する。																									
3	初動要員は、 支部長の指示により、避難広場等において 迅速かつ適正に対応するものとする。	3 初動要員は、 <u>参集後速やかに避難広場を開放し、担当事務について</u> 迅速かつ適正に対応するものとする。																									
第8	災害対策本部への引継ぎ	第8 災害対策本部への引継ぎ																									
	初動本部長は、災害対策本部が設置されたときは、緊急初動態勢における 担任 事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。	初動本部長は、災害対策本部が設置されたときは、緊急初動態勢における <u>担当</u> 事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。																									
第9	解除命令	第9 解除命令																									
	市長は、緊急初動態勢の必要がなくなると認められるときは、解除命令を出すものとする。	市長は、緊急初動態勢の必要がなくなると認められるときは、解除命令を出すものとする。																									
2	支部長は、前項に規定する解除命令が出されたときは、 初動要員に対し、解散を命じるとともに、避難広場を閉鎖し、初動本部へ活動状況を報告する。	2 支部長は、前項に規定する解除命令が出されたときは、 <u>初動本部へ活動状況を報告し、初動支部を解散する。</u>																									
21	附 則（令和2年2月1日）	附 則（令和2年2月1日）																									
	この要綱は、令和2年2月1日から施行する。	この要綱は、令和2年2月1日から施行する。																									
		<u>附 則（令和3年10月1日）</u>																									
		<u>この要綱は、令和3年10月1日から施行する。</u>																									
22	別表（第3関係）	別表（第3関係）																									
	緊急初動態勢	緊急初動態勢																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織名</th> <th>出勤場所</th> <th>緊急初動態勢の要員</th> <th>担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動本部</td> <td>防災センター</td> <td>危機管理担当部長 総務部危機管理課に属する職員 その他職員</td> <td>(1) 緊急初動態勢及び初動本部の庶務に関すること。 (2) 東京都及び防災機関との連絡に関すること。 (3) 初動本部との連絡に関すること。 (4) 初動支部への指揮に関すること。 (5) 災害対策本部設置の準備に関すること。 (6) その他災害応急</td> </tr> </tbody> </table>	組織名	出勤場所	緊急初動態勢の要員	担当事務	初動本部	防災センター	危機管理担当部長 総務部危機管理課に属する職員 その他職員	(1) 緊急初動態勢及び初動本部の庶務に関すること。 (2) 東京都及び防災機関との連絡に関すること。 (3) 初動本部との連絡に関すること。 (4) 初動支部への指揮に関すること。 (5) 災害対策本部設置の準備に関すること。 (6) その他災害応急	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織名</th> <th>参集場所</th> <th>緊急初動態勢の要員</th> <th>担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動本部</td> <td>防災センター</td> <td>危機管理担当部長、総務部危機管理課に属する職員その他必要とする部の職員</td> <td>(1) 緊急初動態勢及び初動本部の庶務に関すること。 (2) 東京都及び防災機関との連絡に関すること。 (3) 初動支部との連絡に関すること。 (4) 初動支部への指揮に関すること。 (5) 災害対策本部設置の準備に関すること。 (6) その他災害応急対策に必要なこと。</td> </tr> <tr> <td>初動支部</td> <td>田無小初動支部</td> <td>田無小学校</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>初動支部</td> <td>保谷小初動支部</td> <td>保谷小学校</td> <td>5人</td> </tr> </tbody> </table>	組織名	参集場所	緊急初動態勢の要員	担当事務	初動本部	防災センター	危機管理担当部長、総務部危機管理課に属する職員その他必要とする部の職員	(1) 緊急初動態勢及び初動本部の庶務に関すること。 (2) 東京都及び防災機関との連絡に関すること。 (3) 初動支部との連絡に関すること。 (4) 初動支部への指揮に関すること。 (5) 災害対策本部設置の準備に関すること。 (6) その他災害応急対策に必要なこと。	初動支部	田無小初動支部	田無小学校	5人	初動支部	保谷小初動支部	保谷小学校	5人	(1) 避難広場の開放及び維持のための活動
組織名	出勤場所	緊急初動態勢の要員	担当事務																								
初動本部	防災センター	危機管理担当部長 総務部危機管理課に属する職員 その他職員	(1) 緊急初動態勢及び初動本部の庶務に関すること。 (2) 東京都及び防災機関との連絡に関すること。 (3) 初動本部との連絡に関すること。 (4) 初動支部への指揮に関すること。 (5) 災害対策本部設置の準備に関すること。 (6) その他災害応急																								
組織名	参集場所	緊急初動態勢の要員	担当事務																								
初動本部	防災センター	危機管理担当部長、総務部危機管理課に属する職員その他必要とする部の職員	(1) 緊急初動態勢及び初動本部の庶務に関すること。 (2) 東京都及び防災機関との連絡に関すること。 (3) 初動支部との連絡に関すること。 (4) 初動支部への指揮に関すること。 (5) 災害対策本部設置の準備に関すること。 (6) その他災害応急対策に必要なこと。																								
初動支部	田無小初動支部	田無小学校	5人																								
初動支部	保谷小初動支部	保谷小学校	5人																								

Page	旧文書				新文書				備考
	初動支部								
				対策に必要なこと。					
	田無小初動支部	田無小学校	5人	(1) 避難広場の開設及び維持のための活動 (2) 周辺地域の被災状況に係る情報の収集及び連絡 (3) 西東京市立学校避難所運営協議会設置要綱(平成24年10月10日付24西教教第673号教育長決裁)第1に規定する避難所運営協議会及び自治会等と協力して、避難施設の開設準備を行うこと。 (4) その他市民の安全の確保を図るために必要な活動	保谷第一小初動支部	保谷第一小学校	5人	(2) 周辺地域の被災状況に係る情報の収集及び連絡 (3) 西東京市立学校避難所運営協議会設置要綱(平成24年10月10日付24西教教第673号教育長決裁)第1に規定する西東京市立学校避難所運営協議会及び自治会等と協力して、避難所の開設準備を行うこと。 (4) その他市民の安全の確保を図るために必要な活動	
	保谷小初動支部	保谷小学校	5人		保谷第二小初動支部	保谷第二小学校	5人		
	保谷第一小初動支部	保谷第一小学校	5人		谷戸小初動支部	谷戸小学校	5人		
	保谷第二小初動支部	保谷第二小学校	5人		東伏見小初動支部	東伏見小学校	5人		
	谷戸小初動支部	谷戸小学校	5人		中原小初動支部	中原小学校	5人		
	東伏見小初動支部	東伏見小学校	5人		向台小初動支部	向台小学校	5人		
	中原小初動支部	中原小学校	5人		碧山小初動支部	碧山小学校	5人		
	向台小初動支部	向台小学校	5人		芝久保小初動支部	芝久保小学校	5人		
	碧山小初動支部	碧山小学校	5人		栄小初動支部	栄小学校	5人		
	芝久保小初動支部	芝久保小学校	5人		谷戸第二小初動支部	谷戸第二小学校	5人		
	栄小初動支部	栄小学校	5人		東小初動支部	東小学校	5人		
	谷戸第二小初動支部	谷戸第二小学校	5人		柳沢小初動支部	柳沢小学校	5人		
	東小初動支部	東小学校	5人		上向台小初動支部	上向台小学校	5人		
	柳沢小初動支部	柳沢小学校	5人		本町小初動支部	本町小学校	5人		
	上向台小初動支部	上向台小学校	5人		住吉小初動支部	住吉小学校	5人		
	本町小初動支部	本町小学校	5人		けやき小初動支部	けやき小学校	5人		
	住吉小初動支部	住吉小学校	5人		田無第一中初動支部	田無第一中学校	5人		
	けやき小初動支部	けやき小学校	5人		保谷中初動支部	保谷中学校	5人		
	田無第一中初動支部	田無第一中学校	5人		田無第二中初動支部	田無第二中学校	5人		
	保谷中初動支部	保谷中学校	5人		ひばりが丘中初動支部	ひばりが丘中学校	5人		
	田無第二中初動支部	田無第二中学校	5人	田無第三中初動支部	田無第三中学校	5人			
	ひばりが丘中初動支部	ひばりが丘中学校	5人	青嵐中初動支部	青嵐中学校	5人			
	田無第三中初動支部	田無第三中学校	5人	柳沢中初動支部	柳沢中学校	5人			
	青嵐中初動支部	青嵐中学校	5人	田無第四中初動支部	田無第四中学校	5人			
	柳沢中初動支部	柳沢中学校	5人	明保中初動支部	明保中学校	5人			
	田無第四中初動支部	田無第四中学校	5人						
	明保中初動支部	明保中学校	5人						
24	25 西東京市防災行政用無線局管理運用規程				25 西東京市防災行政用無線局管理運用規程				
	平成13年1月21日訓令第37号				平成13年1月21日訓令第37号				
	(平成13年1月21日 訓令第37号・改正 平成19年6月29日 訓令第18号 平成21年3月23日訓令第2号 平成22年3月31日訓令第7号 平成23年3月1日訓令第1号 平成25年5月17日訓令第3号 平成27年3月31日 訓令第5号 平成27年4月30日 訓令第15号 令和2年1月31日 訓令第11号 令和3年4月1日 訓令第4号)				(平成13年1月21日 訓令第37号・改正 平成19年6月29日 訓令第18号 平成21年3月23日訓令第2号 平成22年3月31日訓令第7号 平成23年3月1日訓令第1号 平成25年5月17日訓令第3号 平成27年3月31日 訓令第5号 平成27年4月30日 訓令第15号 令和2年1月31日 訓令第11号 令和3年4月1日 訓令第4号 <u>令和4年3月31日 訓令第2号 令和4年6月30日 訓令第5号 令和5年4月2日 訓令第5号</u>)				

Page	旧文書	新文書	備考
	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
	(5) 移動系基地局 移動系陸上移動局を通信の相手方として、市内に設置する移動しない無線局をいう。		
	(6) 移動系陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する携帯型の無線局をいう。		
	(7) 地域防災システム制局 地域防災無線網を統括する無線局であって、地域防災系一般局及び地域防災系陸上移動局を通信の相手方とする無線局をいう。	(5) 地域防災システム制局 地域防災無線網を統括する無線局であって、地域防災系一般局及び地域防災系陸上移動局を通信の相手方とする無線局をいう。	
	(8) 地域防災系中継局 地域防災系一般局相互間及び地域防災系陸上移動局相互間等の通信を中継するため陸上に開設する移動しない無線局をいう。		
	(9) 地域防災系一般局 市の施設及び警察署、消防署等に設置した無線局をいう。	(6) 地域防災系一般局 市の施設及び警察署、消防署等に設置した無線局をいう。	
	(10) 地域防災系陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載型、可搬型及び携帯型の無線局をいう。	(7) 地域防災系陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載型、可搬型及び携帯型の無線局をいう。	
	(14) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。	(8) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。	
	(防災行政用無線局の回線構成)	(防災行政用無線局の回線構成)	
	第3条 防災行政用無線局の回線構成及び配置等は、別表第1から別表第4までのとおりとする。	第3条 防災行政用無線局の回線構成及び配置等は、別表第1、別表第2及び別表第4のとおりとする。	
	(職員)	(職員)	
25	第7条 通信取扱責任者は、同報系親局、 移動系基地局 及び地域防災システム制局に置く。	第7条 通信取扱責任者は、同報系親局及び地域防災システム制局に置く。	
	第8条 管理者は、同報系親局、 移動系基地局 及び地域防災システム制局の通信操作を行う部署に置く。	第8条 管理者は、同報系親局及び地域防災システム制局の通信操作を行う部署に置く。	
	第11条 管理責任者は、次に掲げるものを管理し、及び保管する。	第11条 管理責任者は、次に掲げるものを管理し、及び保管する。	
	(1) 無線局の免許状	(1) 無線局の免許状	
	(2) 無線局の免許申請書等の副本	(2) 無線局の免許申請書等の副本	
	(3) 電波法令集	(3) 電波法令集	
	(4) 無線検査簿	(4) 無線検査簿	
	(5) 無線業務日誌(様式第2号)	(5) 無線通報記録	
	(6) 無線従事者選(解)任届(様式第3号)	(6) 無線従事者選(解)任届(様式第2号)	
	(7) その他関連書類	(7) その他関連書類	
	(無線業務日誌)	(無線通報記録)	
26	第12条 無線従事者は、無線業務日誌を毎日作成し、 管理責任者の査閲を受けるものとする。	第12条 無線従事者は、無線通報記録について、通報後2年間、電磁的記録媒体に保管し、必要	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>に応じて管理責任者の査閲を受けられるように適切に管理するものとする。</u>	
27	附 則（令和2年1月31日訓令第11号）	附 則（令和2年1月31日訓令第11号）	
	この訓令は、令和2年2月1日から施行する。	この訓令は、令和2年2月1日から施行する。	
	附 則（令和3年4月1日訓令第4号）	附 則（令和3年3月31日訓令第4号）	
	この訓令は、令和3年4月1日から施行する。	この訓令は、令和3年4月1日から施行する。	
		<u>附 則（令和4年3月31日訓令第2号）</u>	
		<u>この訓令は、令和4年4月1日から施行する。</u>	
		<u>附 則（令和4年6月30日訓令第5号）</u>	
		<u>この訓令は、令和4年7月1日から施行する。</u>	
		<u>附 則（令和5年4月2日訓令第5号）</u>	
		<u>この訓令は、公布の日から施行する。</u>	
28	別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）	

Page	旧文書	新文書	備考																																										
	別表第2 (第3条関係)	別表第2 (第3条関係)																																											
	西東京市防災行政用無線局 (同報系) 配置場所	西東京市防災行政用無線局 (同報系) 配置場所																																											
28	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配置場所</th> <th>管理番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系親局</td> <td>西東京市防災センター</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">同報系子局 (屋外拡声子局)</td> <td>下保谷福祉会館</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人至誠学舎東京しもほうや保育園</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>西東京市北町五丁目北町2号水源</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>西東京市立青嵐中学校</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>北町ふれあい広場</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>西東京市立保谷第一小学校</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>西東京市立栄小学校</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配置場所	管理番号	同報系親局	西東京市防災センター	100	同報系子局 (屋外拡声子局)	下保谷福祉会館	1	社会福祉法人至誠学舎東京しもほうや保育園	2	西東京市北町五丁目北町2号水源	3	西東京市立青嵐中学校	4	北町ふれあい広場	5	西東京市立保谷第一小学校	6	西東京市立栄小学校	7	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配置場所</th> <th>管理番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系親局</td> <td>西東京市防災センター</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">同報系子局 (屋外拡声子局)</td> <td>下保谷福祉会館</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人至誠学舎東京しもほうや保育園</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>西東京市北町五丁目北町2号水源</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>西東京市立青嵐中学校</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>北町ふれあい広場</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>西東京市立保谷第一小学校</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>西東京市立栄小学校</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配置場所	管理番号	同報系親局	西東京市防災センター	100	同報系子局 (屋外拡声子局)	下保谷福祉会館	1	社会福祉法人至誠学舎東京しもほうや保育園	2	西東京市北町五丁目北町2号水源	3	西東京市立青嵐中学校	4	北町ふれあい広場	5	西東京市立保谷第一小学校	6	西東京市立栄小学校	7	
種別	配置場所	管理番号																																											
同報系親局	西東京市防災センター	100																																											
同報系子局 (屋外拡声子局)	下保谷福祉会館	1																																											
	社会福祉法人至誠学舎東京しもほうや保育園	2																																											
	西東京市北町五丁目北町2号水源	3																																											
	西東京市立青嵐中学校	4																																											
	北町ふれあい広場	5																																											
	西東京市立保谷第一小学校	6																																											
	西東京市立栄小学校	7																																											
種別	配置場所	管理番号																																											
同報系親局	西東京市防災センター	100																																											
同報系子局 (屋外拡声子局)	下保谷福祉会館	1																																											
	社会福祉法人至誠学舎東京しもほうや保育園	2																																											
	西東京市北町五丁目北町2号水源	3																																											
	西東京市立青嵐中学校	4																																											
	北町ふれあい広場	5																																											
	西東京市立保谷第一小学校	6																																											
	西東京市立栄小学校	7																																											
29																																													

Page	旧文書	新文書	備考																						
30	西東京市ひばりが丘北三丁目路上	8	西東京市ひばりが丘北三丁目路上	8																					
	西東京市立すみよし保育園	9	西東京市立すみよし保育園	9																					
	西東京市立住吉小学校	10	西東京市立住吉小学校	10																					
	文理台公園	11	文理台公園	11																					
	西東京市立東小学校	12	西東京市立東小学校	12																					
	西東京市泉町三丁目地内	13	泉小わくわく公園	13																					
	西東京市立ひばりが丘中学校	14	住吉町上宿公園	14																					
	西東京市立谷戸小学校	15	西東京市立谷戸小学校	15																					
	西東京市谷戸町三丁目長谷川ビル屋上	16	西東京市谷戸町三丁目長谷川ビル屋上	16																					
	西東京市ひばりが丘一丁目路上	17	西東京市ひばりが丘一丁目路上	17																					
	西東京市立中原小学校	18	西東京市立中原小学校	18																					
	西東京市立みどり保育園	19	社会福祉法人たつの子の会 西東京みどり保育園	19																					
	(略)		(略)																						
	下保谷ポンプ場	75	下保谷ポンプ場	75																					
西東京市ひばりが丘三丁目地内	76	西東京市立ひばりが丘中学校	76																						
31	別表第3 (第3条関係)	別表第3 <u>削除</u>																							
	西東京市防災行政用無線局（移動系）配置場所																								
	-																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配置場所</th> <th>呼出番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動系基地局</td> <td>西東京市防災センター事務室</td> <td>ぼうさい にしとうきょう</td> </tr> <tr> <td>移動系基地局 遠隔制御器</td> <td>西東京市防災センター防災情報室</td> <td>ぼうさい にしとうきょう</td> </tr> <tr> <td>移動系陸上移動局 (携帯型)</td> <td>西東京市防災センター防災情報室</td> <td>にしとうきょう101か ら にしとうきょう115ま で</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配置場所	呼出番号	移動系基地局	西東京市防災センター事務室	ぼうさい にしとうきょう	移動系基地局 遠隔制御器	西東京市防災センター防災情報室	ぼうさい にしとうきょう	移動系陸上移動局 (携帯型)	西東京市防災センター防災情報室	にしとうきょう101か ら にしとうきょう115ま で												
種別	配置場所	呼出番号																							
移動系基地局	西東京市防災センター事務室	ぼうさい にしとうきょう																							
移動系基地局 遠隔制御器	西東京市防災センター防災情報室	ぼうさい にしとうきょう																							
移動系陸上移動局 (携帯型)	西東京市防災センター防災情報室	にしとうきょう101か ら にしとうきょう115ま で																							
31	別表第4（第3条関係）	別表第4（第3条関係）																							
	西東京市防災行政用無線局（地域防災系）配置場所	西東京市防災行政用無線局（地域防災系）配置場所																							
31	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配置場所</th> <th>呼出番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域防災系統制御局</td> <td>西東京市防災センター及び西東京市役所田無庁舎</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遠隔制御器</td> <td>西東京市防災センター休日・夜間警戒本部</td> <td>701</td> </tr> <tr> <td>西東京市防災センター防災情報室</td> <td>702及び703</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配置場所	呼出番号	地域防災系統制御局	西東京市防災センター及び西東京市役所田無庁舎	100	遠隔制御器	西東京市防災センター休日・夜間警戒本部	701	西東京市防災センター防災情報室	702及び703	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配置場所</th> <th>呼出番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域防災系統制御局</td> <td>西東京市防災センター及び西東京市役所田無庁舎</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遠隔制御器</td> <td>西東京市防災センター警備室</td> <td>701</td> </tr> <tr> <td>西東京市防災センター休日・夜間警戒本部</td> <td>702</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配置場所	呼出番号	地域防災系統制御局	西東京市防災センター及び西東京市役所田無庁舎	100	遠隔制御器	西東京市防災センター警備室	701	西東京市防災センター休日・夜間警戒本部	702	
種別	配置場所	呼出番号																							
地域防災系統制御局	西東京市防災センター及び西東京市役所田無庁舎	100																							
遠隔制御器	西東京市防災センター休日・夜間警戒本部	701																							
	西東京市防災センター防災情報室	702及び703																							
種別	配置場所	呼出番号																							
地域防災系統制御局	西東京市防災センター及び西東京市役所田無庁舎	100																							
遠隔制御器	西東京市防災センター警備室	701																							
	西東京市防災センター休日・夜間警戒本部	702																							

Page	旧文書		新文書		備考	
32		西東京市防災センター災害対策本部	704	西東京市防災センター防災情報室	<u>703</u>	
		都市基盤部道路課	705	西東京市防災センター災害対策本部	704	
		都市基盤部下水道課	706	都市基盤部道路課	705	
		西東京市防災センター1階	707	都市基盤部下水道課	706	
		みどり環境部みどり公園課	708	西東京市防災センター無線設備電源設備室	707	
		健康福祉部健康課	709	西東京市防災センター関係機関連絡室	708	
		地域防災系一般局 (半固定型)	西東京市防災センター防災情報室	103、151、161及び653	健康福祉部健康課	709
			警視庁田無警察署	110	西東京市役所田無庁舎宿直室	<u>711# 5</u>
			(略)		企画部秘書広報課秘書係	<u>712# 5</u>
	西東京市立栄小学校		211	地域防災系一般局 (半固定型)	西東京市防災センター防災情報室	103、151及び161
	子育て支援部保育課		212		警視庁田無警察署	110
	西東京市立谷戸第二小学校		213		(略)	
	(略)				西東京市立栄小学校	211
	西東京市立こまどり保育園		305		子育て支援部幼児教育・保育課	212
	西東京市立立みどり保育園		306		西東京市立谷戸第二小学校	213
	西東京市立芝久保保育園		307		(略)	
	西東京市立すみよし保育園		308		西東京市立こまどり保育園	305
	西東京市立なかまち保育園		309		社会福祉法人たつの子の会 西東京みどり保育園	306
	西東京市立ひがし保育園		310		西東京市立芝久保保育園	307
	西東京市立やぎさわ保育園		312		西東京市立すみよし保育園	308
	(略)				西東京市立なかまち保育園	309
	西東京市立ほうやちょう保育園		314		西東京市立ひがし保育園	310
	西東京市立ひばりが丘保育園		315		社会福祉法人至誠学舎東京しもほうや保育園	<u>311</u>
	西東京市立ひがしふしみ保育園		316		西東京市立やぎさわ保育園	312
	(略)		(略)			
	西東京市コール田無	425	西東京市立ほうやちょう保育園		314	
	健康福祉部障害福祉課	426	西東京市立ひばりが丘保育園		315	
西東京市総合体育館	427	西東京市立ひがしふしみ保育園	316			
(略)		(略)				
企画部秘書広報課	712	西東京市コール田無	425			
地域防災系陸上移動局 (車載兼可搬型)	公用車・総務部危機管理課	660	西東京市総合体育館	427		
	(略)		(略)			
地域防災系陸上移動局 (携帯型)	総務部危機管理課	801から810まで、823から851まで及び870から889まで	企画部秘書広報課	712		
	西東京市消防団第1分団	811	健康福祉部障害福祉課	<u>713</u>		
34	地域防災系陸上移動局 (車載兼可搬型)	西東京市消防団第12分団ポンプ車	682	地域防災系陸上移動局	公用車・総務部危機管理課	660
				(略)	(略)	
35	地域防災系陸上移動局 (携帯型)	西東京市消防団第1分団	811	地域防災系陸上移動局 (車載兼可搬型)	西東京市消防団第12分団ポンプ車	682
				(略)	(略)	

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																						
	<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>西東京市消防団第12分団</td><td>822</td></tr> <tr><td>西東京市ひばりが丘図書館</td><td>852</td></tr> <tr><td>都市基盤部道路課</td><td>856から858まで</td></tr> <tr><td>みどり環境部ごみ減量推進課</td><td>859から861まで</td></tr> <tr><td>都市基盤部下水道課</td><td>862から864まで</td></tr> <tr><td>みどり環境部みどり公園課</td><td>898から900まで</td></tr> </table>	(略)		西東京市消防団第12分団	822	西東京市ひばりが丘図書館	852	都市基盤部道路課	856から858まで	みどり環境部ごみ減量推進課	859から861まで	都市基盤部下水道課	862から864まで	みどり環境部みどり公園課	898から900まで	<table border="1"> <tr><td>総務部危機管理課</td><td>801から810まで、823から850まで及び870から889まで</td></tr> <tr><td>西東京市消防団第1分団</td><td>811</td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>西東京市消防団第12分団</td><td>822</td></tr> <tr><td>都立小金井公園</td><td>851</td></tr> <tr><td>西東京市ひばりが丘図書館</td><td>852</td></tr> <tr><td>都市基盤部道路課</td><td>856から858まで</td></tr> <tr><td>みどり環境部ごみ減量推進課</td><td>859から861まで</td></tr> <tr><td>都市基盤部下水道課</td><td>862から864まで</td></tr> <tr><td>みどり環境部みどり公園課</td><td>898から900まで</td></tr> </table>	総務部危機管理課	801から810まで、823から850まで及び870から889まで	西東京市消防団第1分団	811	(略)		西東京市消防団第12分団	822	都立小金井公園	851	西東京市ひばりが丘図書館	852	都市基盤部道路課	856から858まで	みどり環境部ごみ減量推進課	859から861まで	都市基盤部下水道課	862から864まで	みどり環境部みどり公園課	898から900まで																																																					
(略)																																																																																									
西東京市消防団第12分団	822																																																																																								
西東京市ひばりが丘図書館	852																																																																																								
都市基盤部道路課	856から858まで																																																																																								
みどり環境部ごみ減量推進課	859から861まで																																																																																								
都市基盤部下水道課	862から864まで																																																																																								
みどり環境部みどり公園課	898から900まで																																																																																								
総務部危機管理課	801から810まで、823から850まで及び870から889まで																																																																																								
西東京市消防団第1分団	811																																																																																								
(略)																																																																																									
西東京市消防団第12分団	822																																																																																								
都立小金井公園	851																																																																																								
西東京市ひばりが丘図書館	852																																																																																								
都市基盤部道路課	856から858まで																																																																																								
みどり環境部ごみ減量推進課	859から861まで																																																																																								
都市基盤部下水道課	862から864まで																																																																																								
みどり環境部みどり公園課	898から900まで																																																																																								
36	26 放送要請協定機関	26 放送要請協定機関																																																																																							
	【都における放送要請協定機関】	【都における放送要請協定機関】																																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">放送機関</th> <th colspan="3">チャンネル・周波数</th> </tr> <tr> <th>テレビ</th> <th>ラジオ</th> <th>B S</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会</td> <td>地上デジタル1・2ch</td> <td>ラジオ第1 594KHz ラジオ第2 693KHz</td> <td>BS1・2</td> </tr> <tr> <td>TBSテレビ</td> <td>地上デジタル6ch</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>文化放送</td> <td>—</td> <td>1134KHz</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ニッポン放送</td> <td>—</td> <td>1242KHz</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ラジオ日本</td> <td>—</td> <td>1422KHz</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>エフエム東京</td> <td>—</td> <td>80.0MHz</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>J-WAVE</td> <td>—</td> <td>81.3MHz</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>InterFM</td> <td>—</td> <td>89.7MHz</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	放送機関	チャンネル・周波数			テレビ	ラジオ	B S	日本放送協会	地上デジタル1・2ch	ラジオ第1 594KHz ラジオ第2 693KHz	BS1・2	TBSテレビ	地上デジタル6ch	—	—	文化放送	—	1134KHz	—	ニッポン放送	—	1242KHz	—	ラジオ日本	—	1422KHz	—	エフエム東京	—	80.0MHz	—	J-WAVE	—	81.3MHz	—	InterFM	—	89.7MHz	—		(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">放送機関</th> <th colspan="3">チャンネル・周波数</th> </tr> <tr> <th>テレビ</th> <th>ラジオ</th> <th>B S</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会</td> <td>地上デジタル1・2ch</td> <td>ラジオ第1 594KHz ラジオ第2 693KHz <u>NHKFM 82.5KHz</u></td> <td>BS1・2</td> </tr> <tr> <td>TBSテレビ</td> <td>地上デジタル6ch</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>文化放送</td> <td>—</td> <td>1134KHz</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ニッポン放送</td> <td>—</td> <td>1242KHz</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ラジオ日本</td> <td>—</td> <td>1422KHz</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>エフエム東京</td> <td>—</td> <td>80.0MHz・<u>86.6MHz</u></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>J-WAVE</td> <td>—</td> <td>81.3MHz</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>InterFM</td> <td>—</td> <td>89.7MHz</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	放送機関	チャンネル・周波数			テレビ	ラジオ	B S	日本放送協会	地上デジタル1・2ch	ラジオ第1 594KHz ラジオ第2 693KHz <u>NHKFM 82.5KHz</u>	BS1・2	TBSテレビ	地上デジタル6ch	—	—	文化放送	—	1134KHz	—	ニッポン放送	—	1242KHz	—	ラジオ日本	—	1422KHz	—	エフエム東京	—	80.0MHz・ <u>86.6MHz</u>	—	J-WAVE	—	81.3MHz	—	InterFM	—	89.7MHz	—		(略)			
放送機関	チャンネル・周波数																																																																																								
	テレビ	ラジオ	B S																																																																																						
日本放送協会	地上デジタル1・2ch	ラジオ第1 594KHz ラジオ第2 693KHz	BS1・2																																																																																						
TBSテレビ	地上デジタル6ch	—	—																																																																																						
文化放送	—	1134KHz	—																																																																																						
ニッポン放送	—	1242KHz	—																																																																																						
ラジオ日本	—	1422KHz	—																																																																																						
エフエム東京	—	80.0MHz	—																																																																																						
J-WAVE	—	81.3MHz	—																																																																																						
InterFM	—	89.7MHz	—																																																																																						
	(略)																																																																																								
放送機関	チャンネル・周波数																																																																																								
	テレビ	ラジオ	B S																																																																																						
日本放送協会	地上デジタル1・2ch	ラジオ第1 594KHz ラジオ第2 693KHz <u>NHKFM 82.5KHz</u>	BS1・2																																																																																						
TBSテレビ	地上デジタル6ch	—	—																																																																																						
文化放送	—	1134KHz	—																																																																																						
ニッポン放送	—	1242KHz	—																																																																																						
ラジオ日本	—	1422KHz	—																																																																																						
エフエム東京	—	80.0MHz・ <u>86.6MHz</u>	—																																																																																						
J-WAVE	—	81.3MHz	—																																																																																						
InterFM	—	89.7MHz	—																																																																																						
	(略)																																																																																								
37	27 市における医薬品・医療資器材の備蓄状況	27 市における医薬品・医療資器材の備蓄状況																																																																																							
	(令和3年3月現在)	(令和6年1月現在)																																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>内容</th> <th>備蓄場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">災害用救急医療資器材 (7点セット)</td> <td rowspan="7">6</td> <td>蘇生セット</td> <td rowspan="7">防災センター地下備蓄倉庫 保谷第一小学校 保谷中学校</td> </tr> <tr><td>創傷セット</td></tr> <tr><td>熱傷セット</td></tr> <tr><td>骨折セット1号</td></tr> <tr><td>骨折セット2号</td></tr> <tr><td>骨折セット3号</td></tr> <tr><td>輸血・輸液セット1号</td></tr> </tbody> </table>	品名	数量	内容	備蓄場所	災害用救急医療資器材 (7点セット)	6	蘇生セット	防災センター地下備蓄倉庫 保谷第一小学校 保谷中学校	創傷セット	熱傷セット	骨折セット1号	骨折セット2号	骨折セット3号	輸血・輸液セット1号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>内容</th> <th>備蓄場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">災害用救急医療資器材 (7点セット)</td> <td rowspan="7">6</td> <td>蘇生セット</td> <td rowspan="7">防災センター地下備蓄倉庫 保谷第一小学校 保谷中学校 <u>谷戸小学校</u> <u>田無小学校</u> <u>田無第一中学校</u> <u>田無第四中学校</u></td> </tr> <tr><td>創傷セット</td></tr> <tr><td>熱傷セット</td></tr> <tr><td>骨折セット1号</td></tr> <tr><td>骨折セット2号</td></tr> <tr><td>骨折セット3号</td></tr> <tr><td>輸血・輸液セット1号</td></tr> </tbody> </table>	品名	数量	内容	備蓄場所	災害用救急医療資器材 (7点セット)	6	蘇生セット	防災センター地下備蓄倉庫 保谷第一小学校 保谷中学校 <u>谷戸小学校</u> <u>田無小学校</u> <u>田無第一中学校</u> <u>田無第四中学校</u>	創傷セット	熱傷セット	骨折セット1号	骨折セット2号	骨折セット3号	輸血・輸液セット1号																																																											
品名	数量	内容	備蓄場所																																																																																						
災害用救急医療資器材 (7点セット)	6	蘇生セット	防災センター地下備蓄倉庫 保谷第一小学校 保谷中学校																																																																																						
		創傷セット																																																																																							
		熱傷セット																																																																																							
		骨折セット1号																																																																																							
		骨折セット2号																																																																																							
		骨折セット3号																																																																																							
		輸血・輸液セット1号																																																																																							
品名	数量	内容	備蓄場所																																																																																						
災害用救急医療資器材 (7点セット)	6	蘇生セット	防災センター地下備蓄倉庫 保谷第一小学校 保谷中学校 <u>谷戸小学校</u> <u>田無小学校</u> <u>田無第一中学校</u> <u>田無第四中学校</u>																																																																																						
		創傷セット																																																																																							
		熱傷セット																																																																																							
		骨折セット1号																																																																																							
		骨折セット2号																																																																																							
		骨折セット3号																																																																																							
		輸血・輸液セット1号																																																																																							

Page	旧文書				新文書				備考
			輸血・輸液セット 2号				輸血・輸液セット 2号		
			緊急医薬品セット				緊急医薬品セット		
			雑品セット				雑品セット		
	避難者用救急医療セット	27		小学校及び中学校				小学校及び中学校	
					避難者用救急医療セット	29		小学校及び中学校 防災センター 田無庁舎	

38	28 指定緊急避難場所・指定避難所一覧			28 指定緊急避難場所・指定避難所一覧			
		(令和3年9月現在)				(令和6年4月現在)	
		凡例 「○」:適 「-」不適				凡例 「○」:適 「-」不適	

No	施設名	所在地	指定緊急避難場所				指定避難所			自主避難所	一時滞在施設	浸水深(m) ※10	No	施設名	所在地	指定緊急避難場所				指定避難所			自主避難所	一時滞在施設	浸水深(m) ※10
			大火 ※3	地震 ※4	洪水 ※5	崖崩れ ※6	一般 ※7	福祉 ※8	土砂 ※9							大火 ※3	地震 ※4	洪水 ※5	崖崩れ ※6	一般 ※7	福祉 ※8	土砂 ※9			
1	東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構	緑町 1-1-1	○ ※1	○ (広域)	-	-	-	-	-	-	-	1.0-2.0	1	東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構	緑町 1-1-1	○ (広域) ※1	○ (広域)	-	-	-	-	-	-	1.0-2.0	
2	東京大学大学院農学生命科学研究科附属田無演習林	緑町 1-1-8	○ (広域)	○ (広域)	-	-	-	-	-	-	-	1.0-2.0	2	東京大学大学院農学生命科学研究科附属田無演習林	緑町 1-1-8	○ (広域)	○ (広域)	-	-	-	-	-	-	1.0-2.0	
3	都立東伏見公園	東伏見 1	○	○	-	-	-	-	-	-	-	1.0-	3	都立東伏見公園	東伏見 1	○	○	-	-	-	-	-	-	1.0-	
4	文理台公園	東町 1-4	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	4	文理台公園	東町 1-4	○	○	-	-	-	-	-	-	-	
5	西東京いこいの森公園	緑町 3-2	○	○	-	-	-	-	-	-	-	1.0-	5	西東京いこいの森公園	緑町 3-2	○	○	-	-	-	-	-	-	-	1.0-
6	都立小金井公園	向台町 6-4	○	○	-	-	-	-	-	-	-	1.0-	6	都立小金井公園	向台町 6-4	○	○	-	-	-	-	-	-	-	1.0-
7	田無小学校	田無町 4-5-21	-	○ (広場) ※2	○ (広場)	○ (広場)	○	-	-	-	-	0.1-0.5	7	田無小学校	田無町 4-5-21	-	○ (広場) ※2	○ (広場)	○ (広場)	○	-	-	-	-	0.1-0.5
8	南町調節池	南町 1-3	-	○ (広場)	-	-	-	-	-	-	-	0.5-1.0	8	南町調節池	南町 1-3	-	○ (広場)	-	-	-	-	-	-	-	0.5-1.0
9	柳沢小学校	南町 2-12-37	-	○ (広場)	○ (広場)	○ (広場)	○	-	-	-	-	0.1-0.5	9	柳沢小学校	南町 2-12-37	-	○ (広場)	○ (広場)	○ (広場)	○	-	-	-	-	0.1-0.5
10	田無第一中学校	南町 6-9-37	-	○ (広場)	○ (広場)	○ (広場)	○	-	-	-	-	-	10	田無第一中学校	南町 6-9-37	-	○ (広場)	○ (広場)	○ (広場)	○	-	-	-	-	-
11	田無第三中学校	西原町 3-4-1	-	○ (広場)	○ (広場)	○ (広場)	○	-	-	-	-	0.1-0.5	11	田無第三中学校	西原町 3-4-1	-	○ (広場)	○ (広場)	○ (広場)	○	-	-	-	-	0.1-0.5
12	西原自然公園	西原町 4-5	-	○ (広場)	-	-	-	-	-	-	-	1.0-2.0	12	西原自然公園	西原町 4-5	-	○ (広場)	-	-	-	-	-	-	-	1.0-2.0
13	日本文華学園	西原町 4-5-85	-	○ (広場)	-	○ (広場)	○	-	-	-	-	0.5-1.0	13	日本文華学園	西原町 4-5-85	-	○ (広場)	-	○ (広場)	○	-	-	-	-	0.5-1.0
14	谷戸小学校	緑町 3-1-1	-	○ (広場)	○ (広場)	○ (広場)	○	-	-	○	-	0.1-0.5	14	谷戸小学校	緑町 3-1-1	-	○ (広場)	○ (広場)	○ (広場)	○	-	-	○	-	0.1-0.5
15	谷戸第二小学校	谷戸町 1-17-27	-	○ (広場)	○ (広場)	○ (広場)	○	-	-	-	-	-	15	谷戸第二小学校	谷戸町 1-17-27	-	○ (広場)	○ (広場)	○ (広場)	○	-	-	-	-	-
16	谷戸せせらぎ公園	谷戸町 1-22	-	○ (広場)	-	-	-	-	-	-	-	1.0-2.0	16	谷戸せせらぎ公園	谷戸町 1-22	-	○ (広場)	-	-	-	-	-	-	-	1.0-2.0
17	谷戸イチョウ公園	谷戸町 2-12	-	○ (広場)	-	-	-	-	-	-	-	-	17	谷戸イチョウ公園	谷戸町 2-12	-	○ (広場)	-	-	-	-	-	-	-	-
18	田無第二中学校	北原町 2-9-1	-	○ (広場)	○ (広場)	○ (広場)	○	-	-	-	-	0.1-0.5	18	田無第二中学校	北原町 2-9-1	-	○ (広場)	○ (広場)	○ (広場)	○	-	-	-	-	0.1-0.5
19	東京都立田無工業高等学校	向台町 1-9-1	-	○ (広場)	○ (広場)	○ (広場)	○	-	-	-	-	0.1-0.5	19	東京都立田無工業高等学校	向台町 1-9-1	-	○ (広場)	○ (広場)	○ (広場)	○	-	-	-	-	0.1-0.5
20	向台小学校	向台町 2-1-1	-	○ (広場)	○ (広場)	○ (広場)	○	-	-	○	-	0.1-0.5	20	向台小学校	向台町 2-1-1	-	○ (広場)	○ (広場)	○ (広場)	○	-	-	○	-	0.1-0.5
	(略)													(略)											

Page	旧文書											新文書											備考	
39	32	保谷第二小学校	柳沢 4-2-11	—	○ (広場)	○ (広場)	○ (広場)	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1-0.5			
	33	三菱UFJ銀行武蔵野運動場	柳沢 4-4	—	○ (広場)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1-0.5			
40	34	早稲田大学東伏見キャンパス東伏見総合グラウンド (略)	東伏見 2-7	—	○ (広場)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.0-2.0			
	57	みどり保育園	緑町 2-15-12	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
41	58	谷戸高齢者在宅サービスセンター (略)	谷戸町 3-23-8	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	63	ひがしふしみ保育園 (略)	東伏見 2-11-11	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.5-1.0			
42	65	ほろやちよう保育園 (略)	保谷町 3-13-1	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	88	泉小わくわく公園 箇所数	泉町 3-6、7	—	○ (広場)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.5-1.0			
(略)																								
※11 自主避難所箇所数：表中には掲載のないエコプラザ西東京（泉町 3-12-35、ペット同伴のみ）を含めた数値																								
43	32	保谷第二小学校	柳沢 4-2-11	—	○ (広場)	○ (広場)	○ (広場)	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1-0.5			
	33	MUFG PARK	柳沢 4-4-40	—	○ (広場)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1-0.5			
40	34	早稲田大学東伏見キャンパス東伏見総合グラウンド (略)	東伏見 2-7	—	○ (広場)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.0-2.0			
	57	社会福祉法人たつの子の会西東京みどり保育園	緑町 2-15-12	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
41	58	谷戸高齢者在宅サービスセンター※11 (略)	谷戸町 3-23-8	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	63	社会福祉法人青柳保育園東伏見えにし保育園 (略)	東伏見 2-11-11	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.5-1.0			
42	65	社会福祉法人オオミの会ほうやちよう保育園 (略)	保谷町 3-13-1	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	88	泉小わくわく公園 箇所数	泉町 3-6、7	—	○ (広場)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.5-1.0			
(略)																								
※11 令和6年9月30日で事業終了予定																								
※12 自主避難所箇所数：表中には掲載のないエコプラザ西東京（泉町 3-12-35、ペット同伴のみ）を含めた数値																								
43	29 要配慮者利用施設一覧											29 要配慮者利用施設一覧												
(令和3年9月現在)												(令和6年4月現在)												
要配慮者利用施設の一覧（福祉事業所等）												要配慮者利用施設の一覧（福祉事業所等）												
43	No.	施設の名称	施設所在地	浸水深の目安 ランク区分 (m)	土砂	担当課	No.	施設の名称	施設所在地	浸水深の目安 ランク区分 (m)	洪水	担当課												
	1	デイサービスハミング	西東京市泉町 3-12-25 バス保谷 2 階	0.5~1.0	—	高齢者支援課	1	デイサービスハミング	泉町 3-12-25 バス保谷 2 階	0.5~1.0	—	高齢者支援課												
	2	デイサービスわがや	西東京市泉町 5-5-13	0.5~1.0	—	高齢者支援課	2	デイサービスセンター「遊」 西東京	芝久保町 2-13-32	0.1~0.5	二	高齢者支援課												
	3	りんごの歌—北原町	西東京市北原町 2-1-21	0.1~0.5	—	高齢者支援課	3	グループホーム みんなの家・西東京	芝久保町 2-13-32	0.1~0.5	二	高齢者支援課												
	4	デイサービスセンター「遊」 西東京	西東京市芝久保町 2-13-32	0.1~0.5	—	高齢者支援課	4	デイサービス すみなす	芝久保町 3-24-2	0.5~1.0	—	高齢者支援課												
	5	グループホーム みんなの家・西東京	西東京市芝久保町 2-13-32	0.1~0.5	—	高齢者支援課	5	ヒューマンライフケア 花水木の湯	芝久保町 4-15-14	0.1~0.5	—	高齢者支援課												
	6	デイサービス すみなす	西東京市芝久保町 3-24-2	0.5~1.0	—	高齢者支援課	6	ベストライフ西東京松の木	下保谷 1-7-2	0.1~0.5	—	高齢者支援課												
	7	ヒューマンライフケア 花水木の湯	西東京市芝久保町 4-15-14	0.1~0.5	—	高齢者支援課	7	グループホーム 花	下保谷 1-8-20	0.1~0.5	—	高齢者支援課												
	8	ベストライフ西東京松の木	西東京市下保谷 1-7-2	0.1~0.5	—	高齢者支援課	8	sakura de 保谷	下保谷 2-1-1	0.1~0.5	—	高齢者支援課												
	9	グループホーム 花	西東京市下保谷 1-8-20	0.1~0.5	—	高齢者支援課	9	レジリハデイサービス まあぶる	下保谷 2-5-15	0.5~1.0	—	高齢者支援課												

Page	旧文書						新文書						備考
44	10	sakura de 保谷	西東京市下保谷 2-1-1	0.1~0.5	-	高齢者支援課	10	結いの家・みかんの木	下保谷 5-12-13	0.1~0.5	-	高齢者支援課	
	11	レジリハデイサービス まあぶる	西東京市下保谷 2-5-15	0.5~1.0	-	高齢者支援課	11	緑寿園ケアセンター	新町 1-11-25	0.1~0.5	-	高齢者支援課	
	12	結いの家・みかんの木	西東京市下保谷 5-12-13	0.1~0.5	-	高齢者支援課	12	おとなりさん。小金井公園	新町 6-11-16	0.5~1.0	-	高齢者支援課	
	13	特別養護老人ホーム—サンメ—ル尚和	西東京市新町 1-11-25	0.1~0.5	=	高齢者支援課	13	さくらサポート住吉町	住吉町 2-2-11	0.5~1.0	-	高齢者支援課	
	14	特別養護老人ホーム—緑寿園	西東京市新町 1-11-25	0.1~0.5	=	高齢者支援課	14	ツクイ西東京住吉デイサービスセンター	住吉町 5-12-20	1.0~2.0	-	高齢者支援課	
	15	サンメ—ル尚和デイケアセンター	西東京市新町 1-11-25	0.1~0.5	=	高齢者支援課	15	フィットネスデイ りらいふ	田無町 2-15-6 Mエベントイル 1F	0.1~0.5	-	高齢者支援課	
	16	緑寿園ケアセンター	西東京市新町 1-11-25	0.1~0.5	-	高齢者支援課	16	グッドケア・西東京	田無町 2-21-8	0.1~0.5	-	高齢者支援課	
	17	おとなりさん。小金井公園	西東京市新町 6-11-16	0.5~1.0	-	高齢者支援課	17	GENKI NEXT 西東京田無町	田無町 7-2-4	0.1~0.5	-	高齢者支援課	
	18	さくらサポート住吉町	西東京市住吉町 2-2-11	0.5~1.0	-	高齢者支援課	18	ねんりんはうす	田無町 5-4-8 第1和光ビル 305	0.1~0.5	-	高齢者支援課	
	19	ツクイ西東京住吉デイサービスセンター	西東京市住吉町 5-12-20	1.0~2.0	-	高齢者支援課	19	年輪デイホーム	田無町 5-4-8 第一和光ビル 1F	0.1~0.5	-	高齢者支援課	
	20	テアニげら	西東京市田無町 2-15-6 Mエベントイル 1F	0.1~0.5	-	高齢者支援課	20	デイサービスセンター椿☆保谷	中町 2-3-2	0.1~0.5	-	高齢者支援課	
	21	グッドケア・西東京	西東京市田無町 2-21-8	0.1~0.5	-	高齢者支援課	21	ベネッセまどか東伏見	中町 4-1-18	0.5~1.0	-	高齢者支援課	
	22	GENKI NEXT 西東京田無町	西東京市田無町 7-2-4	0.1~0.5	-	高齢者支援課	22	デイサービスセンター椿★ひばりが丘	西原町 5-4-18 1F	0.1~0.5	-	高齢者支援課	
	23	ねんりんはうす	西東京市田無町 5-4-8 第1和光ビル 305	0.1~0.5	-	高齢者支援課	23	デイセンター 西原たいそうくらぶ	西原町 5-5-23	0.1~0.5	-	高齢者支援課	
	24	年輪デイホーム	西東京市田無町 5-4-8 第一和光ビル 1F	0.1~0.5	-	高齢者支援課	24	特別養護老人ホーム グリーンロード	西原町 2-2-11	0.1~0.5	-	高齢者支援課	
	25	デイサービスセンター椿☆保谷	西東京市中町 2-3-2	0.1~0.5	-	高齢者支援課	25	高齢者在宅サービスセンター グリーンロード	西原町 2-2-11	0.1~0.5	-	高齢者支援課	
	26	ベネッセまどか東伏見	西東京市中町 4-1-18	0.5~1.0	-	高齢者支援課	26	特別養護老人ホーム クレイン	西原町 4-3-5	0.1~0.5	-	高齢者支援課	
	27	デイサービスセンター椿★ひばりが丘	西東京市西原町 5-4-18 1F	0.1~0.5	-	高齢者支援課	27	デイサービスセンター クレイン	西原町 4-3-5	0.1~0.5	-	高齢者支援課	
	28	デイセンター 西原たいそうくらぶ	西東京市西原町 5-5-23	0.1~0.5	-	高齢者支援課	28	デイサービスセンター保谷	東町 3-13-21	0.1~0.5	-	高齢者支援課	
	29	特別養護老人ホーム グリーンロード	西東京市西原町 2-2-11	0.1~0.5	-	高齢者支援課	29	メディカル・リハビリホーム ボンセジュール保谷	東町 6-3-13	0.5~1.0	-	高齢者支援課	
	30	高齢者在宅サービスセンター グリーンロード	西東京市西原町 2-2-11	0.1~0.5	-	高齢者支援課	30	西東京市高齢者センターきらら	富士町 1-7-69	0.1~0.5	-	高齢者支援課	
	31	特別養護老人ホーム クレイン	西東京市西原町 4-3-5	0.1~0.5	-	高齢者支援課	31	シェモア白樺	保谷町 5-14-15	0.1~0.5	-	高齢者支援課	
	32	デイサービスセンター クレイン	西東京市西原町 4-3-5	0.1~0.5	-	高齢者支援課	32	ベネッセまどか西武柳沢	保谷町 1-16-6	0.1~0.5	-	高齢者支援課	
	33	デイサービスセンター保谷	西東京市東町 3-13-21	0.1~0.5	-	高齢者支援課	33	ばぶちゃんち	緑町 1-6-1	0.1~0.5	-	高齢者支援課	
	34	メディカル・リハビリホーム ボンセジュール保谷	西東京市東町 6-3-13	0.5~1.0	-	高齢者支援課	34	介護老人保健施設 エバグリーン田無	緑町 3-6-1	0.5~1.0	-	高齢者支援課	
	35	西東京市高齢者センターきらら	西東京市富士町 1-7-69	0.1~0.5	-	高齢者支援課	35	グループホームのどか	南町 2-14-19	0.1~0.5	-	高齢者支援課	
	36	sakura de 富士町	西東京市富士町 2-7-19 イゲン富士 1F	0.1~0.5	=	高齢者支援課	36	スマイルデイサービス笑み	南町 2-15-4	0.1~0.5	-	高齢者支援課	
	37	シェモア白樺	西東京市保谷町 5-14-15	0.1~0.5	-	高齢者支援課	37	こころデイサービス田無	南町 5-13-16 エスポワール 1F	0.5~1.0	○	高齢者支援課	
	38	ベネッセまどか西武柳沢	西東京市保谷町 1-16-6	0.1~0.5	-	高齢者支援課	38	特別養護老人ホーム フローラ田無	向台町 2-16-22	0.1~0.5	-	高齢者支援課	
	39	ばぶちゃんち	西東京市緑町 1-6-1	0.1~0.5	-	高齢者支援課	39	介護老人保健施設 ハートフル田無	向台町 2-16-22	0.1~0.5	-	高齢者支援課	
	40	介護老人保健施設 エバグリーン田無	西東京市緑町 3-6-1	0.5~1.0	-	高齢者支援課	40	介護老人保健施設 武蔵野徳洲苑	向台町 3-5-57	0.1~0.5	-	高齢者支援課	
							41	デイサービス オリーブリ	柳沢 1-10-3 1F	0.5~1.0	○	高齢者支援課	

Page	旧文書						新文書						備考	
45	41	グループホームのどか	西東京市南町 2-14-19	0.1~0.5	-	高齢者支援課		ーフ						
	42	スマイルデイサービス笑み	西東京市南町 2-15-4	0.1~0.5	-	高齢者支援課	42	そんぼの家 柳沢	柳沢 3-5-27	0.1~0.5	-	高齢者支援課		
	43	こころデイサービス田無	西東京市南町 5-13-16 エスポワール 1F	0.5~1.0	-	高齢者支援課	43	スリーベルデイ田無	谷戸町 1-11-13	1.0~2.0	-	高齢者支援課		
	44	特別養護老人ホーム フローラ田無	西東京市向台町 2-16-22	0.1~0.5	-	高齢者支援課	44	ミラクル・ビスケ	東町 2-14-17 宮崎ビル 2F	0.1~0.5	-	高齢者支援課		
	45	介護老人保健施設 ハートフル田無	西東京市向台町 2-16-22	0.1~0.5	-	高齢者支援課	45	西東京ケアコミュニティそよ風	東町 3-1-13	0.5~1.0	-	高齢者支援課		
	46	介護老人保健施設 武蔵野徳洲苑	西東京市向台町 3-5-57	0.1~0.5	-	高齢者支援課	46	デイサービス いざみ SPA 保谷町	保谷町 6-1-1 MIWA ビル 1 階	0.1~0.5	-	高齢者支援課		
	47	デイサービス オリーブリーフ	西東京市柳沢 1-10-3 1F	0.5~1.0	-	高齢者支援課	47	ほうや福祉作業所	ひばりが丘 3-1-23	0.1~0.5	-	障害福祉課		
	48	そんぼの家 柳沢	西東京市柳沢 3-5-27	0.1~0.5	-	高齢者支援課	48	グループホームわっはっは	*	0.1~0.5	-	障害福祉課		
	49	スリーベルデイ田無	西東京市谷戸町 1-11-13	1.0~2.0	-	高齢者支援課	49	下保谷マリーナ	*	0.1~0.5	-	障害福祉課		
	50	ほうや福祉作業所	東京都西東京市ひばりが丘 3-1-23	0.1~0.5	-	障害福祉課	50	もやい向台Ⅱ	*	0.5~1.0	-	障害福祉課		
	51	グループホームわっはっは	*	0.1~0.5	-	障害福祉課	51	もやい向台	*	0.5~1.0	-	障害福祉課		
	52	下保谷マリーナ	*	0.1~0.5	-	障害福祉課	52	放課後等デイサービス らぶあ田無	向台町 1-16-20 ふじマンション 2 階 B 号	0.1~0.5	-	障害福祉課		
	53	もやい向台Ⅱ	*	0.5~1.0	-	障害福祉課	53	たんぼぼ (障害者支援施設、生活介護事業所、短期入所事業所)	向台町 3-1-11	0.1~0.5	○	障害福祉課		
	54	もやい向台	*	0.5~1.0	-	障害福祉課	54	ととろキッズ	芝久保町 2-22-32-102	0.1~0.5	-	障害福祉課		
	55	放課後等デイサービス らぶあ田無	東京都西東京市向台町 1-16-20 ふじマンション 2 階 B 号	0.1~0.5	-	障害福祉課	55	ととろクラブ	芝久保町 2-22-33	0.1~0.5	-	障害福祉課		
	56	たんぼぼ (障害者支援施設、生活介護事業所、短期入所事業所)	東京都西東京市向台町 3-1-11	0.1~0.5	-	障害福祉課	56	グループホームららら	*	0.5~1.0	-	障害福祉課		
	57	ととろキッズ	東京都西東京市芝久保町 2-22-32-102	0.1~0.5	-	障害福祉課	57	西東京市児童発達支援センターひいらぎ	住吉町 6-15-6	0.5~1.0	-	障害福祉課		
	58	ととろクラブ	東京都西東京市芝久保町 2-22-33	0.1~0.5	-	障害福祉課	58	ケアこげら	新町 1-14-10	0.1~0.5	-	障害福祉課		
	59	グループホームららら	*	0.5~1.0	-	障害福祉課	59	グループホーム住まいる／滞在型西原ユニット	*	0.1~0.5	-	障害福祉課		
	60	グループホームにこころ	*	1.0~2.0	-	障害福祉課	60	もやい泉町	*	2.0~3.0	-	障害福祉課		
	61	西東京市こどもの発達センターひいらぎ	東京都西東京市住吉町 6-15-6	0.5~1.0	-	障害福祉課	61	P.F.P.Cはたらきば	田無町 3-3-26 クレスト田無 1F	0.1~0.5	-	障害福祉課		
	62	ケアこげら	東京都西東京市新町 1-14-10	0.1~0.5	-	障害福祉課	62	西東京市生活介護事業所くろーばー	田無町 4-17-14	0.1~0.5	-	障害福祉課		
	63	グループホーム住まいる／滞在型西原ユニット	*	0.1~0.5	-	障害福祉課	63	くろーばーきっず	田無町 4-17-14	0.1~0.5	-	障害福祉課		
	64	もやい泉町	*	2.0~3.0	-	障害福祉課	64	自立生活企画 生活寮	*	0.1~0.5	-	障害福祉課		
65	P.F.P.Cはたらきば	東京都西東京市田無町 3-3-26 クレスト田無 1F	0.1~0.5	-	障害福祉課	65	児童発達支援事業みらい	田無町 7-8-14	0.1~0.5	-	障害福祉課			
66	西東京市生活介護事業所くろーばー	東京都西東京市田無町 4-17-14	0.1~0.5	-	障害福祉課	66	療育型児童デイサービスさざんか第 1	田無町 7-8-14	0.1~0.5	-	障害福祉課			
67	くろーばーきっず	東京都西東京市田無町 4-17-14	0.1~0.5	-	障害福祉課	67	児童デイ 月のうさぎ	東町 3-5-5 イストファイブビル 202	0.1~0.5	-	障害福祉課			
68	自立生活企画 生活寮	*	0.1~0.5	-	障害福祉課	68	どろんこ作業所	東伏見 6-1-36	1.0~2.0	○	障害福祉課			
69	児童発達支援事業みらい	東京都西東京市田無町 7-8-14	0.1~0.5	-	障害福祉課	69	グループホームわんど 2	*	1.0~2.0	○	障害福祉課			
70	療育型児童デイサービスさざんか第 1	東京都西東京市田無町 7-8-14	0.1~0.5	-	障害福祉課	70	第一田無寮	*	0.5~1.0	○	障害福祉課			
71	児童デイ 月のうさぎ	東京都西東京市東町 3-5-5 イストファイブビル 202	0.1~0.5	-	障害福祉課	71	グループホームわんど	*	0.5~1.0	○	障害福祉課			
72						72	グループホーム住まいる／滞在型柳沢ユニット・滞在型柳沢 2 ユニット	*	0.1~0.5	-	障害福祉課			

Page	旧文書						新文書						備考
	72	どろんこ作業所	東京都西東京市東伏見 6-1-36	1.0~2.0	＝	障害福祉課	73	グループホーム住まいる／北原ユニット	*	0.1~0.5	－	障害福祉課	
	73	グループホームわんど2	*	1.0~2.0	－	障害福祉課	74	たまみずきひばり	北原町 1-38-2	0.1~0.5	－	障害福祉課	
	74	第一田無寮	*	0.5~1.0	＝	障害福祉課	75	パsson西東京	柳沢 6-11-13	0.5~1.0	○	障害福祉課	
	75	グループホームわんど	*	0.5~1.0	＝	障害福祉課							
	76	グループホーム住まいる／滞在型柳沢ユニット・滞在型柳沢2ユニット	*	0.1~0.5	－	障害福祉課							
	77	グループホーム住まいる／北原ユニット	*	0.1~0.5	－	障害福祉課							
	78	たまみずきひばり	東京都西東京市北原町 1-38-2	0.1~0.5	－	障害福祉課							
	79	パsson西東京	東京都西東京市柳沢 6-11-13	0.5~1.0	＝	障害福祉課							
47	要配慮者利用施設の一覧（医療機関等）						要配慮者利用施設の一覧（医療機関等）						
47	No.	施設の名称	施設所在地	浸水深の目安 ランク区分 (m)	土砂	担当課	No.	施設の名称	施設所在地	浸水深の目安 ランク区分 (m)	洪水	担当課	
	80	平井皮膚科	田無町 4-17-18 トミミ田無1階	0.1~0.5	＝	健康課	76	田無ベインクリニック内科	南町 4-12-6	1.0~2.0	○	健康課	
	81	平井内科小児科	田無町 4-17-18 トミミ田無1階	0.1~0.5	＝	健康課	77	すくすく kids クリニック	南町 5-9-17	0.1~0.5	○	健康課	
	82	田無ベインクリニック内科	南町 4-12-6	1.0~2.0	＝	健康課	78	六角地藏整形外科クリニック	西原町 5-1-8 西原クリニックビル 1階	0.5~1.0	－	健康課	
	83	すくすく kids クリニック	南町 5-9-17	0.1~0.5	－	健康課	79	小野内科循環器科クリニック	西原町 5-1-8 西原クリニックビル 1階	0.5~1.0	－	健康課	
	84	六角地藏整形外科クリニック	西原町 5-1-8 西原クリニックビル 1階	0.5~1.0	－	健康課	80	すぎはらこどもクリニック	西原町 5-1-17	0.1~0.5	－	健康課	
	85	小野内科循環器科クリニック	西原町 5-1-8 西原クリニックビル 1階	0.5~1.0	－	健康課	81	ひがき医院	芝久保町 1-11-10	0.1~0.5	－	健康課	
	86	すぎはらこどもクリニック	西原町 5-1-17	0.1~0.5	－	健康課	82	南しばくぼ診療所	芝久保町 2-22-36	0.1~0.5	－	健康課	
	87	ひがき医院	芝久保町 1-11-10	0.1~0.5	－	健康課	83	たなしこどもクリニック	芝久保町 3-4-30 ケル田無1階	0.1~0.5	－	健康課	
	88	南しばくぼ診療所	芝久保町 2-22-36	0.1~0.5	－	健康課	84	やぎさわ内科・脳神経内科	柳沢 6-6-3 トキビル 202号	0.5~1.0	○	健康課	
	89	たなしこどもクリニック	芝久保町 3-4-30 ケル田無1階	0.1~0.5	－	健康課	85	仁徳クリニック	中町 4-7-9	0.1~0.5	－	健康課	
	90	やぎさわ内科・脳神経内科	柳沢 6-6-3 トキビル 202号	0.5~1.0	＝	健康課	86	田村クリニック	東町 4-13-23 メブビルイレッジ 1階	0.5~1.0	－	健康課	
	91	仁徳クリニック	中町 4-7-9	0.1~0.5	－	健康課	87	まつばらホームクリニック	東町 4-14-18 かえでビル 2階B	0.5~1.0	－	健康課	
	92	田村クリニック	東町 4-13-23 メブビルイレッジ 1階	0.5~1.0	－	健康課	88	安部医院泉町分院	泉町 2-16-11	0.5~1.0	－	健康課	
	93	まつばらホームクリニック	東町 4-14-18 かえでビル 2階B	0.5~1.0	－	健康課	89	保谷内科呼吸器科クリニック	住吉町 6-1-26	0.5~1.0	－	健康課	
	94	安部医院泉町分院	泉町 2-16-11	0.5~1.0	－	健康課	90	保谷北町かなざわファミリークリニック	北町 1-6-1 レッツビルディング 2階	0.5~1.0	－	健康課	
	95	保谷内科呼吸器科クリニック	住吉町 6-1-26	0.5~1.0	－	健康課	91	保谷伊藤眼科	北町 1-6-1 レッツビルディング 3階	0.5~1.0	－	健康課	
	96	保谷北町かなざわファミリークリニック	北町 1-6-1 レッツビルディング 2階	0.5~1.0	－	健康課	92	武蔵野徳洲会病院	向台町 3-5-48	0.5~1.0	－	健康課	
	97	保谷伊藤眼科	北町 1-6-1 レッツビルディング 3階	0.5~1.0	－	健康課	93	本町歯科	田無町 2-9-6 野崎ビル 201号	0.1~0.5	－	健康課	
	98	武蔵野徳洲会病院	向台町 3-5-48	0.5~1.0	－	健康課	94	はせがわ歯科クリニック	田無町 3-1-13 ラ・ベルトケル田無101	0.1~0.5	－	健康課	
	99	本町歯科	田無町 2-9-6 野崎ビル 201号	0.1~0.5	－	健康課	95	田無北デンタルクリニック	田無町 3-1-16 矢ヶ崎ビル 1階	0.1~0.5	－	健康課	
	100	はせがわ歯科クリニック	田無町 3-1-13 ラ・ベルトケル田無	0.1~0.5	－	健康課							

Page	旧文書						新文書						備考			
			101													
	101	田無北デンタルクリニック	田無町 3-1-16 矢ヶ崎ビル1階	0.1~0.5	—	健康課	96	ニイヤマ歯科	田無町 6-6-31	0.1~0.5	—	健康課				
	102	ニイヤマ歯科	田無町 6-6-31	0.1~0.5	—	健康課	97	おばら歯科医院	西原町 5-3-1 レアール田無 105号室	0.1~0.5	—	健康課				
	103	おばら歯科医院	西原町 5-3-1 レアール田無 105号室	0.1~0.5	—	健康課	98	城歯科クリニック	向台町 1-20-9	0.1~0.5	—	健康課				
	104	城歯科クリニック	向台町 1-20-9	0.1~0.5	—	健康課	99	志藤歯科医院	向台町 3-6-7	0.1~0.5	—	健康課				
	105	志藤歯科医院	向台町 3-6-7	0.1~0.5	—	健康課	100	しげる歯科	向台町 5-1-1	0.1~0.5	○	健康課				
	106	しげる歯科	向台町 5-1-1	0.1~0.5	—	健康課	101	岩田歯科医院	向台町 6-16-4	0.5~1.0	○	健康課				
	107	岩田歯科医院	向台町 6-16-4	0.5~1.0	—	健康課	102	浅沼歯科クリニック	芝久保町 3-4-32	0.1~0.5	—	健康課				
	108	浅沼歯科クリニック	芝久保町 3-4-32	0.1~0.5	—	健康課	103	みずた歯科医院	新町 2-2-2 ドムス武蔵野 1階	0.1~0.5	—	健康課				
	109	服部歯科医院	芝久保町 3-9-16	0.1~0.5	—	健康課	104	平田歯科クリニック	新町 2-4-3 2階	0.1~0.5	—	健康課				
	110	みずた歯科医院	新町 2-2-2 ドムス武蔵野 1階	0.1~0.5	—	健康課	105	いわさき歯科クリニック	新町 2-9-18	0.1~0.5	—	健康課				
	111	平田歯科クリニック	新町 2-4-3 2階	0.1~0.5	—	健康課	106	ほりうち歯科医院	富士町 2-7-11 サオハレビル 1階	0.1~0.5	—	健康課				
	112	いわさき歯科クリニック	新町 2-9-18	0.1~0.5	—	健康課	107	たきもと歯科医院	東町 2-13-18	0.1~0.5	—	健康課				
	113	ほりうち歯科医院	富士町 2-7-11 サオハレビル 1階	0.1~0.5	—	健康課	108	フォレストデンタルクリニック	東町 3-1-13 1階	0.1~0.5	—	健康課				
	114	たきもと歯科医院	東町 2-13-18	0.1~0.5	—	健康課	109	たむらデンタルクリニック	東町 4-13-23 メブルグイレッジ 1階	0.5~1.0	—	健康課				
	115	フォレストデンタルクリニック	東町 3-1-13 1階	0.1~0.5	—	健康課	110	井出歯科	泉町 1-13-4	0.1~0.5	—	健康課				
	116	たむらデンタルクリニック	東町 4-13-23 メブルグイレッジ 1階	0.5~1.0	—	健康課	111	泉台歯科医院	泉町 6-1-3	0.1~0.5	—	健康課				
	117	井出歯科	泉町 1-13-4	0.1~0.5	—	健康課	112	大槻歯科医院	北町 1-4-2	0.5~1.0	—	健康課				
	118	泉台歯科医院	泉町 6-1-3	0.1~0.5	—	健康課	113	岩永歯科クリニック	下保谷 3-7-9	0.5~1.0	—	健康課				
	119	大槻歯科医院	北町 1-4-2	0.5~1.0	—	健康課	114	さいとう歯科ファミリーメンテナンスルーム	下保谷 5-13-10	0.1~0.5	—	健康課				
	120	岩永歯科クリニック	下保谷 3-7-9	0.5~1.0	—	健康課										
	121	まつの木歯科医院	下保谷 5-9-19	0.5~1.0	—	健康課										
	122	さいとう歯科ファミリーメンテナンスルーム	下保谷 5-13-10	0.1~0.5	—	健康課										
49	要配慮者利用施設の一覧（保育所等）						要配慮者利用施設の一覧（保育所等）									
49	No.	施設の名称	施設所在地	浸水深の目安 ランク区分 (m)	土砂	担当課	No.	施設の名称	施設所在地	浸水深の目安 ランク区分 (m)	洪水	担当課				
	123	田無いづみ幼稚園	西東京市芝久保町 3-6-20	0.1~0.5	—	子育て支援課	115	田無いづみ幼稚園	芝久保町 3-6-20	0.1~0.5	—	幼児教育・保育課				
	124	田無向ヶ丘幼稚園	西東京市芝久保町 1-13-10	0.1~0.5	—	子育て支援課	116	田無向ヶ丘幼稚園	芝久保町 1-13-10	0.1~0.5	—	幼児教育・保育課				
	125	武蔵野大学附属幼稚園	西東京市新町 1-1-20	0.1~0.5	—	子育て支援課	117	武蔵野大学附属幼稚園	新町 1-1-20	0.1~0.5	—	幼児教育・保育課				
	126	明成幼稚園	西東京市西原町 2-2-3	0.5~1.0	—	子育て支援課	118	明成幼稚園	西原町 2-2-3	0.5~1.0	—	幼児教育・保育課				
	127	谷戸幼稚園	西東京市谷戸町 1-16-2	0.1~0.5	—	子育て支援課	119	谷戸幼稚園	谷戸町 1-16-2	0.1~0.5	—	幼児教育・保育課				
	128	そよかぜ保育園	ひばりが丘 3-1-25	0.1~0.5	—	保育課										
	129	向台保育園	南町 3-23-1	0.1~0.5	—	保育課										
	130	西原保育園	芝久保町 5-4-2	0.5~1.0	—	保育課										

Page	旧文書						新文書						備考
	131	ひがしふしみ保育園	東伏見 2-11-11	0.5~1.0	-	保育課	120	そよかぜ保育園	ひばりが丘 3-1-25	0.1~0.5	-	幼児教育・保育課	
	132	こまどり保育園	下保谷 2-4-2	0.5~1.0	-	保育課	121	向台保育園	南町 3-23-1	0.1~0.5	-	幼児教育・保育課	
	133	しもほうや保育園	下保谷 3-8-15	0.5~1.0	-	保育課	122	西原保育園	芝久保町 5-4-2	0.5~1.0	-	幼児教育・保育課	
	134	田無北原保育園	北原町 2-1-14	0.1~0.5	-	保育課	123	社会福祉法人青柳保育会 東伏見えにしだ保育園	東伏見 2-11-11	0.5~1.0	-	幼児教育・保育課	
	135	柳橋保育園	新町 1-11-25	0.1~0.5	-	保育課	124	こまどり保育園	下保谷 2-4-2	0.5~1.0	-	幼児教育・保育課	
	136	サムエル保育園	向台町 2-7-21	0.1~0.5	-	保育課	125	社会福祉法人至誠学舎東 京しもほうや保育園	下保谷 3-8-15	0.5~1.0	-	幼児教育・保育課	
	137	和泉保育園	泉町 2-6-10	0.1~0.5	-	保育課	126	田無北原保育園	北原町 2-1-14	0.1~0.5	-	幼児教育・保育課	
	138	サムエル保育園分園	向台町 2-6-11	0.1~0.5	-	保育課	127	柳橋保育園	新町 1-11-25	0.1~0.5	-	幼児教育・保育課	
	139	田無ひまわり保育園	田無町 7-2-21	0.1~0.5	-	保育課	128	サムエル保育園	向台町 2-7-21	0.1~0.5	-	幼児教育・保育課	
	140	武蔵野どろんこ保育園	西東京市新町 5-14-14	0.1~0.5	-	保育課	129	和泉保育園	泉町 2-6-10	0.1~0.5	-	幼児教育・保育課	
	141	田無すくすく保育園	南町 1-3-28	0.5~1.0	-	保育課	130	サムエル保育園分園	向台町 2-6-11	0.1~0.5	-	幼児教育・保育課	
	142	ポピンズナーサリースク ール西東京	田無町 6-5-28	0.1~0.5	-	保育課	131	田無ひまわり保育園	田無町 7-2-21	0.1~0.5	-	幼児教育・保育課	
	143	西東京ユーカリ保育園	下保谷 5-13-15	0.1~0.5	-	保育課	132	武蔵野どろんこ保育園	新町 5-14-14	0.1~0.5	-	幼児教育・保育課	
	144	小規模保育ひまわりのお うち	田無町 4-11-2	0.1~0.5	-	保育課	133	田無すくすく保育園	南町 1-3-28	0.5~1.0	-	幼児教育・保育課	
	145	南町 pocapoca 保育室	南町 3-6-9 河合ビル 1F	0.1~0.5	-	保育課							
	146	生活クラブ保育園ぼむ	泉町 3-12-25 パスル保谷 1F	1.0~2.0	-	保育課							
	147	ビーフェア田無保育園	田無町 5-11-15	0.1~0.5	-	保育課							
	148	Coco-ro 保育園	東町 3-9-7 サンライズビル 1F	0.1~0.5	-	保育課							
	149	ビーフェア子ども愛々 保育園向台	向台町 3-5-27-147	0.1~0.5	-	保育課							
							No.	施設の名称	施設所在地	浸水深の目安 ランク区分 (m)	洪水	担当課	
							134	ポピンズナーサリースク ール西東京	田無町 6-5-28	0.1~0.5	-	幼児教育・保育課	
							135	西東京ユーカリ保育園	下保谷 5-13-15	0.1~0.5	-	幼児教育・保育課	
							136	小規模保育ひまわりのお うち	田無町 4-11-2	0.1~0.5	-	幼児教育・保育課	
							137	南町 pocapoca 保育室	南町 3-6-9 河合ビル 1F	0.1~0.5	-	幼児教育・保育課	
							138	生活クラブ保育園ぼむ	泉町 3-12-25 パスル保谷 1F	1.0~2.0	-	幼児教育・保育課	
							139	HOPPA 田無保育園	田無町 5-11-15	0.1~0.5	-	幼児教育・保育課	

Page	旧文書						新文書						備考																																																																																																																																																																																				
							<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>育課</td> </tr> <tr> <td>140</td> <td>Coco-ro 保育園</td> <td>東町 3-9-7 サンライズビル 1F</td> <td>0.1~0.5</td> <td>-</td> <td>幼児教育・保育園</td> </tr> <tr> <td>141</td> <td>HOPPA こども愛々 保育園向台</td> <td>向台町 3-5-27-147</td> <td>0.1~0.5</td> <td>-</td> <td>幼児教育・保育園</td> </tr> <tr> <td>142</td> <td>グローバルキッズ東伏見園</td> <td>中町 4-8-23</td> <td>0.1~0.5</td> <td>二</td> <td>幼児教育・保育園</td> </tr> </table>											育課	140	Coco-ro 保育園	東町 3-9-7 サンライズビル 1F	0.1~0.5	-	幼児教育・保育園	141	HOPPA こども愛々 保育園向台	向台町 3-5-27-147	0.1~0.5	-	幼児教育・保育園	142	グローバルキッズ東伏見園	中町 4-8-23	0.1~0.5	二	幼児教育・保育園																																																																																																																																																													
					育課																																																																																																																																																																																												
140	Coco-ro 保育園	東町 3-9-7 サンライズビル 1F	0.1~0.5	-	幼児教育・保育園																																																																																																																																																																																												
141	HOPPA こども愛々 保育園向台	向台町 3-5-27-147	0.1~0.5	-	幼児教育・保育園																																																																																																																																																																																												
142	グローバルキッズ東伏見園	中町 4-8-23	0.1~0.5	二	幼児教育・保育園																																																																																																																																																																																												
51	要配慮者利用施設の一覧（児童館等）						要配慮者利用施設の一覧（児童館等）																																																																																																																																																																																										
51	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設の名称</th> <th>施設所在地</th> <th>浸水深の目安 ランク区分 (m)</th> <th>土砂</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>150</td><td>北原児童館</td><td>北原町 1-16-2</td><td>0.1~0.5</td><td>-</td><td>児童青少年課</td></tr> <tr><td>151</td><td>下保谷児童センター</td><td>下保谷 4-3-20</td><td>0.1~0.5</td><td>-</td><td>児童青少年課</td></tr> <tr><td>152</td><td>中町児童館</td><td>中町 4-4-1</td><td>0.5~1.0</td><td>-</td><td>児童青少年課</td></tr> <tr><td>153</td><td>田無柳沢児童センター</td><td>向台町 1-7-25</td><td>0.1~0.5</td><td>-</td><td>児童青少年課</td></tr> <tr><td>154</td><td>北原学童クラブ</td><td>北原町 1-16-2</td><td>0.1~0.5</td><td>-</td><td>児童青少年課</td></tr> <tr><td>155</td><td>下保谷学童クラブ</td><td>下保谷 4-3-20</td><td>0.1~0.5</td><td>-</td><td>児童青少年課</td></tr> <tr><td>156</td><td>けやき学童クラブ</td><td>芝久保町 5-7-1 けやき小学校内</td><td>1.0~2.0</td><td>-</td><td>児童青少年課</td></tr> <tr><td>157</td><td>本町学童クラブ</td><td>保谷町 1-3-35 保谷小学校内</td><td>0.1~0.5</td><td>-</td><td>児童青少年課</td></tr> <tr><td>158</td><td>東学童クラブ</td><td>東町 6-2-33 東小学校敷地内</td><td>0.1~0.5</td><td>-</td><td>児童青少年課</td></tr> <tr><td>159</td><td>みどり学童クラブ</td><td>緑町 3-8-3</td><td>1.0~2.0</td><td>-</td><td>児童青少年課</td></tr> <tr><td>160</td><td>向台学童クラブ</td><td>向台 3-1-45</td><td>0.5~1.0</td><td>-</td><td>児童青少年課</td></tr> <tr><td>161</td><td>向台第二学童クラブ</td><td>向台 3-1-45</td><td>0.5~1.0</td><td>-</td><td>児童青少年課</td></tr> <tr><td>162</td><td>東伏見第一学童クラブ</td><td>東伏見 6-1-17 東伏見小学校敷地内</td><td>1.0~2.0</td><td>-</td><td>児童青少年課</td></tr> <tr><td>163</td><td>東伏見第二学童クラブ</td><td>東伏見 6-1-17 東伏見小学校敷地内</td><td>1.0~2.0</td><td>-</td><td>児童青少年課</td></tr> </tbody> </table>						No.	施設の名称	施設所在地	浸水深の目安 ランク区分 (m)	土砂	担当課	150	北原児童館	北原町 1-16-2	0.1~0.5	-	児童青少年課	151	下保谷児童センター	下保谷 4-3-20	0.1~0.5	-	児童青少年課	152	中町児童館	中町 4-4-1	0.5~1.0	-	児童青少年課	153	田無柳沢児童センター	向台町 1-7-25	0.1~0.5	-	児童青少年課	154	北原学童クラブ	北原町 1-16-2	0.1~0.5	-	児童青少年課	155	下保谷学童クラブ	下保谷 4-3-20	0.1~0.5	-	児童青少年課	156	けやき学童クラブ	芝久保町 5-7-1 けやき小学校内	1.0~2.0	-	児童青少年課	157	本町学童クラブ	保谷町 1-3-35 保谷小学校内	0.1~0.5	-	児童青少年課	158	東学童クラブ	東町 6-2-33 東小学校敷地内	0.1~0.5	-	児童青少年課	159	みどり学童クラブ	緑町 3-8-3	1.0~2.0	-	児童青少年課	160	向台学童クラブ	向台 3-1-45	0.5~1.0	-	児童青少年課	161	向台第二学童クラブ	向台 3-1-45	0.5~1.0	-	児童青少年課	162	東伏見第一学童クラブ	東伏見 6-1-17 東伏見小学校敷地内	1.0~2.0	-	児童青少年課	163	東伏見第二学童クラブ	東伏見 6-1-17 東伏見小学校敷地内	1.0~2.0	-	児童青少年課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設の名称</th> <th>施設所在地</th> <th>浸水深の目安 ランク区分 (m)</th> <th>洪水</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>143</td><td>北原児童館</td><td>北原町 1-16-2</td><td>0.1~0.5</td><td>-</td><td>児童青少年課</td></tr> <tr><td>144</td><td>下保谷児童センター</td><td>下保谷 4-3-20</td><td>0.1~0.5</td><td>-</td><td>児童青少年課</td></tr> <tr><td>145</td><td>中町児童館</td><td>中町 4-4-1</td><td>0.5~1.0</td><td>-</td><td>児童青少年課</td></tr> <tr><td>146</td><td>田無柳沢児童センター</td><td>向台町 1-7-25</td><td>0.1~0.5</td><td>-</td><td>児童青少年課</td></tr> <tr><td>147</td><td>北原学童クラブ</td><td>北原町 1-16-2</td><td>0.1~0.5</td><td>-</td><td>児童青少年課</td></tr> <tr><td>148</td><td>下保谷学童クラブ</td><td>下保谷 4-3-20</td><td>0.1~0.5</td><td>-</td><td>児童青少年課</td></tr> <tr><td>149</td><td>けやき学童クラブ</td><td>芝久保町 5-7-1 けやき小学校内</td><td>1.0~2.0</td><td>-</td><td>児童青少年課</td></tr> <tr><td>150</td><td>本町学童クラブ</td><td>保谷町 1-3-35 保谷小学校内</td><td>0.1~0.5</td><td>-</td><td>児童青少年課</td></tr> <tr><td>151</td><td>東学童クラブ</td><td>東町 6-2-33 東小学校敷地内</td><td>0.1~0.5</td><td>-</td><td>児童青少年課</td></tr> <tr><td>152</td><td>みどり学童クラブ</td><td>緑町 3-8-3</td><td>1.0~2.0</td><td>-</td><td>児童青少年課</td></tr> <tr><td>153</td><td>向台学童クラブ</td><td>向台 3-1-45</td><td>0.5~1.0</td><td>-</td><td>児童青少年課</td></tr> <tr><td>154</td><td>向台第二学童クラブ</td><td>向台 3-1-45</td><td>0.5~1.0</td><td>-</td><td>児童青少年課</td></tr> <tr><td>155</td><td>東伏見第一学童クラブ</td><td>東伏見 6-1-17 東伏見小学校敷地内</td><td>1.0~2.0</td><td>-</td><td>児童青少年課</td></tr> <tr><td>156</td><td>東伏見第二学童クラブ</td><td>東伏見 6-1-17 東伏見小学校敷地内</td><td>1.0~2.0</td><td>-</td><td>児童青少年課</td></tr> </tbody> </table>						No.	施設の名称	施設所在地	浸水深の目安 ランク区分 (m)	洪水	担当課	143	北原児童館	北原町 1-16-2	0.1~0.5	-	児童青少年課	144	下保谷児童センター	下保谷 4-3-20	0.1~0.5	-	児童青少年課	145	中町児童館	中町 4-4-1	0.5~1.0	-	児童青少年課	146	田無柳沢児童センター	向台町 1-7-25	0.1~0.5	-	児童青少年課	147	北原学童クラブ	北原町 1-16-2	0.1~0.5	-	児童青少年課	148	下保谷学童クラブ	下保谷 4-3-20	0.1~0.5	-	児童青少年課	149	けやき学童クラブ	芝久保町 5-7-1 けやき小学校内	1.0~2.0	-	児童青少年課	150	本町学童クラブ	保谷町 1-3-35 保谷小学校内	0.1~0.5	-	児童青少年課	151	東学童クラブ	東町 6-2-33 東小学校敷地内	0.1~0.5	-	児童青少年課	152	みどり学童クラブ	緑町 3-8-3	1.0~2.0	-	児童青少年課	153	向台学童クラブ	向台 3-1-45	0.5~1.0	-	児童青少年課	154	向台第二学童クラブ	向台 3-1-45	0.5~1.0	-	児童青少年課	155	東伏見第一学童クラブ	東伏見 6-1-17 東伏見小学校敷地内	1.0~2.0	-	児童青少年課	156	東伏見第二学童クラブ	東伏見 6-1-17 東伏見小学校敷地内	1.0~2.0	-	児童青少年課	
No.	施設の名称	施設所在地	浸水深の目安 ランク区分 (m)	土砂	担当課																																																																																																																																																																																												
150	北原児童館	北原町 1-16-2	0.1~0.5	-	児童青少年課																																																																																																																																																																																												
151	下保谷児童センター	下保谷 4-3-20	0.1~0.5	-	児童青少年課																																																																																																																																																																																												
152	中町児童館	中町 4-4-1	0.5~1.0	-	児童青少年課																																																																																																																																																																																												
153	田無柳沢児童センター	向台町 1-7-25	0.1~0.5	-	児童青少年課																																																																																																																																																																																												
154	北原学童クラブ	北原町 1-16-2	0.1~0.5	-	児童青少年課																																																																																																																																																																																												
155	下保谷学童クラブ	下保谷 4-3-20	0.1~0.5	-	児童青少年課																																																																																																																																																																																												
156	けやき学童クラブ	芝久保町 5-7-1 けやき小学校内	1.0~2.0	-	児童青少年課																																																																																																																																																																																												
157	本町学童クラブ	保谷町 1-3-35 保谷小学校内	0.1~0.5	-	児童青少年課																																																																																																																																																																																												
158	東学童クラブ	東町 6-2-33 東小学校敷地内	0.1~0.5	-	児童青少年課																																																																																																																																																																																												
159	みどり学童クラブ	緑町 3-8-3	1.0~2.0	-	児童青少年課																																																																																																																																																																																												
160	向台学童クラブ	向台 3-1-45	0.5~1.0	-	児童青少年課																																																																																																																																																																																												
161	向台第二学童クラブ	向台 3-1-45	0.5~1.0	-	児童青少年課																																																																																																																																																																																												
162	東伏見第一学童クラブ	東伏見 6-1-17 東伏見小学校敷地内	1.0~2.0	-	児童青少年課																																																																																																																																																																																												
163	東伏見第二学童クラブ	東伏見 6-1-17 東伏見小学校敷地内	1.0~2.0	-	児童青少年課																																																																																																																																																																																												
No.	施設の名称	施設所在地	浸水深の目安 ランク区分 (m)	洪水	担当課																																																																																																																																																																																												
143	北原児童館	北原町 1-16-2	0.1~0.5	-	児童青少年課																																																																																																																																																																																												
144	下保谷児童センター	下保谷 4-3-20	0.1~0.5	-	児童青少年課																																																																																																																																																																																												
145	中町児童館	中町 4-4-1	0.5~1.0	-	児童青少年課																																																																																																																																																																																												
146	田無柳沢児童センター	向台町 1-7-25	0.1~0.5	-	児童青少年課																																																																																																																																																																																												
147	北原学童クラブ	北原町 1-16-2	0.1~0.5	-	児童青少年課																																																																																																																																																																																												
148	下保谷学童クラブ	下保谷 4-3-20	0.1~0.5	-	児童青少年課																																																																																																																																																																																												
149	けやき学童クラブ	芝久保町 5-7-1 けやき小学校内	1.0~2.0	-	児童青少年課																																																																																																																																																																																												
150	本町学童クラブ	保谷町 1-3-35 保谷小学校内	0.1~0.5	-	児童青少年課																																																																																																																																																																																												
151	東学童クラブ	東町 6-2-33 東小学校敷地内	0.1~0.5	-	児童青少年課																																																																																																																																																																																												
152	みどり学童クラブ	緑町 3-8-3	1.0~2.0	-	児童青少年課																																																																																																																																																																																												
153	向台学童クラブ	向台 3-1-45	0.5~1.0	-	児童青少年課																																																																																																																																																																																												
154	向台第二学童クラブ	向台 3-1-45	0.5~1.0	-	児童青少年課																																																																																																																																																																																												
155	東伏見第一学童クラブ	東伏見 6-1-17 東伏見小学校敷地内	1.0~2.0	-	児童青少年課																																																																																																																																																																																												
156	東伏見第二学童クラブ	東伏見 6-1-17 東伏見小学校敷地内	1.0~2.0	-	児童青少年課																																																																																																																																																																																												
52	要配慮者利用施設の一覧（学校）						要配慮者利用施設の一覧（学校）																																																																																																																																																																																										
52	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設の名称</th> <th>施設所在地</th> <th>浸水深の目安 ランク区分 (m)</th> <th>土砂</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>164</td><td>田無小学校</td><td>田無町 4-5-21</td><td>0.1~0.5</td><td>-</td><td>教育企画課</td></tr> <tr><td>165</td><td>保谷小学校</td><td>保谷町 1-3-35</td><td>0.1~0.5</td><td>-</td><td>教育企画課</td></tr> <tr><td>166</td><td>保谷第二小学校</td><td>柳沢 4-2-11</td><td>0.1~0.5</td><td>-</td><td>教育企画課</td></tr> <tr><td>167</td><td>谷戸小学校</td><td>緑町 3-1-1</td><td>0.1~0.5</td><td>-</td><td>教育企画課</td></tr> <tr><td>168</td><td>東伏見小学校</td><td>東伏見 6-1-28</td><td>1.0~2.0</td><td>-</td><td>教育企画課</td></tr> </tbody> </table>						No.	施設の名称	施設所在地	浸水深の目安 ランク区分 (m)	土砂	担当課	164	田無小学校	田無町 4-5-21	0.1~0.5	-	教育企画課	165	保谷小学校	保谷町 1-3-35	0.1~0.5	-	教育企画課	166	保谷第二小学校	柳沢 4-2-11	0.1~0.5	-	教育企画課	167	谷戸小学校	緑町 3-1-1	0.1~0.5	-	教育企画課	168	東伏見小学校	東伏見 6-1-28	1.0~2.0	-	教育企画課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設の名称</th> <th>施設所在地</th> <th>浸水深の目安 ランク区分 (m)</th> <th>洪水</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>157</td><td>田無小学校</td><td>田無町 4-5-21</td><td>0.1~0.5</td><td>-</td><td>教育企画課</td></tr> <tr><td>158</td><td>保谷小学校</td><td>保谷町 1-3-35</td><td>0.1~0.5</td><td>-</td><td>教育企画課</td></tr> <tr><td>159</td><td>保谷第二小学校</td><td>柳沢 4-2-11</td><td>0.1~0.5</td><td>-</td><td>教育企画課</td></tr> <tr><td>160</td><td>谷戸小学校</td><td>緑町 3-1-1</td><td>0.1~0.5</td><td>-</td><td>教育企画課</td></tr> <tr><td>161</td><td>東伏見小学校</td><td>東伏見 6-1-28</td><td>1.0~2.0</td><td>○</td><td>教育企画課</td></tr> </tbody> </table>						No.	施設の名称	施設所在地	浸水深の目安 ランク区分 (m)	洪水	担当課	157	田無小学校	田無町 4-5-21	0.1~0.5	-	教育企画課	158	保谷小学校	保谷町 1-3-35	0.1~0.5	-	教育企画課	159	保谷第二小学校	柳沢 4-2-11	0.1~0.5	-	教育企画課	160	谷戸小学校	緑町 3-1-1	0.1~0.5	-	教育企画課	161	東伏見小学校	東伏見 6-1-28	1.0~2.0	○	教育企画課																																																																																																													
No.	施設の名称	施設所在地	浸水深の目安 ランク区分 (m)	土砂	担当課																																																																																																																																																																																												
164	田無小学校	田無町 4-5-21	0.1~0.5	-	教育企画課																																																																																																																																																																																												
165	保谷小学校	保谷町 1-3-35	0.1~0.5	-	教育企画課																																																																																																																																																																																												
166	保谷第二小学校	柳沢 4-2-11	0.1~0.5	-	教育企画課																																																																																																																																																																																												
167	谷戸小学校	緑町 3-1-1	0.1~0.5	-	教育企画課																																																																																																																																																																																												
168	東伏見小学校	東伏見 6-1-28	1.0~2.0	-	教育企画課																																																																																																																																																																																												
No.	施設の名称	施設所在地	浸水深の目安 ランク区分 (m)	洪水	担当課																																																																																																																																																																																												
157	田無小学校	田無町 4-5-21	0.1~0.5	-	教育企画課																																																																																																																																																																																												
158	保谷小学校	保谷町 1-3-35	0.1~0.5	-	教育企画課																																																																																																																																																																																												
159	保谷第二小学校	柳沢 4-2-11	0.1~0.5	-	教育企画課																																																																																																																																																																																												
160	谷戸小学校	緑町 3-1-1	0.1~0.5	-	教育企画課																																																																																																																																																																																												
161	東伏見小学校	東伏見 6-1-28	1.0~2.0	○	教育企画課																																																																																																																																																																																												

Page	旧文書						新文書						備考
	169	中原小学校	ひばりが丘 2-6-25	0.1~0.5	-	教育企画課	162	中原小学校	ひばりが丘 2-6-25	0.1~0.5	-	教育企画課	
	170	向台小学校	向台町 2-1-1	0.1~0.5	-	教育企画課	163	向台小学校	向台町 2-1-1	0.1~0.5	-	教育企画課	
	171	碧山小学校	中町 5-11-4	0.5~1.0	-	教育企画課	164	碧山小学校	中町 5-11-4	0.5~1.0	-	教育企画課	
	172	芝久保小学校	芝久保町 3-7-1	0.1~0.5	-	教育企画課	165	芝久保小学校	芝久保町 3-7-1	0.1~0.5	-	教育企画課	
	173	東小学校	東町 6-2-33	0.1~0.5	-	教育企画課	166	東小学校	東町 6-2-33	0.1~0.5	-	教育企画課	
	174	柳沢小学校	南町 2-12-37	0.1~0.5	-	教育企画課	167	柳沢小学校	南町 2-12-37	0.1~0.5	-	教育企画課	
	175	本町小学校	保谷町 1-14-23	0.1~0.5	-	教育企画課	168	本町小学校	保谷町 1-14-23	0.1~0.5	-	教育企画課	
	176	けやき小学校	芝久保町 5-7-1	1.0~2.0	-	教育企画課	169	けやき小学校	芝久保町 5-7-1	1.0~2.0	-	教育企画課	
	177	保谷中学校	保谷町 1-17-4	0.1~0.5	-	教育企画課	170	保谷中学校	保谷町 1-17-4	0.1~0.5	-	教育企画課	
	178	田無第二中学校	北原町 2-9-1	0.1~0.5	-	教育企画課	171	田無第二中学校	北原町 2-9-1	0.1~0.5	-	教育企画課	
	179	ひばりが丘中学校	ひばりが丘 3-2-42	0.1~0.5	-	教育企画課	172	ひばりが丘中学校	ひばりが丘 3-2-42	0.1~0.5	-	教育企画課	
	180	田無第三中学校	西原町 3-4-1	0.1~0.5	-	教育企画課	173	田無第三中学校	西原町 3-4-1	0.1~0.5	-	教育企画課	
	181	柳沢中学校	柳沢 3-8-22	0.1~0.5	-	教育企画課	174	柳沢中学校	柳沢 3-8-22	0.1~0.5	-	教育企画課	
	182	田無第四中学校	向台町 2-14-9	0.1~0.5	-	教育企画課	175	田無第四中学校	向台町 2-14-9	0.1~0.5	-	教育企画課	
	183	明保中学校	東町 1-1-24	0.1~0.5	-	教育企画課	176	明保中学校	東町 1-1-24	0.1~0.5	-	教育企画課	
	184	武蔵野大学中学校・ 高等学校	新町 1-1-20	3.0~5.0	-	教育企画課	177	武蔵野大学中学校・ 高等学校	新町 1-1-20	3.0~5.0	-	危機管理課	
53	30 石油等危険物施設の現況						30 石油等危険物施設の現況						
	(令和3年1月現在) (単位:箇所)						(令和6年1月現在) (単位:箇所)						
	種別		施設数	種別		施設数	種別		施設数	種別		施設数	
	屋内貯蔵所		6	一般取扱所		25	屋内貯蔵所		6	一般取扱所		28	
	屋外貯蔵所		-2	給油取扱所(営業)		5	屋外貯蔵所		1	給油取扱所(営業)		5	
	屋外タンク貯蔵所		0	給油取扱所(自家)		4	屋外タンク貯蔵所		0	給油取扱所(自家)		4	
	屋内タンク貯蔵所		-2	販売取扱所		1	屋内タンク貯蔵所		1	販売取扱所		1	
	地下タンク貯蔵所		22	指定可燃物		18	地下タンク貯蔵所		20	指定可燃物		18	
	移動タンク貯蔵所		5	少量危険物		128	移動タンク貯蔵所		5	少量危険物		127	
	合計			合計		218	合計			合計		216	
53	31 大震災時における交通規制図						31 大震災時における交通規制図						

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																																																																																																																																																												
54	32 市各部の車両保有数一覧	32 市各部の車両保有数一覧																																																																																																																																																																																																																																													
	(令和2年12月現在)	(令和6年1月現在)																																																																																																																																																																																																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="8">保有車両(台)</th> <th rowspan="2">計(台)</th> <th rowspan="2">無線搭載車両(台)</th> </tr> <tr> <th>普通乗用</th> <th>小型乗用</th> <th>軽乗用</th> <th>普通貨物</th> <th>小型貨物</th> <th>軽貨物</th> <th>バス</th> <th>特種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>15</td> <td>38</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>市民部</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>子育て支援部</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>生活文化スポーツ部</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>みどり環境部</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>25</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>まちづくり部</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>都市基盤部</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		保有車両(台)								計(台)	無線搭載車両(台)	普通乗用	小型乗用	軽乗用	普通貨物	小型貨物	軽貨物	バス	特種	総務部	3	2	4	0	2	9	3	15	38	15	市民部	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	子育て支援部	0	0	2	0	1	1	0	0	4	0	健康福祉部	0	2	5	0	0	3	0	0	10	0	生活文化スポーツ部	0	1	0	0	1	3	0	1	6	0	みどり環境部	0	1	0	0	4	9	0	11	25	0	まちづくり部	0	0	0	0	0	5	0	0	5	0	都市基盤部	0	0	1	1	1	7	0	2	12	0	教育部	0	0	1	0	2	2	0	0	5	0	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="8">保有車両(台)</th> <th rowspan="2">計(台)</th> <th rowspan="2">無線搭載車両(台)</th> </tr> <tr> <th>普通乗用</th> <th>小型乗用</th> <th>軽乗用</th> <th>普通貨物</th> <th>小型貨物</th> <th>軽貨物</th> <th>バス</th> <th>特種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>15</td> <td>39</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>市民部</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>子育て支援部</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>生活文化スポーツ部</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>みどり環境部</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>23</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>まちづくり部</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>都市基盤部</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		保有車両(台)								計(台)	無線搭載車両(台)	普通乗用	小型乗用	軽乗用	普通貨物	小型貨物	軽貨物	バス	特種	総務部	4	0	4	0	1	12	3	15	39	15	市民部	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	子育て支援部	0	0	2	0	1	1	0	0	4	0	健康福祉部	0	2	5	0	0	3	0	0	10	0	生活文化スポーツ部	0	1	0	0	0	3	0	1	5	0	みどり環境部	0	0	0	0	4	9	0	10	23	0	まちづくり部	0	0	0	0	0	5	0	0	5	0	都市基盤部	0	0	1	1	1	7	0	2	12	0	教育部	0	0	1	0	2	2	0	0	5	0	
	保有車両(台)								計(台)	無線搭載車両(台)																																																																																																																																																																																																																																					
	普通乗用	小型乗用	軽乗用	普通貨物	小型貨物	軽貨物	バス	特種																																																																																																																																																																																																																																							
総務部	3	2	4	0	2	9	3	15	38	15																																																																																																																																																																																																																																					
市民部	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0																																																																																																																																																																																																																																					
子育て支援部	0	0	2	0	1	1	0	0	4	0																																																																																																																																																																																																																																					
健康福祉部	0	2	5	0	0	3	0	0	10	0																																																																																																																																																																																																																																					
生活文化スポーツ部	0	1	0	0	1	3	0	1	6	0																																																																																																																																																																																																																																					
みどり環境部	0	1	0	0	4	9	0	11	25	0																																																																																																																																																																																																																																					
まちづくり部	0	0	0	0	0	5	0	0	5	0																																																																																																																																																																																																																																					
都市基盤部	0	0	1	1	1	7	0	2	12	0																																																																																																																																																																																																																																					
教育部	0	0	1	0	2	2	0	0	5	0																																																																																																																																																																																																																																					
	保有車両(台)								計(台)	無線搭載車両(台)																																																																																																																																																																																																																																					
	普通乗用	小型乗用	軽乗用	普通貨物	小型貨物	軽貨物	バス	特種																																																																																																																																																																																																																																							
総務部	4	0	4	0	1	12	3	15	39	15																																																																																																																																																																																																																																					
市民部	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0																																																																																																																																																																																																																																					
子育て支援部	0	0	2	0	1	1	0	0	4	0																																																																																																																																																																																																																																					
健康福祉部	0	2	5	0	0	3	0	0	10	0																																																																																																																																																																																																																																					
生活文化スポーツ部	0	1	0	0	0	3	0	1	5	0																																																																																																																																																																																																																																					
みどり環境部	0	0	0	0	4	9	0	10	23	0																																																																																																																																																																																																																																					
まちづくり部	0	0	0	0	0	5	0	0	5	0																																																																																																																																																																																																																																					
都市基盤部	0	0	1	1	1	7	0	2	12	0																																																																																																																																																																																																																																					
教育部	0	0	1	0	2	2	0	0	5	0																																																																																																																																																																																																																																					

Page	旧文書										新文書										備考		
	合	計	3	6	15	1	11	39	3	29	107	15	合	計	4	3	15	1	9	42		3	28
※数値は貸与車・リース車除く												※数値は貸与車・リース車除く											

54	33 緊急通行車両の確認	33 緊急通行車両の確認
緊急通行車両の種別	1 警報の発令及び伝達並びに避難勧告又は指示に使用されるもの 2 消防、水防その他応急措置に使用されるもの 3 被災者の救護、救助その他の保護に使用されるもの 4 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの 5 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの 6 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの 8 緊急輸送の確保に使用されるもの 9 その他災害発生時の防衛又は拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの 10 協定を締結した新聞社等の緊急取材に使用されるもの (略)	1 災害発生時の警報の発令及び伝達並びに避難指示に使用されるもの 2 消防、水防その他応急措置に使用されるもの 3 被災者の救護、救助その他の保護に使用されるもの 4 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの 5 施設及び設備の応急復旧に使用されるもの 6 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に使用されるもの 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの 8 緊急輸送の確保に使用されるもの 9 その他災害発生時の防衛又は拡大の防止のための措置に使用されるもの 10 指定行政機関等と災害時の協定・契約を締結した企業・団体等が使用するもの (略)

55	34 応急給水活動の概要	34 応急給水活動の概要																																																																																																																																												
想定・計画項目	<table border="1"> <thead> <tr> <th>想定日程区分</th> <th>発災後1日</th> <th>発災後2～3日</th> <th>発災後4～7日</th> <th>発災後8～14日</th> <th>発災後15～28日</th> <th>発災後29日以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人1日の確保水量</td> <td>3リットル</td> <td></td> <td>7リットル</td> <td>20リットル</td> <td>100リットル</td> <td>一部を除き通常給水</td> </tr> <tr> <td>市民の活動</td> <td>火災及び家屋の倒壊等の被害により、市民は避難広場または広域避難場所に移動する。</td> <td>家屋の被害が軽微若しくは免れた市民は帰宅し、被災者は避難所に移動する。</td> <td></td> <td></td> <td>一部の市民は避難所にいるが、市内はほぼ正常化する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災市民組織の活動(町会・自治会の自主活動の要請)</td> <td></td> <td>町会・自治会での連絡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市内の被害状況(応急復旧の状況)</td> <td>配水管の破損等で送水停止</td> <td>基幹施設の被害調査緊急配水操作の実施</td> <td>取水・導水・浄水・送水・配水施設の復旧開始</td> <td>配水の再開配水幹線通水</td> <td>配水小管復旧工事及び宅地内給水装置の復旧開始</td> <td></td> </tr> <tr> <td>活動概要の方針</td> <td>市内の断水状況の把握1次給水拠点の開設</td> <td>1次給水拠点で給水運搬給水体制の確立配水管の通水状況を確認し、仮設給水栓の設置開始</td> <td>配水管までの復旧開始運搬給水の開始</td> <td>復旧工事に合わせた配水操作による断水区域の縮小仮設給水栓による応急給水区域の拡大化</td> <td>各戸給水の開始</td> <td>断水区域はほぼ解消される。 一部断水区域に応急給水の強化</td> </tr> <tr> <td>応急給水</td> <td>優先給水 医療機関・医療救護所 優先的に給水する。</td> <td>左記に同じ</td> <td>左記に同じ</td> <td>左記に同じ</td> <td>徐々に配水管等の復旧に伴い運搬給水及び仮設給水栓による給水の要望は低下する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水施設</td> <td>簡易給水施設 芝久保給水所・保谷町給水所・西東京栄町配水所</td> <td>配水池、配水塔、配水幹線の利用簡易給水施設の設置及び運搬給水体制の確立</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>搬水</td> <td>各小・中学校への搬水</td> <td>各小・中学校への避難状況と被害状況を把握し、必要であれば運搬給水する(※2)。</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>水活</td> <td>簡易貯水</td> <td>避難所に簡易貯水槽を設置し給水する。</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> </tbody> </table>	想定日程区分	発災後1日	発災後2～3日	発災後4～7日	発災後8～14日	発災後15～28日	発災後29日以降	1人1日の確保水量	3リットル		7リットル	20リットル	100リットル	一部を除き通常給水	市民の活動	火災及び家屋の倒壊等の被害により、市民は避難広場または広域避難場所に移動する。	家屋の被害が軽微若しくは免れた市民は帰宅し、被災者は避難所に移動する。			一部の市民は避難所にいるが、市内はほぼ正常化する。		防災市民組織の活動(町会・自治会の自主活動の要請)		町会・自治会での連絡					市内の被害状況(応急復旧の状況)	配水管の破損等で送水停止	基幹施設の被害調査緊急配水操作の実施	取水・導水・浄水・送水・配水施設の復旧開始	配水の再開配水幹線通水	配水小管復旧工事及び宅地内給水装置の復旧開始		活動概要の方針	市内の断水状況の把握1次給水拠点の開設	1次給水拠点で給水運搬給水体制の確立配水管の通水状況を確認し、仮設給水栓の設置開始	配水管までの復旧開始運搬給水の開始	復旧工事に合わせた配水操作による断水区域の縮小仮設給水栓による応急給水区域の拡大化	各戸給水の開始	断水区域はほぼ解消される。 一部断水区域に応急給水の強化	応急給水	優先給水 医療機関・医療救護所 優先的に給水する。	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	徐々に配水管等の復旧に伴い運搬給水及び仮設給水栓による給水の要望は低下する。		給水施設	簡易給水施設 芝久保給水所・保谷町給水所・西東京栄町配水所	配水池、配水塔、配水幹線の利用簡易給水施設の設置及び運搬給水体制の確立	○	○	○	△	搬水	各小・中学校への搬水	各小・中学校への避難状況と被害状況を把握し、必要であれば運搬給水する(※2)。	△	△	△	△	水活	簡易貯水	避難所に簡易貯水槽を設置し給水する。	△	△	△	△	<table border="1"> <thead> <tr> <th>想定日程区分</th> <th>発災後1日</th> <th>発災後2～3日</th> <th>発災後4～7日</th> <th>発災後8～14日</th> <th>発災後15～28日</th> <th>発災後29日以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人1日の確保水量</td> <td>3L</td> <td></td> <td>7L</td> <td>20L</td> <td>100L</td> <td>一部を除き通常給水</td> </tr> <tr> <td>市民の活動</td> <td>火災及び家屋の倒壊等の被害により、市民は避難広場または広域避難場所に移動する。</td> <td>家屋の被害が軽微若しくは免れた市民は帰宅し、被災者は避難所に移動する。</td> <td></td> <td></td> <td>一部の市民は避難所にいるが、市内はほぼ正常化する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災市民組織の活動(町会・自治会の自主活動の要請)</td> <td></td> <td>町会・自治会での連絡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市内の被害状況(応急復旧の状況)</td> <td>配水管の破損等で送水停止</td> <td>基幹施設の被害調査緊急配水操作の実施</td> <td>取水・導水・浄水・送水・配水施設の復旧開始</td> <td>配水の再開配水幹線通水</td> <td>配水小管復旧工事及び宅地内給水装置の復旧開始</td> <td></td> </tr> <tr> <td>活動概要の方針</td> <td>市内の断水状況の把握1次給水拠点の開設</td> <td>1次給水拠点で給水運搬給水体制の確立配水管の通水状況を確認し、仮設給水栓の設置開始</td> <td>配水管までの復旧開始運搬給水の開始</td> <td>復旧工事に合わせた配水操作による断水区域の縮小仮設給水栓による応急給水区域の拡大化</td> <td>各戸給水の開始</td> <td>断水区域はほぼ解消される。 一部断水区域に応急給水の強化</td> </tr> <tr> <td>応急給水</td> <td>優先給水 医療機関・医療救護所 優先的に給水する。</td> <td>左記に同じ</td> <td>左記に同じ</td> <td>左記に同じ</td> <td>徐々に配水管等の復旧に伴い運搬給水及び仮設給水栓による給水の要望は低下する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水施設</td> <td>簡易給水施設 芝久保給水所・保谷町給水所・西東京栄町配水所</td> <td>配水池、配水塔、配水幹線の利用簡易給水施設の設置及び運搬給水体制の確立</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>搬水</td> <td>各小・中学校への搬水</td> <td>各小・中学校への避難状況と被害状況を把握し、必要であれば運搬給水する(※2)。</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>水活</td> <td>簡易貯水</td> <td>避難所に簡易貯水槽を設置し給水する。</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> </tbody> </table>	想定日程区分	発災後1日	発災後2～3日	発災後4～7日	発災後8～14日	発災後15～28日	発災後29日以降	1人1日の確保水量	3L		7L	20L	100L	一部を除き通常給水	市民の活動	火災及び家屋の倒壊等の被害により、市民は避難広場または広域避難場所に移動する。	家屋の被害が軽微若しくは免れた市民は帰宅し、被災者は避難所に移動する。			一部の市民は避難所にいるが、市内はほぼ正常化する。		防災市民組織の活動(町会・自治会の自主活動の要請)		町会・自治会での連絡					市内の被害状況(応急復旧の状況)	配水管の破損等で送水停止	基幹施設の被害調査緊急配水操作の実施	取水・導水・浄水・送水・配水施設の復旧開始	配水の再開配水幹線通水	配水小管復旧工事及び宅地内給水装置の復旧開始		活動概要の方針	市内の断水状況の把握1次給水拠点の開設	1次給水拠点で給水運搬給水体制の確立配水管の通水状況を確認し、仮設給水栓の設置開始	配水管までの復旧開始運搬給水の開始	復旧工事に合わせた配水操作による断水区域の縮小仮設給水栓による応急給水区域の拡大化	各戸給水の開始	断水区域はほぼ解消される。 一部断水区域に応急給水の強化	応急給水	優先給水 医療機関・医療救護所 優先的に給水する。	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	徐々に配水管等の復旧に伴い運搬給水及び仮設給水栓による給水の要望は低下する。		給水施設	簡易給水施設 芝久保給水所・保谷町給水所・西東京栄町配水所	配水池、配水塔、配水幹線の利用簡易給水施設の設置及び運搬給水体制の確立	○	○	○	△	搬水	各小・中学校への搬水	各小・中学校への避難状況と被害状況を把握し、必要であれば運搬給水する(※2)。	△	△	△	△	水活	簡易貯水	避難所に簡易貯水槽を設置し給水する。	△	△	△	△
想定日程区分	発災後1日	発災後2～3日	発災後4～7日	発災後8～14日	発災後15～28日	発災後29日以降																																																																																																																																								
1人1日の確保水量	3リットル		7リットル	20リットル	100リットル	一部を除き通常給水																																																																																																																																								
市民の活動	火災及び家屋の倒壊等の被害により、市民は避難広場または広域避難場所に移動する。	家屋の被害が軽微若しくは免れた市民は帰宅し、被災者は避難所に移動する。			一部の市民は避難所にいるが、市内はほぼ正常化する。																																																																																																																																									
防災市民組織の活動(町会・自治会の自主活動の要請)		町会・自治会での連絡																																																																																																																																												
市内の被害状況(応急復旧の状況)	配水管の破損等で送水停止	基幹施設の被害調査緊急配水操作の実施	取水・導水・浄水・送水・配水施設の復旧開始	配水の再開配水幹線通水	配水小管復旧工事及び宅地内給水装置の復旧開始																																																																																																																																									
活動概要の方針	市内の断水状況の把握1次給水拠点の開設	1次給水拠点で給水運搬給水体制の確立配水管の通水状況を確認し、仮設給水栓の設置開始	配水管までの復旧開始運搬給水の開始	復旧工事に合わせた配水操作による断水区域の縮小仮設給水栓による応急給水区域の拡大化	各戸給水の開始	断水区域はほぼ解消される。 一部断水区域に応急給水の強化																																																																																																																																								
応急給水	優先給水 医療機関・医療救護所 優先的に給水する。	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	徐々に配水管等の復旧に伴い運搬給水及び仮設給水栓による給水の要望は低下する。																																																																																																																																									
給水施設	簡易給水施設 芝久保給水所・保谷町給水所・西東京栄町配水所	配水池、配水塔、配水幹線の利用簡易給水施設の設置及び運搬給水体制の確立	○	○	○	△																																																																																																																																								
搬水	各小・中学校への搬水	各小・中学校への避難状況と被害状況を把握し、必要であれば運搬給水する(※2)。	△	△	△	△																																																																																																																																								
水活	簡易貯水	避難所に簡易貯水槽を設置し給水する。	△	△	△	△																																																																																																																																								
想定日程区分	発災後1日	発災後2～3日	発災後4～7日	発災後8～14日	発災後15～28日	発災後29日以降																																																																																																																																								
1人1日の確保水量	3L		7L	20L	100L	一部を除き通常給水																																																																																																																																								
市民の活動	火災及び家屋の倒壊等の被害により、市民は避難広場または広域避難場所に移動する。	家屋の被害が軽微若しくは免れた市民は帰宅し、被災者は避難所に移動する。			一部の市民は避難所にいるが、市内はほぼ正常化する。																																																																																																																																									
防災市民組織の活動(町会・自治会の自主活動の要請)		町会・自治会での連絡																																																																																																																																												
市内の被害状況(応急復旧の状況)	配水管の破損等で送水停止	基幹施設の被害調査緊急配水操作の実施	取水・導水・浄水・送水・配水施設の復旧開始	配水の再開配水幹線通水	配水小管復旧工事及び宅地内給水装置の復旧開始																																																																																																																																									
活動概要の方針	市内の断水状況の把握1次給水拠点の開設	1次給水拠点で給水運搬給水体制の確立配水管の通水状況を確認し、仮設給水栓の設置開始	配水管までの復旧開始運搬給水の開始	復旧工事に合わせた配水操作による断水区域の縮小仮設給水栓による応急給水区域の拡大化	各戸給水の開始	断水区域はほぼ解消される。 一部断水区域に応急給水の強化																																																																																																																																								
応急給水	優先給水 医療機関・医療救護所 優先的に給水する。	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	徐々に配水管等の復旧に伴い運搬給水及び仮設給水栓による給水の要望は低下する。																																																																																																																																									
給水施設	簡易給水施設 芝久保給水所・保谷町給水所・西東京栄町配水所	配水池、配水塔、配水幹線の利用簡易給水施設の設置及び運搬給水体制の確立	○	○	○	△																																																																																																																																								
搬水	各小・中学校への搬水	各小・中学校への避難状況と被害状況を把握し、必要であれば運搬給水する(※2)。	△	△	△	△																																																																																																																																								
水活	簡易貯水	避難所に簡易貯水槽を設置し給水する。	△	△	△	△																																																																																																																																								

Page	旧文書								新文書								備考	
		災害対策用受水槽	協定書に基づき、市民は水の供給を受けられる。		△	△	△	△			災害対策用受水槽	協定書に基づき、市民は水の供給を受けられる。		△	△	△	△	
		震災用井戸	上記に同じ		△	△	△	△			震災用井戸	上記に同じ		△	△	△	△	
		消火栓に仮設給水栓を設置	避難所付近の指定された消火栓を利用して応急給水する。		△	△	徐々に配水管等の復旧に伴い仮設給水栓による給水の要望は低下する。				消火栓に仮設給水栓を設置	避難所付近の指定された消火栓を利用して応急給水する。		△	△	徐々に配水管等の復旧に伴い仮設給水栓による給水の要望は低下する。		
		避難所に設置する応急給水栓	避難所に設置した応急給水栓を利用して応急給水する。		△	△	徐々に配水管等の復旧に伴い仮設給水栓による給水の要望は低下する。				避難所に設置する応急給水栓	避難所に設置した応急給水栓を利用して応急給水する。		△	△	徐々に配水管等の復旧に伴い仮設給水栓による給水の要望は低下する。		
		仮設管による臨時給水栓	×	△	△	○	○	△			仮設管による臨時給水栓	×	△	△	○	○	△	
		各戸給水	×	×	×	×	△	○			各戸給水	×	×	×	×	△	○	
56	35 市の施設に設置された受水槽								35 市の施設に設置された受水槽									
	(令和3年9月現在)								(令和6年1月現在)									
	番号	施設名		所在地	容量 (m ³)				番号	施設名		所在地	容量 (m ³)					
	1	田無	小学校	田無町 4-5-21	24				1	田無	小学校	田無町 4-5-21	24					
	2	保谷	小学校	保谷町 1-3-35	20				2	保谷	小学校	保谷町 1-3-35	20					
	3	保谷	第一小学校	下保谷 1-4-4	30				3	保谷	第一小学校	下保谷 1-4-4	30					
	4	保谷	第二小学校	柳沢 4-2-11	24				4	保谷	第二小学校	柳沢 4-2-11	24					
	5	谷戸	小学校	緑町 3-1-1	28				5	谷戸	小学校	緑町 3-1-1	28					
	6	東伏見	小学校	東伏見 6-1-28	24				6	東伏見	小学校	東伏見 6-1-28	24					
	7	中原	小学校	ひばりが丘 2-6-25	20				7	中原	小学校	ひばりが丘 2-6-25	20					
	8	向台	小学校	向台町 2-1-1	30				8	向台	小学校	向台町 2-1-1	30					
	9	芝久保	小学校	芝久保町 3-7-1	10				9	芝久保	小学校	芝久保町 3-7-1	10					
	10	栄	小学校	栄町 2-10-9	20				10	栄	小学校	栄町 2-10-9	20					
	11	谷戸	第二小学校	谷戸町 1-17-27	40				11	谷戸	第二小学校	谷戸町 1-17-27	40					
	12	東	小学校	東町 6-2-33	24				12	東	小学校	東町 6-2-33	24					
	13	柳沢	小学校	南町 2-12-37	27.9				13	柳沢	小学校	南町 2-12-37	27.9					
	14	上向台	小学校	向台町 6-7-28	32				14	上向台	小学校	向台町 6-7-28	32					
	15	本町	小学校	保谷町 1-14-23	30				15	本町	小学校	保谷町 1-14-23	30					
	16	住吉	小学校	住吉町 5-2-1	36				16	住吉	小学校	住吉町 5-2-1	36					
	17	けやき	小学校	芝久保町 5-7-1	43.2				17	けやき	小学校	芝久保町 5-7-1	43.2					
	18	田無	第一中学校	南町 6-9-37	32				18	田無	第一中学校	南町 6-9-37	32					
	19	保谷	中学校	保谷町 1-17-4	14				19	保谷	中学校	保谷町 1-17-4	14					
	20	田無	第二中学校	北原町 2-9-1	20				20	田無	第二中学校	北原町 2-9-1	20					
	21	ひばりが丘	中学校	ひばりが丘 3-2-42	15				21	ひばりが丘	中学校	ひばりが丘 3-2-42	15					
	22	田無	第三中学校	西原町 3-4-1	24				22	田無	第三中学校	西原町 3-4-1	24					
	23	青嵐	中学校	北町 2-13-17	30				23	青嵐	中学校	北町 2-13-17	30					
	24	柳沢	中学校	柳沢 3-8-22	24				24	柳沢	中学校	柳沢 3-8-22	24					
	25	田無	第四中学校	向台町 2-14-9	30				25	田無	第四中学校	向台町 2-14-9	30					
	26	明保	中学校	東町 1-1-24	18				26	明保	中学校	東町 1-1-24	18					
	27	西原	総合教育施設	西原町 4-5-6	30				27	西原	総合教育施設	西原町 4-5-6	30					
	28	田無	庁舎	南町 5-6-13	37				28	田無	庁舎	南町 5-6-13	37					
	29	防災	センター	中町 1-5-1	13				29	西東京市防災センター(保谷庁舎)	中町 1-5-1	13						
	30	保谷	こもれびホール	中町 1-5-1	26				30	保谷こもれびホール	中町 1-5-1	26						
	31	田無	総合福祉センター	田無町 5-5-12	18				31	田無総合福祉センター	田無町 5-5-12	18						

Page	旧文書				新文書				備考		
	32	ひばりが丘福祉会館	ひばりが丘2-8-27	8	32	ひばりが丘福祉会館	ひばりが丘2-8-27	8			
	33	富士町福祉会館	富士町6-6-13	8	33	富士町福祉会館	富士町6-6-13	8			
	34	障害者総合支援センター	田無町4-17-14	8	34	障害者総合支援センター	田無町4-17-14	8			
	35	総合体育館	向台町5-4-20	12.5	35	総合体育館	向台町5-4-20	12.5			
57	36 災害対策用受水槽協定一覧				36 災害対策用受水槽協定一覧						
	(令和3年4月現在)				(令和6年1月現在)						
	番号	管理者	所在地		番号	管理者	所在地				
	1	㈱インテージ	谷戸町2-14-11		1	㈱インテージ	谷戸町2-14-11				
	2	学校法人 日本文華学園	西原町4-5-85		2	学校法人 日本文華学園	西原町4-5-85				
	3	シチズンホールディングス㈱東京事業所	田無町6-1-12		3	シチズンホールディングス㈱東京事業所	田無町6-1-12				
	4	日本郵便株式会社西東京郵便局	田無町3-2-2		4	日本郵便株式会社西東京郵便局	田無町3-2-2				
	5	住友重機械工業㈱田無製造所	谷戸町2-1-1		5	住友重機械工業㈱田無製造所	谷戸町2-1-1				
	6	東京みらい農業協同組合	田無町5-10-1								
57	37 応急給水資器材配置・使用場所一覧				37 応急給水資器材配置・使用場所一覧						
	(令和3年9月現在)				(令和6年1月現在)						
58	番号	保管施設名	所在地	給水実施予定場所	所在地	番号	保管施設名	所在地	給水実施予定場所	所在地	
		(略)					(略)				
	30	しもほうや保育園	下保谷3-8-15	〃	—	30	社会福祉法人至誠学舎東京 しもほうや保育園	下保谷3-8-15	〃	—	
		(略)					(略)				
	40	第六分団詰所備蓄庫	谷戸町1-22-8	谷戸高齢者在宅サービスセンター	谷戸町3-23-8	40	第六分団詰所備蓄庫	谷戸町1-22-8	谷戸高齢者在宅サービスセンター※1	谷戸町3-23-8	
		(略)					(略)				
	※1 令和6年9月30日で事業終了予定										
59	38 運搬給水機材関係				38 運搬給水機材関係						
	運搬給水機材名	形状・規格	数量	備考		運搬給水機材名	形状・規格	数量	備考		
	給水タンク	1,000 ㍓	1台	⇒明保中学校		給水タンク	1,000 <u>L</u>	1台	⇒明保中学校		
		1,000 ㍓	4台	⇒西原総合教育施設				1,000 <u>L</u>	4台	⇒西原総合教育施設	
		1,000 ㍓	2台	⇒栄小学校				1,000 <u>L</u>	2台	⇒栄小学校	
	簡易貯水槽	1.8m×1.8m×0.7m 2,000 ㍓ (組立式)	2台			簡易貯水槽	1.8m×1.8m×0.7m 2,000 <u>L</u> (組立式)	2台			
	ポリタンク	20 ㍓	340個	運搬又は配布用		ポリタンク	20 <u>L</u>	340個	運搬又は配布用		
	大型4口蛇口付パイプ	65φ/mm	5台	⇒芝久保給水所		大型4口蛇口付パイプ	65φ/mm	5台	⇒芝久保給水所		
	鉄製スタンド	三脚式	12脚	大型4口蛇口付パイプの支え用 ⇒芝久保給水所		鉄製スタンド	三脚式	12脚	大型4口蛇口付パイプの支え用 ⇒芝久保給水所		

Page	旧文書				新文書				備考
	ホ	ス	5 m	10 本 ⇒芝久保給水所	ホ	ス	5 m	10 本 ⇒芝久保給水所	
			20m	10 本 ⇒芝久保給水所			20m	10 本 ⇒芝久保給水所	
	エンジンポンプ			4 台 ⇒芝久保給水所	エンジンポンプ			4 台 ⇒芝久保給水所	
60	39 震災用井戸一覧				39 震災用井戸一覧				
	(2) 民間保有分			※敬称略	(2) 民間保有分			※敬称略	
60	番号	管理番号	所在地	管理者	番号	管理番号	所在地	管理者	
	1	2	西東京市田無町 2-21-18	影山 富司夫	<u>1</u>	3	西東京市田無町 3-7-4	(宗) 田無神社	
	2	3	西東京市田無町 3-7-4	(宗) 田無神社	<u>2</u>	4	西東京市田無町 4-6-11	泉田 剛志	
	3	4	西東京市田無町 4-6-11	泉田 剛志	<u>3</u>	7	西東京市田無町 6-9-1	前田 日出子	
	4	7	西東京市田無町 6-9-1	前田 日出子	<u>4</u>	10	西東京市南町 1-12-22	新井 鉄夫	
	5	10	西東京市南町 1-12-22	新井 鉄夫	<u>5</u>	15	西東京市南町 2-9-18	<u>新井 武嗣</u>	
	6	15	西東京市南町 2-9-18	<u>新井 研一</u>	<u>6</u>	16	西東京市南町 2-12-11	竹本 博	
	7	16	西東京市南町 2-12-11	竹本 博	<u>7</u>	17	西東京市南町 3-13-14	山本 夷正	
	8	17	西東京市南町 3-13-14	山本 夷正	<u>8</u>	20	西東京市南町 3-17-11	村山 仁	
	9	20	西東京市南町 3-17-11	村山 仁	<u>9</u>	22	西東京市南町 3-18-14	<u>矢ヶ崎 宏行</u>	
	10	22	西東京市南町 3-18-14	<u>矢ヶ崎 佐市</u>	<u>10</u>	23	西東京市南町 4-13-9	小峰 幸治	
	11	23	西東京市南町 4-13-9	小峰 幸治	<u>11</u>	24	西東京市南町 5-9-17	濱野 進	
	12	24	西東京市南町 5-9-17	濱野 進	<u>12</u>	25	西東京市南町 5-9-29	私市 源三郎	
	13	25	西東京市南町 5-9-29	私市 源三郎	<u>13</u>	26	西東京市南町 <u>5-29-20</u>	新倉 健治	
	14	26	西東京市南町 <u>6-2-10</u>	新倉 健治	<u>14</u>	27	西東京市南町 6-3-21	田中 信子	
	15	27	西東京市南町 6-3-21	田中 信子	<u>15</u>	28	西東京市南町 6-3-41	中村 勇	
	16	28	西東京市南町 6-3-41	中村 勇	<u>16</u>	29	西東京市南町 6-5-52	大谷 辰夫	
61	17	29	西東京市南町 6-5-52	大谷 辰夫	<u>17</u>	34	西東京市西原町 2-1-30	安田 勝治	
	18	34	西東京市西原町 2-1-30	安田 勝治	<u>18</u>	37	西東京市西原町 2-6-24	並木 善衛	
	19	<u>35</u>	<u>西東京市西原町 2-1-46</u>	<u>海老沢 孫次</u>	<u>19</u>	39	西東京市西原町 4-3-13	小泉 吉男	
	20	37	西東京市西原町 2-6-24	並木 善衛	<u>20</u>	41	西東京市緑町 1-1-1	東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構	
	21	<u>38</u>	<u>西東京市西原町 3-8-18</u>	<u>河合 一雄</u>	<u>21</u>	42	西東京市緑町 1-1-1	東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構	
	22	39	西東京市西原町 4-3-13	小泉 吉男	<u>22</u>	43	西東京市緑町 1-1-1	東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構	
	23	41	西東京市緑町 1-1-1	<u>東大農学部農場</u>	<u>23</u>	44	西東京市緑町 1-2-2	尾林 晃	
	24	42	西東京市緑町 1-1-1	<u>東大農学部農場</u>	<u>24</u>	45	西東京市緑町 2-20	緑町西原自治会	
	25	43	西東京市緑町 1-1-1	<u>東大農学部農場</u>	<u>25</u>	46	西東京市緑町 3-4-8	神津 真人	
	26	44	西東京市緑町 1-2-2	尾林 晃	<u>26</u>	47	西東京市緑町 3-5-18	<u>野武 幸雄</u>	
	27	45	西東京市緑町 2-20	緑町西原自治会 <u>代表 高橋 麗子</u>	<u>27</u>	48	西東京市谷戸町 1-4-3	鈴木 信子	
	28	46	西東京市緑町 3-4-8	神津 真人	<u>28</u>	50	西東京市谷戸町 1-27-12	<u>下田 美知子</u>	
	29	47	西東京市緑町 3-5-18	<u>野武 文雄</u>	<u>29</u>	51	西東京市谷戸町 2-13-11	阿部 茂男	

Page	旧文書				新文書				備考
62	30	48	西東京市谷戸町 1-4-3	鈴木 信子	30	52	西東京市谷戸町 3-1-12	畠山 寿美子	
	31	50	西東京市谷戸町 1-27-12	平田 博	31	54	西東京市谷戸町 3-14-14	長谷川 多一	
	32	51	西東京市谷戸町 2-13-11	阿部 茂男	32	55	西東京市谷戸町 3-14-17	下田 善太郎	
	33	52	西東京市谷戸町 3-1-12	畠山 寿美子	33	56	西東京市谷戸町 3-3112	下田 善太郎	
	34	54	西東京市谷戸町 3-14-14	長谷川 多一	34	61	西東京市北原町 1-36-25	桑原 一実	
	35	55	西東京市谷戸町 3-14-17	下田 善太郎	35	64	西東京市北原町 3-3-37	西潟 克夫	
	36	56	西東京市谷戸町 3-13	下田 善太郎	36	67	西東京市北原町 3-6-1	海老沢 徳治	
	37	59	西東京市北原町 1-16-5	藤原 清	37	70	西東京市向台町 1-16-20	後藤 静子	
	38	61	西東京市北原町 1-36-25	桑原 一実	38	71	西東京市向台町 2-3-29	栗島 タカ子	
	39	64	西東京市北原町 3-3-37	西潟 克夫	39	72	西東京市向台町 2-4-16	海老沢 誠一	
	40	67	西東京市北原町 3-6-1	海老沢 徳治	40	73	西東京市向台町 2-13-53	土方 元光	
	41	70	西東京市向台町 1-16-20	後藤 静子	41	74	西東京市向台町 2-13-57	土方 勿市	
	42	71	西東京市向台町 2-3-29	栗島 タカ子	42	75	西東京市向台町 2-16-29	新井 浅浩	
	43	72	西東京市向台町 2-4-16	海老沢 誠一	43	76	西東京市向台町 3-1-11	田無の会 たんぼぼ	
	44	73	西東京市向台町 2-13-53	土方 元光	44	78	西東京市向台町 3-2-19	新井 二三夫	
	45	74	西東京市向台町 2-13-57	土方 勿市	45	79	西東京市向台町 3-4-11	新井 広	
	46	75	西東京市向台町 2-16-29	新井 浅浩	46	81	西東京市向台町 4-14-6	尾林 長一	
	47	76	西東京市向台町 3-1-11	田無の会 たんぼぼ	47	82	西東京市向台町 4-17-6	小峯 伸治	
	48	78	西東京市向台町 3-2-19	新井 二三夫	48	83	西東京市向台町 5-5-12	岡部 恵美子	
	49	79	西東京市向台町 3-4-11	新井 広	49	84	西東京市向台町 5-5-43	土方 光	
	50	81	西東京市向台町 4-14-6	尾林 長一	50	86	西東京市向台町 5-6-15	野口 八重子	
	51	82	西東京市向台町 4-17-6	小峰 伸治	51	89	西東京市向台町 6-4-14	田倉 寿治	
	52	83	西東京市向台町 5-5-12	岡部 恵美子	52	90	西東京市向台町 6-11-14	小貫 博庸	
	53	86	西東京市向台町 5-6-15	野口 勝之	53	93	西東京市芝久保町 1-25-7	鈴木 俊子	
	54	90	西東京市向台町 6-11-14	小貫 博庸	54	94	西東京市芝久保町 3-4-2	鶴野 重子	
	55	93	西東京市芝久保町 1-25-7	鈴木 俊子	55	98	西東京市芝久保町 2-18-2	内田 富行	
	56	94	西東京市芝久保町 3-4-2	鶴野 勝司	56	100	西東京市芝久保町 2-1-1	相田 里香	
	57	98	西東京市芝久保町 2-18-2	内田 富行	57	102	西東京市芝久保町 3-10-1	小池 洋子	
58	99	西東京市芝久保町 2-21-21	藤田 英子	58	107	西東京市芝久保町 5-1-8	濱野 智治		
59	100	西東京市芝久保町 2-1-1	相田 卓美	59	108	西東京市芝久保町 5-1-12	濱野 祐次		
60	101	西東京市芝久保町 3-5-55	夫谷 光康	60	113	西東京市緑町 3-5-8	小林 靖		
61	102	西東京市芝久保町 3-10-1	小池 洋子	61	114	西東京市谷戸町 1-1-1	滝島 光男		
62	104	西東京市芝久保町 4-4-4	村田 利夫	62	116	西東京市向台町 4-10-16	小峯 浩一		
63	107	西東京市芝久保町 5-1-8	濱野 智治	63	117	西東京市西原町 2-4	中野 恭一郎		
64	108	西東京市芝久保町 5-1-12	浜野 祐次	64	118	西東京市南町 6-2-14	新倉 庄次郎		
65	110	西東京市芝久保町 5-2-8	村田 利夫	65	119	西東京市向台町 6-4-12	鈴木 一成		
66	111	西東京市田無町 2-19-7	飯塚 清貴	66	202	西東京市新町 3-2-30	平井 富士子		
				67	203	西東京市新町 3-11-1	平井 政好		

Page	旧文書				新文書				備考
63	67	113	西東京市緑町 3-5-8	小林 靖	68	205	西東京市新町 5-13-15	櫻井 勇二	
	68	114	西東京市谷戸町 1-1-1	滝島 光男	69	206	西東京市新町 6-11-27	保谷 京子	
	69	116	西東京市向台町 4-10-16	小峯 浩一	70	207	西東京市柳沢 1-10-10	脇坂 修弘	
	70	117	西東京市西原町 2-4	中野 恭一郎	71	208	西東京市柳沢 1-10-13	葛西 廣美	
	71	118	西東京市南町 6-2-14	新倉 庄次郎	72	209	西東京市柳沢 3-1-19	養田 光子	
	72	119	西東京市向台町 6-4-12	鈴木 一成	73	211	西東京市柳沢 5-9-16	名古屋 幸子	
	73	202	西東京市新町 3-2-30	平井 富士子	74	213	西東京市東伏見 3-2-6	井口 忠雄	
	74	203	西東京市新町 3-11-1	平井 政好	75	214	西東京市東伏見 4-4-3	岩崎 榮一	
	75	205	西東京市新町 5-13-15	櫻井 勇二	76	215	西東京市東伏見 4-8-11	篠宮 武男	
	76	206	西東京市新町 6-11-27	保谷 京子	77	216	西東京市東伏見 5-1-18	金子 敏乃	
	77	207	西東京市柳沢 1-10-10	脇坂 瑠美子	78	217	西東京市東伏見 5-2-5	金子 国和	
	78	208	西東京市柳沢 1-10-13	佐藤 晴江	79	218	西東京市東伏見 6-8-12	岡山 象太郎	
	79	209	西東京市柳沢 3-1-19	養田 悦雄	80	220	西東京市保谷町 1-19-11	瀧島 信夫	
	80	210	西東京市柳沢 5-7-2	新田 登志	81	221	西東京市保谷町 2-14-11	細田 修克	
	81	211	西東京市柳沢 5-9-16	名古屋 幸子	82	223	西東京市保谷町 4-9	保谷団地自治会	
	82	213	西東京市東伏見 3-2-6	井口 忠雄	83	225	西東京市保谷町 6-7-15	加藤 嘉宏	
	83	214	西東京市東伏見 4-4-3	岩崎 榮一	84	228	西東京市富士町 2-2-23	北島 操	
	84	215	西東京市東伏見 4-8-11	篠宮 武男	85	230	西東京市富士町 4-10-3	小菅 英子	
	85	216	西東京市東伏見 5-1-18	金子 敏乃	86	235	西東京市中町 1-7-17	内田 文子	
	86	217	西東京市東伏見 5-2-5	金子 国和	87	237	西東京市中町 2-2-24	五十嵐 哲也	
	87	218	西東京市東伏見 6-8-12	岡山 象太郎	88	238	西東京市中町 4-3-19	都築 貞夫	
	88	220	西東京市保谷町 1-19-11	瀧島 信夫	89	240	西東京市中町 5-3-20	貫井 トミ	
	89	221	西東京市保谷町 2-14-11	細田 修克	90	244	西東京市東町 4-1-1	浜中 昇	
	90	223	西東京市保谷町 4-9	保谷団地自治会 会長	91	246	西東京市東町 5-9-27	高橋 秀夫	
	91	225	西東京市保谷町 6-7-15	加藤 嘉宏	92	248	西東京市泉町 1-2-16	下田 勇	
	92	228	西東京市富士町 2-2-23	北島 操	93	249	西東京市泉町 1-16-14	野口 幸尚	
	93	230	西東京市富士町 4-10-3	小菅 英子	94	250	西東京市泉町 5-1-12	下田 伸一	
	94	235	西東京市中町 1-7-17	内田 文子	95	251	西東京市泉町 6-1-18	岩崎 隆信	
	95	237	西東京市中町 2-2-24	五十嵐 淳子	96	253	西東京市住吉町 1-8-3	中村 良典	
	96	238	西東京市中町 4-3-19	都築 貞夫	97	254	西東京市住吉町 3-3-2	保谷 隆司	
	97	240	西東京市中町 5-3-20	貫井 トミ	98	257	西東京市住吉町 6-6-4	保谷 昭子	
98	241	西東京市東町 1-3-9	星 一則子	99	258	西東京市住吉町 6-12-21	下田 武志		
99	244	西東京市東町 4-1-1	浜中 昇	100	263	西東京市ひばりが丘北 1-3-2	野口 和男		
100	245	西東京市東町 4-6-10	豊田 竹治	101	268	西東京市栄町 1-13-8	本橋 岩男		
101	246	西東京市東町 5-9-27	高橋 秀夫	102	271	西東京市北町 1-3-30	蓮見 元彦		
102	248	西東京市泉町 1-2-16	下田 勇	103	272	西東京市北町 1-5-10	加藤 利男		
103	249	西東京市泉町 1-16-14	野口 幸尚	104	273	西東京市北町 1-6-20	井澤 恭子		
				105	275	西東京市北町 3-2-4	加藤 文子		

Page	旧文書				新文書				備考
63	104	250	西東京市泉町 5-1-12	下田 伸一	106	276	西東京市北町 5-7-2	落合 敬子	
	105	251	西東京市泉町 6-1-18	岩崎 フチ子	107	277	西東京市北町 6-1-18	加藤 隆司	
	106	252	西東京市泉町 6-6-27	本橋 佐一	108	281	西東京市下保谷 4-15-19	高橋 正徳	
	107	253	西東京市住吉町 1-8-3	中村 良典	109	282	西東京市富士町 5-4-23	保谷 源三郎	
	108	254	西東京市住吉町 3-3-2	保谷 隆司	110	284	西東京市ひばりが丘北 1-9-20	さつき会 代表 中井 邦夫	
	109	256	西東京市住吉町 6-3-20	桜井 益君	111	285	西東京市住吉町 2-11-16	下田 茂昭	
	110	257	西東京市住吉町 6-6-4	保谷 昭子	112	286	西東京市東伏見 5-10-6	菅野 俊彦	
	111	258	西東京市住吉町 6-12-21	下田 武志	113	289	西東京市新町 5-6-29	鈴木 淑雄	
	112	259	西東京市ひばりが丘 1-13-1	小林 和江	114	290	西東京市東町 2-5-17	本橋 利容	
	113	263	西東京市ひばりが丘北 1-3-2	野口 和男	115	292	西東京市栄町 1-16-10	有限会社柏木事務所	
	114	268	西東京市栄町 1-13-8	本橋 岩男	116	293	西東京市東伏見 3-7-18	島崎 聰	
	115	271	西東京市北町 1-3-30	蓮見 元彦	117	294	西東京市芝久保町 1-1472 (芝久保町 1-20)	鈴木 俊子	
	116	272	西東京市北町 1-5-10	加藤 利男	118	295	西東京市南町 6-1387 (南町 6-10) 田無 1中北側	中村 金三	
	117	276	西東京市北町 5-7-2	落合 敬子	119	296	西東京市向台町 3-5	ウイガー・デーン サレジデンス管理組合	
	118	277	西東京市北町 6-1-18	加藤 剛正	120	299	西東京市北町 3-5	加藤 民幸	
	119	281	西東京市下保谷 4-15-19	高橋 俊男	121	351	西東京市北町 5-8-25	本橋 昭治	
	120	282	西東京市富士町 5-4-23	保谷 源三郎	122	354	西東京市柳沢 2-11-15	松本 晴男	
	121	284	西東京市ひばりが丘北 1-9-20	さつき会 代表 中井 邦夫	123	355	西東京市谷戸町 1-15-3	藤嶋 章人	
	122	285	西東京市住吉町 2-11-16	下田 雅一	124	356	西東京市芝久保町 3-8-5	鶴野 文夫	
	123	286	西東京市東伏見 5-10-6	菅野 俊彦	125	358	西東京市南町 6-9-3	小林 和子	
	124	287	西東京市東伏見 2-8-22	佐藤 武男	126	359	西東京市西原町 2-1873	並木 善衛	
	125	288	西東京市東町 3-1-2	新保 公子	127	360	西東京市向台町 6-4-14	田倉 寿治	
	126	289	西東京市新町 5-6-29	鈴木 淑雄	128	361	西東京市芝久保町 3-16	小林 一哉	
	127	290	西東京市東町 2-5-17	本橋 利容	129	362	西東京市南町 5-14-13	安藤 貞夫	
	128	292	西東京市栄町 1-16-10	柏木 華枝	130	363	西東京市中町 6-8-22	富岡 誠一	
	129	293	西東京市東伏見 3-7-18	島崎 聰	131	366	西東京市緑町 2-2-4	関 直	
	130	294	西東京市芝久保 1-1472 -(芝久保 1-20)-	鈴木 俊子	132	367	西東京市新町 3-7-2	平井 孝幸	
	131	295	西東京市南町 6-10 (南町 6-1387)	中村 金三	133	368	西東京市新町 3-6	平井 孝幸	
	132	296	西東京市向台町 3-5	ウイガー・デーン サレジデンス管理組合	134	369	西東京市東町 4-8-26	岡村 英二	
	133	299	西東京市北町 3-5	加藤 民幸	135	370	西東京市保谷町 5-11-12	牛山 裕夫	
	134	350	西東京市南町 1-5-15	西川 昭吉	136	371	西東京市柳沢 5-15-28	松本 和弘	
	135	351	西東京市北町 5-8-25	本橋 昭治	137	372	西東京市向台町 1-7-10	下田 浩	
	136	354	西東京市柳沢 2-11-15	松本 晴男	138	374	西東京市柳沢 6-7-7	松本 嘉明	
	137	355	西東京市谷戸町 1-15-3	藤嶋 章人	139	375	西東京市芝久保町 3-5-15	大谷 勝	
	138	356	西東京市芝久保町 3-8-5	鶴野 文夫	140	376	西東京市南町 5-17-1	伊崎 由美子	

Page	旧文書				新文書				備考	
65	139	358	西東京市南町 6-9-3	小林 和子	141	377	西東京市富士町 2-6-16	下田 直広		
	140	359	西東京市西原町 2-1873	並木 善衛	142	378	西東京市栄町 2-4-23	本橋 好昭		
	141	360	西東京市向台町 6-4-14	田倉 寿治	143	380	西東京市田無町 4-24-15	医療法人社団 時正会 佐々 総合病院		
	142	361	西東京市芝久保町 3-2089	小林 一哉	144	381	西東京市南町 3-18-14	矢ヶ崎 宏行		
	143	362	西東京市南町 5-14-13	安藤 貞夫	145	382	西東京市東伏見 2-1-10	栗田 和雄		
	144	363	西東京市中町 6-8-22	富岡 誠一	146	383	西東京市下保谷 3-1-1	角山 春樹		
	145	364	西東京市田無町 1-11-2	河上一公子	147	384	西東京市中町 5-3-20	貫井 耕一		
	146	366	西東京市緑町 2-2-4	関 直	148	385	西東京市芝久保町 2-13-21	井上 春江		
	147	367	西東京市新町 3-7-2	平井 孝幸	149	386	西東京市南町 4-19-20	目崎 久子		
	148	368	西東京市新町 3-6	平井 孝幸	150	387	西東京市南町 4-19-21	落合 ヒデ		
	149	369	西東京市東町 4-8-26	岡村 昭二	151	388	西東京市保谷町 5-14-3	竹花 宣子		
	150	370	西東京市保谷町 5-11-12	牛山 裕夫	152	391	西東京市下保谷 4-6-2	高橋 晴巳		
	151	371	西東京市柳沢 5-15-28	松本 和弘	153	392	西東京市芝久保町 1-1467-1	井田 和行		
	152	372	西東京市向台町 1-7-10	下田 浩	154	393	西東京市南町 6-1336-1	中村 金三		
	153	373	西東京市ひばりが丘北 4-6-20	綿貫 勝	155	394	西東京市田無町 5-1777-1	中野 恭一郎		
	154	374	西東京市柳沢 6-7-7	松本 嘉明	156	395	西東京市向台町 1-747-1	矢ヶ崎 泰幸		
	155	375	西東京市芝久保町 3-5-15	大谷 勝	157	396	西東京市新町 5-7-27	下田 藤子		
	156	376	西東京市南町 5-17-1	伊崎 由美子	158	397	西東京市保谷町 1-1245-1 外	貫井 正美		
	157	377	西東京市富士町 2-6-16	下田 直広	159	398	西東京市向台町 5-1056-1 外	岡部 長敬		
	158	378	西東京市栄町 2-4-23	本橋 好昭	160	399	西東京市保谷町 5-2732-2	野口 長太郎		
	159	380	西東京市田無町 4-24-15	医療法人社団 時正会 佐々 総合病院	161	400	西東京市栄町 1-626-1	岡村 洋文		
	160	381	西東京市南町 3-18-14	矢ヶ崎 宏行	162	401	西東京市下保谷 3-901	高田 長司		
	161	382	西東京市東伏見 2-1-10	栗田 和雄						
	162	383	西東京市下保谷 3-1-1	角山 春樹						
	163	384	西東京市中町 5-3-20	貫井 耕一						
	164	385	西東京市芝久保町 2-13-21	井上 春江						
	165	386	西東京市南町 4-19-20	目崎 久子						
	166	387	西東京市南町 4-19-21	落合 ヒデ						
167	388	西東京市保谷町 5-14-3	竹花 宣子							
168	389	西東京市ひばりが丘北 1-9-31	本橋 勇一							
66	40 防災備蓄倉庫の現況				40 防災備蓄倉庫の現況					
	(令和3年9月現在)				(令和6年1月現在)					
66	番号	施設名	所在地	構造等	面積 (㎡)	番号	施設名	所在地	構造等	面積 (㎡)
	【庁舎内倉庫】					【庁舎内倉庫】				
	1	田無庁舎地下倉庫	南町5-6-13	RC	57.60	1	田無庁舎地下倉庫	南町5-6-13	RC	57.60

Page	旧文書					新文書					備考
67	2	防災センター地下備蓄庫	中町1-5-1	RC	135.16	2	防災センター地下備蓄庫	中町1-5-1	RC	135.16	
	3	防災センター4階備蓄庫Ⅰ(右)	中町1-5-1	RC	12.00	3	防災センター4階備蓄庫Ⅰ(右)	中町1-5-1	RC	12.00	
	4	防災センター4階備蓄庫Ⅰ(左)	中町1-5-1	RC	12.00	4	防災センター4階備蓄庫Ⅰ(左)	中町1-5-1	RC	12.00	
	5	防災センター4階備蓄庫Ⅱ	中町1-5-1	RC	33.00	5	防災センター4階備蓄庫Ⅱ	中町1-5-1	RC	33.00	
	【資機材倉庫】					【資機材倉庫】					
	6	保谷町五丁目倉庫(旧消防団詰所)	保谷町5-5-19	RC	19.80	6	保谷町五丁目倉庫(旧消防団詰所)	保谷町5-5-19	RC	19.80	
	7	住吉町六丁目倉庫(旧消防団詰所)	住吉町6-5-5	RC	51.84	【水防資器材倉庫】					
	【水防資器材倉庫】					7	谷戸イチョウ公園資機材倉庫	谷戸町2-12	アルミ合金製	9.60	
	8	谷戸イチョウ公園資機材倉庫	谷戸町2-12	アルミ合金製	9.60	8	保谷庁舎南分庁舎	中町1-5-1	RC	80.00	
	9	保谷庁舎南分庁舎	中町1-5-1	RC	80.00	【避難所倉庫】					
	【避難所倉庫】					9	田無小学校	田無町4-5-21	アルミ合金製	9.58	
	10	田無小学校	田無町4-5-21	アルミ合金製	9.58	10	保谷小学校	保谷町1-3-35	ステンレス製	28.80	
	11	保谷小学校	保谷町1-3-35	ステンレス製	28.80	11	保谷第一小学校	下保谷1-4-4	ステンレス製	47.80	
	12	保谷第一小学校	下保谷1-4-4	ステンレス製	47.80	12	保谷第二小学校	柳沢4-2-11	ステンレス製	28.80	
	13	保谷第二小学校	柳沢4-2-11	ステンレス製	28.80	13	谷戸小学校	緑町3-3-1	アルミ合金製	9.60	
	14	谷戸小学校	緑町3-3-1	アルミ合金製	9.60	14	東伏見小学校	東伏見6-1-28	亜鉛鉄板製 空教室	16.94 32.37	
	15	東伏見小学校	東伏見6-1-28	亜鉛鉄板製 空教室	16.94 32.37	15	中原小学校	ひばりが丘2-6-25	RC	48.03	
	16	中原小学校	ひばりが丘2-6-25	RC	48.03	16	向台小学校	向台町2-1-1	アルミ合金製	25.80	
	17	向台小学校	向台町2-1-1	アルミ合金製	25.80	17	碧山小学校	中町5-11-4	ステンレス製	29.00	
	18	碧山小学校	中町5-11-4	ステンレス製	29.00	18	芝久保小学校	芝久保町3-7-1	アルミ合金製	9.60	
	19	芝久保小学校	芝久保町3-7-1	アルミ合金製	9.60	19	栄小学校	栄町2-10-9	ステンレス製	28.80	
	20	栄小学校	栄町2-10-9	ステンレス製	28.80	20	谷戸第二小学校	谷戸町1-17-27	アルミ合金製	9.60	
	21	谷戸第二小学校	谷戸町1-17-27	アルミ合金製	9.60	21	東小学校	東町6-2-33	ステンレス製	14.40	
	22	東小学校	東町6-2-33	ステンレス製	14.40	22	柳沢小学校	南町2-12-37	アルミ合金製	9.60	
	23	柳沢小学校	南町2-12-37	アルミ合金製	9.60	23	上向台小学校	向台町6-7-28	アルミ合金製	9.60	
	24	上向台小学校	向台町6-7-28	アルミ合金製	9.60	24	本町小学校	保谷町1-14-23	ステンレス製	40.18	
	25	本町小学校	保谷町1-14-23	ステンレス製	40.18	25	住吉小学校	住吉町5-2-1	ステンレス製	29.00	
	26	住吉小学校	住吉町5-2-1	ステンレス製	29.00	26	けやき小学校	芝久保町5-7-1	アルミ合金製	9.60	
	27	けやき小学校	芝久保町5-7-1	アルミ合金製	9.60	27	田無第一中学校	南町6-9-37	亜鉛鉄板製	21.27	
	28	田無第一中学校	南町6-9-37	亜鉛鉄板製	21.27	28	田無第二中学校	北原町2-9-1	亜鉛鉄板製	15.11	
	29	田無第二中学校	北原町2-9-1	亜鉛鉄板製	15.11	29	田無第三中学校	西原町3-4-1	亜鉛鉄板製	16.94	
	30	田無第三中学校	西原町3-4-1	亜鉛鉄板製	16.94	30	田無第四中学校	向台町2-14-9	亜鉛鉄板製	16.94	
	31	田無第四中学校	向台町2-14-9	亜鉛鉄板製	16.94	31	保谷中学校	保谷町1-17-4	ステンレス製	26.78	
	32	保谷中学校	保谷町1-17-4	ステンレス製	26.78	32	ひばりが丘中学校	ひばりが丘3-2-42	RC	47.58	
	33	ひばりが丘中学校	ひばりが丘3-2-42	RC	47.58	33	青嵐中学校	北町2-13-17	ステンレス製	47.80	
	34	青嵐中学校	北町2-13-17	ステンレス製	47.80	34	柳沢中学校	柳沢3-8-22	軽量鉄骨造	30.84	
35	柳沢中学校	柳沢3-8-22	軽量鉄骨造	30.84	35	明保中学校	東町1-1-24	RC	133.35		
36	明保中学校	東町1-1-24	RC	133.35	【拠点配備避難所補充倉庫】						
【拠点配備避難所補充倉庫】					36	田無町七丁目都営住宅	田無町7-8-14	RC	30.00		

Page	旧文書					新文書					備考
	37	田無町七丁目都営住宅	田無町7-8-14	RC	30.00	37	緑町三丁目都営住宅	緑町3-8-3	RC	30.00	
	38	緑町三丁目都営住宅	緑町3-8-3	RC	30.00	38	プロムナード東伏見備蓄倉庫	富士町1-7-67	RC	65.49	
	39	プロムナード東伏見備蓄倉庫	富士町1-7-67	RC	65.49	39	ひばりが丘二丁目倉庫(旧消防団詰所)	ひばりが丘2-2-25	軽量鉄骨造	60.00	
	40	ひばりが丘二丁目倉庫(旧消防団詰所)	ひばりが丘2-2-25	軽量鉄骨造	60.00	40	第二分団詰所備蓄倉庫	向台町3-6-26	亜鉛鉄板製	6.50	
	41	第二分団詰所備蓄倉庫	向台町3-6-26	亜鉛鉄板製	6.50	41	第五分団詰所備蓄倉庫	西原町4-5-76	アルミ合金製	14.40	
	42	第五分団詰所備蓄倉庫	西原町4-5-76	アルミ合金製	14.40	42	第六分団詰所備蓄倉庫	谷戸町1-22-8	RC	16.00	
	43	第六分団詰所備蓄倉庫	谷戸町1-22-8	RC	16.00	43	都営田無町七丁目アパート広場	田無町7-6	ステンレス製	9.60	
	44	都営田無町七丁目アパート広場	田無町7-6	ステンレス製	9.60	44	西原総合教育施設	西原町4-5-6	アルミ合金製	9.60	
	45	西原総合教育施設	西原町4-5-6	ステンレス製	29.00				ステンレス製	29.00	
	【公園倉庫】					【公園倉庫】					
	46	ひばりが丘北わんぱく公園	ひばりが丘北2-2	ステンレス製	9.60	45	ひばりが丘北わんぱく公園	ひばりが丘北2-2	ステンレス製	9.60	
	47	西東京いこいの森公園	緑町3-2	軽量鉄骨造	30.00	46	西東京いこいの森公園	緑町3-2	軽量鉄骨造	30.00	
	48	北宮ノ脇公園	北町5-4	ステンレス製	13.39	47	北宮ノ脇公園	北町5-4	ステンレス製	13.39	
	49	芝久保三丁目ふれあい公園	芝久保町3-19	ステンレス製	13.39	48	芝久保三丁目ふれあい公園	芝久保町3-19	ステンレス製	13.39	
	50	泉小わくわく公園	泉町3-6	ステンレス製	43.47	49	泉小わくわく公園	泉町3-6	ステンレス製	43.47	
	【福祉避難所倉庫】					【福祉避難所倉庫】					
	51	新町福祉会館	新町5-2-7	ステンレス製	14.40	50	新町福祉会館	新町5-2-7	ステンレス製	14.40	
	52	けやき保育園	西原町4-5-96	ステンレス製	14.40	51	けやき保育園	西原町4-5-96	ステンレス製	14.40	
	53	住吉会館ルピナス	住吉町6-15-6	ステンレス製	13.39	52	住吉会館ルピナス	住吉町6-15-6	ステンレス製	13.39	
	54	そよかぜ保育園	ひばりが丘3-1-25	RC	5.86	53	そよかぜ保育園	ひばりが丘3-1-25	RC	5.86	
	55	すみよし保育園	住吉町3-14-14	RC	21.76	54	すみよし保育園	住吉町3-14-14	RC	21.76	
	56	下保谷福祉会館	下保谷4-3-20	RC	15.90	55	下保谷福祉会館	下保谷4-3-20	RC	15.90	
	57	障害者総合支援センター	田無町4-17-14	RC	23.00	56	障害者総合支援センター	田無町4-17-14	RC	23.00	
				RC	52.00				RC	52.00	
	合計面積					合計面積					
											1,746.86
											1698.00
68	41 し尿処理体制 (略)					41 し尿処理体制 (略)					
	【仮設トイレ等の備蓄状況】					【仮設トイレ等の備蓄状況】					
	(令和3年1月現在)					(令和6年1月現在)					
	種類	数量	保管場所			種類	数量	保管場所			
	簡易トイレ	1,070基	市内27小中学校、各防災備蓄倉庫			簡易トイレ	1,070基	市内27小中学校、各防災備蓄倉庫			
	マンホールトイレ	98か所	谷戸第二小学校 5か所 柳沢小学校 5か所 芝久保小学校 5か所 上向台小学校 5か所			マンホールトイレ	103か所	谷戸第二小学校 5か所 柳沢小学校 5か所 芝久保小学校 5か所 上向台小学校 5か所			

Page	旧文書			新文書			備考
			中原小学校 5か所 田無第一中学校 5か所 田無第三中学校 5か所 田無第四中学校 5か所 西原総合教育施設 5か所 障害者総合支援センター 5か所 西東京いこいの森公園 31か所 おおぞら公園 1か所 北宮ノ脇公園 3か所 芝久保三丁目ふれあい公園 3か所 泉小わくわく公園 10か所			<u>ひばりが丘中学校 5か所</u> 中原小学校 5か所 田無第一中学校 5か所 田無第三中学校 5か所 田無第四中学校 5か所 西原総合教育施設 5か所 障害者総合支援センター 5か所 西東京いこいの森公園 31か所 おおぞら公園 1か所 北宮ノ脇公園 3か所 芝久保三丁目ふれあい公園 3か所 泉小わくわく公園 10か所	
	使い捨て資材	300箱(100個/箱)		使い捨て資材	300箱(100個/箱)		

69 42 被害状況等報告基準

被害項目		報告基準	被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたものとする。	人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたものとする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。		行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。		重傷者 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害		住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	住家被害		住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。		全壊 <u>(全壊)</u>	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、 <u>焼失</u> したもの、 <u>または</u> 住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、 <u>住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。</u> ）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、 <u>焼失</u> 若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、 <u>または</u> 住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、 <u>住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。</u> ）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、 <u>又は</u> 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。		半壊 <u>(半壊)</u>	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、 <u>または</u> 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。			
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。			
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。			

Page	旧文書		新文書		備考									
非 住 家 被 害	非住家とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。		大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。										
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。		中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。									
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。			半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。								
	非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。					準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の被害割合が 10%以上 20%未満のものとする。							
	その他被害	田畑の被害					流失埋没	耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったものとする。						
		冠水					稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。							
	被 害 項 目	報告基準					非 住 家 被 害	非住家とは、住家以外の建築物をいうものとする。なお、観光所、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は日重化とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。						
								公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。					
									その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。				
										非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。				
		田畑の被害								流失埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったものとする。			
										冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。			
		学校								学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。		そ の 他 被 害	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。	
		道路								道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。			道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。	
		橋梁								道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。			道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
河川		河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。								河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。				
鉄道不通		列車、電車等の通行が不能となった程度の被害とする。		列車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。										
電話		災害により通信不能となった電話の回線数とする。												

Page	旧文書				新文書				備考	
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点の戸数とする。			電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。				
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。			電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点の戸数とする。				
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。			水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。				
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。			ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。				
罹災者	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。			ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。				
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。			罹災者	罹災世帯の構成員とする。				
火災発生	火災発生件数は、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。			罹災者	罹災世帯の構成員とする。					
被害金額	公立学校	公立の学校とする。			火災発生	火災発生件数は、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。				
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。			公立文教施設	公立の文教施設とする。				
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。			農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。				
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。			公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。				
	災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きするものとする。				その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。				
	公共施設災害市町村	公立学校、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。			災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、 <u>査定済額</u> を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きするものとする。					
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。			被害金額	公共施設被害市町村	公立学校、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。			
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。				農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。			
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。				林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。			
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。				畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。			
商工被害						建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。				
	(出典：災害報告取扱要領)				(出典：災害報告取扱要領)					
72	43 災害救助法による救助の程度、方法及び期間				43 災害救助法による救助の程度、方法及び期間					
	災害救助法施行細則(東京都規則)				災害救助法施行細則(令和5年6月20日施行) 第二条 別表(東京都規則)					
救助の種類	救助の対象	令和元年度—費用の限度額	救助の期間	備考	救助の種類	救助の対象及び方法	費用の限度額	救助の期間	備考	
	避難	現に被害	1 基本額	災害発生の日から7日		1 対象経費は、避	避難	1 現に被害を受	1 基本額	災害発生の

Page	旧文書				新文書				備考		
	所の設置	を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	避難所設置費 1人1日あたり 330 円 以内 2 加算額 「福祉避難所」を設置した場合、通常の実費を加算	以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費と する。 2 輸送費は別途計上	所の供与	け、又は受けるおそれのある者に供与する。 2 学校、公民館等 <u>既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</u> 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	避難所設置費 1人1日あたり 340 円以内 2 加算額 「福祉避難所」を設置した場合、通常の実費を加算	日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	(1) <u>災害が発生した場合</u> 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 (2) <u>災害が発生するおそれがある場合</u> <u>必要となる建物の使用謝金及び光熱水費</u> 2 輸送費は別途計上	
	応急仮設住宅の供与	—住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家が無い者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を収容する。	1 建設型仮設住宅 1戸当たり 5,714,000 円以内 2 借上型仮設住宅 地域の実情に応じた額	1 建設型仮設住宅 着工時期：災害発生日から—20—日以内 —救助期間：完成の日から最長2年 2 借上型仮設住宅 —着工時期：災害発生日から速やかに提供 —救助期間：最長2年	1 <u>半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議)。</u> 2 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家が無い者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に、 <u>建設し供与するもので、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(賃貸型応急住宅)又はその他適</u>	1 建設型応急住宅 1戸当たり 6,775,000 円以内 2 賃貸型応急住宅 地域の実情、世帯構成等に応じた額	1 建設型応急住宅 着工時期：災害発生日から20日以内 救助期間：完成の日から最長2年	1 <u>建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することを可能とする。</u> 2 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するた	

Page	旧文書					新文書					備考
					3 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）を応急仮設住宅として設置できる。		<u>切な方法により供与する。</u>		2 <u>賃貸型</u> 応急住宅 着工時期：災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供救助期間：最長2年	めの施設を設置でき、 <u>50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模施設を設置できる。</u> 3 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、 <u>高齢者等であって、日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設</u> （福祉仮設住宅）を建設型応急住宅として設置できる。 4 <u>建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</u>	
						炊き出し その他による食品の供与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	<u>1人1日あたり1,230円以内</u> <u>食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。</u>	災害発生の日から7日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	<u>被災者が直ちに食することができる現物により行う。</u>	
						飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	<u>支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、輸送費、人件費は別途計上する。</u>	
	炊き出し その他による食品の供与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日あたり1,160円以内	災害発生の日から7日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。						
	飲料水の	現に飲料水を得るこ	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上	被服、寝具その他、生活必需	<u>1</u> 住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延	備蓄物資の価格は年度当初の評価額	

Page	旧文書							新文書							備考								
供給 とができない者				(ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)				品の 給与 又は 貸与	失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。			長あり)											
被服、寝具その他、生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月)冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。	2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内			備蓄物資の価格は年度当初の評価額	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	全壊全焼流出		夏季	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円
				冬季	31,800円	41,100円									57,200円	66,900円	84,300円	11,600円					
		半壊半焼床上浸水	夏季	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円								19,400円	2,700円							
			冬季	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円								28,100円	3,700円							
		全壊全焼流出	夏季	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円								54,200円	7,900円							
冬季	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円																	
半壊半焼床上浸水	夏季	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円																
冬季	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円																	
救助の種類	救助の対象	令和元年度一費用の限度額		救助の期間			備考																
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班: 使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕等の実費 2 病院又は診療所: 国民健康保険診療報		災害発生の日から14日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)			患者等の移送費は別途計上		1 救護班: 使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕等の実費 2 病院又は診療所: 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者: 協定料金の額以内					患者等の輸送費は別途計上									
助産		1 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べん		1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等			分娩した日から7日以内		妊婦等の輸送費は別途計上														
							医療																
							1 「診療」、「薬剤又は治療材料の支給」、「処置、手術その他の治療及び施術」、「病院又は診療所への収容」、「看護の範囲内で行う。」																
							1 救護班: 使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕等の実費 2 病院又は診療所: 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者: 協定料金の額以内																

Page	旧文書				新文書				備考
助産		酬の額以内 3 施術者：協定料金の額以内				した者で、災害のため助産の途を失った者 <u>に対して行う。</u> <u>2 「分べんの介助」、「分べん前及び分べん後の処置」、「脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給」の範囲内において行う。</u>	の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額	(ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	
	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額	分娩した日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	妊婦等の <u>移送費</u> は別途計上					
	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	<u>舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等について</u> 当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)
被災住宅の応急修理	<u>1—災害のため住家が半壊し、又は半壊し、自らの資力では応急修理することができない者</u> <u>2—大規模な補修を行わなければならない程度に住家が半壊した者</u>	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 <u>1—2に掲げる世帯以外の世帯 595,000円</u> <u>2—半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円</u>	災害発生の日から <u>1か月以内—</u> <u>(ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)—</u>		被災住宅の応急修理	<u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u>	<u>合成樹脂シート、ロープ、土のう等住家の拡大を防止するための緊急の修理について1世帯あたり5万円以内</u>	<u>災害発生の日から10日以内</u>	
	日常	<u>1 災害の</u>	居室、炊事場及び便	災害発生の		<u>現物により行う。</u>			

Page	旧文書					新文書					備考
						<p><u>生活に必要な最小限度の部分の修理</u></p> <p><u>ため住家が半壊し、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者</u></p> <p><u>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u></p>	<p><u>所等日常生活に必要最小限度の部分</u></p> <p><u>1 2に掲げる世帯以外の世帯</u> 706,000 円</p> <p><u>2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯</u> 343,000 円</p>	<p><u>日から3か月以内</u> (ただし、<u>内閣総理大臣の承認により期間延長あり</u>)</p>			
学用品の給与	<p>住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒</p>	<p>1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材の実費</p> <p>2 文房具及び通学用品は、1人あたり次の金額以内</p> <p>小学校児童 <u>4,500円</u></p> <p>中学校生徒 <u>4,800円</u></p> <p>高等学校等生徒 <u>5,200円</u></p>	<p>災害発生の日から教科書：1か月以内</p> <p>文房具及び通学用品：<u>15日以内</u></p>	<p>1 備蓄物資は評価額</p> <p>2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。</p>	学用品の給与	<p><u>1 住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び</u></p>	<p><u>1 (1)小学校児童及び中学校生徒</u> 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材の実費</p> <p><u>(2)高等学校等生徒</u> <u>正規の授業で使用する教材の実費</u></p> <p>2 文房具及び通学用品は、1人</p>	<p>災害発生の日から教科書：1か月以内</p> <p>文房具及び通学用品：<u>15日以内</u></p>	<p>1 備蓄物資は<u>年度当初</u>の評価額</p> <p>2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。</p>		

Page	旧文書				新文書				備考
						各種学校の生徒 に対して行う。 <u>2 「教科書」、「文具」、「通学用品」の現物を給与する。</u>	あたり次の金額 以内 小学校児童 <u>4,800円</u> 中学校生徒 <u>5,100円</u> 高等学校等生徒 <u>5,600円</u>		
埋葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬する者に <u>棺又は棺材等</u> の現物を支給	1 体あたり 大人（12歳以上） <u>215,200円</u> 以内 小人（12歳未満） <u>172,000円</u> 以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)		埋葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬する者に <u>「棺(附属品を含む。）」、「埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。）」、「骨つぼ及び骨箱」</u> の現物を支給する。	1 体あたり 大人（12歳以上） <u>219,100円</u> 以内 小人（12歳未満） <u>175,200円</u> 以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	
死体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上	死体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	<u>舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等について</u> 、当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1体あたり 3,500円以内 2 一時保存 (1) 既存建物の借上費及びドライアイスの購入費等は、通常の実費 (2) 既存建物以外は、1体当たり <u>5,400円</u> 以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 検察は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上	死体の処理	<u>1 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。</u> <u>2 「死体の洗浄、縫合、消毒等の処理」、「死体の一時保存」、「検察」の範囲内で実施する。</u>	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1体あたり 3,500円以内 2 一時保存 (1) 既存建物の借上費及びドライアイスの購入費等は、通常の実費 (2) 既存建物以外は、1体当た	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 検察は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上
死体の処理		3 検察 救護班以外は慣行料金							

Page	旧文書				新文書				備考	
	障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。	1 世帯あたり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)			り 5,500円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金			
					障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。	ロープ、スコップ、その他除去のための必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等 当該区市町村で障害物の除去を行った1世帯あたりの平均額 138,700円以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)		
	輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間			1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間	
	災害復旧・復興計画に関する資料				災害復旧・復興計画に関する資料					
82	45 激甚災害指定基準				45 激甚災害指定基準					
82	激甚災害法適用条項	適用措置	指定基準		激甚災害法適用条項	適用措置	指定基準			
	第2章(第3条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5%		第2章(第3条)	公共施設災害復旧事業等に関する特	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5%			

Page	旧文書			新文書			備考
	(第4条)	る特別の財政援助	B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% ……の県が1以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% ……の県が1以上	(第4条)	別の財政援助	B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% ……の県が1以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% ……の県が1以上	
		(略)			(略)		
84	激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準	激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準	
		(略)			(略)		
	第7条	開拓者等の施設の 災害復旧事業に対 する補助	災害の実情に応じ、 <u>その都度検討</u> する。	第7条	開拓者等の施設の 災害復旧事業に対 する補助	災害の実情に応じ、 <u>個別に考慮</u> する。	
	第9条	森林組合等の行な う堆積土砂の排除 事業に対する補助 (略)		第9条	森林組合等の行な う堆積土砂の排除 事業に対する補助 (略)		
85	46 局地激甚災害指定基準			46 局地激甚災害指定基準			

Page	旧文書			新文書			備考
	激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準	激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準	
	第2章 (第3条) (第4条)	公共 主本 施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>1 次のいずれかに該当する災害</p> <p>(1) 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。)の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害</p> <p>ア 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額</p> <p>>当該市町村の標準税収入×50%(査定事業費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>イ 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村</p> <p>当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額>当該市町村の標準税収入×20%</p> <p>ウ 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村</p> <p>当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額>当該市町村の標準税収入×20%</p> <p>+ (当該市町村の標準税収入-50億円)×60%</p> <p>ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p> <p>(2) (1)の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)</p>	第2章 (第3条) (第4条)	公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>1 次のいずれかに該当する災害</p> <p>(1) 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。)の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害</p> <p>ア 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額</p> <p>>当該市町村の標準税収入×50%(査定事業費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>イ 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村</p> <p>当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額>当該市町村の標準税収入×20%</p> <p>ウ 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村</p> <p>当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額>当該市町村の標準税収入×20%</p> <p>+ (当該市町村の標準税収入-50億円)×60%</p> <p>ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p> <p>(2) (1)の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)</p>	
	第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	<p>2 次のいずれかに該当する災害</p> <p>(1) 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費</p> <p>>当該市町村の農業所得推定額×10%を超える市町村(災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。)が1以上ある災害</p> <p>ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>(2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)</p>	第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	<p><u>1</u> 次のいずれかに該当する災害</p> <p>(1) 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費</p> <p>>当該市町村の農業所得推定額×10%を超える市町村(災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。)が1以上ある災害</p> <p>ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p><u>上記に該当しない場合で、漁業被害率が農業被害率を超え、かつ当該市町村の漁船等(漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設)の被害額が農業所得推定額×10%を超える(当該漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。)</u>が1以上ある災害</p> <p>(2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)</p>	

Page	旧文書		新文書		備考	
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	<p>3 次のいずれかに該当する災害</p> <p>(1) 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 >当該市町村の農業所得推定額×10%を超える市町村 (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。)が1以上ある災害 ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>(2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。) ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、 当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、当該市町村内の漁船等の被害額>当該市町村の漁業所得推定額×10%を超える市町村 (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。)が1以上ある災害 ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>	第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	<p><u>1</u> 次のいずれかに該当する災害</p> <p>(1) 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 >当該市町村の農業所得推定額×10%を超える市町村 (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。)が1以上ある災害 ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>(2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。) ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、 当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、当該市町村内の漁船等の被害額>当該市町村の漁業所得推定額×10%を超える市町村 (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。)が1以上ある災害 ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>	
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>4 当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの) >当該市町村に係る生産林業所得推定額(木材生産部門)×1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。) かつ 大火による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha 又は その他の災害にあつては、 要復旧見込面積>当該市町村の私有林面積(人工林に係るもの) ×25%を超える市町村が1以上ある災害</p>	第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの) >当該市町村に係る生産林業所得推定額(木材生産部門)×1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。) かつ 大火による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha 又は その他の災害にあつては、 要復旧見込面積>当該市町村の私有林面積(人工林に係るもの) ×25%を超える市町村が1以上ある災害</p>	
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	<p>5 中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% を超える市町村(被害額が1千万円未満のものを除く。)が1以上ある災害</p>	第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	<p>中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% を超える市町村(被害額が1千万円未満のものを除く。)が1以上ある災害</p>	
第13条	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	<p>ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>	第13条	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	<p>ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>	
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	<p>第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。</p>	第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	<p>第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。</p>	
協定に関する資料			協定に関する資料			
89	47 公共機関等の協定一覧		47 公共機関等の協定一覧			
	(令和3年4月現在)		(令和6年1月現在)			

Page	旧文書					新文書					備考
種別	番号	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方	備考	種別	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方	掲載ページ	備考
相互応援	1	震災時等の相互応援に関する協定	平成8年3月1日	東京都26市3町1村		相互応援	震災時等の相互応援に関する協定	平成8年3月1日	東京都26市3町1村	97	
	2	多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定	令和3年3月19日	東京都下水道局・多摩地域30市町村・公益財団法人東京都都市づくり公社・公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部			多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定	令和3年3月19日	東京都下水道局・多摩地域30市町村・公益財団法人東京都都市づくり公社・公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部	98	
	3	災害時における相互応援に関する協定	平成15年5月26日	山梨県北杜市	旧須玉町		災害時における相互応援に関する協定	令和3年3月19日	東京都下水道局・多摩地域30市町村・公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部	99	
	4	災害時における相互応援に関する協定	平成15年11月9日	千葉県勝浦市			東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定	令和3年12月27日	東京都・都内23特別区・都内26市・都内13町村	101	
	5	災害時における相互応援に関する協定	平成17年10月28日	福島県南会津郡下郷町			災害時における相互応援に関する協定	平成15年5月26日	山梨県北杜市	103	旧須玉町
	6	災害時における相互応援に関する協定	平成18年11月28日	茨城県行方市	旧麻生町		災害時における相互応援に関する協定	平成15年11月9日	千葉県勝浦市	104	
	7	災害時における相互応援に関する協定	平成22年8月20日	練馬区			災害時における相互応援に関する協定	平成17年10月28日	福島県南会津郡下郷町	105	
	8	災害時における相互応援に関する協定	平成23年8月16日	新座市			災害時における相互応援に関する協定	平成18年11月28日	茨城県行方市	106	旧麻生町
	9	西東京市災害時における相互応援に関する協定	平成16年3月29日	日本郵便株式会社 西東京郵便局			災害時における相互応援に関する協定	平成22年8月20日	練馬区	107	
	10	災害時における相互連携に関する基本協定	令和2年8月3日	東京電力パワーグリッド株式会社 武蔵野支社			災害時における相互応援に関する協定	平成23年8月16日	新座市	109	
	通信情報	11	災害時における災害情報等の放	平成	株式会社エフエ						

Page	旧文書				新文書				備考
			送に関する協定	13年4月1日	ム西東京				
		12	災害時における災害情報の放送等に関する協定	平成19年12月14日	株式会社ジェイコム関東西東京局				
		13	災害時における情報発信等に関する協定	平成27年8月26日	ヤフー株式会社				
		14	非常通信の運用に関する協定	平成20年3月7日	東京消防庁 西東京消防署				
		15	災害時の情報交換に関する協定	平成24年8月27日	国土交通省 関東地方整備局				
	情報・通信関係	16	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成28年7月6日	東日本電信電話株式会社				
		17	緊急速報発信ツールの活用に関する協定	平成30年8月1日	東京ガス株式会社				
	応急対策業務	18	災害時における応急対策業務に関する協定	平成16年8月1日	西東京市建災防協会				
		19	災害時における応急対策業務に関する協定	平成25年11月1日	西東京市造園工事事業協力会				
		20	災害時における応急対策活動に関する協定	平成26年4月22日	東京土建一般労働組合西東京支部				
		21	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	平成21年7月14日	東京都下水道局 流域下水道本部				
		22	多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定	平成30年10月29日	東京都下水道局・多摩地域30市町村・公益財団法人東京都都市づくり公社・				
	情報・通信関係		西東京市災害時における相互応援に関する協定	平成16年3月29日	日本郵便株式会社 西東京郵便局			110	
			災害時における相互連携に関する基本協定	令和2年8月3日	東京電力パワーグリッド株式会社 武蔵野支社			111	
			大規模災害時における施設の使用に関する協定	令和4年8月19日	東京消防庁西東京消防署・株式会社ケイミックス パブリックビジネス			112	
			災害時における災害情報等の放送に関する協定	平成13年4月1日	株式会社エフエム西東京			114	
			災害時における災害情報の放送等に関する協定	平成19年12月14日	株式会社ジェイコム関東西東京局			115	
			災害時における情報発信等に関する協定	平成27年8月26日	ヤフー株式会社			116	
			非常通信の運用に関する協定	平成20年3月7日	東京消防庁西東京消防署			117	
			災害時の情報交換に関する協定	平成24年8月27日	国土交通省関東地方整備局			118	
			特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成28年7月6日	東日本電信電話株式会社			119	
			緊急速報発信ツールの活用に関する協定	平成30年8月1日	東京ガス株式			120	

Page	旧文書				新文書				備考
				下水道メンテナンス協同組合			会社		
	23	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定	平成23年4月25日	西東京市清掃事業協同組合		令和5年8月3日	株式会社バカソ	122	
	24	災害時における隊友会の協力に関する協定	平成26年2月21日	東京都隊友会西東京支部		平成16年8月1日	西東京市防災防協	123	
	25	災害時における防衛協会の協力に関する協定	平成26年2月21日	西東京市防衛協会		平成25年11月1日	西東京市造園工業協力会	124	
	26	災害時における車両等障害物除去応急対策活動に関する協定	平成28年2月17日	一般社団法人東京都自動車整備振興会西東京支部		平成26年4月22日	全国建設労働組合総連合会東京一般労働組合西東京支部	125	
	27	災害時における住家被害認定調査等に関する協定	平成29年6月29日	公益社団法人東京都不動産鑑定士協会					
	28	災害時における応急対策活動に関する協定	平成29年12月27日	首都圏建設産業ユニオン多摩北支部西東京西地区、西東京東地区		平成21年7月14日	東京都下水道局流域下水道本部	127	
	29	指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書及び同実施細目	平成25年7月16日	東京都水道局			東京都下水道局・多摩地域30市町村・公益財団法人東京都づくり公社・下水道メンテナンス協同組合	128	
	30	消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書	平成25年7月16日	東京都水道局		平成30年10月29日			
	31	災害時における応急給水に関する協定	平成21年7月1日	西東京市水友会					
	32	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	平成29年5月25日	東京都水道局		平成23年4月25日	西東京市清掃事業協同組合	131	
	33	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	令和元年11月6日	東京都水道局・東京都立保谷高等学校		平成26年2月21日	東京都隊友会西東京支部	133	
					応急対策業務				

Page	旧文書				新文書				備考
		34	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	令和元年12月13日	東京都水道局・学校法人日本文華学園				
		35	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	令和元年12月20日	東京都水道局・東京都立田無工業高等学校				
		36	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	令和2年2月3日	東京都水道局・東京都立田無高等学校				
	給水(飲料水)	37	災害時における受水槽の使用に関する協定	平成13年8月9日	東京みらい農業協同組合				
		38	災害時における受水槽の使用に関する協定	平成13年7月4日	株式会社インテージ				
		39	災害時における受水槽の使用に関する協定	平成13年7月5日	学校法人日本文華学園				
		40	災害時における受水槽の使用に関する協定	平成13年7月10日	日本郵便株式会社西東京郵便局	旧郵便事業株式会社西東京郵便局			
		41	災害時における受水槽の使用に関する協定	平成13年7月13日	住友重機械工業株式会社田無製造所				
		42	災害時における受水槽の使用に関する協定	平成23年7月1日	シチズンホールディングス株式会社東京事業所				
		43	災害時における飲用水調達に関する協力協定	平成24年8月20日	西東京市小売酒販組合				
		44	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定	平成23年5月16日	株式会社八洋				
	食糧・物資等	45	災害時における米穀調達に関する協力協定	平成13年8月	西東京市米穀小売商組合				
	給水活動		災害時における防衛協会の協力に関する協定	平成26年2月21日	西東京市防衛協会			134	
			災害時における車両等障害物除去応急対策活動に関する協定	平成28年2月17日	一般社団法人東京都自動車整備振興会西支部			135	
		災害時における住家被害認定調査等に関する協定	平成29年6月29日	公益社団法人東京都不動産鑑定士協会			136		
		災害時における応急対策活動に関する協定	平成29年12月27日	首都圏建設産業ユニオンドモトモト西東京地区、西東京東地区			138		
		指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書及び同実施細目	平成25年7月16日	東京都水道局			139		
		消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書	平成25年7月16日	東京都水道局			141		
		災害時における応急給水に関する協定	平成21年7月1日	西東京市水友会			143		
		避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	平成29年5月25日	東京都水道局			144		
		避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	令和元年11月6日	東京都水道局・東京都立保谷高等学校			146		
		避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	令和元年12月13日	東京都水道局・学校法人日本文華学			149		

Page	旧文書				新文書				備考		
食糧・物資等	46	災害時における種類等の供給に関する協定	1日		平成14年11月7日	保谷麵業会					
			47	災害時における東京みらい農業協同組合との協力に関する協定						平成19年11月9日	東京みらい農業協同組合
			48	災害時における生活必需品の優先供給に関する協定						平成13年10月1日	株式会社アスタ西東京
	49	災害時における生活必需品の供給に関する協定	平成13年10月1日	株式会社西友リヴィン田無店							
	50	災害時における応急物資の供給に関する協定	平成25年6月7日	株式会社イトーヨーカ堂							
	51	災害時における畳の提供等に関する協定	平成27年11月24日	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会							
	52	災害時における賃貸資機材の優先供給に関する協定	平成30年10月4日	株式会社アクティオ							
	53	災害時における賃貸資機材の優先供給に関する協定	平成30年10月4日	日立建機日本株式会社							
	54	災害時における賃貸資機材の優先供給に関する協定	平成30年10月4日	株式会社源産業							
	55	災害時における福祉用具等の供給協力に関する協定	平成30年10月10日	一般社団法人日本福祉用具供給協会							
	56	災害時における応急食料の供給協力に関する協定	平成30年12月12日	山崎製パン株式会社							
	給水（飲料水）	152	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	令和元年12月20日	東京都水道局・東京都立田無工業高等学校						
				155	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書					令和2年2月3日	東京都水道局・東京都立田無高等学校
				158	災害時における受水槽の使用に関する協定					平成13年7月4日	株式会社インテージ
		159	災害時における受水槽の使用に関する協定	平成13年7月5日	学校法人日本文華学園						
		160	災害時における受水槽の使用に関する協定	平成13年7月10日	日本郵便株式会社西東京郵便局	旧郵便事業株式会社西東京郵便局					
161		災害時における受水槽の使用に関する協定	平成13年7月13日	住友重機械工業株式会社無製造所							
162		災害時における受水槽の使用に関する協定	平成23年7月1日	シンホーリングス株式会社東京事業所							
163		災害時における飲用水調達に関する協力協定	平成24年8月20日	西東京市小売酒販組合							
164		災害時における飲料水等の供給協力に関する協定	平成23年5月16日	株式会社八洋							
165		災害時における米穀調達に関する協力協定	平成13年8月1日	西東京市米穀小売商							

Page	旧文書				新文書				備考
		57	災害時における段ボール製簡易ベッド等の優先供給に関する協定	令和3年4月26日	興亜紙業株式会社				
	医療関係	58	災害時における応急救護活動に関する協定	平成13年8月1日	公益社団法人東京都柔道整復師会北多摩支部	旧公益社団法人東京都柔道接骨師会			
		59	災害時の医療救護活動についての協定	平成16年4月1日	一般社団法人西東京市医師会	旧社団法人西東京市医師会			
		60	災害時の歯科医療救護活動についての協定	平成16年4月1日	公益社団法人西東京市歯科医師会	旧社団法人西東京市歯科医師会			
		61	災害時の救護活動及び応急医薬品の供給に関する協定	平成22年9月1日	一般社団法人西東京市薬剤師会				
		62	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成27年8月1日	アルフレッサ株式会社				
		医療関係	63	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成27年8月1日	株式会社スズケン			
	64		災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成27年8月1日	株式会社メディセオ				
	65		災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成27年8月1日	酒井薬品株式会社				
	66		災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成27年8月1日	東邦薬品株式会社				
	67		災害時の市と獣医師会との協力に関する協定	平成15年6月18日	公益社団法人東京都獣医師会北多摩支部 西東京市獣医師会				
	68		西東京市災害薬事コーディネーターに関する協定	令和元年7月	一般社団法人西東京市薬剤師会				
	食糧・物資等					組合			
			災害時における麺類等の供給に関する協定	平成14年11月7日		保谷麵業会	166		
			災害時における東京みらい農業協同組合との協力に関する協定	平成19年11月9日		東京みらい農業協同組合	167		
			災害時における生活必需品の優先供給に関する協定	平成13年10月1日		株式会社アスタ西東京	169		
			災害時における生活必需品の供給に関する協定	平成13年10月1日		株式会社西友リン田無店	170		
			災害時における応急物資の供給に関する協定	平成25年6月7日		株式会社イトーヨーカ堂	171		
			災害時における量の提供等に関する協定	平成27年11月24日		5日での約束。プロジェクト実行委員会	172		
			災害時における貸貸資機材の優先供給に関する協定	平成30年10月4日		株式会社アクティオ	173		
			災害時における貸貸資機材の優先供給に関する協定	平成30年10月4日		日立建機日本株式会社	174		
			災害時における貸貸資機材の優先供給に関する協定	平成30年10月4日		株式会社源産業	176		
		災害時における福祉用具等の供給協力に関する協定	平成30年10月10日		一般社団法人日本福祉用具供給協会	177			
		災害時における応急食料の供給協力に関する協定	平成30年12月12日		山崎製パン株式会社	179			

Page	旧文書				新文書					備考									
			23日																
	燃料	69	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定	平成25年4月26日	一般社団法人東京都LPガス協会北多摩北部支部たもつ会														
			70	災害時における燃料等の供給に関する協定	平成25年5月23日	株式会社泰正社													
				71	災害時における燃料等の供給に関する協定	平成25年5月23日	有限会社並木商事坂上給油所												
					72	災害時における圧縮天然ガスの供給に関する協定	平成25年5月28日	東京ガス株式会社NGV事業部											
						73	災害時におけるカセットガス型燃料等の優先供給に関する協定	令和元年11月1日	株式会社ニチネン										
	74	災害時における緊急輸送業務に関する協定					平成13年9月26日	社団法人東京都トラック協会多摩支部											
		75	災害時における応急対策活動の協力に関する協定				平成26年1月15日	三幸自動車株式会社											
			76	災害時における応急対策活動の協力に関する協定			平成26年1月15日	西武ハイヤー株式会社ひばりヶ丘営業所											
				77	災害時における応急対策活動の協力に関する協定		平成26年1月15日	田無交通株式会社											
					78	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	平成26年1月15日	大和交通保谷株式会社											
	79					災害時における応急対策活動の協力に関する協定	平成26年1月15日	東都自動車交通株式会社											
		医療関係				69	災害時における段ボール製簡易ベッド等の優先供給に関する協定	令和3年4月26日	興亜紙業株式会社	180									
			70				災害時における応急救護活動に関する協定	平成13年8月1日	公益社団法人東京都柔道整骨師会北多摩支部西東京地区	182	旧公益社団法人東京都柔道整骨師会								
				71			災害時の医療救護活動についての協定	平成16年4月1日	一般社団法人西東京市医師会	183	旧社団法人西東京市医師会								
					72		災害時の歯科医療救護活動についての協定	平成16年4月1日	公益社団法人西東京市歯科医師会	184	旧社団法人西東京市歯科医師会								
	73						災害時の救護活動及び応急医薬品の供給に関する協定	平成22年9月1日	一般社団法人西東京市薬剤師会	186									
							74	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成27年8月1日	アルフレッサ株式会社	187								
								75	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成27年8月1日	株式会社スズケン	188							
									76	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成27年8月1日	株式会社メデイセオ	189						
										77	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成27年8月1日	酒井薬品株式会社	190					
											78	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成27年8月1日	東邦薬品株式会社	191				
												79	災害時の市と獣医師会との協力に関する協定	平成15年6月18日	公益社団法人東京都獣医師会北	192			

Page	旧文書						新文書						備考							
種別	番号	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方	備一考															
輸送等	80	災害時等における物資運送等に関する協定	令和2年11月5日	ヤマト運輸株式会社 武蔵野主管支店																
	81	避難所施設利用に関する協定	平成13年7月6日	東京都立保谷高等学校		西東京市災害事業コーディネーターに関する協定	令和元年7月23日	一般社団法人 西東京市薬剤師会	193											
	82	避難所施設利用に関する協定	平成13年7月9日	東京都立田無高等学校																
	83	避難所施設利用に関する協定	平成13年7月6日	東京都立田無工業高等学校		災害時におけるLPガス等の供給に関する協定	平成25年4月26日	一般社団法人 東京都LPガス協会 北多摩支部 たもつ会	195											
	84	避難所施設利用に関する協定	平成14年2月15日	学校法人武蔵野女子学院																
	85	避難所施設利用に関する協定	平成25年11月11日	学校法人日本文華学園																
	福祉避難所等	86	福祉避難所施設利用に関する協定	令和3年4月1日	東京都立田無特別支援学校	旧田無養護	燃料	災害時における燃料等の供給に関する協定	平成25年5月23日	株式会社 泰正社	196									
		87	災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成24年4月11日	社会福祉法人緑秀会															
		88	災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成24年4月11日	社会福祉法人鶴寿会															
		89	災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成24年4月11日	社会福祉法人千曲会															
90		災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成24年4月11日	社会福祉法人東京聖新会																
91		災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成24年4月11日	社会福祉法人都心会																
92		災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成24年4月11日	社会福祉法人東京老人ホーム																
93		災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成24年4月11日	社会福祉法人至誠学舎東京																
94		災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成24年4月11日	社会福祉法人至誠学舎東京																
94		災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成24年4月11日	社会福祉法人至誠学舎東京																
輸送等						災害時における緊急輸送業務に関する協定	平成13年9月26日	社団法人 東京都トラック協会 多摩支部	201											
														災害時におけるA重油及び灯油の供給に関する協定	令和5年1月12日	有限会社 清水正二商店	200			
														災害時における応急対策活動の協力に関する協定	平成26年1月15日	三幸自動車株式会社	203			
					災害時における応急対策活動の	平成26年	西武ハイヤー	205												

Page	旧文書					新文書					備考	
避難所等		る協定		舎東京		協力に関する協定	1月15日	株式会社 ひばりヶ丘 営業所				
	95	災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	令和元年7月11日	社会福祉法人東京聖新会		災害時における応急対策活動の協力に関する協定	平成26年1月15日	田無交通株式会社	207			
	96	災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	令和元年10月25日	医療法人沖繩徳洲会		災害時における応急対策活動の協力に関する協定	平成26年1月15日	大和交通保谷株式会社	209			
	97	災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	令和元年10月25日	宗教法人カトリック・クリスト・ロア修道会		災害時における応急対策活動の協力に関する協定	平成26年1月15日	東都自動車交通株式会社	211			
	98	災害時における要配慮者を対象とした施設利用に関する協定	令和3年2月16日	社会福祉法人至誠学舎東京しもほうや保育園		災害時等における物資運送等に関する協定	令和2年11月5日	ヤマト運輸株式会社 武蔵野主管支店	213			
	公園	99	避難場所となる都立公園における連携協力に関する基本協定書	令和2年11月13日	東京都建設局		避難所施設利用に関する協定	平成13年7月6日	東京都立保谷高等学校	214		
		100	都立小金井公園における連携協力に関する確認書	令和2年11月13日	公益財団法人東京都公園協会		避難所施設利用に関する協定	平成13年7月9日	東京都立田無高等学校	215		
	ボランティア・要配慮者支援	101	災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定	平成27年10月14日	東京都理容生活衛生同業組合多摩小平支部西東京地区		避難所施設利用に関する協定	平成13年7月6日	東京都立田無工業高等学校	216		
		102	災害時における手話通訳業務に関する協定	平成22年7月23日	西東京市登録手話通訳者の会		避難所施設利用に関する協定	平成14年2月15日	学校法人武蔵野女子学院	217		
		103	災害時における語学ボランティア活動に関する協定	平成27年12月10日	特定非営利活動法人西東京市多文化共生センター		避難所施設利用に関する協定	平成25年11月11日	学校法人日本文学園	218		
		104	災害時におけるボランティア活動に関する協定	令和2年8月5日	社会福祉法人西東京市社会福祉協議会		福祉避難所等	令和3年4月1日	東京都立田無特別支援学校	219	旧田無養護	
	帰宅困難者	105	災害時における施設等の提供協力に関する協定	平成25年11月1日	株式会社ルネサンス							
		106	地震災害時等における帰宅困難者の対応に関する協定	平成25年12月26日	西武鉄道株式会社							
	その他	107	大規模災害時における施設等の提供に関する協定	平成23年2月1日	警視庁田無警察署							
		108	災害時における葬祭用品等の供給に関する協定	平成25年8月2日	東京多摩葬祭業協同組合							
	その他	109	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	平成25年11月7日	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会北多摩支部							

Page	旧文書					新文書					備考	
	110	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	平成 29 年 2 月 3 日	株式会社ゼンリン			災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成 24 年 4 月 11 日	社会福祉法人緑秀会	221		
	111	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定	平成 30 年 4 月 25 日	NPO法人クラインスマッパーズ・ジャパン			災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成 24 年 4 月 11 日	社会福祉法人鶴寿会	222		
	112	災害時における入浴支援に関する協定	令和元年 7 月 22 日	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合武蔵野支部田無浴場組合 西東京市公衆浴場会			災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成 24 年 4 月 11 日	社会福祉法人千曲会	224		
	113	災害時の被災動物に係る応急薬品・機材等の優先供給に関する協定	令和元年 11 月 19 日	公益社団法人東京都獣医師会北多摩支部 西東京市獣医師会及び森久保薬品株式会社			災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成 24 年 4 月 11 日	社会福祉法人東京聖新会	225		
	114	災害時における遺体保全剤の供給に関する協定	令和 2 年 11 月 5 日	株式会社ビー・ハウス			災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成 24 年 4 月 11 日	社会福祉法人都心会	227		
	115	災害時における給電車両貸与に関する協定	令和 2 年 12 月 21 日	トヨタモビリティ東京株式会社			災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成 24 年 4 月 11 日	社会福祉法人東京老人ホーム	228		
							災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成 24 年 4 月 11 日	社会福祉法人至誠学舎東京	230		
							災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成 24 年 4 月 11 日	社会福祉法人至誠学舎東京	231		
							災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	令和元年 7 月 11 日	社会福祉法人東京聖新会	233		
						福祉避難所等	災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	令和元年 10 月 25 日	医療法人沖繩徳洲会	234		
							災害時における要配慮者を対象とした施設利用に関する協定	令和 3 年 2 月 16 日	社会福祉法人至誠学舎東京ほしもほしや保育園	236		
							災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	令和 4 年 5 月 12 日	社会福祉法人田無の会	237		

Page	旧文書	新文書					備考
		災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	令和4年 12月22日	社会福 祉法人 睦月会	239		
		災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	令和4年 12月22日	株式会 社SH エステ ート	240		
		害時における要配慮者を対象とした施設利用に関する協定	令和5年 2月14日	社会福 祉法人 たつの 子の会 西東京 みどり 保育園	242		
		避難場所となる都立公園における連携協力に関する基本協定書	令和2年 11月13日	東京都 建設局	243		
	公園	都立小金井公園における連携協力に関する確認書	令和2年 11月13日	公益財 団法人 東京都 公園協 会	244		
		災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定	平成27年 10月14日	東京都 理容生 活衛生 同業組 合多摩 小平支 部西東 京地区	245		
	ボランティア・要配慮者支援	災害時における手話通訳業務に関する協定	平成22年 7月23日	西東京 市登録 手話通 訳者会	247		
		災害時における語学ボランティア活動に関する協定	平成27年 12月10日	特定非 営利法 人西東 京市多 文化共 生セン ター	248		
		災害時におけるボランティア活動に関する協定	令和2年 8月5日	社会福祉 法人西 東京市 社会福 祉協議 会	249		

Page	旧文書	新文書					備考
		帰宅困難者	災害時における施設等の提供協力に関する協定	平成 25 年 11 月 1 日	株式会社 ルネサンス	251	
			地震災害時等における帰宅困難者の対応に関する協定	平成 25 年 12 月 26 日	西武鉄道株式会社	252	
		その他	大規模災害時における施設等の提供に関する協定	平成 23 年 2 月 1 日	警視庁 田無警察署	253	
			災害時における葬祭用品等の供給に関する協定	平成 25 年 8 月 2 日	東京多摩葬祭業協同組合	254	
			災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	平成 25 年 11 月 7 日	公益社団法人 東京都建物取引業協会 北多摩支部	255	
			災害時における地図製品等の供給に関する協定	平成 29 年 2 月 3 日	株式会社 ゼンリン	256	
			災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定	平成 30 年 4 月 25 日	NPO 法人クシマス パース・ジャパン	258	
			災害時における入浴支援に関する協定	令和元年 7 月 22 日	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合 武蔵野支部 田無浴場組合 西東京市公衆浴場会	259	
			災害時の被災動物に係る応急薬品・機材等の優先供給に関する協定	令和元年 11 月 19 日	公益社団法人 東京都獣医師会 北多摩支部 西東京市獣	260	

Page	旧文書	新文書	備考																														
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>師会及 び森久 保薬品 株式会 社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害時における遺体保全剤の供給に関する協定</td> <td>令和2年 11月5日</td> <td>株式会 社ビー・ ハウス</td> <td>261</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害時における給電車両貸与に関する協定</td> <td>令和2年 12月21日</td> <td>トヨタ モビリ ティ東 京株式 会社</td> <td>262</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>災害時における避難者等の緊急受け入れに関する協定</u></td> <td><u>令和4年 10月17日</u></td> <td><u>有限会 社白河</u></td> <td><u>264</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>災害時における避難者等の緊急受け入れに関する協定</u></td> <td><u>令和4年 10月17日</u></td> <td><u>有限会 社エム ナカジ マ</u></td> <td><u>265</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定</u></td> <td><u>令和4年 12月22日</u></td> <td><u>株式会 社ジェ イコム 東京西 東京局</u></td> <td><u>266</u></td> <td></td> </tr> </table>			師会及 び森久 保薬品 株式会 社			災害時における遺体保全剤の供給に関する協定	令和2年 11月5日	株式会 社ビー・ ハウス	261		災害時における給電車両貸与に関する協定	令和2年 12月21日	トヨタ モビリ ティ東 京株式 会社	262		<u>災害時における避難者等の緊急受け入れに関する協定</u>	<u>令和4年 10月17日</u>	<u>有限会 社白河</u>	<u>264</u>		<u>災害時における避難者等の緊急受け入れに関する協定</u>	<u>令和4年 10月17日</u>	<u>有限会 社エム ナカジ マ</u>	<u>265</u>		<u>災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定</u>	<u>令和4年 12月22日</u>	<u>株式会 社ジェ イコム 東京西 東京局</u>	<u>266</u>		
		師会及 び森久 保薬品 株式会 社																															
災害時における遺体保全剤の供給に関する協定	令和2年 11月5日	株式会 社ビー・ ハウス	261																														
災害時における給電車両貸与に関する協定	令和2年 12月21日	トヨタ モビリ ティ東 京株式 会社	262																														
<u>災害時における避難者等の緊急受け入れに関する協定</u>	<u>令和4年 10月17日</u>	<u>有限会 社白河</u>	<u>264</u>																														
<u>災害時における避難者等の緊急受け入れに関する協定</u>	<u>令和4年 10月17日</u>	<u>有限会 社エム ナカジ マ</u>	<u>265</u>																														
<u>災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定</u>	<u>令和4年 12月22日</u>	<u>株式会 社ジェ イコム 東京西 東京局</u>	<u>266</u>																														
101		<u>東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書（東京都・都内23特別区・都内26市・都内13町村）</u>																															
		<u>災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく災害時等(災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。)の地方公共団体相互間での協力に関し、東京都(以下「都」という。)及び都内の区市町村(以下「区市町村」という。)は、次のとおりこの協定を締結する。</u>																															
		<u>(目的)</u>																															
		<u>第1条 この協定は、都と区市町村が、災害時等において、被災し、又は被災するおそれのある区市町村(以下「被災区市町村等」という。)に対する災害対策基本法に基づく協力(以下「協力」という。)を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。</u>																															
		<u>(協力の内容)</u>																															
		<u>第2条 この協定に基づく協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。</u>																															
		<u>(1) 災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援</u>																															
		<u>(2) 居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん</u>																															
		<u>(3) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん</u>																															
		<u>(4) 前各号に定めるもののほか、被災区市町村等の長から特に要求のあった事項</u>																															

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>(協力の要求等)</u>	
		<u>第3条 被災区市町村等の長は、東京都知事(以下「知事」という。)及び他の区市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力の要求又は協議(以下「要求等」という。)をできるものとする。</u>	
		<u>(1)災害時等の状況</u>	
		<u>(2)協力の内容</u>	
		<u>(3)協力の期間</u>	
		<u>(4)協力の場所</u>	
		<u>(5)その他必要な事項</u>	
		<u>2 被災区市町村等の長は、前項の規定により個別に要求等するいとまがないときは、知事に対して一括して協力の要求等を行うことができるものとする。この場合において、知事は、特別区長会会長(特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第2条第1項に基づく特別区支援対策本部が設置されている場合にあっては、特別区支援対策本部長である区長)、東京都市長会会長及び東京都町村会会長と協議の上、速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し、要求等の内容を伝達するものとする。</u>	
		<u>3 前2項の規定による要求等は、電話等により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。</u>	
		<u>(協力の実施)</u>	
		<u>第4条 前条第1項の規定により要求等を受けた知事及び区市町村の長は、被災区市町村等の長に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。</u>	
		<u>2 前条第2項の規定により要求等の内容の伝達を受けた区市町村の長は、知事に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。</u>	
		<u>3 知事は、前項の連絡を受けたときは、協力内容を取りまとめ、被災区市町村等の長に通知するものとする。</u>	
		<u>(自主協力)</u>	
		<u>第5条 知事及び区市町村の長は、災害時等の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第3条に規定する要求等を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要求等を待たず、協力を実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があったものとみなす。</u>	
		<u>(協力費用の負担区分)</u>	
		<u>第6条 第4条及び前条の規定により行われた協力に要した費用は、被災区市町村等が負担するものとする。ただし、法令並びに都又は区市町村が締結している他の協定に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。</u>	
		<u>2 協力を行う都又は区市町村が実施する被災区市町村等に関する情報収集に要する費用は、当該地方公共団体が負担するものとする。</u>	
		<u>3 第1項の費用は、被災区市町村等の長の求めがあったときは、協力を実施した都及び区市町村が一</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>時繰替え支弁するものとする。</u>	
		<u>4 前3項の規定によりがたい場合は、被災区市町村等と協力を実施した都及び区市町村の間で協議して定めるものとする。</u>	
		<u>(都の役割)</u>	
		<u>第7条 都は、被災区市町村等が災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施できるようにするため、都及び区市町村相互間の災害時等の協力に係る総合調整を行うものとする。</u>	
		<u>2 都は、災害時等において、都及び区市町村相互間の災害時等の協力のみによっては被災区市町村等の実施する災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されないと認めるときは、法律並びに都が締結している道府県及び指定都市等との協定に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならない。</u>	
		<u>(他の協定との関係)</u>	
		<u>第8条 この協定は、災害対策基本法、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)等に基づき締結している、その他の災害時等における地方公共団体相互間での協力協定を排除するものではない。</u>	
		<u>(その他)</u>	
		<u>第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、都及び区市町村が協議して別に定めるものとする。</u>	
102		<u>(適用)</u>	
		<u>第 10 条 この協定は、令和3年 12 月 27 日から適用する。</u>	
		<u>この協定の締結を証するため、協定書には東京都知事及び特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都町村会会長が記名して、本書4通を作成し、各1通を保有するものとする。</u>	
		<u>令和3年 12 月 27 日</u>	
		<u>東京都</u>	
		<u>代表者 東京都知事</u>	
		<u>小池 百合子</u>	
		<u>都内23特別区(別表のとおり)</u>	
		<u>代表者 江東区長(特別区長会会長)</u>	
		<u>山崎 孝明</u>	
		<u>都内26市(別表のとおり)</u>	
		<u>代表者 町田市市長(東京都市長会会長)</u>	
		<u>石阪 丈一</u>	
		<u>都内13町村(別表のとおり)</u>	

Page	旧文書	新文書	備考						
		<u>代表者 瑞徳町長(東京都町村会会長)</u>							
		<u>杉浦 裕之</u>							
		<u>(別表)</u>							
		<table border="1"> <tr> <td><u>都内23特別区</u></td> <td><u>千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区</u></td> </tr> <tr> <td><u>都内26市</u></td> <td><u>八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市</u></td> </tr> <tr> <td><u>都内13町村</u></td> <td><u>瑞徳町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村</u></td> </tr> </table>	<u>都内23特別区</u>	<u>千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区</u>	<u>都内26市</u>	<u>八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市</u>	<u>都内13町村</u>	<u>瑞徳町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村</u>	
<u>都内23特別区</u>	<u>千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区</u>								
<u>都内26市</u>	<u>八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市</u>								
<u>都内13町村</u>	<u>瑞徳町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村</u>								
112		<u>大規模災害時における施設の使用に関する協定（東京消防庁西東京消防署・株式会社ケイミックスパブリックビジネス）</u>							
		<u>東京消防庁西東京消防署（以下「甲」という。）と西東京市（以下「乙」という。）と株式会社ケイミックスパブリックビジネス（以下「丙」という。）の間で、震災、水災等の大規模災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合等に、丙が甲に丙の管理する施設を使用させることに関し、次のとおり協定を締結する。</u>							
		<u>(目的)</u>							
		<u>第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、甲の職員が丙の管理する施設（以下「本件施設」という。）を使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。</u>							
		<u>(本件施設)</u>							
		<u>第2条 甲が使用する本件施設は次のとおりとする。</u>							
		<u>1 所在 西東京市中町一丁目5番1号</u>							
		<u>2 名称 西東京市保谷こもれびホール</u>							
		<u>(要請)</u>							
		<u>第3条 甲は、大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、本件施設を使用する必要が生じたと判断したとき、丙に対し、本件施設の使用を要請するものとする。</u>							
		<u>2 丙は、前項の要請があった場合は、乙に対し、報告するものとする。</u>							
		<u>(要請方法)</u>							
		<u>第4条 前条の要請方法は、原則として書面によるものとし、緊急を要する場合は、連絡責任者もしくは副連絡責任者に対し口頭によることができるものとする。この場合において、使用の目的、使用希望場所及び使用期間並びに責任者の役職、氏名及び連絡先を明示して要請するものとする。ただし、口頭による要請をした場合は、事後速やかに書面を提出するものとする。</u>							

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>2 前項の要請に変更が生じた場合は、原則として書面を提出するものとし、緊急を要する場合は、連絡責任者もしくは副連絡責任者に対し口頭によることができるものとする。この場合において、変更内容及び変更理由を明示して要請するものとする。ただし、口頭による変更要請を行った場合は、事後速やかに書面を提出するものとする。</u>	
		<u>3 丙は、前各項の要請を受けた場合は、使用の可否を確認し、適当と認めるときは、使用範囲及び使用期間を明示した上で、本件施設を甲に使用させることとし、書面により甲に通知するものとする。口頭による要請を受けた場合は、口頭で承認できるものとし、事後書面が提出されてから書面により甲に通知するものとする。</u>	
113		<u>(使用方法)</u>	
		<u>第5条 甲は、前条第3項の規定により明示された使用範囲及び使用期間以外は使用しないものとし、使用に当たっては、乙及び丙に損害を与えることのないよう十分に注意して使用しなければならない。</u>	
		<u>2 甲は、本件施設の使用に際して本件施設内に存置された物件を移動する必要がある場合、丙の承諾を得た上で甲が物件を移動することができるものとする。</u>	
		<u>3 施設使用時の丙から甲への鍵の受け渡しについては、丙が管理する鍵貸出簿によってなされる。また、使用終了時も同様とする。</u>	
		<u>(費用負担)</u>	
		<u>第6条 本件施設を甲が使用することに係る施設使用料及び水道光熱費は無償とする。</u>	
		<u>(施設の返還)</u>	
		<u>第7条 甲は、本件施設使用を終了したときは、速やかに本件施設を原状に復し、丙による点検を受けるものとする。</u>	
		<u>(損害賠償)</u>	
		<u>第8条 本協定に基づく本件施設の使用に際し、甲の職員の故意又は過失により本件施設又は本件施設に付随する物件に損害を与えた場合は、甲は国家賠償法に基づきその損害を賠償するものとする。</u>	
		<u>(連絡体制)</u>	
		<u>第9条 第4条に規定する手続きを円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿を作成し、三者で確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合も、また同様とする。</u>	
		<u>(協定の期間)</u>	
		<u>第10条 本協定の有効期間は、丙が本件施設の指定管理を行う期間とし、協定締結の日から令和10年3月31日までとする。ただし、有効期間内に丙が指定管理を行うことがなくなった場合は、甲乙協議の上、有効期間を決定するものとする。</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>(協議)</u>	
		<u>第 11 条 本協定に定めのない事項及び協定に定めた事項の解釈について疑義が生じた場合は、その都度、三者が協議して決定する。</u>	
		<u>(協定書の保有)</u>	
		<u>第 12 条 本協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、三者が記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。</u>	
		<u>令和 5 年 4 月 1 日</u>	
		<u>甲 東京都西東京市中町一丁目 1 番 6 号</u> <u>東京消防庁</u> <u>西東京消防署長 植松 秀喜</u> <u>乙 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号</u> <u>西東京市</u> <u>西東京市長 池澤 隆史</u> <u>丙 東京都千代田区神田小川町一丁目 2 番地</u> <u>株式会社ケイミックスパブリックビジネス</u> <u>代表取締役 橋本 鉄司</u>	
116	災害時における情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	災害時における情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	
	西東京市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。	西東京市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。	
	（本協定の目的）	（本協定の目的）	
	第 1 条 本協定は、西東京市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲	第 1 条 本協定は、西東京市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲	
	が西東京市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。	が西東京市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。	

Page	旧文書	新文書	備考
	(本協定における取組み)	(本協定における取組み)	
	第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲乙協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。	第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲乙協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。	
	(1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。	(1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。	
	(2) 甲が、西東京市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。	(2) 甲が、西東京市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。	
	(3) 甲が、西東京市内の避難準備情報、避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。	(3) 甲が、西東京市内の避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。	
122		<u>災害時における避難施設情報の提供に関する協定（株式会社バカン）</u>	
		<u>西東京市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）との間において、災害時における避難所の混雑状況等の情報提供について、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。</u>	
		<u>（目的）</u>	
		<u>第1条 本協定は、大規模地震、火災及び風水害等の災害により、避難所を開設した場合、甲が市民に対して避難所の混雑状況等の情報を提供することについて、必要な事項を定めることを目的とする。</u>	
		<u>（協定内容）</u>	
		<u>第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。</u>	
		<u>（1） 甲は、西東京市の避難所等に係る情報を乙に提供すること。</u>	
		<u>（2） 乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。</u>	
		<u>（費用負担）</u>	
		<u>第3条 前条に基づく作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、甲、乙それぞれが負担するものとする。</u>	
		<u>（2次利用）</u>	
		<u>第4条 乙は、本協定で得た情報を、第3者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。</u>	
		<u>（協定期間）</u>	
		<u>第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日とする。</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>2 前項の規定にかかわらず、本協定の有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間を更に1年延長するものとし、以後この例による。</u>	
		<u>(疑義等の決定)</u>	
		<u>第6条 本協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。</u>	
		<u>この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。</u>	
		<u>令和5年8月3日</u>	
		<u>甲 西東京市南町五丁目6番13号</u>	
		<u>西東京市長 池澤 隆史</u>	
		<u>乙 東京都千代田区永田町二丁目17番地3</u>	
		<u>住友不動産永田町ビル2階</u>	
		<u>株式会社バカン</u>	
		<u>代表取締役 河野 剛進</u>	
	―災害時における受水槽の使用に関する協定（東京みらい農業協同組合）―		
	地震等による災害時に、緊急に飲料水等を確保するための受水槽の使用に関し、西東京市（以下「甲」という。）と東京あぐり農業協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。		
	（緊急時の定義）		
	第1条 この協定書において受水槽を使用とする緊急時とは、地震等により全市的に災害が発生し、道路の陥没、水道管の破裂等のため、市民に水道施設による給水が困難になった時をいう。		
	（使用上の注意）		
	第2条 甲は、緊急時において指定の受水槽を使用するときは、あらかじめ乙に通知するとともに、原則として乙の指示を受けなければならない。		
	2 甲は、緊急時における受水槽使用のため、やむを得ず乙の所有する器物等を損壊したときは、災害の復旧後、現状に復するか又は損害額を賠償しなければならない。		
	（使用後の処理）		
	第3条 甲は、緊急時における受水槽の使用後、速やかに甲の負担で当該受水槽への水の補充をおこなうものとする。		
	（使用の拒否）		
	第4条 乙は、緊急時においてやむを得ない理由が生じたときは、甲と協議のうえ、受水槽の		

Page	旧文書	新文書	備考
	使用を拒否できるものとする。		
	(協定期間及び更新)		
	第5条 この協定は、平成13年8月9日から平成14年8月8日までとする。ただし、期間満了の日から3ヶ月前までに、甲・乙いずれから協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに向後1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。		
	(協議)		
	第6条 この協定の解釈に疑義が生じたときは、又はこの協定に定めのない事項は、甲・乙協議して定めるものとする。		
	この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。		
	平成13年8月9日		
	甲 西東京市南町五丁目6番13号		
	西東京市長 保谷 高範		
	乙 立川市柴崎町3丁目5番25号		
	東京あぐり農業協同組合		
	代表理事組合長 阪本 雪造		
173	災害時における賃貸資機材の優先供給に関する協定（株式会社アクティオ）	災害時における賃貸資機材の優先供給に関する協定（株式会社アクティオ）	
	(配慮事項)	(配慮事項)	
	第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき資機材供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難 勧告 その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、資機材供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。	第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき資機材供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難 指示 その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、資機材供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。	
174	災害時における賃貸資機材の優先供給に関する協定（日立建機日本株式会社）	災害時における賃貸資機材の優先供給に関する協定（日立建機日本株式会社）	
175	(配慮事項)	(配慮事項)	
	第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき資機材供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難 勧告 その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、資機材供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。	第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき資機材供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難 指示 その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、資機材供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。	
176	災害時における賃貸資機材の優先供給に関する協定（株式会社源産業）	災害時における賃貸資機材の優先供給に関する協定（株式会社源産業）	
	(配慮事項)	(配慮事項)	
	第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき資機材供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難 勧告 その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、資機材供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。	第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき資機材供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難 指示 その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、資機材供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。	

Page	旧文書	新文書	備考
177	災害時における福祉用具等の供給協力に関する協定（一般社団法人日本福祉用具供給協会）	災害時における福祉用具等の供給協力に関する協定（一般社団法人日本福祉用具供給協会）	
178	(配慮事項)	(配慮事項)	
	第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき資機材供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難 勧告 その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、資機材供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。	第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき資機材供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難 指示 その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、資機材供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。	
179	災害時における応急食料の供給協力に関する協定（山崎製パン株式会社）	災害時における応急食料の供給協力に関する協定（山崎製パン株式会社）	
	(配慮事項)	(配慮事項)	
	第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき応急食料の搬送を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種気象警報、避難 勧告若しくは 避難指示、又はその他立入制限が出されている地域への搬送要請を避けるなど、応急食料搬送に従事する作業員の安全に配慮するものとする。	第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき応急食料の搬送を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種気象警報、避難指示、又はその他立入制限が出されている地域への搬送要請を避けるなど、応急食料搬送に従事する作業員の安全に配慮するものとする。	
182	災害時における応急救護活動に関する協定（公益社団法人東京都柔道整復師会北多摩支部）	災害時における応急救護活動に関する協定（公益社団法人東京都柔道整復師会北多摩支部 西東京地区 ）	
192	災害時の市と獣医師会との協力に関する協定（公益社団法人東京都獣医師会北多摩支部西東京市獣医師会）	災害時の市と獣医師会との協力に関する協定（公益社団法人東京都獣医師会北多摩支部西東京市獣医師会）	
193	追加	(平常時の対応) <u>第9条 甲及び乙は、平常時から、災害時の対応について飼い主に対し啓発等を行うほか、災害が発生した場合は、円滑な災害応急業務を実施することができるよう連絡を密にするものとする。</u>	
	(協定期間および更新) 第 9 条 この協定の有効期間は、平成15年6月18日から平成16年3月31日までとする。 2 前項の期間満了の日の3か月前までに、甲または乙のいずれからこの協定の解除または改定する意思表示がないときは、更に1年間期間を延長するものとし、以後この例による。	(協定期間および更新) 第 10 条 この協定の有効期間は、令和6年1月 日から一年間までとする。 2 前項の期間満了の日の3か月前までに、甲または乙のいずれからこの協定の解除または改定する意思表示がないときは、更に1年間期間を延長するものとし、以後この例による。	
	(細目) 第 10 条 この協定に関する細目（「災害時の市と獣医師会との協力に関する協定細目」以下「協定細目」という。）は、別途定める。	(細目) 第 11 条 この協定に関する細目（「災害時の市と獣医師会との協力に関する協定細目」以下「協定細目」という。）は、別途定める。	
	(協議) 第 11 条 この協定および協定細目に定めのない事項ならびにこの協定および協定細目の解釈について疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ決定する。	(協議) 第 12 条 この協定および協定細目に定めのない事項ならびにこの協定および協定細目の解釈について疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ決定する。	
	甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。	甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。	
	平成15年6月18日	令和6年1月17日	

Page	旧文書	新文書	備考
	甲 西東京市南町五丁目6番13号 西東京市長 保谷 高範	甲 西東京市南町五丁目6番13号 西東京市長 <u>池澤 隆史</u>	
	乙 西東京市 栄町二丁目9番27号 西東京市獣医師会 会長 本橋 博	乙 西東京市 <u>北原町二丁目8番12号</u> <u>公益社団法人東京都獣医師会</u> <u>北多摩支部</u> 西東京市獣医師会 会長 <u>渡邊 守都</u>	
199	災害時におけるカセットガス型燃料等の優先供給に関する協定（株式会社ニチネン）	災害時におけるカセットガス型燃料等の優先供給に関する協定（株式会社ニチネン）	
	(配慮事項)	(配慮事項)	
	第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき燃料等の供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難 勧告 その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、燃料等の供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。	第9条 甲は、乙が第5条第1項の規定に基づき燃料等の供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難 <u>指示</u> その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、燃料等の供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。	
200		<u>災害時におけるA重油及び灯油の供給に関する協定（有限会社清水正二商店）</u>	
		<u>大規模停電を伴う災害時におけるA重油及び灯油の供給に関し、西東京市（以下「甲」という。）と有限会社清水正二商店（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。</u>	
		<u>(目的)</u> 第1条 この協定は、西東京市防災計画に基づき、災害応急対策に必要なA重油及び灯油を、市内業者の協力を得ることにより確保し、災害応急対策の円滑な実施を図ることを目的とする。	
		<u>(協力内容)</u> 第2条 甲は、大規模停電を伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、田無庁舎又は保谷庁舎の自家用発電設備に必要であると認めるときは、乙に対し、A重油及び灯油の供給を依頼するものとする。	
		<u>2 甲は、乙に自家用発電設備のA重油及び灯油の供給を依頼する場合は、A重油及び灯油依頼書（第1号様式）により、種目、数量、納入日時、納入場所、その他必要事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、種別、数量を明らかにして口頭で行うものとする。</u>	
		<u>3 乙は、甲から第2項に基づくA重油及び灯油供給の依頼があった場合は協力するものとする。</u>	
		<u>(費用負担)</u> 第3条 甲は、前条による乙の供給及び納入したA重油及び灯油の代金を負担するものとする。この場合A重油及び灯油の価格は供給時点における小売価格を基準とした適正な価格とする。	
		<u>(請求及び支払)</u> 第4条 乙は、A重油及び灯油の供給及び納入が完了したときは、前条の価格によるA重油及び灯油代金について、納品書を添えて甲に請求する。	
		<u>2 甲は前項の規定による乙からの代金請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に甲の予算上の措置を必要</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>とする場合は、この限りではない。</u>	
		<u>(協定の有効期間)</u> 第5条 本協定の有効期間は、協定の締結から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも相手に対して本協定の解除又は変更の申出が無い場合は、1年間延長されるものとし、以後この例による。	
201		<u>(協議)</u> 第6条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。	
		<u>上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。</u>	
		<u>令和5年1月12日</u>	
		<u>甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号</u> <u>東京都西東京市</u> <u>西東京市長 池澤 隆史 ㊟</u>	
		<u>乙 東京都西東京市田無町三丁目5番18号</u> <u>有限会社 清水正二商店</u> <u>代表取締役 清水 正二 ㊟</u>	
234	災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定（医療法人沖縄徳洲会介護老人保健施設武蔵野徳洲苑） (略)	災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定（医療法人沖縄徳洲会介護老人保健施設武蔵野徳洲苑） (略)	
	—災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定（宗教法人カトリック・クリスト・ロア修道会）—		
	西東京市（以下「甲」という。）と宗教法人カトリック・クリスト・ロア修道会（以下「乙」という。）との間において、災害時における要援護者を対象とした福祉避難所（以下「避難所」という。）としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。		
	—(目的)—		
	第1条 この協定は、大規模地震、火災及び風水害等の災害により、障害者及び妊婦等の要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合、甲が、乙の管理する施設の一部を、要援護者を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。		
	—(避難所の開設)—		
	第2条 甲は、災害時において要援護者を対象とした避難所を開設する必要がある場合、乙の受入可能人員、輸送方法等を含め乙と協議のうえ、乙の指定した場所を避難所として開設することを要請できる。		

Page	旧文書	新文書	備考
	2 甲は開設にあたり、あらかじめ応急危険度判定等必要な措置を講ずるものとする。		
	-(開設の要請方法)-		
	第3条 甲は、前条に基づき、乙に避難所の開設を要請する場合、第2条の協議により定めた事項を、文書により明らかにして行うものとする。		
	2 甲は、避難所の開設に緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。ただし、甲は、開設後遅滞なく乙に対し文書により通知するものとする。		
	-(受入対象)-		
	第4条 甲は、要援護者及び介助者が次の各号すべてに該当する者である場合、乙の施設を避難所として利用することができる。		
	一 特別な事情がある者を除き、要援護者1名につき、家族、親族、友人及び知人等から介助者1名を付き添い人として避難可能な者		
	二 女性及び小学生以下の児童		
	三 階段の昇降が可能な者		
	-(要援護者の移送)-		
	第5条 乙は、甲の要請により要援護者を受け入れる場合、甲が行う要援護者の自施設への移送にできる限り協力するものとする。		
	2 甲は、移送開始までに、次に掲げる事項を書面により乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。		
	一 要援護者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況		
	二 身元引受人の氏名・連絡先		
	三 その他避難所生活における注意事項等		
	-(避難所の管理・運営)-		
	第6条 避難所の管理・運営は、乙の責任において行うものとする。		
	2 避難所の管理・運営について、甲は乙に協力するものとする。		
	3 甲、乙は要援護者を適切に支援できるよう、生活相談員等の支援者の確保に努めるものとする。		
	4 甲は、乙が要援護者を受け入れるために必要となる物資の提供について、可能な限り協力する。		
	-(費用負担)-		
	第7条 甲は、乙の避難所の開設後の管理・運営に係る費用を、負担するものとする。		
	-(費用の請求)-		

Page	旧文書	新文書	備考
	第8条 乙は、前条の規定により、避難所の管理・運営に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。		
	2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。		
	-(開設期間)-		
	第9条 避難所の開設期間は、災害発生の日から14日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間延長を行うことができるものとする。		
	-(原状回復)-		
	第10条 甲は、乙から提供された施設の利用を終了したときは、速やかに施設を原状に回復するものとする。		
	-(災害補償)-		
	第11条 この協定に基づく業務に従事した者に係る補償については、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときを除き、東京都市町村総合事務組合で定める「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)に準じて、甲が補償するものとする。		
	-(協定の解除)-		
	第12条 乙の所有する施設が、避難所として機能しない状態に至った場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。		
	-(連絡責任者)-		
	第13条 甲、乙は、それぞれ連絡責任者を指定し、要援護者の安全の確保に努めなければならない。		
	-(訓練への参加)-		
	第14条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。		
	-(協定期間)-		
	第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間満了の3月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例による。		
	-(協議)-		
	第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。		

Page	旧文書	新文書	備考
	この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙はそれぞれ各1通を保有する。		
	令和元年10月25日		
	甲——西東京市南町五丁目6番13号		
	西東京市長——丸山 浩一		
	乙——西東京市保谷町四丁目10番26号		
	宗教法人カトリック・クリスト・ロア修道会		
	代表役員——前川 春美		
236	災害時における要配慮者を対象とした施設利用に関する協定（社会福祉法人至誠学舎東京しもほうや保育園） (略)	災害時における要配慮者を対象とした施設利用に関する協定（社会福祉法人至誠学舎東京しもほうや保育園） (略)	
237		災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定（社会福祉法人田無の会）	
		西東京市（以下「甲」という。）と社会福祉法人田無の会（以下「乙」という。）との間において、災害時における要援護者を対象とした福祉避難所（以下「避難所」という。）としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。	
		（目的）	
		第1条 この協定は、大規模地震、火災及び風水害等の災害により、障害者等の要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合、甲が、乙の管理する施設の一部を、要援護者を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。	
		（利用対象者等）	
		第2条 乙の施設の利用対象者は、避難所で避難生活をおくることが困難な障害者等とする。この場合、甲は同伴者（家族等を含む。）を配置するものとする。	
		（避難所の開設）	
		第3条 甲は、災害時において要援護者を対象とした避難所を開設する必要がある場合、乙の受入可能人員、輸送方法等を含め乙と協議のうえ、乙の指定した場所を避難所として開設することを要請できる。	
		2 甲は開設にあたり、あらかじめ応急危険度判定等必要な措置を講ずるものとする。	
		（開設の要請方法）	
		第4条 甲は、乙に避難所の開設を要請する場合、前条の協議により定めた事項を、文書により明らかにして行うものとする。	
		2 甲は、避難所の開設に緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず、口頭によりこれを行	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>うことができる。ただし、甲は、開設後遅滞なく乙に対し文書により通知するものとする。</u>	
		<u>(要援護者の移送)</u>	
		<u>第5条 乙は、甲の要請により要援護者を受け入れる場合、甲が行う要援護者の自施設への移送に可能な限り協力するものとする。</u>	
		<u>2 甲は、移送開始までに、次に掲げる事項を書面により乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。</u>	
		<u>一 要援護者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況</u>	
		<u>二 要援護者の親族等の氏名・連絡先</u>	
		<u>三 その他避難所生活における注意事項等</u>	
238		<u>(避難所の管理・運営)</u>	
		<u>第6条 避難所の管理・運営は、乙の責任において行うものとする。</u>	
		<u>2 避難所の管理・運営について、甲は乙に可能な限り協力するものとする。</u>	
		<u>3 甲、乙は要援護者を適切に支援できるよう、生活相談員等の支援者の確保に努めるものとする。</u>	
		<u>4 甲は、乙が要援護者を受け入れるために必要となる物資の提供について、可能な限り協力する。</u>	
		<u>(費用負担)</u>	
		<u>第7条 甲は、乙の避難所の開設後の管理・運営に係る費用を、負担するものとする。</u>	
		<u>(費用の請求)</u>	
		<u>第8条 乙は、前条の規定により、避難所の管理・運営に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。</u>	
		<u>2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。</u>	
		<u>(開設期間)</u>	
		<u>第9条 避難所の開設期間は、災害発生の日から14日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間延長を行うことができるものとする。</u>	
		<u>(原状回復)</u>	
		<u>第10条 甲は、乙から提供された施設の利用を終了したときは、速やかに施設を原状に回復するものとする。</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>(災害補償)</u>	
		<u>第 11 条 この協定に基づく業務に従事した者に係る補償については、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときを除き、東京都市町村総合事務組合で定める「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」(昭和 63 年東京都市町村総合事務組合条例第 19 号) に準じて、甲が補償するものとする。</u>	
		<u>(協定の解除)</u>	
		<u>第 12 条 乙の所有する施設が、避難所として機能しない状態に至った場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。</u>	
		<u>(連絡責任者)</u>	
		<u>第 13 条 甲、乙は、それぞれ連絡責任者を指定し、要援護者の安全の確保に努めなければならない。</u>	
		<u>(訓練への参加)</u>	
		<u>第 14 条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。</u>	
		<u>(協定期間)</u>	
		<u>第 15 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に 1 年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。</u>	
		<u>(協議)</u>	
		<u>第 16 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。</u>	
		<u>この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲と乙はそれぞれ各 1 通を保有する。</u>	
		<u>令和 4 年 5 月 12 日</u>	
		<u>甲 西東京市南町五丁目 6 番 13 号</u>	
		<u>西東京市長</u>	
		<u>池澤 隆史</u>	
		<u>乙 西東京市向台町三丁目 1 番 11 号</u>	
		<u>社会福祉法人田無の会</u>	
		<u>理事長</u>	
		<u>小沢 弘</u>	
239		<u>災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定 (社会福祉法人睦月会)</u>	
		<u>西東京市 (以下「甲」という。) と社会福祉法人睦月会 (以下「乙」という。) との間において、</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>災害時における要援護者を対象とした福祉避難所（以下「避難所」という。）としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。</u>	
		<u>（目的）</u>	
		<u>第1条 この協定は、大規模地震、火災及び風水害等の災害により、障害者等の要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合、甲が、乙の管理する施設の一部を、要援護者を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。</u>	
		<u>（施設名称）</u>	
		<u>第2条 前条の乙の管理する施設は、以下のとおりとする。</u>	
		<u>（1）所在 西東京市泉町三丁目5番10号</u>	
		<u>（2）名称 社会福祉法人睦月会 Life Design</u>	
		<u>（利用対象者等）</u>	
		<u>第3条 乙の施設の利用対象者は、避難所で避難生活をおくることが困難な障害者等とする。この場合、甲は同伴者（家族等を含む。）を配置するものとする。</u>	
		<u>（避難所の開設）</u>	
		<u>第4条 甲は、災害時において要援護者を対象とした避難所を開設する必要が生じた場合、乙の受入可能人員、輸送方法等を含め乙と協議のうえ、乙の指定した場所を避難所として開設することを要請できる。</u>	
		<u>2 甲は開設にあたり、あらかじめ応急危険度判定等必要な措置を講ずるものとする。</u>	
		<u>（開設の要請方法）</u>	
		<u>第5条 甲は、乙に避難所の開設を要請する場合、前条の協議により定めた事項を、文書により明らかにして行うものとする。</u>	
		<u>2 甲は、避難所の開設に緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。ただし、甲は、開設後遅滞なく乙に対し文書により通知するものとする。</u>	
		<u>（要援護者の移送）</u>	
		<u>第6条 乙は、甲の要請により要援護者を受け入れる場合、甲が行う要援護者の自施設への移送に可能な限り協力するものとする。</u>	
		<u>2 甲は、移送開始までに、次に掲げる事項を書面により乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。</u>	
		<u>一 要援護者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況</u>	
		<u>二 要援護者の親族等の氏名・連絡先</u>	
		<u>三 その他避難所生活における注意事項等</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>(避難所の管理・運営)</u>	
		<u>第7条 避難所の管理・運営は、乙の責任において行うものとする。</u>	
		<u>2 避難所の管理・運営について、甲は乙に可能な限り協力するものとする。</u>	
		<u>3 甲、乙は要援護者を適切に支援できるよう、生活相談員等の支援者の確保に努めるものとする。</u>	
		<u>4 甲は、乙が要援護者を受け入れるために必要となる物資の提供について、可能な限り協力する。</u>	
		<u>(費用負担)</u>	
		<u>第8条 甲は、乙の避難所の開設後の管理・運営に係る費用を、負担するものとする。</u>	
		<u>(費用の請求)</u>	
		<u>第9条 乙は、前条の規定により、避難所の管理・運営に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。</u>	
		<u>2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。</u>	
		<u>(開設期間)</u>	
		<u>第10条 避難所の開設期間は、災害発生の日から14日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間延長を行うことができるものとする。</u>	
		<u>(原状回復)</u>	
		<u>第11条 甲は、乙から提供された施設の利用を終了したときは、速やかに施設を原状に回復するものとする。</u>	
		<u>(災害補償)</u>	
		<u>第12条 この協定に基づく業務に従事した者に係る補償については、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときを除き、東京都市町村総合事務組合で定める「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)に準じて、甲が補償するものとする。</u>	
240		<u>(協定の解除)</u>	
		<u>第13条 乙の所有する施設が、避難所として機能しない状態に至った場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。</u>	
		<u>(連絡責任者)</u>	
		<u>第14条 甲、乙は、それぞれ連絡責任者を指定し、要援護者の安全の確保に努めなければならない</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>ない。</u>	
		<u>(訓練への参加)</u>	
		<u>第15条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力をを行うものとする。</u>	
		<u>(協定期間)</u>	
		<u>第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。</u>	
		<u>(協議)</u>	
		<u>第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。</u>	
		<u>この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙はそれぞれ各1通を保有する。</u>	
		<u>令和4年12月22日</u>	
		<u>甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号</u>	
		<u>西東京市長</u>	
		<u>池澤 隆史</u>	
		<u>乙 東京都国立市泉三丁目30番地の5</u>	
		<u>社会福祉法人睦月会</u>	
		<u>理事長</u>	
		<u>綿 祐二</u>	
240		<u>災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定（株式会社SHエステート）</u>	
		<u>西東京市（以下「甲」という。）と株式会社SHエステート（以下「乙」という。）との間において、災害時における要援護者を対象とした福祉避難所（以下「避難所」という。）としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。</u>	
		<u>(目的)</u>	
		<u>第1条 この協定は、大規模地震、火災及び風水害等の災害により、高齢者等の要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合、甲が、乙の管理する施設の一部を、要援護者を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。</u>	
		<u>(施設名称)</u>	
		<u>第2条 前条の乙の管理する施設は、以下のとおりとする。</u>	
		<u>(1) 所在 西東京市泉町三丁目6番9号</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>(2) 名称 LIFE MEDICAL CARE いずみ</u>	
		<u>(避難所の開設)</u>	
		<u>第3条 甲は、災害時において要援護者を対象とした避難所を開設する必要がある場合、乙の受入可能人員、輸送方法等を含め乙と協議のうえ、乙の指定した場所を避難所として開設することを要請できる。</u>	
		<u>2 甲は開設にあたり、あらかじめ応急危険度判定等必要な措置を講ずるものとする。</u>	
		<u>(開設の要請方法)</u>	
		<u>第4条 甲は、乙に避難所の開設を要請する場合、前条の協議により定めた事項を、文書により明らかにして行うものとする。</u>	
		<u>2 甲は、避難所の開設に緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。ただし、甲は、開設後遅滞なく乙に対し文書により通知するものとする。</u>	
		<u>(要援護者の移送)</u>	
		<u>第5条 乙は、甲の要請により要援護者を受け入れる場合、甲が行う要援護者の自施設への移送に可能な限り協力するものとする。</u>	
		<u>2 甲は、移送開始までに、次に掲げる事項を書面により乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。</u>	
		<u>一 要援護者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況</u>	
		<u>二 要援護者の親族等の氏名・連絡先</u>	
		<u>三 その他避難所生活における注意事項等</u>	
241		<u>(避難所の管理・運営)</u>	
		<u>第6条 避難所の管理・運営は、乙の責任において行うものとする。</u>	
		<u>2 避難所の管理・運営について、甲は乙に可能な限り協力するものとする。</u>	
		<u>3 甲、乙は要援護者を適切に支援できるよう、生活相談員等の支援者の確保に努めるものとする。</u>	
		<u>4 甲は、乙が要援護者を受け入れるために必要となる物資の提供について、可能な限り協力する。</u>	
		<u>(費用負担)</u>	
		<u>第7条 甲は、乙の避難所の開設後の管理・運営に係る費用を、負担するものとする。</u>	
		<u>(費用の請求)</u>	
		<u>第8条 乙は、前条の規定により、避難所の管理・運営に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して 30 日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。</u>	
		<u>(開設期間)</u>	
		<u>第 9 条 避難所の開設期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間延長を行うことができるものとする。</u>	
		<u>(原状回復)</u>	
		<u>第 10 条 甲は、乙から提供された施設の利用を終了したときは、速やかに施設を原状に回復するものとする。</u>	
		<u>(災害補償)</u>	
		<u>第 11 条 この協定に基づく業務に従事した者に係る補償については、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときを除き、東京都市町村総合事務組合で定める「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」(昭和 63 年東京都市町村総合事務組合条例第 19 号) に準じて、甲が補償するものとする。</u>	
		<u>(協定の解除)</u>	
		<u>第 12 条 乙の所有する施設が、避難所として機能しない状態に至った場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。</u>	
		<u>(連絡責任者)</u>	
		<u>第 13 条 甲、乙は、それぞれ連絡責任者を指定し、要援護者の安全の確保に努めなければならない。</u>	
		<u>(訓練への参加)</u>	
		<u>第 14 条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。</u>	
		<u>(協定期間)</u>	
		<u>第 15 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に 1 年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。</u>	
		<u>(協議)</u>	
		<u>第 16 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。</u>	
		<u>この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲と乙はそれぞれ各 1 通を保有する。</u>	
		令和 4 年 12 月 22 日	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>甲 東京都西東京市南町五丁目6番13号</u>	
		<u>西東京市長</u>	
		<u>池澤 隆史</u>	
		<u>乙 東京都清瀬市元町一丁目8番30号</u>	
		<u>株式会社SHエステート</u>	
		<u>代表取締役</u>	
		<u>櫻井 英里子</u>	
242		<u>災害時における要配慮者を対象とした施設利用に関する協定（社会福祉法人たつの子の会）</u>	
		<u>西東京市（以下「甲」という。）と社会福祉法人たつの子の会（以下「乙」という。）との間において、災害時における要配慮者を対象とした福祉避難所としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。</u>	
		<u>（目的）</u>	
		<u>第1条 この協定は、大規模地震、火災及び風水害等の災害（以下「災害」という。）により、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者（以下「要配慮者」という。）が避難を余儀なくされた場合、甲が、乙の管理する施設【西東京みどり保育園】の一部を、要配慮者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を対象とした福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。</u>	
		<u>（福祉避難所の開設）</u>	
		<u>第2条 甲は、災害時において要配慮者等を対象とした福祉避難所を開設する必要がある場合、福祉避難所として使用する場所及び範囲、受入可能人数、要配慮者等の移送方法等を乙と協議のうえ、乙に対し、福祉避難所の開設を要請できる。</u>	
		<u>（開設の要請方法）</u>	
		<u>第3条 甲は、前条に基づき、乙に福祉避難所の開設を要請する場合、前条の協議により定めた事項を、文書により明らかにして行うものとする。</u>	
		<u>2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。ただし、甲は、開設後遅滞なく乙に対し文書により通知するものとする。</u>	
		<u>（要配慮者等の移送）</u>	
		<u>第4条 甲は、要配慮者等を福祉避難所に移送する手段を確保する責務を負うものとし、乙は、甲の要請により要配慮者等を受け入れる場合、甲が行う要配慮者等の移送に合理的な範囲で協力するものとする。</u>	
		<u>2 甲は、乙が要配慮者等の移送に協力する場合、乙の車両の運行経路等の確保に協力するものとする。</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>3 甲は、要配慮者等の移送開始までに、次に掲げる事項を文書により乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、甲は口頭によりこれを行うことができるものとし、この場合、甲は、移送後遅滞なく乙に対し文書により通知するものとする。</u>	
		<u>一 要配慮者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況</u>	
		<u>二 要配慮者の親族等の氏名・連絡先</u>	
		<u>三 その他福祉避難所における生活上の注意事項等</u>	
		<u>(福祉避難所の管理・運営)</u>	
		<u>第5条 福祉避難所の管理・運営は、乙が行うものとする。</u>	
		<u>2 福祉避難所の管理・運営について、甲は乙に可能な限り協力するものとする。</u>	
		<u>3 甲は、要配慮者を適切に支援できるよう、福祉避難所における生活相談員等の支援者を確保する責務を負うものとし、乙はこれに協力するものとする。</u>	
		<u>4 甲は、福祉避難所として機能させるために必要な施設を整備し、物資・器材を提供する責務を負うものとし、乙はこれに協力するものとする。</u>	
		<u>(費用負担)</u>	
		<u>第6条 甲は、福祉避難所の管理・運営及び開設期間終了後の原状回復に係る費用を負担するものとする。</u>	
		<u>2 前項の費用並びに支払方法及び時期については、福祉避難所の開設後、速やかに甲乙協議の上、別途書面にて合意する。</u>	
		<u>(開設期間)</u>	
		<u>第7条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から14日以内とする。ただし、災害の状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間の延長を要請することができる。</u>	
		<u>(災害補償)</u>	
		<u>第8条 この協定に基づく業務に従事した者に係る補償については、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときを除き、東京都市町村総合事務組合で定める「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)に準じて、甲が補償するものとする。</u>	
		<u>(協定の解除)</u>	
		<u>第9条 乙の所有する施設が、福祉避難所として機能しない状態に至った場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。</u>	
		<u>(連絡責任者)</u>	
		<u>第10条 甲、乙は、それぞれ連絡責任者を指定し、要配慮者等の安全の確保に努めなければなら</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>らない。</u>	
		<u>(訓練への参加)</u>	
		<u>第 11 条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。</u>	
		<u>(協定期間)</u>	
243		<u>第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、協定の有効期間満了の 3 月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に 1 年間延長するものとし、以後この例による。</u>	
		<u>(協議)</u>	
		<u>第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。</u>	
		<u>この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲と乙は各 1 通を保有する。</u>	
		<u>令和 5 年 2 月 14 日</u>	
		<u>甲 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号</u>	
		<u>西東京市</u>	
		<u>代表者市長 池澤 隆史</u>	
		<u>乙 東京都羽村市五ノ神二丁目 6 番地 20 号</u>	
		<u>社会福祉法人たつの子の会</u>	
		<u>理 事 長 武田 美代子</u>	
261	災害時における遺体保全剤の供給に関する協定（株式会社ビー・ハウス）	災害時における遺体保全剤の供給に関する協定（株式会社ビー・ハウス）	
	(配慮事項)	(配慮事項)	
	第 9 条 甲は、乙が第 4 条第 1 項の規定に基づき遺体保全剤の供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難 <u>勧告</u> のほか立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、遺体保全剤の供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。	第 9 条 甲は、乙が第 4 条第 1 項の規定に基づき遺体保全剤の供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種警報や避難 <u>指示</u> のほか立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、遺体保全剤の供給に従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。	
264		<u>災害時における避難者等の緊急受け入れに関する協定（有限会社白河）</u>	
		<u>西東京市（以下「甲」という。）と有限会社白河（以下「乙」という。）は、災害時における避難者等の緊急受け入れに関し、次のとおり協定を締結する。</u>	
		<u>(目的)</u>	
		<u>第 1 条 この協定は、火災、地震、風水害等の災害により、避難者等の宿泊場所が必要となった場合、甲が、乙の施設の一部を避難者等の緊急受け入れ先として利用することについて、必要</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>な事項を定めることを目的とする。</u>	
		<u>(施設名称)</u>	
		<u>第2条 甲が緊急受け入れを要請する施設は、次のとおりとする。</u>	
		<u>(1) 所在 西東京市田無町四丁目6番8号</u>	
		<u>(2) 名称 白河旅館</u>	
		<u>(協力の要請)</u>	
		<u>第3条 甲は、災害時に避難者等の臨時宿泊場所として、乙に対して緊急の受け入れを要請することができる。</u>	
		<u>(要請方法)</u>	
		<u>第4条 甲は、前条の要請をするときは、乙に対し、次に掲げる事項を書面により提出するものとする。ただし、急を要する場合は口頭にて要請し、事後において書面を提出するものとする。</u>	
		<u>(1) 受け入れを要請する避難者等の住所、氏名、連絡先等</u>	
		<u>(2) 受け入れ要請期間</u>	
		<u>2 乙は、この協定に基づく甲の要請があったときは、利用可能な施設の範囲内において、優先的に応じることとする。</u>	
		<u>(費用負担)</u>	
		<u>第5条 この協定に基づく臨時宿泊場所に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。</u>	
		<u>2 前項に規定する費用については、災害発生時直前における適正価格とする。</u>	
		<u>(費用の請求)</u>	
		<u>第6条 乙は、前条の規定により、臨時宿泊場所に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。</u>	
		<u>2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。</u>	
		<u>(協定の解除)</u>	
		<u>第7条 乙の施設が、臨時宿泊場所として機能しない状態に至った場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。</u>	
		<u>(連絡責任者等)</u>	
		<u>第8条 この協定に定める事項の伝達を確実かつ円滑に行うため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を指定し、相互に確認するものとする。</u>	
		<u>2 甲及び乙は、連絡責任者に変更があった場合、相互に連絡するものとする。また、甲は連絡</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>先の確認のため、乙に対し、年に1回程度連絡するものとする。</u>	
		<u>(協定期間)</u>	
		<u>第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。</u>	
		<u>(協議)</u>	
		<u>第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。</u>	
		<u>この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙はそれぞれ各1通を保有する。</u>	
		<u>令和4年10月17日</u>	
		<u>甲 西東京市南町五丁目6番13号</u>	
		<u>西東京市長</u>	
		<u>池澤 隆史</u>	
		<u>乙 西東京市田無町四丁目6番8号</u>	
		<u>有限会社白河 取締役</u>	
		<u>大賀 史雄</u>	
265		<u>災害時における避難者等の緊急受け入れに関する協定（有限会社エムナカジマ）</u>	
		<u>西東京市（以下「甲」という。）と有限会社エムナカジマ（以下「乙」という。）は、災害時における避難者等の緊急受け入れに関し、次のとおり協定を締結する。</u>	
		<u>(目的)</u>	
		<u>第1条 この協定は、火災、地震、風水害等の災害により、避難者等の宿泊場所が必要となった場合、甲が、乙の施設の一部を避難者等の緊急受け入れ先として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。</u>	
		<u>(施設名称)</u>	
		<u>第2条 甲が緊急受け入れを要請する施設は、次のとおりとする。</u>	
		<u>(1) 所在 西東京市田無町四丁目24番19号</u>	
		<u>(2) 名称 田無第一ホテル</u>	
		<u>(協力の要請)</u>	
		<u>第3条 甲は、災害時に避難者等の臨時宿泊場所として、乙に対して緊急の受け入れを要請することができる。</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>(要請方法)</u>	
		<u>第4条 甲は、前条の要請をするときは、乙に対し、次に掲げる事項を書面により提出するものとする。ただし、急を要する場合は口頭にて要請し、事後において書面を提出するものとする。</u>	
		<u>(1) 受け入れを要請する避難者等の住所、氏名、連絡先等</u>	
		<u>(2) 受け入れ要請期間</u>	
		<u>2 乙は、この協定に基づく甲の要請があったときは、利用可能な施設の範囲内において、優先的に応じることとする。</u>	
		<u>(費用負担)</u>	
		<u>第5条 この協定に基づく臨時宿泊場所に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。</u>	
		<u>2 前項に規定する費用については、災害発生時直前における適正価格とする。</u>	
		<u>(費用の請求)</u>	
		<u>第6条 乙は、前条の規定により、臨時宿泊場所に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。</u>	
		<u>2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、支払いの時期についてはこの限りではない。</u>	
		<u>(協定の解除)</u>	
		<u>第7条 乙の施設が、臨時宿泊場所として機能しない状態に至った場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。</u>	
		<u>(連絡責任者等)</u>	
		<u>第8条 この協定に定める事項の伝達を確実かつ円滑に行うため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を指定し、相互に確認するものとする。</u>	
		<u>2 甲及び乙は、連絡責任者に変更があった場合、相互に連絡するものとする。また、甲は連絡先の確認のため、乙に対し、年に1回程度連絡するものとする。</u>	
		<u>(協定期間)</u>	
		<u>第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。</u>	
		<u>(協議)</u>	
		<u>第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。</u>	
		<u>この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙はそれぞれ各1通を保有する。</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>令和4年10月17日</u>	
		<u>甲 西東京市南町五丁目6番13号</u>	
		<u>西東京市長</u>	
		<u>池澤 隆史</u>	
		<u>乙 西東京市田無町三丁目9番23号</u>	
		<u>有限会社エムナカジマ</u>	
		<u>代表</u>	
		<u>中嶋 誠</u>	
266		<u>災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定（株式会社ジェイコム東京西東京局）</u>	
		<u>西東京市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム東京西東京局（以下「乙」という。）は、災害発生時における人員及び車両等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。</u>	
		<u>（目的）</u>	
		<u>第1条 本協定は、西東京市に地震、津波、風水害又は大規模事故災害等が発生した場合において、甲が行う災害対策に対し、乙が提供する協力内容等について明示することを目的とする。</u>	
		<u>（協力事項）</u>	
		<u>第2条 乙の協力は、次の各号に掲げる事項について、甲に対し協力することができる。</u>	
		<u>(1) 乙の社員及び関係者による人的支援</u>	
		<u>(2) 乙の保有する車両及び物資等の提供</u>	
		<u>(3) その他甲又は乙が必要と認めた事項</u>	
		<u>（協力要請の手続き）</u>	
		<u>第3条 甲は、前条の規定による協力要請又は乙からの協力申し出を受け、前条の規定による協力要請を行う際は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、「協力要請書」により要請を行うものとする。</u>	
		<u>ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も要請できるものとし、その後速やかに「協力要請書」を提出するものとする。</u>	
		<u>（協力の実施）</u>	
		<u>第4条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた場合は、法令その他特別に定めがある場合、その他特別な事情がある場合を除くほか、これに応じ協力するよう努めるものとする。</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>2 乙は、前項の規定により協力を実施した場合は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、「協力実施報告書」により速やかに甲に報告するものとする。</u>	
		<u>ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに「協力実施報告書」を提出するものとする。</u>	
		<u>(守秘義務)</u>	
		<u>第5条 甲及び乙は、本協定書に規定する業務の遂行にあたり知りえた相手方の事業上・技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、甲・乙協議のうえ、災害対応において開示する必要があると認める事項はこの限りではない。</u>	
		<u>(経費の負担)</u>	
		<u>第6条 本協定に基づく要請により生じた経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として乙の負担とする。</u>	
		<u>(服務)</u>	
		<u>第7条 甲の要請に基づき活動する乙の社員の服務その他の取り扱いは、乙の定めによるものとする。</u>	
		<u>(災害補償)</u>	
		<u>第8条 本協定に基づき支援業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。</u>	
		<u>(車両保険の取り扱い)</u>	
		<u>第9条 乙は乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、これらの保険適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。</u>	
		<u>(連絡担当者)</u>	
		<u>第10条 甲及び乙は、本協定の実施に必要な甲乙双方の連絡先及び担当者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。</u>	
		<u>(平常時の活動)</u>	
		<u>第11条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時も、次に掲げる事項について相互に協力等を行うものとする。</u>	
		<u>(1) 防災に関する計画等必要な情報の交換</u>	
		<u>(2) 甲の行う防災訓練等への参加</u>	
		<u>(3) 「協力体制に関する報告書」に基づく、別表に掲げる乙が協力可能な人員体制及び車両等の数量に関する、甲への情報提供</u>	
		<u>(4) その他災害時に協力が必要な事項</u>	

Page	旧文書	新文書	備考												
		<u>(有効期間)</u>													
		<u>第12条 本協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。</u>													
		<u>ただし、この期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。</u>													
		<u>(その他)</u>													
267		<u>第13条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。</u>													
		<u>本協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。</u>													
		<u>令和4年12月22日</u>													
		<u>甲 西東京市南町五丁目6番13号</u>													
		<u>西東京市長</u>													
		<u>池澤 隆史</u>													
		<u>乙 東久留米市前沢三丁目10番18号</u>													
		<u>株式会社ジェイコム東京西東京局</u>													
		<u>局長 中山 純也</u>													
269	様式集	様式集													
	様式1—職員動員集計票														
	職員動員集計票														

	部名 _____														

	_____月____日____時現在														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部長職</th> <th rowspan="2">課長職</th> <th rowspan="2">係長職</th> <th colspan="2">係員</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">_____人</td> <td style="text-align: center;">_____人</td> <td style="text-align: center;">_____人</td> <td style="text-align: center;">_____人</td> <td style="text-align: center;">_____人</td> </tr> </tbody> </table>	部長職	課長職	係長職	係員		男性	女性	_____人	_____人	_____人	_____人	_____人		
部長職	課長職				係長職	係員									
		男性	女性												
_____人	_____人	_____人	_____人	_____人											
	備考 (活動内容・車両・無線・出向先等)														

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>様式2—自衛隊の災害派遣に関する都知事への要請書</p>		
	<p style="text-align: right;">第——号 ——年——月——日</p> <p>東京都知事 —————殿</p> <p style="text-align: center;">—————西東京市長—————</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の災害派遣要請について</p> <p>—災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1—災害の情况及び派遣を要請する事由</p> <p>2—派遣を希望する期間</p> <p>3—派遣を希望する区域及び活動内容</p> <p>4—その他参考となるべき事項</p> <p>印</p>		
	<p style="text-align: right;">第——号 ——年——月——日</p> <p>東京都知事 —————殿</p>		

Page	旧文書	新文書	備考																																										
	<p style="text-align: center;">西東京市長</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の災害派遣の撤収要請について</p> <p>一年一月一日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣について、下記のとおり撤収を要請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 撤収要請日時</p> <p>2 派遣された部隊</p> <p>3 派遣人員及び従事作業の内容</p> <p>4 その他参考となるべき事項</p> <p>印</p>																																												
271	様式3 罹災証明申請書 (略)	様式<u>1</u> 罹災証明申請書 (略)																																											
272	様式4 罹災証明書	様式<u>2</u> 罹災証明書																																											
	第 号	第 号																																											
	年 月 日	年 月 日																																											
	罹 災 証 明 書	罹 災 証 明 書																																											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">世帯主住所</td> <td colspan="3">西東京市</td> </tr> <tr> <td>世帯主氏名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">世帯構成員</td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td style="text-align: center;">続 柄</td> <td style="text-align: center;">年 齢</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	世帯主住所	西東京市			世帯主氏名				世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢										<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">世帯主住所</td> <td colspan="3">西東京市</td> </tr> <tr> <td>世帯主氏名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">世帯構成員</td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td style="text-align: center;">続 柄</td> <td style="text-align: center;">年 齢</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	世帯主住所	西東京市			世帯主氏名				世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢										
世帯主住所	西東京市																																												
世帯主氏名																																													
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢																																										
世帯主住所	西東京市																																												
世帯主氏名																																													
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢																																										

Page	旧文書					新文書					備考	
	罹災原因	- -				罹災原因	年 月 日の による					
	被災住家*の所在地					被災住家*の所在地						
	住家*の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 半壊		住家*の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input checked="" type="checkbox"/> 中規模半壊	<input type="checkbox"/> 半壊		
	被害の状況	<input type="checkbox"/> 準半壊	<input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)			被害の状況	<input type="checkbox"/> 準半壊	<input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)				
	様式5—公共土木施設被害・下水道施設被害・上水道施設被害状況											
	公 共 土 木 施 設 被 害											
	下 水 道 施 設 被 害											
	上 水 道 施 設 被 害											
	月 日 時現在											
	調査項目	調査対象		被害内容	被害数量	被害金額 (推定)	主事 種別	速報 事項				
		施設名	位置									
	河川			ヶ所	m	円						
	下水道											
	道路											
	橋りょう											
	水道											
	様式6—教育施設被害状況											
	教 育 施 設 被 害 状 況											
	月 日 時現在											
	調査事項	事項	数量	被害額推定	備考							
		全壊(焼)	棟	千円								
		流失										

Page	旧文書				新文書	備考
	小学校	半壊（焼）				
		浸——水				
		そ——の——他				
	中学校	全壊（焼）	棟	千円		
		流——失				
		半壊（焼）				
		浸——水				
		そ——の——他				
様式7—市有財産被害						
市——有——財——産——被——害						
月——日——時現在						
	被害物件名	件数	被害額推定	摘——要		
		件	円			
様式8—商工業被害状況						
商——工——業——被——害——状——況						

Page	旧文書					新文書	備考
	_____月_____日_____時現在						
	調査 項目	事 項	数 量	被 害 額 推 定 建 物 金 額		摘 要	
	工 場	全 壊 (焼)	件	㎡	千円		
		流 失					
		半 壊 (焼)					
		浸 水					
		そ の 他					
	商 店	全 壊 (焼)	件	㎡	千円		
		流 失					
		半 壊 (焼)					
		浸 水					
		そ の 他					
	そ の 他	全 壊 (焼)	件	㎡	千円		
		流 失					
		半 壊 (焼)					
		浸 水					
		そ の 他					
	様式9 農業被害状況						
	農 業 被 害 状 況						
	_____月_____日_____時現在						

Page	旧文書									新文書				備考		
	区 分	—被害態様		流—失	主—砂 流—入 埋—没	冠—水	き—裂 陥—没	風—害 の—み	その他	計						
		農産物名														
	田	面——積	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha						
		被害減収量	—kg	—kg	—kg	—kg	—kg	—kg	—kg	—kg						
		単——価	—円	—円	—円	—円	—円	—円	—円	—円						
		被害見込額	—千円	—千円	—千円	—千円	—千円	—千円	—千円	—千円						
	畑	面——積	—ha	—ha	—ha	—ha	—ha	—ha	—ha	—ha						
		被害減収量	—kg	—kg	—kg	—kg	—kg	—kg	—kg	—kg						
	様式10—農産物被害状況															
	農産物被害状況															
	月——日——時現在															
	区——分	単——位	被——害						備——考							
	果——実	ha	数——量	金——額	千円											
	野——菜															
	そ——の——他															
273	様式14 被災者台帳									様式3 被災者台帳						
	被災者台帳									被災者台帳						
	世帯主住所	市 丁目 番 号							世帯主住所	市 丁目 番 号						
	世帯主氏名				世帯人員	人			世帯主氏名				世帯人員	人		
	電話番号				連絡先				電話番号				連絡先			

Page	旧文書					新文書					備考								
	被災	災害原因	1 風水害		2 震火災		3 その他 ()			被災	災害原因	1 風水害		2 震火災		3 その他 ()			
		被災年月日	年		月		日				被災年月日	年		月		日			
		被災場所	町		丁目		番 号				被災場所	町		丁目		番 号			
		被災の程度	住家	(1) 全壊 (焼)		(2) 流失		(3) 半壊 (焼)			被災の程度	住家	(1) 全壊 (焼)		(2) 大規模半壊		(3) 中規模半壊 (4) 半壊 (焼)		
	人員		(4) 床下浸水		(5) 床上浸水		(6) その他 ()			人員		(5) 準半壊		(6) 準半壊に至らない		(7) 流失 (8) 床下浸水			
	概要					概要													
	世帯人員	氏名	続柄	年齢	備考			世帯人員	氏名	続柄	年齢	備考							
様式12 災害応急対策実施報告																			
災害応急対策実施報告																			
_____月_____日_____時現在																			
報告班	項目	措置	措置	経費 (概算)	今後の措置	報告班	項目	措置	措置	経費 (概算)	今後の措置								
	避難措置	世帯	か所 (避難所) 人	(円)			避難措置	世帯	か所 (避難所) 人	(円)									
	応急仮設住宅						応急仮設住宅												
	食品給与		炊き出し ヶ所 給与 人				食品給与		炊き出し ヶ所 給与 人										
	給水		人 %				給水		人 %										
	生活必需品給与		全壊・流失 半壊・床上 世帯 世帯				生活必需品給与		全壊・流失 半壊・床上 世帯 世帯										
	医療		救護班 救護所 診療人員 班 ヶ所 人				医療		救護班 救護所 診療人員 班 ヶ所 人										
	助産		ヶ所 人				助産		ヶ所 人										
	救出			人			救出			人									
	住宅の修理			戸			住宅の修理			戸									
生業資金			件		生業資金			件											

Page	旧文書				新文書				備考
	学用品給与	教科書 中学生一人・小学生一人	学用品 中学生一人・小学生一人						
	埋葬	夫人	小一人						
	死体捜索			体					
	死体の処理	洗浄 体	消毒 体	保存 体	検案 体				
	障害物の除去							戸	
	輸送							台	
	人夫							人	
	水防活動				か所	人・工法			
	防疫	防疫班 班	防疫教 世帯						
	ごみ処理					世帯		ト	
	し尿処理					世帯		ト	
	公共土木施設応急対策				か所	人・作業			
	義援金配分							世帯	
	災害救助貸付							件	
	その他								
274	様式13 災害救助法による様式 (略)				様式4 災害救助法による様式 (略)				
276	様式14 避難者名簿 (カード)				様式5 避難者名簿 (カード)				
	避難者名簿 (カード)				避難者名簿 (カード)				
	様式15 避難所設置及び収容状況								
	避難所設置及び収容状況								
	避難所の 名称	所在地	種別	開設期間 自一月一日 至一月一日	実人員	開設日時	延人員	備考	
	注 1 種別欄は、既存建物と野外施設を区分する。								

Page	旧文書	新文書	備考																																																										
	2 計欄は、既存建物と野外施設を区分して合計する。																																																												
	様式16 避難所収容台帳																																																												
	避難所収容台帳																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 月 日 () 曜日 時現在</th> <th colspan="5"></th> </tr> <tr> <th>避難所名</th> <th>避難所責任者</th> <th>避難者数</th> <th>世帯数</th> <th>記 事</th> <th>要医療人員</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年 月 日 () 曜日 時現在							避難所名	避難所責任者	避難者数	世帯数	記 事	要医療人員	備 考																																				合 計										
年 月 日 () 曜日 時現在																																																													
避難所名	避難所責任者	避難者数	世帯数	記 事	要医療人員	備 考																																																							
合 計																																																													
	注 避難者数は、当日の最高人員数を記入し、増減過程は、記事欄に記入する。																																																												
	様式17 職員避難所勤務状況																																																												
	職員避難所勤務状況																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">職 名</th> <th rowspan="3">氏 名</th> <th rowspan="3">所 属</th> <th colspan="2">避 難 所</th> <th rowspan="3">備 考</th> </tr> <tr> <th>到 着</th> <th>退 出</th> </tr> <tr> <th>年 月 日 時 分</th> <th>年 月 日 時 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	職 名	氏 名	所 属	避 難 所		備 考	到 着	退 出	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分																																																		
職 名	氏 名				所 属	避 難 所		備 考																																																					
						到 着			退 出																																																				
		年 月 日 時 分	年 月 日 時 分																																																										
278	様式18 避難所日誌 (略)	様式 6 避難所日誌 (略)																																																											
	様式19 生活物資等管理簿(カード)																																																												

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																														
	生活物資等管理簿(カード)																																																																																																																
	品名() (注) 管理番号は、生活物資等受領簿の番号																																																																																																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">管理番号</th> <th style="width: 3%;">年</th> <th style="width: 3%;">月</th> <th style="width: 3%;">日</th> <th style="width: 11%;">受領数</th> <th style="width: 11%;">配給数</th> <th style="width: 11%;">残数</th> <th style="width: 11%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	管理番号	年	月	日	受領数	配給数	残数	備考																																																																																																								
管理番号	年	月	日	受領数	配給数	残数	備考																																																																																																										
	様式20 生活物資等受領簿																																																																																																																
	生活物資等受領簿																																																																																																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">管理番号</th> <th style="width: 3%;">年</th> <th style="width: 3%;">月</th> <th style="width: 3%;">日</th> <th style="width: 11%;">時間</th> <th style="width: 11%;">品名</th> <th style="width: 11%;">数量</th> <th style="width: 11%;">受入先</th> <th style="width: 11%;">管理簿の有無</th> <th style="width: 11%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	管理番号	年	月	日	時間	品名	数量	受入先	管理簿の有無	備考																																																																																																						
管理番号	年	月	日	時間	品名	数量	受入先	管理簿の有無	備考																																																																																																								
	様式21 援助物資等給与状況																																																																																																																
	援助物資等給与状況																																																																																																																
	月日時現在																																																																																																																

Page	旧文書							新文書			備考
◎給与 (輸送)先	活動期間	活—動—態—勢				給—与—内—容					
		◎人—員		車—両		◎品名	◎数量	調—達 保—有—別			
	職—員	そ—の—他	車—名	数—量	調—達 保—有—別						
—自	実										
—至	延										
避難所 他 ヶ所		実									
		延									
<p>(注) 中間報告は、◎印の事項のみ報告のこと。</p>											
<p>様式22 防災医療の概要</p>											
<p>情報連絡(無線・電話・口伝)</p>											
<p>動—員 集—結 出—動</p>											

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">現場救護所</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">振り分け (Triage)</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">受付・振り分け</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">軽中等症</td> <td style="text-align: center;">重症</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">重篤</td> <td style="text-align: center;">死</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">軽</td> <td style="text-align: center;">中</td> <td style="text-align: center;">重</td> <td style="text-align: center;">重</td> <td style="text-align: center;">危</td> <td style="text-align: center;">頻</td> <td style="text-align: center;">死</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">死</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">症</td> <td style="text-align: center;">等</td> <td style="text-align: center;">症</td> <td style="text-align: center;">篤</td> <td style="text-align: center;">篤</td> <td style="text-align: center;">死</td> <td style="text-align: center;">亡</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">↓</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">蘇生</td> <td style="text-align: center;">蘇生 (Resuscitation) B. L. S</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="3" style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> 創傷棟 熱傷棟 骨折棟 中毒棟 眼科棟 内科・小児科棟 </td> <td colspan="5" style="text-align: center;">仮設病院 産科棟</td> <td style="text-align: center;">治療</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> X線棟 手術棟 後送棟 </td> <td style="text-align: center;">(Treatment)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">搬送 (救急車・ヘリコプター) ↓</td> <td style="text-align: center;">A. L. S</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="5" style="text-align: center;">後方病院</td> <td style="text-align: center;">補液</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="5"></td> <td style="text-align: center;">手術</td> </tr> </table>	現場救護所							振り分け (Triage)	受付・振り分け							軽中等症		重症	重篤			死	軽	中	重	重	危	頻	死	死	症	等	症	篤	篤	死	亡	↓		蘇生					蘇生 (Resuscitation) B. L. S	<ul style="list-style-type: none"> 創傷棟 熱傷棟 骨折棟 中毒棟 眼科棟 内科・小児科棟 		仮設病院 産科棟					治療	<ul style="list-style-type: none"> X線棟 手術棟 後送棟 					(Treatment)	搬送 (救急車・ヘリコプター) ↓					A. L. S			後方病院					補液								手術		
現場救護所							振り分け (Triage)																																																																													
受付・振り分け																																																																																				
軽中等症		重症	重篤			死																																																																														
軽	中	重	重	危	頻	死	死																																																																													
症	等	症	篤	篤	死	亡																																																																														
↓		蘇生					蘇生 (Resuscitation) B. L. S																																																																													
<ul style="list-style-type: none"> 創傷棟 熱傷棟 骨折棟 中毒棟 眼科棟 内科・小児科棟 		仮設病院 産科棟					治療																																																																													
		<ul style="list-style-type: none"> X線棟 手術棟 後送棟 					(Treatment)																																																																													
		搬送 (救急車・ヘリコプター) ↓					A. L. S																																																																													
		後方病院					補液																																																																													
							手術																																																																													
	様式23 救護班診療記録																																																																																			
	救護班名 班長・医師名 ㊟																																																																																			
	年—月—日	住—所	患者氏名	年齢	病—名	措置概要	備—考																																																																													
	様式24 救護班医薬品衛生材料使用簿																																																																																			
	救護班名 班長・医師名 ㊟																																																																																			
	医薬品衛生材料	単位呼称	単価	摘要	受 払	残	備—考																																																																													

Page	旧文書							新文書				備考		
	品名													
	計													
	注 1 救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにする。													
	注 2 摘要欄は、受入先及び払出先を記入する。													
	注 3 備考欄は、払高数量（使用料）に対する金額を記入する。													
	様式25 救護班の編制及び活動記録													
	期間	救護所の場所	診療患者数	死一体 検索数	班の編成	班長職氏名	備考							
	注 1 診療患者数欄は、延人員数を記入する。													
	注 2 班の編成欄は、職種ごとの人員を記入する。													
	様式26 医薬品衛生材料受払簿													
	品名		単位呼称											
	年—月—日	摘要		受	払	残	備考							
	計													
	注 1 品名ごとに作成する。													
	注 2 摘要欄は、購入先、受入先及び払出先を記入する。													
	注 3 備考欄は、購入金額及び内訳を記入する。													

Page	旧文書	新文書	備考																							
	様式27 病院診療所医療実施状況																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">診療機関名</th> <th rowspan="2">診療期間</th> <th colspan="2">診療人員</th> <th>診療報酬</th> <th rowspan="2">金額</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>入院</th> <th>通院</th> <th>点—数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所在地	診療機関名	診療期間	診療人員		診療報酬	金額	備考	入院	通院	点—数														
所在地	診療機関名				診療期間	診療人員				診療報酬	金額	備考														
		入院	通院	点—数																						
	—注—診療人員欄は、延人員数を記入する。																									
	様式28 助産台帳																									
	助—産—台—帳																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">分—べん—者</th> <th rowspan="2">分べんの日時 場—所</th> <th rowspan="2">助—産 機関名</th> <th rowspan="2">期—開</th> <th rowspan="2">金—額</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>住—所</th> <th>氏—名</th> <th>年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分—べん—者			分べんの日時 場—所	助—産 機関名	期—開	金—額	備考	住—所	氏—名	年齢														
分—べん—者			分べんの日時 場—所	助—産 機関名						期—開	金—額	備考														
住—所	氏—名	年齢																								
279	様式29 炊き出し給食簿 (略)	様式7 炊き出し給食簿 (略)																								
	様式30 車両調達に関する記録簿																									
	—(1) 貨物自動車																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">会社名</th> <th rowspan="2">代表者</th> <th rowspan="2">住—所</th> <th rowspan="2">電話</th> <th colspan="4">車—両—保—有—数</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>小型 (2+)</th> <th>中型</th> <th>大型 (8+以上)</th> <th>その 他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	会社名	代表者	住—所	電話	車—両—保—有—数				備考	小型 (2+)	中型	大型 (8+以上)	その 他	計											
会社名	代表者					住—所	電話	車—両—保—有—数				備考														
		小型 (2+)	中型	大型 (8+以上)	その 他			計																		
	—(2) 乗用車																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">会社名</th> <th rowspan="2">大型車</th> <th rowspan="2">中型車</th> <th rowspan="2">計</th> <th rowspan="2">所—在—地</th> <th colspan="2">連—絡—先</th> </tr> <tr> <th>電—話</th> <th>氏—名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	会社名	大型車	中型車	計	所—在—地	連—絡—先		電—話	氏—名																
会社名	大型車						中型車	計	所—在—地	連—絡—先																
		電—話	氏—名																							

Page	旧文書	新文書	備考																																										
	(3) バス																																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">会社名</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">所有台数</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">所在地</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">連絡先</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">定員</th> <th style="text-align: center;">台数</th> <th style="text-align: center;">電話</th> <th style="text-align: center;">氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	会社名	所有台数		所在地	連絡先		定員	台数	電話	氏名																																		
会社名	所有台数		所在地	連絡先																																									
	定員	台数		電話	氏名																																								
	様式31 燃料及び消耗品受払簿																																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品名</th> <th style="text-align: center;">単位 呼称</th> <th colspan="3"> </th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">年月日</th> <th style="text-align: center;">摘要</th> <th style="text-align: center;">受払</th> <th style="text-align: center;">残</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	品名	単位 呼称				年月日	摘要	受払	残	備考																計																		
品名	単位 呼称																																												
年月日	摘要	受払	残	備考																																									
計																																													
	注 1 救助事務と本部事務を区分し、使用車両分をまとめて作成する。																																												
	2 摘要欄は、購入先又は受入れ先及び払出し先(車両)を記入する。																																												
	3 備考欄は、購入金額及びその内容を記入する。																																												
	4 品名ごとに作成する。																																												
	様式32 修繕費支払簿																																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">年月日</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">目的</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">故障 年月日</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">故障 場所</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">故障車両</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">故障の 概要</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">修繕 年月日</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">修繕料</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">備考</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">番号</th> <th style="text-align: center;">所有者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	年月日	目的	故障 年月日	故障 場所	故障車両		故障の 概要	修繕 年月日	修繕料	備考	番号	所有者																																
年月日	目的					故障 年月日	故障 場所					故障車両		故障の 概要	修繕 年月日	修繕料	備考																												
		番号	所有者																																										
	注 1 救助事務と本部事務を区分して作成する。																																												
	2 故障の概要は、故障の経過、原因及び故障箇所を記入する。																																												
	様式33 緊急通行車両等事前届出関連様式																																												

Page	旧文書	新文書	備考																												
	<p align="center">— 整理番号 (— 署 号) — 課</p>																														
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2"> 地震防災 応急対策用 災—害— 緊急通行車両等事前届出書 年—月—日 —東京都公安委員会殿 —申請者住所 (電話)— 氏名—@ </td> <td colspan="2"> 地震防災 応急対策用 第—号 災—害— 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年—月—日 東京都公安委員会 印 </td> </tr> <tr> <td>番号標に表示されている番号</td> <td></td> <td>備—考</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)</td> <td></td> <td colspan="2"> (注) ① この届出済証を最寄りの警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊、交通検問所、警視庁本部(交通規制課)に提出して所要の手続きを受けて下さい。 ② 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失、滅失、汚損若しくは破損した場合には、東京都公安委員会(届出をした警察署経由)に届け出て再交付を受けて下さい。 ③ 次に該当するときは、この届出済証をすみやかに返還して下さい。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき </td> </tr> <tr> <td>使用者 住所 (—)局—番 氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出発地</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> ※ この事前届出書(2枚組のもの)を1部作成し、当該車両の自動車検査証等並びに該当車両を使用して行う業務の内容を証する書類を添付の上、車両の出発地を管轄する警察署に提出してください。 </td> </tr> </table>	地震防災 応急対策用 災—害— 緊急通行車両等事前届出書 年—月—日 —東京都公安委員会殿 —申請者住所 (電話)— 氏名—@		地震防災 応急対策用 第—号 災—害— 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年—月—日 東京都公安委員会 印		番号標に表示されている番号		備—考		車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		(注) ① この届出済証を最寄りの警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊、交通検問所、警視庁本部(交通規制課)に提出して所要の手続きを受けて下さい。 ② 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失、滅失、汚損若しくは破損した場合には、東京都公安委員会(届出をした警察署経由)に届け出て再交付を受けて下さい。 ③ 次に該当するときは、この届出済証をすみやかに返還して下さい。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき		使用者 住所 (—)局—番 氏名				出発地				※ この事前届出書(2枚組のもの)を1部作成し、当該車両の自動車検査証等並びに該当車両を使用して行う業務の内容を証する書類を添付の上、車両の出発地を管轄する警察署に提出してください。									
地震防災 応急対策用 災—害— 緊急通行車両等事前届出書 年—月—日 —東京都公安委員会殿 —申請者住所 (電話)— 氏名—@		地震防災 応急対策用 第—号 災—害— 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年—月—日 東京都公安委員会 印																													
番号標に表示されている番号		備—考																													
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		(注) ① この届出済証を最寄りの警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊、交通検問所、警視庁本部(交通規制課)に提出して所要の手続きを受けて下さい。 ② 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失、滅失、汚損若しくは破損した場合には、東京都公安委員会(届出をした警察署経由)に届け出て再交付を受けて下さい。 ③ 次に該当するときは、この届出済証をすみやかに返還して下さい。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき																													
使用者 住所 (—)局—番 氏名																															
出発地																															
※ この事前届出書(2枚組のもの)を1部作成し、当該車両の自動車検査証等並びに該当車両を使用して行う業務の内容を証する書類を添付の上、車両の出発地を管轄する警察署に提出してください。																															
	<p>—(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。—</p>																														
	<p>様式34 緊急通行車両等確認関連様式</p>																														
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2"> 地震防災 応急対策用 災—害— 緊急通行車両等確認申請書 年—月—日 —東京都公安委員会殿 —申請者住所 (電話)— 氏名—@ </td> <td colspan="2"> 地震防災 応急対策用 災—害— 緊急通行車両確認証明書 年—月—日 東京都公安委員会 印 </td> </tr> <tr> <td>番号標に表示されている番号</td> <td></td> <td>番号標に表示されている番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)</td> <td></td> <td>車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用者 住所 (—)局—番 氏名</td> <td></td> <td>使用者 住所 (—)局—番 氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通行日時</td> <td></td> <td>通行日時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通行経路 出発地 目的地</td> <td></td> <td>通行経路 出発地 目的地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備—考</td> <td></td> <td>備—考</td> <td></td> </tr> </table>	地震防災 応急対策用 災—害— 緊急通行車両等確認申請書 年—月—日 —東京都公安委員会殿 —申請者住所 (電話)— 氏名—@		地震防災 応急対策用 災—害— 緊急通行車両確認証明書 年—月—日 東京都公安委員会 印		番号標に表示されている番号		番号標に表示されている番号		車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		使用者 住所 (—)局—番 氏名		使用者 住所 (—)局—番 氏名		通行日時		通行日時		通行経路 出発地 目的地		通行経路 出発地 目的地		備—考		備—考			
地震防災 応急対策用 災—害— 緊急通行車両等確認申請書 年—月—日 —東京都公安委員会殿 —申請者住所 (電話)— 氏名—@		地震防災 応急対策用 災—害— 緊急通行車両確認証明書 年—月—日 東京都公安委員会 印																													
番号標に表示されている番号		番号標に表示されている番号																													
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)																													
使用者 住所 (—)局—番 氏名		使用者 住所 (—)局—番 氏名																													
通行日時		通行日時																													
通行経路 出発地 目的地		通行経路 出発地 目的地																													
備—考		備—考																													
	<p>—(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。—</p>	<p>—(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。—</p>																													

Page	旧文書	新文書	備考																																							
280	様式35 災害対策基本法施行規則第3条に基づく標章 (略)	様式8 災害対策基本法施行規則第3条に基づく標章 (略)																																								
281	様式36 埋火葬関連 (略)	様式9 埋火葬関連 (略)																																								
	様式37—救助の実施記録																																									
	救助実施記録日計票																																									
	<p style="text-align: center;">救助の実施記録日計票</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">救助の種類</td> <td>避難所</td> <td>炊き出し等</td> <td>飲料水</td> <td>生活必需品</td> <td>_____西東京市_____</td> </tr> <tr> <td>医療救護</td> <td>助産</td> <td>仮設住宅</td> <td>住宅修理</td> <td rowspan="3">責任者氏名_____印</td> </tr> <tr> <td>救護班</td> <td>学用品等</td> <td>死体捜索</td> <td>死体処理</td> </tr> <tr> <td>本部班</td> <td>死体埋葬</td> <td>障害物除去</td> <td>輸送</td> </tr> <tr> <td>労務供給</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>NO. _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>員数(世帯)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>品目(数量・金額)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受入先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>払出先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>方 法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>記 事</td> <td></td> </tr> </table>	救助の種類	避難所	炊き出し等	飲料水	生活必需品	_____西東京市_____	医療救護	助産	仮設住宅	住宅修理	責任者氏名_____印	救護班	学用品等	死体捜索	死体処理	本部班	死体埋葬	障害物除去	輸送	労務供給						員数(世帯)		品目(数量・金額)		受入先		払出先		場 所		方 法		記 事			
救助の種類	避難所		炊き出し等	飲料水	生活必需品	_____西東京市_____																																				
	医療救護		助産	仮設住宅	住宅修理	責任者氏名_____印																																				
	救護班		学用品等	死体捜索	死体処理																																					
	本部班	死体埋葬	障害物除去	輸送																																						
労務供給																																										
員数(世帯)																																										
品目(数量・金額)																																										
受入先																																										
払出先																																										
場 所																																										
方 法																																										
記 事																																										
	様式38—遺体の捜索状況記録簿																																									
	遺体の捜索状況記録簿																																									
	_____西東京市																																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">捜索人員</th> <th colspan="6">捜索用機械器具</th> <th rowspan="2">実支出額</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">借上費</th> <th colspan="2">修繕費</th> <th rowspan="2">燃料費</th> </tr> <tr> <th>数量</th> <th>所有者(管理者)氏名</th> <th>金額</th> <th>修理月日</th> <th>修繕費</th> <th>修繕の概要</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年月日	捜索人員	捜索用機械器具						実支出額	備考	名称	借上費		修繕費		燃料費	数量	所有者(管理者)氏名	金額	修理月日	修繕費	修繕の概要																			
年月日	捜索人員			捜索用機械器具									実支出額	備考																												
		名称	借上費		修繕費		燃料費																																			
数量	所有者(管理者)氏名		金額	修理月日	修繕費	修繕の概要																																				

Page	旧文書	新文書	備考																																																																	
	一計																																																																			
	(注) 1 他区市町村に及んだ場合には、備考欄にその区市町村名を記入すること。																																																																			
	2 借上費については有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、借上費「金額」欄に記入すること。																																																																			
	3 「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。																																																																			
	様式39 救助の実施記録																																																																			
	救助日報																																																																			
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 20%;">報告機関</td> <td> </td> <td style="width: 20%;">受信機関</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>送信者</td> <td> </td> <td>受信者</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>報告時限</td> <td> 年 月 日 時現在</td> <td>受信時限</td> <td> 年 月 日 時現在</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">避難場所周設</td> <td rowspan="2">開設期間</td> <td>開設日時</td> <td> 日 時</td> </tr> <tr> <td>閉鎖予定日</td> <td> 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">既存建物</td> <td>箇所数</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>収容人員</td> <td> 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">野外仮設</td> <td>箇所数</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>収容人員</td> <td> 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">床出し</td> <td rowspan="2">炊出期間</td> <td>開始月日</td> <td> 月 日</td> </tr> <tr> <td>終了予定日</td> <td> 月 日</td> </tr> <tr> <td>炊出し箇所数</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>救出人員</td> <td> 人</td> </tr> <tr> <td>朝</td> <td> 人</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> 人</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">被服道具生活必需品給与</td> <td>都より受入又は前日よりの繰越量</td> <td> 点</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">本日支給</td> <td>全壊(焼)世帯数</td> <td>() 世帯</td> </tr> <tr> <td>流失世帯数</td> <td> 点</td> </tr> <tr> <td>半壊半焼世帯数</td> <td>() 世帯</td> </tr> <tr> <td>床上浸水世帯数</td> <td> 点</td> </tr> <tr> <td>翌日への繰越量</td> <td> 点</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">医療班</td> <td>医療班出動数</td> <td> 班</td> </tr> <tr> <td>救助地区</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>診療者数</td> <td> 人</td> </tr> <tr> <td>医療班助産</td> <td> 人</td> </tr> </table>	報告機関		受信機関		送信者		受信者		報告時限	年 月 日 時現在	受信時限	年 月 日 時現在	避難場所周設	開設期間	開設日時	日 時	閉鎖予定日	月 日	既存建物	箇所数	箇所	収容人員	人	野外仮設	箇所数	箇所	収容人員	人	床出し	炊出期間	開始月日	月 日	終了予定日	月 日	炊出し箇所数	箇所	救出人員	人	朝	人		人	被服道具生活必需品給与	都より受入又は前日よりの繰越量	点	本日支給	全壊(焼)世帯数	() 世帯	流失世帯数	点	半壊半焼世帯数	() 世帯	床上浸水世帯数	点	翌日への繰越量	点	医療班	医療班出動数	班	救助地区		診療者数	人	医療班助産	人		
報告機関		受信機関																																																																		
送信者		受信者																																																																		
報告時限	年 月 日 時現在	受信時限	年 月 日 時現在																																																																	
避難場所周設	開設期間	開設日時	日 時																																																																	
		閉鎖予定日	月 日																																																																	
	既存建物	箇所数	箇所																																																																	
		収容人員	人																																																																	
	野外仮設	箇所数	箇所																																																																	
		収容人員	人																																																																	
床出し	炊出期間	開始月日	月 日																																																																	
		終了予定日	月 日																																																																	
	炊出し箇所数	箇所																																																																		
	救出人員	人																																																																		
	朝	人																																																																		
		人																																																																		
被服道具生活必需品給与	都より受入又は前日よりの繰越量	点																																																																		
本日支給	全壊(焼)世帯数	() 世帯																																																																		
	流失世帯数	点																																																																		
	半壊半焼世帯数	() 世帯																																																																		
	床上浸水世帯数	点																																																																		
翌日への繰越量	点																																																																			
医療班	医療班出動数	班																																																																		
	救助地区																																																																			
	診療者数	人																																																																		
	医療班助産	人																																																																		

Page	旧文書										新文書				備考									
		昼	—	人		医療機関	施設	—	数	所	ヶ													
		夜	—	人			医療	診療	—	人員	所	月—												
		計	—	人			助産	施設	—	数	所	ヶ												
		供—給—人—員					救助終了予定月日				月—	日												
		供—給—水—量				被災者救出	救—出—地—区																	
	給水期間	開始月日		—	月—		日	救—助—し—た—人—員				—	大											
		終了予定日		—	月—		日	今後救出を要する人員				—	大											
	給水方法							救出終了予定月日				月—	日											
							救出の方法																	
	半用品支給	都より受入又は前日よりの繰越量				死体の処理	死亡原因別人員																	
		小学生	全壊(焼)世帯		—		人	死体処理	死—体—洗—浄															
			半壊(焼)世帯		—		人		死—体—縫—合															
			床上浸水世帯		—		人		死—体—消—毒															
		中学生	全壊(焼)世帯		—		人	死体保存	既存建物科															
			半壊(焼)世帯		—		人		用															
			床上浸水世帯		—		人		仮設建物															
		高校生	全壊(焼)世帯		—		人	死—体—処—理—機—関																
			半壊(焼)世帯		—		人	今後処理を要する死体																
			床上浸水世帯		—		人	死体処理終了予定月日																
		翌日への繰越量			—	点	要—障—害—物—除—去—数																	
	埋葬	前日までの埋葬			—	体	本日除去した戸数																	
		本日埋葬	大人		—	体	今後除去する戸数																	
			小人		—	体	除去終了予定月日																	
			計		—	体	公—用—車—使—用																	
		翌日以降の要埋葬数			—	体																		
		埋葬終了予定月日			—	月—	日																	

Page	旧文書	新文書	備考																																									
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">死体の検索</td> <td>検索地区</td> <td></td> <td rowspan="4">借上車使用</td> <td rowspan="4">救助の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">死体</td> <td>搜索を要する死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td>本日発見死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td>今後の要搜索死体</td> <td>体</td> </tr> <tr> <td>搜索の方法</td> <td></td> <td rowspan="2">人末</td> <td>大夫雇上げ数</td> </tr> <tr> <td>搜索終了予定月日</td> <td>月—日</td> <td>従事 作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仮設住宅</td> <td>着工月日</td> <td>戸—月—日</td> <td rowspan="2">備考</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>竣工月日</td> <td>戸—月—日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住宅修理</td> <td>着工月日</td> <td>戸—月—日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>竣工月日</td> <td>戸—月—日</td> </tr> </table>	死体の検索	検索地区		借上車使用	救助の種類		死体	搜索を要する死体	体	本日発見死体	体	今後の要搜索死体	体	搜索の方法		人末	大夫雇上げ数	搜索終了予定月日	月—日	従事 作業	仮設住宅	着工月日	戸—月—日	備考	その他	竣工月日	戸—月—日	住宅修理	着工月日	戸—月—日		竣工月日	戸—月—日										
死体の検索	検索地区			借上車使用			救助の種類																																					
	死体		搜索を要する死体						体																																			
			本日発見死体					体																																				
		今後の要搜索死体	体																																									
搜索の方法		人末	大夫雇上げ数																																									
搜索終了予定月日	月—日		従事 作業																																									
仮設住宅	着工月日	戸—月—日	備考	その他																																								
	竣工月日	戸—月—日																																										
住宅修理	着工月日	戸—月—日																																										
	竣工月日	戸—月—日																																										
	<p>様式40 埋葬台帳</p> <p>————— 埋 葬 台 帳</p> <p>————— 西東京市</p>																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">死亡 年月日</th> <th rowspan="2">埋葬 年月日</th> <th colspan="2">死亡者</th> <th colspan="2">埋葬を行った者</th> <th colspan="4">埋葬費</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>氏名</th> <th>年齢</th> <th>死亡者との関係</th> <th>氏名</th> <th>棺(付属品を含む)</th> <th>埋葬又は火葬料</th> <th>骨箱</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>— 円</td> <td>— 円</td> <td>— 円</td> <td>— 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>大</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	死亡 年月日	埋葬 年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考	氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺(付属品を含む)	埋葬又は火葬料	骨箱	計							— 円	— 円	— 円	— 円		計			大									
死亡 年月日	埋葬 年月日			死亡者		埋葬を行った者		埋葬費					備考																															
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺(付属品を含む)	埋葬又は火葬料	骨箱	計																																			
						— 円	— 円	— 円	— 円																																			
計			大																																									
	<p>—(注) 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。</p> <p>— 2 市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかなること。</p> <p>— 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。</p>																																											
	<p>様式41 遺体処理台帳</p> <p>————— 遺 体 処 理 台 帳</p> <p>————— 西東京市</p>																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">如理 年月日</th> <th rowspan="2">遺体発見 の日時 及び場所</th> <th rowspan="2">死亡者氏名</th> <th colspan="2">遺族</th> <th colspan="3">洗浄等の処理</th> <th colspan="2">遺体の</th> <th rowspan="2">検案料</th> <th rowspan="2">実支出額</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>氏名</th> <th>死亡者との関係</th> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>金額</th> <th>一時保存</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>— 円</td> <td>— 円</td> <td>— 円</td> <td>— 円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	如理 年月日	遺体発見 の日時 及び場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理			遺体の		検案料	実支出額	備考	氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額	一時保存								— 円	— 円	— 円	— 円													
如理 年月日	遺体発見 の日時 及び場所				死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理			遺体の				検案料	実支出額	備考																											
		氏名	死亡者との関係	品名		数量	金額	一時保存																																				
							— 円	— 円	— 円	— 円																																		

Page	旧文書	新文書	備考																																		
	<table border="1"> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>大</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	計		大																																	
計		大																																			
282	様式42 遺体送付票等 (略)	様式10 遺体送付票等 (略)																																			
	様式43 遺骨処理票・遺留品処理票																																				
	遺骨処理票																																				
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">遺骨処理番号</td> <td>第 号</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">死亡者</td> <td>災害遺体番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>焼骨日時場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">引取人</td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>死亡者との関係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td> 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遺留品</td> <td>処理番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="3">納骨場所</td> </tr> </table>	遺骨処理番号		第 号	死亡者	災害遺体番号		氏名		住所		焼骨日時場所		引取人	氏名		住所		死亡者との関係		年 月 日	年 月 日	遺留品	処理番号		保管所		備考			納骨場所						
遺骨処理番号		第 号																																			
死亡者	災害遺体番号																																				
	氏名																																				
	住所																																				
	焼骨日時場所																																				
引取人	氏名																																				
	住所																																				
	死亡者との関係																																				
	年 月 日	年 月 日																																			
遺留品	処理番号																																				
	保管所																																				
備考																																					
納骨場所																																					
	遺留品処理票																																				
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">遺留品処理番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遺留品</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">引取人</td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>死亡者との関係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引取年月日</td> <td> 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">死亡者</td> <td>災害遺体番号</td> <td>第 号</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>処理番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遺留品</td> <td>保管所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="3">遺留品保管所</td> </tr> </table>	遺留品処理番号			遺留品					引取人	氏名		住所		死亡者との関係		引取年月日	年 月 日	死亡者	災害遺体番号	第 号	氏名		住所		処理番号		遺留品	保管所		備考		遺留品保管所				
遺留品処理番号																																					
遺留品																																					
引取人	氏名																																				
	住所																																				
	死亡者との関係																																				
	引取年月日	年 月 日																																			
死亡者	災害遺体番号	第 号																																			
	氏名																																				
	住所																																				
	処理番号																																				
遺留品	保管所																																				
	備考																																				
遺留品保管所																																					

Page	旧文書	新文書	備考																																				
283	様式44 義援金品受領書 (略)	様式11 義援金品受領書 (略)																																					
	様式45 応急仮設住宅入居者台帳																																						
	応急仮設住宅入居者台帳																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>応急仮設住宅番号</th> <th>住 所</th> <th>世帯主氏名</th> <th>家族数</th> <th>入居年月日</th> <th>敷地区分</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	応急仮設住宅番号	住 所	世帯主氏名	家族数	入居年月日	敷地区分	摘 要																															
応急仮設住宅番号	住 所	世帯主氏名	家族数	入居年月日	敷地区分	摘 要																																	
	注 1 設置場所を明らかにした図面を添付する。																																						
	注 2 住所欄は、罹災前の住所を記入する。																																						
	注 3 敷地区分欄は、公私有別、有無償を明らかにし、有償の場合は、																																						
	借地料も記入する。																																						
	様式46 住宅応急修理記録簿																																						
	住宅応急修理記録簿																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>住所</th> <th>世帯主氏名</th> <th>職業</th> <th>家族数</th> <th>修理箇所概 要</th> <th>修理着工年月日</th> <th>修理完成年月日</th> <th>修理費</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	住所	世帯主氏名	職業	家族数	修理箇所概 要	修理着工年月日	修理完成年月日	修理費	備考																													
住所	世帯主氏名	職業	家族数	修理箇所概 要	修理着工年月日	修理完成年月日	修理費	備考																															
	様式47 公用負担																																						
	<p style="text-align: center;">公用負担権限委任証明</p> <p>第 号</p> <p style="text-align: center;">身分 氏 名</p> <p style="text-align: center;">上記の者に水防法第28条第1項に定める公用負担の権限を委任したことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">水防管理者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">(又は消防機関の長)</p> <p>印</p>																																						

Page	旧文書	新文書	備考																				
	<p style="text-align: center;">公用負担命令票</p> <p>_____住所 _____氏名</p> <p>第_____号 負担者</p> <table border="1" data-bbox="143 384 1025 432"> <thead> <tr> <th data-bbox="143 384 248 432">物一件</th> <th data-bbox="248 384 360 432">数一量</th> <th data-bbox="360 384 815 432">負担内容(使用、収用、処分等)</th> <th data-bbox="815 384 920 432">期一開</th> <th data-bbox="920 384 1025 432">摘一要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" data-bbox="143 432 1025 480"> 水防法第28条の規定により右物件を収用(使用又は処分)する。 </td> </tr> <tr> <td colspan="5" data-bbox="143 480 1025 528"> _____年_____月_____日 </td> </tr> <tr> <td colspan="5" data-bbox="143 528 1025 576"> _____命令者身分_____氏_____名_____ </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="143 632 181 663">印</p>	物一件	数一量	負担内容(使用、収用、処分等)	期一開	摘一要	水防法第28条の規定により右物件を収用(使用又は処分)する。					_____年_____月_____日					_____命令者身分_____氏_____名_____						
物一件	数一量	負担内容(使用、収用、処分等)	期一開	摘一要																			
水防法第28条の規定により右物件を収用(使用又は処分)する。																							
_____年_____月_____日																							
_____命令者身分_____氏_____名_____																							
	様式48 水防実施状況報告書(1)																						

Page	旧文書	新文書	備考																																																																													
	<p style="text-align: center;">〈連報版〉 水防活動報告表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">水防管理団体</td> <td colspan="3"></td> <td style="width: 15%;">一年一月一日時現在</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%;">担当部所連絡先</td> <td style="width: 15%;">部</td> <td style="width: 15%;">〒</td> <td rowspan="3" style="width: 15%;">報告者</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>課</td> <td>〒</td> </tr> <tr> <td>係</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">水防活動実施箇所</td> <td colspan="4">左</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">川岸 地先</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">右</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">地名・住所</td> <td colspan="4">区市町村</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">活動日時</td> <td colspan="4">自 月 日 時 ～ 至 月 日 時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">出動人員</td> <td style="width: 15%;">職員</td> <td style="width: 15%;">消防団</td> <td colspan="2" style="width: 35%;">その他</td> </tr> <tr> <td>人</td> <td>人</td> <td colspan="2">人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">水防活動の概況及び工法</td> <td colspan="4">工法</td> </tr> <tr> <td colspan="4">延長</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%;">使用資材</td> <td style="width: 15%;">品名</td> <td style="width: 10%;">単位</td> <td style="width: 10%;">数量</td> <td rowspan="3" style="width: 35%;">水位の状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>水防関係者の死傷状況</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">通信欄</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">備考1 この報告書は、水防活動箇所毎に作成すること（内水に関する活動も含む。）</p> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">備考2 水防活動終了後3日以内に建設事務所にて FAX で提出すること。追って、図面及び活動状況を寸写真等を送付すること。</p> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">備考3 伊、かまじ、布袋類、墨、むしろ、縄、竹、生木、丸木、枕、板類、鉄線、釘、かすがい、鉛筆、墨石、及び土砂を使用したときは、各々の数量を明記すること。</p>	水防管理団体				一年一月一日時現在	担当部所連絡先	部	〒	報告者		課	〒	係		水防活動実施箇所	左					川岸 地先					右				地名・住所	区市町村				活動日時	自 月 日 時 ～ 至 月 日 時				出動人員	職員	消防団	その他		人	人	人		水防活動の概況及び工法	工法				延長				使用資材	品名	単位	数量	水位の状況										水防関係者の死傷状況	通信欄						
水防管理団体				一年一月一日時現在																																																																												
担当部所連絡先	部	〒	報告者																																																																													
	課	〒																																																																														
	係																																																																															
水防活動実施箇所	左																																																																															
	川岸 地先																																																																															
	右																																																																															
地名・住所	区市町村																																																																															
活動日時	自 月 日 時 ～ 至 月 日 時																																																																															
出動人員	職員	消防団	その他																																																																													
	人	人	人																																																																													
水防活動の概況及び工法	工法																																																																															
	延長																																																																															
使用資材	品名	単位	数量	水位の状況																																																																												
				水防関係者の死傷状況																																																																												
通信欄																																																																																
	様式48 水防実施状況報告書（2）																																																																															
	被害報告表																																																																															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">建設事務所</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">第 報</td> <td style="width: 15%;">報告者</td> <td style="width: 15%;">一年一月一日時現在</td> </tr> </table>	建設事務所		第 報	報告者	一年一月一日時現在																																																																										
建設事務所		第 報	報告者	一年一月一日時現在																																																																												

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">区市町村名</td> <td colspan="2"></td> <td>調査率</td> <td>%</td> <td>気象コード</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担当部署</td> <td colspan="2">連絡先</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">異常気象名</td> <td colspan="2">災害発生日月日</td> <td colspan="3">自 年 月 日；至 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">気象データ</td> <td>市町村名</td> <td colspan="2">連続雨量最大</td> <td colspan="3">被災中心地</td> </tr> <tr> <td>連続雨量</td> <td>mm</td> <td>日 時 分～時 分</td> <td>mm</td> <td colspan="2">日 時～日 時</td> </tr> <tr> <td>最大日雨量</td> <td>mm</td> <td>日 時 分～時 分</td> <td>mm</td> <td colspan="2">日 時～日 時</td> </tr> <tr> <td>最大時間雨量</td> <td>mm</td> <td>日 時 分～時 分</td> <td>mm</td> <td colspan="2">日 時～日 時</td> </tr> <tr> <td>最大平均風速</td> <td>m/秒</td> <td>日 時 分～時 分</td> <td>m/秒</td> <td colspan="2">日 時 分～時 分</td> </tr> <tr> <td colspan="7">その他</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">十般被害等</td> <td colspan="3">人 的 被 害</td> <td colspan="4">住 家 被 害</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>人数</td> <td>市町村名</td> <td>原因(がけ崩れ、転落等)</td> <td>区分</td> <td>戸数</td> <td>主 全 原因(破堤、溢水、内水等)</td> </tr> <tr> <td>死 者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>全 壊</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>行方不明</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>半 壊</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>負 傷 者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>一部損壊</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>床上浸水</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>床下浸水</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7">災害救助法適用市町村名(発令月日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">工 種</td> <td colspan="2">都 工 事</td> <td colspan="2">市 町 村 工 事</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>河 川</td> <td>箇所数</td> <td>金額(千円)</td> <td>箇所数</td> <td>金額(千円)</td> <td>箇所数</td> <td>金額(千円)</td> </tr> <tr> <td>海岸(港湾に係わるもの)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸(その他)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂防設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地すべり防止施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊防止施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道 路</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>橋 梁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港 湾</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>干 道</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公 関</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7">計</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">主な施設被害</td> <td>区分</td> <td>被災位置</td> <td>被災延長</td> <td>被害額</td> <td>応急工法の概要(期間)</td> <td colspan="2">被害状況等</td> </tr> <tr> <td>河川・海岸名等</td> <td>(市町村字明)</td> <td>m</td> <td>千円</td> <td></td> <td colspan="2">(原因、状況等)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">主な道路・橋梁被害</td> <td>区分</td> <td>被災位置</td> <td>被災延長</td> <td>被害額</td> <td>応急工法の概要(期間)</td> <td>注 交通規制</td> <td>被害状況等</td> </tr> <tr> <td>路線名</td> <td>(市町村字明)</td> <td>m</td> <td>千円</td> <td></td> <td>月日・全通・一部</td> <td>(原因、状況、バス路線・孤立集落の有無)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">全 通</td> <td>都管理国道</td> <td>路線箇所</td> <td>市町村道</td> <td>路線箇所</td> <td>都管理</td> <td>路線箇所</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>都道府県道</td> <td>路線箇所</td> <td>計</td> <td>路線箇所</td> <td>交通規制</td> <td>都道府</td> <td>路線箇所</td> </tr> <tr> <td>行 止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>県道</td> <td>路線箇所</td> <td>計</td> </tr> </table>	区市町村名				調査率	%	気象コード	担当部署		連絡先					異常気象名		災害発生日月日		自 年 月 日；至 月 日			気象データ	市町村名	連続雨量最大		被災中心地			連続雨量	mm	日 時 分～時 分	mm	日 時～日 時		最大日雨量	mm	日 時 分～時 分	mm	日 時～日 時		最大時間雨量	mm	日 時 分～時 分	mm	日 時～日 時		最大平均風速	m/秒	日 時 分～時 分	m/秒	日 時 分～時 分		その他							十般被害等	人 的 被 害			住 家 被 害				区分	人数	市町村名	原因(がけ崩れ、転落等)	区分	戸数	主 全 原因(破堤、溢水、内水等)	死 者				全 壊			行方不明				半 壊			負 傷 者				一部損壊			避難者				床上浸水			避難勧告				床下浸水			災害救助法適用市町村名(発令月日)							工 種		都 工 事		市 町 村 工 事		計	河 川	箇所数	金額(千円)	箇所数	金額(千円)	箇所数	金額(千円)	海岸(港湾に係わるもの)							海岸(その他)							砂防設備							地すべり防止施設							急傾斜地崩壊防止施設							道 路							橋 梁							港 湾							干 道							公 関							計							主な施設被害	区分	被災位置	被災延長	被害額	応急工法の概要(期間)	被害状況等		河川・海岸名等	(市町村字明)	m	千円		(原因、状況等)																主な道路・橋梁被害	区分	被災位置	被災延長	被害額	応急工法の概要(期間)	注 交通規制	被害状況等	路線名	(市町村字明)	m	千円		月日・全通・一部	(原因、状況、バス路線・孤立集落の有無)															全 通	都管理国道	路線箇所	市町村道	路線箇所	都管理	路線箇所	市町村	都道府県道	路線箇所	計	路線箇所	交通規制	都道府	路線箇所	行 止					県道	路線箇所	計
区市町村名				調査率	%	気象コード																																																																																																																																																																																																																																																																																											
担当部署		連絡先																																																																																																																																																																																																																																																																																															
異常気象名		災害発生日月日		自 年 月 日；至 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																													
気象データ	市町村名	連続雨量最大		被災中心地																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	連続雨量	mm	日 時 分～時 分	mm	日 時～日 時																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	最大日雨量	mm	日 時 分～時 分	mm	日 時～日 時																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	最大時間雨量	mm	日 時 分～時 分	mm	日 時～日 時																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	最大平均風速	m/秒	日 時 分～時 分	m/秒	日 時 分～時 分																																																																																																																																																																																																																																																																																												
その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
十般被害等	人 的 被 害			住 家 被 害																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	区分	人数	市町村名	原因(がけ崩れ、転落等)	区分	戸数	主 全 原因(破堤、溢水、内水等)																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	死 者				全 壊																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	行方不明				半 壊																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	負 傷 者				一部損壊																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	避難者				床上浸水																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	避難勧告				床下浸水																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	災害救助法適用市町村名(発令月日)																																																																																																																																																																																																																																																																																																
工 種		都 工 事		市 町 村 工 事		計																																																																																																																																																																																																																																																																																											
河 川	箇所数	金額(千円)	箇所数	金額(千円)	箇所数	金額(千円)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
海岸(港湾に係わるもの)																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
海岸(その他)																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
砂防設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
地すべり防止施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
急傾斜地崩壊防止施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
道 路																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
橋 梁																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
港 湾																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
干 道																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
公 関																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
計																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
主な施設被害	区分	被災位置	被災延長	被害額	応急工法の概要(期間)	被害状況等																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	河川・海岸名等	(市町村字明)	m	千円		(原因、状況等)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
主な道路・橋梁被害	区分	被災位置	被災延長	被害額	応急工法の概要(期間)	注 交通規制	被害状況等																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	路線名	(市町村字明)	m	千円		月日・全通・一部	(原因、状況、バス路線・孤立集落の有無)																																																																																																																																																																																																																																																																																										
全 通	都管理国道	路線箇所	市町村道	路線箇所	都管理	路線箇所	市町村																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	都道府県道	路線箇所	計	路線箇所	交通規制	都道府	路線箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																										
行 止					県道	路線箇所	計																																																																																																																																																																																																																																																																																										

 | || | 様式48—水防実施状況報告書(3)— | | |
| | 文 書 番 号 — 年 月 日 | | |

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>東京都知事殿 (建設局長)</p> <p style="text-align: center;">西東京市長</p> <p style="text-align: center;">災害報告書</p> <p>年 月 日から 月 日までの(異常気象名)により公共土木施設に下記のとおり災害が発生したので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 災害報告内容 : 別添被害報告表のとおり</p> <p>2 災害箇所 : 別添案内図のとおり</p> <p>3 気象資料 : 別添気象資料のとおり</p> <p>4 災害状況 : 別添状況写真のとおり</p> <p>印</p>		
	<p>様式49 火災・災害等即報要領関係</p>		
	<p>消防組織法(昭和22年法律第226号)第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報については、次の様式によるものとする。</p>		
	<p>(参考) 消防組織法第40条 消防長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関することを求める。</p>		
	<p>第1号様式(火災) 第 報</p>		

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																			
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">報告日時</td> <td style="width: 20%;">年—月—日—時—分</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>都—道—府—県</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市—町—村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(消防本部名)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防庁受信者氏名</td> <td>報告者名</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	報告日時	年—月—日—時—分			都—道—府—県				市—町—村				(消防本部名)				消防庁受信者氏名	報告者名																																																																																			
報告日時	年—月—日—時—分																																																																																																					
都—道—府—県																																																																																																						
市—町—村																																																																																																						
(消防本部名)																																																																																																						
消防庁受信者氏名	報告者名																																																																																																					
	※ 爆発を除く。																																																																																																					
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">火災種別</td> <td colspan="3">1—建物—2—林野—3—車両—4—船舶—5—航空機—6—その他</td> </tr> <tr> <td>出火場所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>出火日時</td> <td>(鎮圧日時)</td> <td colspan="2">(—月—日—時—分)</td> </tr> <tr> <td>(覚知日時)</td> <td>(—月—日—時—分)</td> <td>鎮火日時</td> <td>月—日—時—分</td> </tr> <tr> <td>火元の業態・用途</td> <td></td> <td>事業所名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(代表者氏名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出火箇所</td> <td></td> <td>出火原因</td> <td></td> </tr> <tr> <td>死者</td> <td>(性別・年齢)——人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>死—傷—者</td> <td>負傷者 重症——人</td> <td>死者の生じた理由——由</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>中等症——人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽症——人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物の概要</td> <td>構造</td> <td>建築面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>階層</td> <td>延べ面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>焼損程度</td> <td>全焼——棟</td> <td rowspan="2">焼損面積</td> <td>建物焼損床面積——m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>半焼——棟</td> <td>建物焼損表面積——m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>焼損棟数</td> <td></td> <td>林野焼損面積——a</td> </tr> <tr> <td></td> <td>部分焼——棟</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ほ—や—棟</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>罹災世帯数</td> <td>世帯</td> <td>気象状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防活動状況</td> <td>消防本部(署)——台</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防団——台</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>救急・救助活動状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害対策本部等の設置状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他参考事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	火災種別	1—建物—2—林野—3—車両—4—船舶—5—航空機—6—その他			出火場所				出火日時	(鎮圧日時)	(—月—日—時—分)		(覚知日時)	(—月—日—時—分)	鎮火日時	月—日—時—分	火元の業態・用途		事業所名				(代表者氏名)		出火箇所		出火原因		死者	(性別・年齢)——人			死—傷—者	負傷者 重症——人	死者の生じた理由——由			中等症——人				軽症——人			建物の概要	構造	建築面積	m²		階層	延べ面積	m²	焼損程度	全焼——棟	焼損面積	建物焼損床面積——m²		半焼——棟	建物焼損表面積——m²		焼損棟数		林野焼損面積——a		部分焼——棟				ほ—や—棟			罹災世帯数	世帯	気象状況		消防活動状況	消防本部(署)——台	人			消防団——台	人			その他			救急・救助活動状況				災害対策本部等の設置状況				その他参考事項					
火災種別	1—建物—2—林野—3—車両—4—船舶—5—航空機—6—その他																																																																																																					
出火場所																																																																																																						
出火日時	(鎮圧日時)	(—月—日—時—分)																																																																																																				
(覚知日時)	(—月—日—時—分)	鎮火日時	月—日—時—分																																																																																																			
火元の業態・用途		事業所名																																																																																																				
		(代表者氏名)																																																																																																				
出火箇所		出火原因																																																																																																				
死者	(性別・年齢)——人																																																																																																					
死—傷—者	負傷者 重症——人	死者の生じた理由——由																																																																																																				
	中等症——人																																																																																																					
	軽症——人																																																																																																					
建物の概要	構造	建築面積	m²																																																																																																			
	階層	延べ面積	m²																																																																																																			
焼損程度	全焼——棟	焼損面積	建物焼損床面積——m²																																																																																																			
	半焼——棟		建物焼損表面積——m²																																																																																																			
	焼損棟数		林野焼損面積——a																																																																																																			
	部分焼——棟																																																																																																					
	ほ—や—棟																																																																																																					
罹災世帯数	世帯	気象状況																																																																																																				
消防活動状況	消防本部(署)——台	人																																																																																																				
	消防団——台	人																																																																																																				
	その他																																																																																																					
救急・救助活動状況																																																																																																						
災害対策本部等の設置状況																																																																																																						
その他参考事項																																																																																																						
	(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。																																																																																																					
	(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)																																																																																																					
	第2号様式(特定の事故) 第——報																																																																																																					
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">事故名</td> <td style="width: 20%;">報告日時</td> <td style="width: 20%;">年—月—日—時—分</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>1—石油コンビナート等特別防災区域内の事故</td> <td>都—道—府—県</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2—危険物等に係る事故</td> <td>市—町—村</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3—原子力施設等に係る事故</td> <td>(消防本部名)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4—その他特定の事故</td> <td>報告者名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防庁受信者氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	事故名	報告日時	年—月—日—時—分		1—石油コンビナート等特別防災区域内の事故	都—道—府—県			2—危険物等に係る事故	市—町—村			3—原子力施設等に係る事故	(消防本部名)			4—その他特定の事故	報告者名			消防庁受信者氏名																																																																																
事故名	報告日時	年—月—日—時—分																																																																																																				
1—石油コンビナート等特別防災区域内の事故	都—道—府—県																																																																																																					
2—危険物等に係る事故	市—町—村																																																																																																					
3—原子力施設等に係る事故	(消防本部名)																																																																																																					
4—その他特定の事故	報告者名																																																																																																					
消防庁受信者氏名																																																																																																						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">事故種別</td> <td colspan="3">1—火災—2—爆発—3—漏えい—4—その他(——)</td> </tr> <tr> <td>発生場所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>事業所名</td> <td>特別防災区域</td> <td colspan="2">レイアウト第一種、第一種、第二種、その他</td> </tr> </table>	事故種別	1—火災—2—爆発—3—漏えい—4—その他(——)			発生場所				事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、第二種、その他																																																																																										
事故種別	1—火災—2—爆発—3—漏えい—4—その他(——)																																																																																																					
発生場所																																																																																																						
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、第二種、その他																																																																																																				

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">発生日時 (覚知日時)</td> <td style="width: 25%;">—月—日—時—分 (—月—日—時—分)</td> <td style="width: 25%;">発見日時</td> <td style="width: 25%;">月—日—時—分</td> </tr> <tr> <td>消防覚知方法</td> <td></td> <td>鎮火日時 (処理完了)</td> <td>月—日—時—分</td> </tr> <tr> <td>物質の区分</td> <td>1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 R1等 7 その他 (————)</td> <td>気象状況</td> <td>物質名</td> </tr> <tr> <td>施設の区分</td> <td>1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 (————)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設の概要</td> <td></td> <td>危険物施設 の—区—分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事故の概要</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>死—傷—者</td> <td>死者(性別・年齢)————人</td> <td>負傷者等</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>—重症</td> <td>人(——人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>—中等症</td> <td>人(——人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>—軽症</td> <td>人(——人)</td> </tr> <tr> <td>消—防—防—災 活—動—状—況 及—び 救—急—救—助 活—動—状—況</td> <td></td> <td>出—場—機—関</td> <td>出—場—人—員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>事—業—所</td> <td>出—場—資—機—材</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>自衛防災組織</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>共同防災組織</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>そ—の—他</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>消防本部(署)</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>消—防—団</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>海—上—保—安—庁</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>自—衛—隊</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>そ—の—他</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部等 の設置状況</td> <td>警戒区域の設定 月—日—時—分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他参考事項</td> <td>使用停止命令 月—日—時—分</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	発生日時 (覚知日時)	—月—日—時—分 (—月—日—時—分)	発見日時	月—日—時—分	消防覚知方法		鎮火日時 (処理完了)	月—日—時—分	物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 R1等 7 その他 (————)	気象状況	物質名	施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 (————)			施設の概要		危険物施設 の—区—分		事故の概要				死—傷—者	死者(性別・年齢)————人	負傷者等	人			—重症	人(——人)			—中等症	人(——人)			—軽症	人(——人)	消—防—防—災 活—動—状—況 及—び 救—急—救—助 活—動—状—況		出—場—機—関	出—場—人—員			事—業—所	出—場—資—機—材			自衛防災組織	人			共同防災組織	人			そ—の—他	人			消防本部(署)	台			消—防—団	台			海—上—保—安—庁	人			自—衛—隊	人			そ—の—他	人	災害対策本部等 の設置状況	警戒区域の設定 月—日—時—分			その他参考事項	使用停止命令 月—日—時—分				
発生日時 (覚知日時)	—月—日—時—分 (—月—日—時—分)	発見日時	月—日—時—分																																																																																								
消防覚知方法		鎮火日時 (処理完了)	月—日—時—分																																																																																								
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 R1等 7 その他 (————)	気象状況	物質名																																																																																								
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 (————)																																																																																										
施設の概要		危険物施設 の—区—分																																																																																									
事故の概要																																																																																											
死—傷—者	死者(性別・年齢)————人	負傷者等	人																																																																																								
		—重症	人(——人)																																																																																								
		—中等症	人(——人)																																																																																								
		—軽症	人(——人)																																																																																								
消—防—防—災 活—動—状—況 及—び 救—急—救—助 活—動—状—況		出—場—機—関	出—場—人—員																																																																																								
		事—業—所	出—場—資—機—材																																																																																								
		自衛防災組織	人																																																																																								
		共同防災組織	人																																																																																								
		そ—の—他	人																																																																																								
		消防本部(署)	台																																																																																								
		消—防—団	台																																																																																								
		海—上—保—安—庁	人																																																																																								
		自—衛—隊	人																																																																																								
		そ—の—他	人																																																																																								
災害対策本部等 の設置状況	警戒区域の設定 月—日—時—分																																																																																										
その他参考事項	使用停止命令 月—日—時—分																																																																																										
	[]																																																																																										
	(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。																																																																																										
	(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)																																																																																										
	第3号様式(救急・救助事故等)—————第——報																																																																																										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;">報—告—日—時</td> <td style="width: 25%;">—年—月—日—時—分</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>都—道—府—県</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>市—町—村</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(消防本部名)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>—————消防庁受信者氏名</td> <td>報—告—者—名</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		報—告—日—時	—年—月—日—時—分			都—道—府—県				市—町—村				(消防本部名)			—————消防庁受信者氏名	報—告—者—名																																																																								
	報—告—日—時	—年—月—日—時—分																																																																																									
	都—道—府—県																																																																																										
	市—町—村																																																																																										
	(消防本部名)																																																																																										
—————消防庁受信者氏名	報—告—者—名																																																																																										
	事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態																																																																																									
	発—生—場—所																																																																																										
	発—生—日—時 (覚知日時)	月—日—時—分 (—月—日—時—分)	覚—知—方—法																																																																																								

Page	旧文書	新文書	備考																																						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">事故等の概要</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">死傷者</td> <td>死者(性別・年齢)</td> <td>負傷者等</td> <td>人(人)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計 人</td> <td>重 症</td> <td>人(人)</td> </tr> <tr> <td>不明 人</td> <td>中等症</td> <td>人(人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>軽 症</td> <td>人(人)</td> </tr> <tr> <td>救助活動の要否</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>要救護者数(見込)</td> <td></td> <td>救 助 人 員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防・救急・救助活動状況</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>災害対策本部等の設置状況</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>その他参考事項</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	事故等の概要				死傷者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)	計 人	重 症	人(人)	不明 人	中等症	人(人)			軽 症	人(人)	救助活動の要否				要救護者数(見込)		救 助 人 員		消防・救急・救助活動状況				災害対策本部等の設置状況				その他参考事項					
事故等の概要																																									
死傷者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)																																						
	計 人	重 症	人(人)																																						
	不明 人	中等症	人(人)																																						
		軽 症	人(人)																																						
救助活動の要否																																									
要救護者数(見込)		救 助 人 員																																							
消防・救急・救助活動状況																																									
災害対策本部等の設置状況																																									
その他参考事項																																									
	(注) 負傷者等欄の() 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。																																								
	(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。																																								
	(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)																																								
	第4号様式(その1)																																								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%; text-align: center;">(災害概況即報)</td> <td style="width: 15%;"></td> <td>報告日時</td> <td>年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都道府県</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消防庁受信者氏名</td> <td>市町村 (消防本部名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>報告者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">災害名 (第 報)</td> </tr> </table>	(災害概況即報)		報告日時	年 月 日 時 分		都道府県		消防庁受信者氏名	市町村 (消防本部名)			報告者名			災害名 (第 報)																									
(災害概況即報)			報告日時	年 月 日 時 分																																					
			都道府県																																						
	消防庁受信者氏名		市町村 (消防本部名)																																						
		報告者名																																							
	災害名 (第 報)																																								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 5%; text-align: center;">災害の概況</td> <td style="width: 15%;">発生場所</td> <td style="width: 15%;">発生日時</td> <td>年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 100px;"></td> </tr> </table>	災害の概況	発生場所	発生日時	年 月 日 時 分																																				
災害の概況	発生場所		発生日時	年 月 日 時 分																																					

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																																																																																																																																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">被害の状況</td> <td style="text-align: center;">死傷者</td> <td style="text-align: center;">死者 人</td> <td style="text-align: center;">不明 人</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">住家</td> <td style="text-align: center;">全壊 棟</td> <td style="text-align: center;">一部破損 棟</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">負傷者 人</td> <td style="text-align: center;">計 人</td> <td style="text-align: center;">半壊 棟</td> <td style="text-align: center;">床上浸水 棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">応急対策の状況</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">災害対策本部等の設置状況</td> <td style="text-align: center;">(都道府県)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(市町村)</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="height: 150px;"></td> </tr> </table>	被害の状況	死傷者	死者 人	不明 人	住家	全壊 棟	一部破損 棟		負傷者 人	計 人	半壊 棟	床上浸水 棟	応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)	(市町村)																																																																																																																																																																																																													
被害の状況	死傷者		死者 人	不明 人	住家		全壊 棟	一部破損 棟																																																																																																																																																																																																																							
		負傷者 人	計 人	半壊 棟		床上浸水 棟																																																																																																																																																																																																																									
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)	(市町村)																																																																																																																																																																																																																											
	(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。																																																																																																																																																																																																																														
	(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)																																																																																																																																																																																																																														
	第4号様式(その2)																																																																																																																																																																																																																														
	(被害状況即報)																																																																																																																																																																																																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">都道府県</td> <td colspan="2" style="width: 35%;">災害名</td> <td colspan="2" style="width: 15%;">区</td> <td colspan="2" style="width: 15%;">分</td> <td style="width: 10%;">被</td> <td style="width: 10%;">害</td> </tr> <tr> <td>災害名</td> <td colspan="2">第 報</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">その他</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">申</td> <td>流失・埋没</td> <td>ha</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告番号</td> <td colspan="2">(月 日 時現在)</td> <td>冠水</td> <td>ha</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告者名</td> <td colspan="2"></td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">人的被害</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">畑</td> <td>流失・埋没</td> <td>ha</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> <td>冠水</td> <td>ha</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">住家被害</td> <td colspan="2">文・教施設</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">病院</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">道</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">橋りょう</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">河川</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">港湾</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">砂防</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">清掃施設</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">崖くずれ</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">鉄道不通</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">被害船舶</td> <td>隻</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">水道</td> <td>戸</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">電話</td> <td>回線</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">電気</td> <td>戸</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">ガス</td> <td>戸</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">全壊</td> <td>棟</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">半壊</td> <td>棟</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">一部破損</td> <td>棟</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>世帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>世帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>世帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>世帯</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	都道府県	災害名		区		分		被	害	災害名	第 報		その他	申	流失・埋没	ha			報告番号	(月 日 時現在)		冠水	ha				報告者名			人的被害	畑	流失・埋没	ha						冠水	ha							住家被害	文・教施設		箇所						病院		箇所						道		箇所						橋りょう		箇所						河川		箇所						港湾		箇所						砂防		箇所						清掃施設		箇所						崖くずれ		箇所						鉄道不通		箇所						被害船舶		隻						水道		戸						電話		回線						電気		戸						ガス		戸						全壊		棟						半壊		棟						一部破損		棟								世帯								世帯								世帯								世帯				
都道府県	災害名		区		分		被	害																																																																																																																																																																																																																							
災害名	第 報		その他	申	流失・埋没	ha																																																																																																																																																																																																																									
報告番号	(月 日 時現在)				冠水	ha																																																																																																																																																																																																																									
報告者名			人的被害	畑	流失・埋没	ha																																																																																																																																																																																																																									
					冠水	ha																																																																																																																																																																																																																									
			住家被害	文・教施設		箇所																																																																																																																																																																																																																									
				病院		箇所																																																																																																																																																																																																																									
				道		箇所																																																																																																																																																																																																																									
				橋りょう		箇所																																																																																																																																																																																																																									
				河川		箇所																																																																																																																																																																																																																									
				港湾		箇所																																																																																																																																																																																																																									
				砂防		箇所																																																																																																																																																																																																																									
				清掃施設		箇所																																																																																																																																																																																																																									
				崖くずれ		箇所																																																																																																																																																																																																																									
				鉄道不通		箇所																																																																																																																																																																																																																									
			被害船舶		隻																																																																																																																																																																																																																										
			水道		戸																																																																																																																																																																																																																										
			電話		回線																																																																																																																																																																																																																										
			電気		戸																																																																																																																																																																																																																										
			ガス		戸																																																																																																																																																																																																																										
			全壊		棟																																																																																																																																																																																																																										
			半壊		棟																																																																																																																																																																																																																										
			一部破損		棟																																																																																																																																																																																																																										
					世帯																																																																																																																																																																																																																										
					世帯																																																																																																																																																																																																																										
					世帯																																																																																																																																																																																																																										
					世帯																																																																																																																																																																																																																										

Page	旧文書							新文書			備考	
	非住家	床—上—浸—水	人		ブロック塀等	箇所						
棟												
世帯												
床—下—浸—水		棟		罹—災—世—帯—数	世帯							
		世帯		罹—災—者—数	人							
		人		建—物—件	件							
公—共—建—物	棟		火—災—物—件	件								
	そ—の—他	棟	そ—の—他	件								
	区—分		被—害	災 害 等 の 設 置 状 況 災 害 救 助 法 消 防 職 員 出 動 延 人 数 消 防 団 員 出 動 延 人 数	都道府県							
公 立 文 教 施 設	千円		市 町 村									
農 林 水 産 業 施 設	千円											
公 共 土 木 施 設	千円											
そ の 他 の 公 共 施 設	千円											
小 計	千円											
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体		適 用 市 町 村 名 一 計									
そ の 他	農 業 被 害	千円										
	林 業 被 害	千円										
	畜 産 被 害	千円										
	水 産 被 害	千円										
	商 工 被 害	千円										
そ の 他	千円											
被 害 総 額	千円											
備 考	— 災害発生場所 — 災害発生年月日 — 災害の種類・概況 — 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況											
	※1 被害額は、省略することができるものとする。											
	※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。											
	こと。											

Page	旧文書				新文書				備考
285	広 報 文 集				広 報 文 集				
286	西東京市広報文集				西東京市広報文集				
	広報 時期	記 号	項 目	手 段	広報 時期	記 号	項 目	手 段	
	予 期	予-1	南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その1）	同報無線・広報車	予 期	予-1	南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その1）	防災行政無線・広報車	
		予-2	南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その2）	〃		予-2	南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その2）	〃	
		予-3	南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その3）	〃		予-3	南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その3）	〃	
		予-4	崖崩れ危険地区市民への避難広報	〃		予-4	崖崩れ危険地区市民への避難広報	〃	
		予-5	混乱防止の広報	〃		予-5	混乱防止の広報	〃	
		予-6	防災市民組織及び事業所への防災対策実施の要請	〃		予-6	防災市民組織及び事業所への防災対策実施の要請	〃	
		予-7	道路・交通情報	〃		予-7	道路・交通情報	〃	
		予-8	交通機関の運行状況	〃		予-8	交通機関の運行状況	〃	
		予-9	電気、ガス、水道の供給態勢と電話使用の注意事項	〃		予-9	電気、ガス、水道の供給態勢と電話使用の注意事項	〃	
		予-10	地震発生時の心得	〃		予-10	地震発生時の心得	〃	
		予-11	学校、幼稚園などの対応状況	〃		予-11	学校、幼稚園などの対応状況	〃	
		予-12	医療機関の対応	〃		予-12	医療機関の対応	〃	
		予-13	防災関係機関の対応と市民への呼びかけ	同報無線		予-13	防災関係機関の対応と市民への呼びかけ	防災行政無線	
	発 災 時	発-1	地震発生時の放送	〃	発 災 時	発-1	地震発生時の放送	〃	
		発-2	地震情報	〃		発-2	地震情報	〃	
		発-3	地震時の一般的注意	同報無線・広報車		発-3	地震時の一般的注意	防災行政無線・広報車	
		発-4	防災市民組織への活動要請	〃		発-4	防災市民組織への活動要請	〃	
		発-5	火災地区市民への避難誘導広報	〃		発-5	火災地区市民への避難誘導広報	〃	
		発-6	水災地区市民への避難誘導広報	〃		発-6	水災地区市民への避難誘導広報	〃	
		発-7	避難時の注意事項	〃		発-7	避難時の注意事項	〃	
		発-8	幼稚園児、児童、生徒等の安否	〃		発-8	園児、児童、生徒等の安否	〃	
		発-9	混乱防止の呼びかけ	〃		発-9	混乱防止の呼びかけ	〃	
		発-10	交通規制	〃		発-10	交通規制	〃	
		発-11	交通機関の運行状況	〃		発-11	公共交通機関の運行状況	〃	
287	広報 時期	記 号	項 目	手 段	広報 時期	記 号	項 目	手 段	
	発 災 時	発-12	被害状況等の速報	同報無線・広報車	発 災 時	発-12	被害状況等の速報	防災行政無線・広報車	
		発-13	災害情報（1）	同報無線		発-13	災害情報（1）	防災行政無線	
		発-14	災害情報（2）	同報無線		発-14	災害情報（2）	防災行政無線	
		発-15	避難所等の開設状況	同報無線・広報車		発-15	避難所等の開設状況	防災行政無線・広報車	
		発-16	被災者の救護状況	〃		発-16	応急給水の連絡広報	〃	

Page	旧文書			新文書			備考	
	復旧時	発-17	応急給水の連絡広報	〃	復旧時	復-1	飲料水、食糧等の供給状況	〃
		復-1	飲料水、食糧等の供給状況	〃		復-2	電気の復旧状況	〃
		復-2	市民の安否情報	〃		復-3	ガスの復旧状況	〃
		復-3	電気の復旧状況	〃		復-4	水道の復旧状況	〃
		復-4	ガスの復旧状況	〃		復-5	電話の復旧状況	〃
		復-5	水道の復旧状況	〃		復-6	道路の復旧状況	〃
		復-6	電話の復旧状況	〃		復-7	バスの運行状況	〃
		復-7	道路の復旧状況	〃		復-8	ゴミ、し尿の収集状況	〃
		復-8	バスの運行状況	〃		復-9	防犯、防火の広報	〃
		復-9	ゴミ、し尿の収集状況	〃		復-10	防疫、保健衛生の広報	〃
		復-10	防犯、防火の広報	〃		復-11	相談所の開設状況	〃
		復-11	防疫、保健衛生の広報	〃				
	復-12	相談所の開設状況	〃					
	市内予知	序-予-1	南海トラフ地震臨時情報等の発表と災害対策本部設置の連絡	序-内-放-送				
		序-予-2	南海トラフ地震臨時情報等発表時の職員のとるべき措置	〃				
市内発災時	序-発-1	地震時の初動措置	〃					
	序-発-2	地震情報	〃					
288	予-1 南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その1）			予-1 南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その1）				
	<p>(同報無線)</p> <p>サイレン-45秒-15秒（3回）</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。</p> <p>ただいま、気象庁から、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」または「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」）が発表されました。</p> <p>万一来、市民のみなさんは、先ず、火の始末、水のくみおき、家具などの転倒防止を行ってください。</p> <p>また、デマなどにまどわされないよう、テレビ、ラジオのニュースや市役所などの広報に十分注意し、落ち着いて行動してください。</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p>本日、□□時□□分、気象庁から、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」または「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」）が発表されました。</p> <p>市民の皆さん！テレビ、ラジオの情報に注意し、落ち着いて行動してください。</p>			<p>(防災行政無線)</p> <p>サイレン-45秒-15秒（3回）こちらは、西東京市災害対策本部です。</p> <p>ただいま、気象庁から、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」または「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」）が発表されました。</p> <p>万一来に備え、火の始末、家具などの転倒防止、<u>非常持出用品の確認</u>などを行ってください。</p> <p>また、<u>誤った情報</u>にまどわされないよう、テレビ、ラジオのニュースや市役所からの<u>お知らせ</u>に十分注意し、落ち着いて行動してください。</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市です。</p> <p>本日、□□時□□分、気象庁から、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」または「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」）が発表されました。<u>テレビ、ラジオのニュースや市役所からのお知らせに注意し、落ち着いて行動してください。</u></p>				

Page	旧文書	新文書	備考
288	<p style="text-align: center;">予-2 南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その2）</p> <p>（同報無線）</p> <p>西東京市災害対策本部から市民の皆さんにお願いします。現在、気象庁から、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」または「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」）が発表されています。</p> <p>市民の皆さんは、先ず、火の始末、水のくみおき、家具などの転倒防止を行ってください。</p> <p>また、スマホなどにまどわされないよう、テレビ、ラジオのニュースや市役所などのお知らせに注意し、落ち着いて行動しましょう。</p> <p style="text-align: center;">—————（繰り返し放送）</p> <p>（広報車）</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p>—現在、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」または「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」）が発表されています。</p> <p>—市民の皆さん！</p> <p style="text-align: center;">—————（本文、同報無線に同じ）</p>	<p style="text-align: center;">予-2 南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その2）</p> <p>（防災行政無線）</p> <p><u>こちらは西東京市災害対策本部です。</u>現在、気象庁から、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」または「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」）が発表されています。</p> <p><u>万一来に備え、火の始末や家具などの転倒防止を行ってください。</u></p> <p>また、<u>誤った情報</u>にまどわされないよう、テレビ、ラジオのニュースや市役所などのお知らせに注意し、落ち着いて行動しましょう。</p> <p style="text-align: center;">（繰り返し放送）</p> <p>（広報車）</p> <p>こちらは、西東京市です。<u>（本文、防災行政無線に同じ）</u></p>	
288	<p style="text-align: center;">予-3 南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その3）</p> <p>（同報無線）</p> <p>西東京市災害対策本部から各家庭で行っていただきたい事項についてお知らせします。</p> <p>○テレビ、ラジオのニュースや市役所などのお知らせに注意しスマホなどにまどわされないようにしましょう。</p> <p>○地震が起きた時、<u>各家庭で誰が何をやるか、役割分担を決めておきましょう。</u></p> <p>○火はできるかぎり使わないようにしましょう。</p> <p>○ケガをしないよう本棚や倒れ易い家具などは柱や壁などに固定しておきましょう。</p> <p>○万一の場合に備えて、出口を確保しておきましょう。</p> <p>○幼児、高齢者の方を安全な部屋に移すなど、安全確保に努めましょう。</p> <p>○飲料水、食糧品、医薬品など非常持ち出し品を確かめましょう。</p> <p>○身軽で、安全な服装に着替えておきましょう。</p> <p>○電話や自動車の使用は、自粛しましょう。</p> <p>○買い急ぎ、不要な預（貯）金の引き出しをしないようにしましょう。</p> <p>以上の事項に注意し、冷静に行動してください。</p> <p>（広報車）</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p style="text-align: center;">—————（本文、同報無線に同じ）</p>	<p style="text-align: center;">予-3 南海トラフ地震臨時情報等発表時の注意事項（その3）</p> <p>（防災行政無線）</p> <p><u>こちらは、西東京市災害対策本部です。</u>各家庭で行っていただきたい事項についてお知らせします。</p> <p>○テレビ、ラジオのニュースや市役所などのお知らせに注意し<u>誤った情報</u>にまどわされない<u>ようにしましょう。</u></p> <p><u>○避難場所を確認しましょう。</u></p> <p>○地震が起きた時、<u>家族との連絡手段を決めておきましょう。</u></p> <p>○火はできるかぎり使わないようにしましょう。</p> <p>○ケガをしないよう本棚や倒れ易い家具などは柱や壁などに固定しておきましょう。</p> <p>○万一の場合に備えて、出口を確保しておきましょう。</p> <p>○幼児、高齢者の方を安全な部屋に移すなど、安全確保に努めましょう。</p> <p>○飲料水、食糧品、医薬品など非常持ち出し品を確かめましょう。</p> <p>○身軽で、安全な服装に着替えておきましょう。<u>すぐに逃げられる服装で就寝しましょう。</u></p> <p><u>○携帯ラジオや携帯電話のバッテリーを準備しましょう。</u></p> <p>○電話や自動車の使用は、自粛しましょう。</p> <p>以上の事項に注意し、冷静に行動してください。</p> <p>（広報車）</p> <p>こちらは、西東京市です。<u>（本文、防災行政無線に同じ）</u></p>	

Page	旧文書	新文書	備考
288	<p style="text-align: center;">予-4 崖崩れ危険地区市民への避難広報</p> <p>(同報無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。 □□地区は、地震の発生に伴い崖崩れが起こる危険があります。市民の皆さんは、直ちに□□へ避難してください。 なお、避難にあたっては、火の元、戸締まりを確認し、警察官などの指示に従い、落ち着いて行動してください。</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p style="text-align: center;">-(本文、同報無線に同じ)-</p>	<p style="text-align: center;">予-4 崖崩れ危険地区市民への避難広報</p> <p>(防災行政無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。 □□地区は、地震の発生に伴い崖崩れが起こる危険があります。市民の皆さんは、直ちに□□へ避難してください。なお、避難にあたっては、火の元、戸締まりを確認し、警察官などの指示に従い、落ち着いて行動してください。</p> <p>—</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市です。<u>-(本文、防災行政無線に同じ)-</u></p>	
289	<p style="text-align: center;">予-5 混乱防止の広報</p> <p>(同報無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。 現在市内の一部の地域で……との情報が流れていますが、そのような事実はありません。 —市民の皆さん！ —テレビ、ラジオや市役所からの正しい情報にもとづいて冷静に行動してください。 —決してデマや無責任なうわさにまどわされないようにしてください。</p> <p style="text-align: center;">(繰り返し放送)</p> <p>(駅の混乱防止)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。 現在、□□駅・□□駅周辺は大変混雑しております。 □□駅では、入場制限（階段止め、改札止め）を行っていますので、しばらく利用を見合わせてください。 なお、近距離通勤者の方は歩いて帰^ってください。</p> <p style="text-align: center;">(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p>—市民の皆さん！</p> <p style="text-align: center;">-(本文、同報無線に同じ)-</p>	<p style="text-align: center;">予-5 混乱防止の広報</p> <p>(防災行政無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。 現在市内の一部の地域で……との情報が流れていますが、そのような事実はありません。<u>テレビ、ラジオのニュースや市役所からの正しい情報にもとづいて冷静に行動してください。</u></p> <p style="text-align: center;">(繰り返し放送)</p> <p>(駅の混乱防止)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。 現在、□□駅・□□駅周辺は大変混雑しております。□□駅では、入場制限（階段止め、改札止め）を行っていますので、しばらく利用を見合わせてください。近距離通勤者の方は歩いて帰^宅してください。</p> <p style="text-align: center;">(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市です。<u>-(本文、防災行政無線に同じ)-</u></p>	
289	<p style="text-align: center;">予-6 防災市民組織及び事業所への防災対策実施の要請</p> <p>(同報無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。</p>	<p style="text-align: center;">予-6 防災市民組織及び事業所への防災対策実施の要請</p> <p>(防災行政無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。 <u>防災市民組織の皆様にお願ひします。</u>市民の方々と協力して、防火水槽や消火器具の点検、情報の<u>伝達</u>など</p>	

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>防災市民組織、リーダーの皆さんにお願いいたします。</p> <p>市民の方々と協力して、防火水槽や消火器具の点検、情報の連絡などの防災活動にあたってください。</p> <p>また、事務所や事業所の皆さんも利用客の案内・誘導、消防設備や危険物の点検などを実施してください。</p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p>-(本文、同報無線に同じ)-</p>	<p>の防災活動にあたってください。</p> <p>また、事業所の皆様も利用客の案内・誘導、消防設備や危険物の点検などを実施してください。</p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市です。<u>-(本文、防災行政無線に同じ)-</u></p>	
289	<p>予-7 道路・交通情報</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から道路・交通情報についてお知らせします。</p> <p>市内の□□通り、□□街道では□□のため通行が制限されています。</p> <p>また、□□通り、□□街道では事故のため渋滞しています(通行できません。)</p> <p>ドライバーの皆さんは、時速20km以下で安全運転を行いカーラジオの情報や現場の警察官の指示に従って行動してください。</p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>—こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p>—市内の□□通り、□□街道では□□のため通行が制限されております。</p> <p>—また、□□通り、□□街道では事故のため渋滞しております。</p> <p>—ドライバーの皆さんは時速20km以下で安全運転を行い、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従って行動してください。</p>	<p>予-7 道路・交通情報</p> <p>(防災行政無線)</p> <p><u>こちらは、西東京市災害対策本部です。</u>道路・交通情報についてお知らせします。</p> <p>市内の□□通り、□□街道では□□のため通行が制限されています。また、□□通り、□□街道では事故のため渋滞しています(通行できません)。ドライバーの皆さんは、時速20km以下で安全運転を行いカーラジオの情報や現場の警察官の指示に従って行動してください。</p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市です。<u>-(本文、防災行政無線に同じ)-</u></p>	
289	<p>予-8 交通機関の運行状況</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から交通機関の運行状況についてお知らせします。</p> <p>現在、西武鉄道は地震の発生に備え、スピードを落として運転しています。</p> <p>—(また、□□駅から□□駅区間は運休していますので)これらの方面に向かう方は注意してください。</p> <p>—また、市内を走るバス、タクシーは時速20km以下で運行しています。</p> <p>なお、□□駅、□□駅周辺は混雑が予想されますので、各事業所においては、時差退社</p>	<p>予-8 交通機関の運行状況</p> <p>(防災行政無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から交通機関の運行状況についてお知らせします。</p> <p>現在、西武鉄道は地震の発生に備え、スピードを落として運転しています。□□駅から□□駅区間は運休していますので、これらの方面に向かう方は注意してください。なお、□□駅、□□駅周辺は混雑が予想されますので、各事業所においては、<u>一時帰宅の抑制にご協力をお願いします。</u></p> <p><u>市内を走るバス、タクシーは時速20km以下で運行しています。</u></p> <p>近距離通勤者の方は、歩いて帰宅してください。</p> <p>以上、交通機関の運行状況についてお知らせしました。</p>	

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>お願いします。</p> <p>また、近距離通勤者の方は、歩いて帰宅してください。</p> <p>以上、交通機関の運行状況についてお知らせしました。</p> <p>————— (繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p>————— (本文、同報無線に同じ) ———</p>	<p>(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市です。 <u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
290	<p>予-9 電気、ガス、水道の供給態勢と電話使用の注意事項</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から市民の皆さんにお願いします。</p> <p>現在、市内の電気、ガス、水道は、それぞれ平常どおり供給を続けています。</p> <p>市民の皆さんは</p> <p>○万一に備え、火の始末をし、ガスの元栓を必ず閉めましょう (また、プロパンガス・ボンベもしっかり固定しておきましょう。)。</p> <p>○地震が発生したときは、ガスの供給を停止する場合がありますので、ガス会社から連絡があるまではガスを使わないでください。</p> <p>○電気器具のコンセントは抜いておきましょう。</p> <p>○そしてヤカンやバケツ、風呂などに水を汲んでおきましょう。</p> <p>また、現在、市内の電話は非常にかかりにくくなっております。</p> <p>市民の皆さん、電話の使用は差し控えてください。</p> <p>緊急の場合は、公衆電話をご利用ください。</p> <p>————— (繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p>————— (本文、同報無線に同じ) ———</p>	<p>予-9 電気、ガス、水道の供給態勢と電話使用の注意事項</p> <p>(防災行政無線)</p> <p><u>こちらは西東京市災害対策本部です。</u></p> <p>現在、市内の電気、ガス、水道は、それぞれ平常どおり供給を続けています。</p> <p>○万一に備え、火の始末をし、ガスの元栓を必ず閉めましょう (プロパンガス・ボンベもしっかり固定しておきましょう。)。</p> <p>○地震が発生したときは、ガスの供給を停止する場合があります。<u>ガスメーターの復帰方法等の各種情報については、ガス会社のHP等でご確認いただくか、直接お問い合わせ下さい。</u></p> <p>○電気器具のコンセントは抜いておきましょう。</p> <p><u>○電話が非常にかかりにくくなっております。電話の使用は差し控えてください。</u> 緊急の場合は、公衆電話をご利用ください。</p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市です。 <u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
290	<p>予-10 地震発生時の心得</p> <p>(同報無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。</p> <p><u>市民の皆さんに、実際に地震がおきた場合の心得についてお知らせします。</u></p> <p>○地震がおきたらまず身の安全です。</p> <p>あわてて外に飛び出すのは危険です。丈夫なテーブルや机などの下に身をかくし、しば</p>	<p>予-10 地震発生時の心得</p> <p>(防災行政無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。地震がおきた場合の心得についてお知らせします。</p> <p><u>○地震がおきたらまず身の安全を確保しましょう。あわてて外に飛び出すのは危険です。机などの下に身をかくし、しばらく様子をみましょう。繁華街やビル街では、看板やガラスの破片などが落下する危険があります。最寄りの丈夫な建物に避難しましょう。また、地震がおさまっても、すぐに外に出るのは危険です。ブロック塀などのそばからも急いで離れてください。</u></p>	

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>らく様子をみましょう。</p> <p>また、繁華街やビル街では、看板やガラスの破片などが落ちてきて危険です。</p> <p>最寄りの丈夫な建物に飛び込みましょう。</p> <p>また、地震がおきまっても、すぐに外に出るのは危険です。</p> <p>ブロック塀などのそばからも急いで離れてください。</p> <p>○もし火が出たら小さなうちに消すことが大切です。夫声で隣り近所に声をかけ合い、みんな協力して消火につとめてください。</p> <p>○地震時にはデマなどにまどわされず、テレビ、ラジオなどから正しい情報を確認しましょう。</p> <p>以上、地震時の心得についてお知らせしました。</p> <p>————— (繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p>市民の皆さん！</p> <p>○地震が起きてあわてて外に飛び出さないようにしましょう。丈夫なテーブルや机の下に身をかくし、しばらく様子をみましょう。</p> <p>○もし、火が出たら小さいうちに消し止めてください。</p> <p>○また、デマなどにまどわされず、テレビ、ラジオなどから正しい情報を確認しましょう。</p> <p>(本文、同報無線に同じ)</p>	<p>○もし火が出たら小さなうちに消すことが大切です。隣近所に声をかけ合い、協力して消火につとめてください。</p> <p>○地震時には誤った情報にまどわされず、テレビ、ラジオなどから正しい情報を確認しましょう。</p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市です。</p> <p>○地震が起きてあわてて外に飛び出さないようにしましょう。丈夫なテーブルや机の下に身をかくし、しばらく様子をみましょう。</p> <p>○もし、火が出たら小さいうちに消し止めてください。</p> <p>○また、誤った情報にまどわされず、テレビ、ラジオなどから正しい情報を確認しましょう。</p> <p>(本文、防災行政無線に同じ)</p>	
290	<p style="text-align: center;">予-11 学校、幼稚園などの対応状況</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から各学校の対応状況についてお知らせします。</p> <p>現在、西東京市内の保育園、幼稚園、小学校は授業を中止し、園児や児童の引き渡しをしています。</p> <p>保護者の皆さんはただちに、園児、児童を引き取りに行ってください。</p> <p>また、中学生・高校生については、帰宅経路などを確認して帰宅させています。</p> <p>————— (繰り返し放送) ———</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p>市民の皆さん！</p> <p>————— (本文、同報無線に同じ) ———</p>	<p style="text-align: center;"><u>予-11 学校、幼稚園などの対応状況</u></p> <p><u>(防災行政無線)</u></p> <p><u>こちらは、西東京市災害対策本部です。各学校の対応状況についてお知らせします。</u></p> <p><u>現在、西東京市内の保育園、幼稚園、小学校は授業を中止し、園児や児童の引き渡しをしています。保護者の皆さんはただちに、園児、児童を引き取りに行ってください。また、中学生・高校生については、帰宅経路などを確認して帰宅させています。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(繰り返し放送)</u></p> <p><u>(広報車)</u></p> <p><u>こちらは、西東京市です。(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	

Page	旧文書	新文書	備考
290	<p>予-12 医療機関の対応</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から医療機関の対応についてお知らせします。 現在、市内のほとんどの病院、診療所は平常どおり診療を行っております。 なお、地震が発生した場合、病院、診療所は混乱することが予想されますので、緊急以外の方は、できるだけ診察をご配慮ください。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。 市民の皆さん！ (本文、同報無線に同じ)</p>	<p>予-12 医療機関の対応</p> <p>(防災行政無線)</p> <p><u>こちらは、西東京市災害対策本部です。</u>医療機関の対応についてお知らせします。 現在、市内のほとんどの病院、診療所は平常どおり診療を行っております。なお、地震が発生した場合、病院、診療所は混乱することが予想されますので、緊急以外の方は、できるだけ診察をご配慮ください。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
290	<p>予-13 防災関係機関の対応と市民への呼びかけ</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から市民の皆さんにお知らせします。 西東京市においては注意情報が出されると同時に「災害対策本部」を設置しました。 また、警察、消防など各防災関係機関も、地震の発生に備えて警戒態勢をとっています。 市民の皆さんは、家庭や職場で火の始末や水のくみおきをするなど地震の発生に備えてください。 (繰り返し放送)</p>	<p>予-13 防災関係機関の対応と市民への呼びかけ</p> <p>(防災行政無線)</p> <p><u>こちらは、西東京市災害対策本部です。</u> 西東京市においては南海トラフ地震臨時情報に基づき、「災害対策本部」を設置しました。また、警察、消防など各防災関係機関も、地震の発生に備えて警戒態勢をとっています。市民の皆さんは、家庭や職場で火の始末や地震への備えの再確認をするなど地震の発生に備えてください。 (繰り返し放送)</p>	
291	<p>発-1 地震発生時の放送</p> <p>(同報無線)</p> <p>こちらは西東京市災害対策本部です。 ただいま大きな地震がありました。 市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないでください。 落ち着いて身の安全を確保しましょう。 テレビ、ラジオのニュースや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。 (繰り返し放送)</p>	<p>発-1 地震発生時の放送</p> <p>(防災行政無線)</p> <p>こちらは西東京市災害対策本部です。 ただいま大きな地震がありました。<u>あわてて外に飛び出さず</u>、落ち着いて身の安全を確保しましょう。テレビ、ラジオのニュースや市役所からの情報<u>を確認</u>し、落ち着いて行動してください。 (繰り返し放送)</p>	
291	<p>発-2 地震情報</p> <p>(同報無線)</p>	<p>発-2 地震情報</p> <p>(防災行政無線)</p> <p><u>こちらは、西東京市災害対策本部です。</u>地震情報をお知らせします。</p>	

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>西東京市災害対策本部から地震情報をお知らせします。 先程の地震の震源地は□□で、震源の深さは約□□kmと推定されます。 東京の震度は□□で、地震の規模はマグニチュード□□でした。 今後も、テレビ、ラジオのニュースや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。 (繰り返し放送)</p>	<p>先程の地震の震源地は□□で、震源の深さは約□□km、西東京市の震度は□□で、地震の規模はマグニチュード□□と推定されます。今後も、テレビ、ラジオのニュースや市役所からの情報を確認し、落ち着いて行動してください。 (繰り返し放送)</p>	
291	<p>発-3 地震時の一般的注意</p> <p>(同報無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。 ○市民の皆さん、もう一度火の元を確認してください。 ガスの元栓は締めましたか。もし火が出たら隣り近所に声をかけあい小さいうちに消し止めてください。 ○まわりにケガをした人がいたら、皆さんで協力して応急手当をしてください。 ○看板やガラスの破片が落ちたりブロック塀などが倒れることがありますので注意しましょう。 引き続き、テレビ、ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。 (本文、同報無線に同じ)</p>	<p>発-3 地震時の一般的注意</p> <p>(防災行政無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。 ○火の元を確認してください。ガスの元栓は締めましたか。もし火が出たら隣り近所に声をかけあい小さいうちに消し止めてください。 ○まわりにケガをした人がいたら、皆さんで協力して応急手当をしてください。 ○看板やガラスの破片が落ちたりブロック塀などが倒れることがありますので注意しましょう。引き続き、テレビ、ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市です。(本文、防災行政無線に同じ)</p>	
291	<p>発-4 防災市民組織への活動要請</p> <p>(同報無線)</p> <p>こちらは西東京市災害対策本部です。 ただいまの地震により、市内の各地で被害が発生している模様です。 防災市民組織の役員、リーダーの皆さんは、それぞれの役割に従って直ちに活動を開始してください。 また、市民の皆さんも、自分達のまちを守るため、役員やリーダーの方々に協力してください。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。 (本文、同報無線に同じ)</p>	<p>発-4 防災市民組織への活動要請</p> <p>(防災行政無線)</p> <p>こちらは西東京市災害対策本部です。 ただいまの地震により、市内の各地で被害が発生している模様です。防災市民組織の皆様は、それぞれの役割に従って直ちに活動を開始してください。また、市民の皆さんも、自分達のまちを守るため、防災市民組織の方々に協力してください。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市です。(本文、防災行政無線に同じ)</p>	

Page	旧文書	新文書	備考
291	<p data-bbox="416 164 752 185">発－５ 火災地区市民への避難誘導広報</p> <p data-bbox="170 209 255 229">(同報無線)</p> <p data-bbox="170 260 947 451"> こちらは、西東京市災害対策本部です。 現在、□□地域の火災は□□方面へ燃え広がっております。 (燃え広がる危険があります。) □□地域の市民の方は直ちに□□へ(□□方向へ)避難してください。 なお、現場に警察官、消防職員、市役所職員などがある場合は、その指示に従ってください。 (繰り返し放送) </p> <p data-bbox="170 499 461 555"> (広報車) こちらは、西東京市の広報車です。 (本文、同報無線に同じ) </p>	<p data-bbox="1312 159 1648 180">発－５ 火災地区市民への避難誘導広報</p> <p data-bbox="1066 196 1182 217">(防災行政無線)</p> <p data-bbox="1043 233 1917 387"> こちらは、西東京市災害対策本部です。 現在、□□地域で発生した火災は□□方面へ燃え広がっております(燃え広がる危険があります)。□□地域の市民の方は直ちに□□へ(□□方向へ)避難してください。現場の近くに警察官、消防職員、市役所職員などがある場合は、その指示に従ってください。 (繰り返し放送) </p> <p data-bbox="1066 435 1525 491"> (広報車) こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u> </p>	
291	<p data-bbox="416 627 752 647">発－６ 水災地区市民への避難誘導広報</p> <p data-bbox="170 671 255 692">(同報無線)</p> <p data-bbox="170 722 947 914"> こちらは、西東京市災害対策本部です。 □□地域一帯は、□□川の□□付近が決壊し、浸水しています。 (浸水のおそれがあります。) □□地域の市民の方々は直ちに□□(安全な場所)に避難してください。 なお、現場に警察官、消防職員、市役所職員などのいる場合は、その指示に従ってください。 (繰り返し放送) </p> <p data-bbox="170 962 461 1018"> (広報車) こちらは、西東京市の広報車です。 (本文、同報無線に同じ) </p>	<p data-bbox="1312 619 1648 639">発－６ 水災地区市民への避難誘導広報</p> <p data-bbox="1066 655 1182 676">(防災行政無線)</p> <p data-bbox="1043 692 1917 847"> こちらは、西東京市災害対策本部です。 □□地域一帯は、□□川の□□付近が決壊し、浸水しています(浸水のおそれがあります)。□□地域の市民の方々は直ちに□□(安全な場所)に避難してください。なお、現場の近くに警察官、消防職員、市役所職員などのいる場合は、その指示に従ってください。 (繰り返し放送) </p> <p data-bbox="1066 895 1525 951"> (広報車) こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u> </p>	
292	<p data-bbox="472 1134 696 1155">発－７ 避難時の注意事項</p> <p data-bbox="170 1179 255 1200">(同報無線)</p> <p data-bbox="170 1230 909 1453"> こちらは、西東京市災害対策本部です。 現在、□□地域に避難勧告が出ています。 ○市民の皆さん!車や自転車は使わずに必ず歩いて避難しましょう。 ○避難の際は、ヘルメットなどで頭を保護し、持ち物は非常持ち出し品など最少に止めましょう。 ○お年寄りや病人などがいたら、みんなで助け合いましょう。 ○現場の警察官、消防職員、市役所職員などの指示に従って落ち着いて避難してください。 </p>	<p data-bbox="1368 1126 1592 1147">発－７ 避難時の注意事項</p> <p data-bbox="1066 1163 1182 1184">(防災行政無線)</p> <p data-bbox="1043 1200 1827 1453"> こちらは、西東京市災害対策本部です。 現在、□□地域に避難指示が出ています。 ○車や自転車は使わずに必ず歩いて避難しましょう。 ○避難の際は、ヘルメットなどで頭を保護し、持ち物は非常持ち出し品など最少に止めましょう。 ○お年寄りや病人などがいたら、みんなで助け合いましょう。 ○現場の近くの警察官、消防職員、市役所職員などの指示に従って落ち着いて避難してください。 (繰り返し放送) </p>	

Page	旧文書	新文書	備考
	<p style="text-align: center;">(繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p style="text-align: center;">(本文、同報無線に同じ)</p>	<p>(広報車) こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
292	<p style="text-align: center;">発－８ 幼稚園児、児童、生徒等の安否</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から市立学校の園児・児童・生徒の安否についてお知らせします。 ○市内の保育園、小・中学校の園児・児童・生徒については、現在、全員無事との報告が入っています。 なお園児・児童・生徒などは、全員各学校で保護しています。 ○□□幼稚園、□□小学校の園児・児童は全員、無事に□□へ避難しています。 ○□□小学校、□□中学校は、学校への延焼火災が心配されましたが、現在、火災は消えました。 児童・生徒は、全員、元気で校庭(□□)に待機しています。</p> <p style="text-align: center;">(繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p style="text-align: center;">(本文、同報無線に同じ)</p>	<p style="text-align: center;">発－８ 園児、児童、生徒等の安否</p> <p>(防災行政無線)</p> <p><u>こちらは、西東京市災害対策本部です。</u>市立学校の園児・児童・生徒についてお知らせします。 ○市内の保育園の園児、小・中学校の児童・生徒については、現在、全員無事との報告が入っており、各施設で保護しています。 ○□□幼稚園、□□小学校の園児・児童は全員、無事に□□へ避難しています。 ○□□小学校は、学校への延焼火災が心配されましたが、現在、火災は消火されました。児童・生徒は、全員、元気で校庭(□□)に待機しています。</p> <p style="text-align: center;">(繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
292	<p style="text-align: center;">発－９ 混乱防止の呼びかけ</p> <p>(同報無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。 余震が続いていますが、先程のような強いゆれはもうありません。 市民の皆さん！まず落ち着いてください。 いたずらに不安がったり自分勝手な行動は、混乱を招きかえって危険です。 市や警察署、消防署の指示に従って冷静に行動してください。 またデマなどにまどわされず、テレビやラジオなどから正しい情報を聞きましょう。</p> <p style="text-align: center;">(繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p style="text-align: center;">(本文、同報無線に同じ)</p>	<p style="text-align: center;">発－９ 混乱防止の呼びかけ</p> <p>(防災行政無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。 <u>余震が続いていますが、</u>いたずらに不安がったり自分勝手な行動は、混乱を招き、大変危険です。<u>市や警察署、消防署の指示に従って冷静に行動してください。テレビやラジオなどから正しい情報を聞きましょう。</u></p> <p style="text-align: center;">(繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	

Page	旧文書	新文書	備考
292	<p data-bbox="510 165 660 188">発-10 交通規制</p> <p data-bbox="168 209 255 231">(同報無線)</p> <p data-bbox="174 258 909 453"> こちらは、西東京市災害対策本部です。 ドライバーの皆さんにお伝えします。地震のため市内の道路はたいへん混乱しています。 警視庁では全面交通規制を行っています。 車は、すぐ、道路の左側に止め、鍵をつけたままにしてください。 現在、市内の道路は、全ての車の通行が禁止されております。 ご協力をお願いします。 (繰り返し放送) </p> <p data-bbox="168 531 237 553">(広報車)</p> <p data-bbox="174 564 649 657"> 現在、市内の道路は全て車の通行は禁止されております。 市民の皆さん！車は使用しないでください。 (繰り返し放送) </p>	<p data-bbox="1406 159 1556 181">発-10 交通規制</p> <p data-bbox="1064 193 1182 215"><u>(防災行政無線)</u></p> <p data-bbox="1070 226 1921 421"> こちらは、西東京市災害対策本部です。 ドライバーの皆さんにお伝えします。地震のため市内の道路はたいへん混乱しています。<u>警視庁では、人命救助、消火活動に従事する緊急自動車を円滑に通すため、全面交通規制を行っています。車はすぐに道路の左側に止め、停車してください。その場から離れる場合は、鍵をつけたままにしてください。</u>現在、市内の道路は、全ての車の通行が禁止されております。ご協力をお願いします。 (繰り返し放送) </p> <p data-bbox="1064 467 1133 489">(広報車)</p> <p data-bbox="1043 501 1921 593"> <u>こちらは、西東京市です。</u>現在、市内の道路は全て車の通行は禁止されております。<u>人命救助・消火活動等に従事する緊急自動車を円滑に通すため、車は使用しないでください。</u> (繰り返し放送) </p>	
292	<p data-bbox="465 730 705 753">発-11 交通機関の運行状況</p> <p data-bbox="168 780 255 802"><u>(同報無線)</u></p> <p data-bbox="174 829 927 986"> 西東京市災害対策本部から交通機関の運行状況についてお知らせします。 現在、市内の西武鉄道は全てストップしています。 交通機関では線路などの点検を行っていますが、まだ運転再開の見通しはたっていません。 今後の運転の見通しについては、テレビやラジオの情報に注意してください。 (繰り返し放送) </p> <p data-bbox="168 1032 237 1054">(広報車)</p> <p data-bbox="174 1066 618 1123"> こちらは、西東京市の広報車です。 (本文、同報無線に同じ) </p>	<p data-bbox="1339 726 1624 748">発-11 <u>公共交通機関の運行状況</u></p> <p data-bbox="1064 759 1182 782"><u>(防災行政無線)</u></p> <p data-bbox="1043 793 1921 949"> <u>こちらは、西東京市災害対策本部です。公共交通機関の運行状況についてお知らせします。</u> <u>現在、市内の西武鉄道は全て運行を停止しています。</u>線路などの点検を行っていますが、まだ運転再開の見通しはたっていません。<u>運転再開の見通しについては、テレビやラジオのニュースや市役所からのお知らせを確認してください。</u> (繰り返し放送) </p> <p data-bbox="1064 995 1133 1018">(広報車)</p> <p data-bbox="1070 1029 1527 1058"> こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u> </p>	
293	<p data-bbox="472 1201 698 1224">発-12 被害状況等の速報</p> <p data-bbox="168 1251 255 1273">(同報無線)</p> <p data-bbox="174 1300 922 1457"> 西東京市災害対策本部からこれまでにわかった被害状況についてお知らせします。 ○ □□町付近で火災が発生し、□□戸が焼失し、現在も延焼中です。 ○ 道路陥没(崖崩れ)のため、□□通りの□□付近、□□街道の□□付近は通行できません。また、□□通りも□□川の□□橋が損壊して通行ができません。 ○ □□の堤防(護岸)が決壊し、□□地区は浸水しています(おそれがあります。) </p>	<p data-bbox="1368 1197 1594 1219">発-12 被害状況等の速報</p> <p data-bbox="1064 1230 1182 1252"><u>(防災行政無線)</u></p> <p data-bbox="1070 1264 1778 1461"> <u>こちらは、西東京市災害対策本部です。□□時□□分現在の被害状況をお知らせします。</u> ○ □□町付近で火災が発生し、□□戸が焼失し、現在も延焼中です。 ○ 道路陥没(崖崩れ)のため、□□通りの□□付近、□□街道の□□付近は通行できません。また、□□通りも□□川の□□橋が損壊して通行ができません。 ○ □□付近はガスもれ(□□)のため危険ですから近づかないでください。 ○ 現在、西東京市内の電気、ガス、水道は全て供給を停止しています。また、電話も不通 </p>	

Page	旧文書	新文書	備考																												
	<p>○ □□付近はガスもれ(□□)のため危険ですから近づかないでください。</p> <p>○ 現在、西東京市内の電気、ガス、水道は全て供給を停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しはまだ立っていません。</p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p>(本文、同報無線に同じ)</p>	<p>となっています。復旧の見通しはまだ立っていません。</p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>																													
293	<p>発-13 災害情報(1)</p> <p>(同報無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。</p> <p>現在までにわかった市内の被害状況の概要についてお知らせします。</p> <table border="0"> <tr><td>死者</td><td>□□人</td></tr> <tr><td>行方不明</td><td>□□人</td></tr> <tr><td>重傷者</td><td>□□人</td></tr> <tr><td>軽傷者</td><td>□□人</td></tr> <tr><td>全壊家屋</td><td>□□棟</td></tr> <tr><td>半壊家屋</td><td>□□棟</td></tr> <tr><td>火災</td><td>□□件のうち□□件鎮火</td></tr> </table> <p>(繰り返し放送)</p>	死者	□□人	行方不明	□□人	重傷者	□□人	軽傷者	□□人	全壊家屋	□□棟	半壊家屋	□□棟	火災	□□件のうち□□件鎮火	<p>発-13 災害情報(1)</p> <p>(防災行政無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。<u>□□時□□分現在の被害状況をお知らせします。</u></p> <table border="0"> <tr><td>死者</td><td>□□人</td></tr> <tr><td>行方不明者</td><td>□□人</td></tr> <tr><td>重傷者</td><td>□□人</td></tr> <tr><td>軽傷者</td><td>□□人</td></tr> <tr><td>全壊家屋</td><td>□□棟</td></tr> <tr><td>半壊家屋</td><td>□□棟</td></tr> <tr><td>火災</td><td>□□件のうち□□件鎮火</td></tr> </table> <p>(繰り返し放送)</p>	死者	□□人	行方不明者	□□人	重傷者	□□人	軽傷者	□□人	全壊家屋	□□棟	半壊家屋	□□棟	火災	□□件のうち□□件鎮火	
死者	□□人																														
行方不明	□□人																														
重傷者	□□人																														
軽傷者	□□人																														
全壊家屋	□□棟																														
半壊家屋	□□棟																														
火災	□□件のうち□□件鎮火																														
死者	□□人																														
行方不明者	□□人																														
重傷者	□□人																														
軽傷者	□□人																														
全壊家屋	□□棟																														
半壊家屋	□□棟																														
火災	□□件のうち□□件鎮火																														
293	<p>発-14 災害情報(2)</p> <p>(同報無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。</p> <p>□□時□□分現在、災害対策本部に入った、市内各地の被害状況をお伝えます。</p> <p>□□地-域</p> <p>町名 () () 丁目 () 番地 ()</p> <p>目標</p> <p>町名 () () 丁目 () 番地 ()</p> <p>目標</p>	<p>発-14 災害情報(2)</p> <p>(防災行政無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。<u>□□時□□分現在の被害状況をお伝えます。</u></p> <p>町名 () () 丁目 () 番地 ()</p> <p>目標 () 付近で(種別(例)……)の状況は(状況(例)……)です。</p> <table border="0"> <tr> <td>種別(例)</td> <td>状況</td> </tr> <tr> <td>1 火災発生</td> <td>1 () 方向に延焼中</td> </tr> <tr> <td>2 爆発事故発生</td> <td>2 延焼の恐れはない</td> </tr> <tr> <td>3 地割れ</td> <td>3 死者 () 人</td> </tr> <tr> <td>4 崖崩れ</td> <td>4 行方不明者 () 人</td> </tr> </table>	種別(例)	状況	1 火災発生	1 () 方向に延焼中	2 爆発事故発生	2 延焼の恐れはない	3 地割れ	3 死者 () 人	4 崖崩れ	4 行方不明者 () 人																			
種別(例)	状況																														
1 火災発生	1 () 方向に延焼中																														
2 爆発事故発生	2 延焼の恐れはない																														
3 地割れ	3 死者 () 人																														
4 崖崩れ	4 行方不明者 () 人																														

Page	旧文書	新文書	備考																																																		
	<p>() 付近で (種別 (例) …) の状況は (状況 (例) …) です。</p> <table border="0"> <tr> <td>種別 (例)</td> <td>状況</td> </tr> <tr> <td>1 火災発生</td> <td>1 () 方向に延焼中</td> </tr> <tr> <td>2 爆発事故発生</td> <td>2 延焼の恐れはない</td> </tr> <tr> <td>3 地割れ</td> <td>3 死者 () 人</td> </tr> <tr> <td>4 崖崩れ</td> <td>4 行方不明 () 人</td> </tr> <tr> <td>5 ブロック塀倒壊</td> <td>5 負傷者 () 人</td> </tr> <tr> <td>6 門柱倒壊</td> <td>6 通行不能 () 人</td> </tr> <tr> <td>7 煙突倒壊</td> <td>7 家屋 _____ <u>全 壊</u> () 棟</td> </tr> <tr> <td>8 ビル倒壊</td> <td>ビル _____ <u>半 壊</u></td> </tr> <tr> <td>9 家屋倒壊</td> <td>_____ <u>全 焼</u></td> </tr> <tr> <td>10 電柱倒壊</td> <td>_____ <u>半 焼</u></td> </tr> <tr> <td>11 看板落下</td> <td>8 復旧作業中</td> </tr> <tr> <td>12 窓ガラス落下</td> <td>9 () 時 頃復旧の見込み</td> </tr> <tr> <td>13 ビル外壁落下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 ビル構造物落下</td> <td></td> </tr> </table>	種別 (例)	状況	1 火災発生	1 () 方向に延焼中	2 爆発事故発生	2 延焼の恐れはない	3 地割れ	3 死者 () 人	4 崖崩れ	4 行方不明 () 人	5 ブロック塀倒壊	5 負傷者 () 人	6 門柱倒壊	6 通行不能 () 人	7 煙突倒壊	7 家 屋 _____ <u>全 壊</u> () 棟	8 ビル倒壊	ビル _____ <u>半 壊</u>	9 家屋倒壊	_____ <u>全 焼</u>	10 電柱倒壊	_____ <u>半 焼</u>	11 看板落下	8 復旧作業中	12 窓ガラス落下	9 () 時 頃復旧の見込み	13 ビル外壁落下		14 ビル構造物落下		<table border="0"> <tr> <td>5 ブロック塀倒壊</td> <td>5 負傷者 () 人</td> </tr> <tr> <td>6 門柱倒壊</td> <td>6 通行不能 () 人</td> </tr> <tr> <td>7 煙突倒壊</td> <td>7 家屋・<u>ビル</u> () <u>棟</u> <u>全壊・半壊・全焼・半焼</u></td> </tr> <tr> <td>8 ビル倒壊</td> <td><u>8 復旧作業中</u></td> </tr> <tr> <td>9 家屋倒壊</td> <td><u>9 () 時 頃復旧の見込み</u></td> </tr> <tr> <td>10 電柱倒壊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 看板落下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 窓ガラス落下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 ビル外壁落下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 ビル構造物落下</td> <td></td> </tr> </table>	5 ブロック塀倒壊	5 負傷者 () 人	6 門柱倒壊	6 通行不能 () 人	7 煙突倒壊	7 家屋・ <u>ビル</u> () <u>棟</u> <u>全壊・半壊・全焼・半焼</u>	8 ビル倒壊	<u>8 復旧作業中</u>	9 家屋倒壊	<u>9 () 時 頃復旧の見込み</u>	10 電柱倒壊		11 看板落下		12 窓ガラス落下		13 ビル外壁落下		14 ビル構造物落下		
種別 (例)	状況																																																				
1 火災発生	1 () 方向に延焼中																																																				
2 爆発事故発生	2 延焼の恐れはない																																																				
3 地割れ	3 死者 () 人																																																				
4 崖崩れ	4 行方不明 () 人																																																				
5 ブロック塀倒壊	5 負傷者 () 人																																																				
6 門柱倒壊	6 通行不能 () 人																																																				
7 煙突倒壊	7 家 屋 _____ <u>全 壊</u> () 棟																																																				
8 ビル倒壊	ビル _____ <u>半 壊</u>																																																				
9 家屋倒壊	_____ <u>全 焼</u>																																																				
10 電柱倒壊	_____ <u>半 焼</u>																																																				
11 看板落下	8 復旧作業中																																																				
12 窓ガラス落下	9 () 時 頃復旧の見込み																																																				
13 ビル外壁落下																																																					
14 ビル構造物落下																																																					
5 ブロック塀倒壊	5 負傷者 () 人																																																				
6 門柱倒壊	6 通行不能 () 人																																																				
7 煙突倒壊	7 家屋・ <u>ビル</u> () <u>棟</u> <u>全壊・半壊・全焼・半焼</u>																																																				
8 ビル倒壊	<u>8 復旧作業中</u>																																																				
9 家屋倒壊	<u>9 () 時 頃復旧の見込み</u>																																																				
10 電柱倒壊																																																					
11 看板落下																																																					
12 窓ガラス落下																																																					
13 ビル外壁落下																																																					
14 ビル構造物落下																																																					
293	<p>発-15 避難所等の開設状況</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から避難所等の開設状況についてお知らせします。 西東京市では被災された方々のために、□□小学校、□□小学校、□□中学校…、(近くの小学校や中学校など)に避難所を開設しましたのでご利用ください。 なお、ケガをされた方のために、□□□に医療救護所を開設しています。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の<u>広報車</u>です。 (本文、同報無線に同じ)</p>	<p>発-15 避難所等の開設状況</p> <p><u>(防災行政無線)</u></p> <p>西東京市災害対策本部<u>です</u>。避難所等の開設状況についてお知らせします。 西東京市では被災された方々のために、□□小学校、□□小学校、□□中学校…、(近くの小学校や中学校など)に避難所を開設しましたのでご利用ください。 なお、ケガをされた方のために、□□□に医療救護所を開設しています。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>																																																			
	<p>発-16 被災者の救護状況</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から被害を受けた方々の避難先などについてお知らせします。 被害の大きかった□□町の方々は□□避難所に、また、□□町・□□町の方々は、□□</p>																																																				

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>避難所にそれぞれ収容されています。 また、亡くなった方々は□□□にご遺体が安置されています。 なお、ケガをされた方々は、□□小学校の避難所や□□病院に収容されています。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。 (本文、同報無線に同じ)</p>		
294	<p>発17 応急給水の連絡広報</p> <p>(同報無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。 現在、市内全域(□□町、□□町一帯)は地震のため断水しております。 西東京市では、□□公園(□□浄水所、□□給水所)において飲み水を配っておりますのでご利用ください。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。 (本文、同報無線に同じ)</p>	<p>発16 応急給水の連絡広報</p> <p>(防災行政無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。 現在、市内全域(□□町、□□町一帯)は地震のため断水しております。西東京市では、<u>(□□公園、□□給水所、□□配水所)</u>において飲み水を配っておりますのでご利用ください。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
294	<p>復-1 飲料水、食糧等の供給状況</p> <p>(同報無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。 断水している地域の方々のために現在□□公園□□において飲み水を配っていますのでご利用ください。 また、□□小学校、□□中学校に避難所を開設し、被害にあわれた方々のために食糧、毛布などをお配りしています。ご利用ください。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。 (本文、同報無線に同じ)</p>	<p>復-1 飲料水、食糧等の供給状況</p> <p>(防災行政無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。 断水している地域の方々のために現在□□公園において飲み水を配っていますのでご利用ください。また、□□小学校、□□中学校に避難所を開設し、被害にあわれた方々のために食糧、毛布などをお配りしています。ご利用ください。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	

Page	旧文書	新文書	備考
	<p style="text-align: center;">復-2 市民の安否情報</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から、今回の地震で亡くなられた方(やケガをされた方)の収容先についてお知らせします。</p> <p>亡くなられた方の遺体は、□□日に安置されています。</p> <p>遺体の身元については、市役所又は安置場所などにお問い合わせください。</p> <p>なお、ケガをされた方は、□□病院、□□病院……に収容されています。</p> <p style="text-align: center;">(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p style="text-align: center;">(本文、同報無線に同じ)</p>		
294	<p style="text-align: center;">復-3 電気の復旧状況</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から電気の復旧状況についてお知らせします。</p> <p>現在、市内全域(□□町、□□地区一帯)が停電していますが、□□地区、□□地区については□□日頃、また□□地区については□□日頃には復旧する見込みです。</p> <p style="text-align: center;">(繰り返し放送)</p> <p>以上、西東京市災害対策本部からお知らせしました。</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p style="text-align: center;">(本文、同報無線に同じ)</p>	<p style="text-align: center;">復-2 電気の復旧見込み</p> <p>(防災行政無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。電気の復旧見込みについてお知らせします。</p> <p>現在、市内全域(□□町、□□地区一帯)が停電していますが、□□地区、□□地区については□□日頃、また□□地区については□□日頃には復旧する見込みです。</p> <p style="text-align: center;">(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
294	<p style="text-align: center;">復-4 ガスの復旧状況</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部からガスの復旧状況についてお知らせします。</p> <p>現在、市内全域(□□町、□□地区一帯)で、ガスの供給が止まっていますが、□□地区□□地区については□□日頃に、また□□地区、□□地区については□□日頃には復旧工事が完了する見込みです。</p> <p>なお、復旧工事が完了しても、ガス会社が<u>一軒、一軒安全を</u>確認してから供給しますので</p>	<p style="text-align: center;">復-3 ガスの復旧見込み</p> <p>(防災行政無線)</p> <p>こちらは、西東京市災害対策本部です。ガスの復旧状況についてお知らせします。</p> <p>現在、市内全域(□□町、□□地区一帯)で、ガスの供給が止まっていますが、□□地区□□地区については□□日頃に、また□□地区、□□地区については□□日頃には復旧工事が完了する見込みです。なお、復旧工事が完了しても、ガス会社が安全確認してから供給しますのでそれまでは絶対に使用しないでください。</p> <p style="text-align: center;">(繰り返し放送)</p>	

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>それまでは絶対に使用しないでください。 (繰り返し放送)</p> <p>以上、西東京市災害対策本部からお知らせしました。</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。 (本文、同報無線に同じ)</p>	<p>(広報車) こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
294	<p>復-5 水道の復旧状況</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から水道の復旧状況についてお知らせします。 現在、市内全域(□□町、□□地区一帯)で断水していますが、□□地区、□□地区については□□日頃に、また□□地区、□□地区については□□日頃に復旧する見込みです。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。 (本文、同報無線に同じ)</p>	<p>復-4 水道の復旧見込み</p> <p>(防災行政無線) <u>こちらは、西東京市災害対策本部です。</u>水道の復旧状況についてお知らせします。 現在、市内全域(□□町、□□地区一帯)で断水していますが、□□地区、□□地区については□□日頃に、また□□地区、□□地区については□□日頃に復旧する見込みです。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
294	<p>復-6 電話の復旧状況</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から電話の復旧状況についてお知らせします。 現在、市内全域(□□町、□□地区一帯)で電話が不通になっています。 復旧までにはあと□□日程度かかる見込みです。 なお、電話が不通の地域については、□□避難所、□□小(中)学校、□□……に臨時電話を設置していますのでご利用ください。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。 (本文、同報無線に同じ)</p>	<p>復-5 電話の復旧見込み</p> <p>(防災行政無線) <u>こちらは、西東京市災害対策本部です。</u>電話の復旧状況についてお知らせします。 現在、市内全域(□□町、□□地区一帯)で電話が不通になっています。復旧までにはあと□□日程度かかる見込みです。電話が不通の地域については、□□避難所、□□小(中)学校、□□……に特設公衆電話を設置していますのでご利用ください。 (繰り返し放送)</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
295	<p>復-7 道路の復旧状況</p>	<p>復-6 道路の復旧見込み</p> <p>(防災行政無線)</p>	

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から道路の復旧状況についてお知らせします。 現在、□□通り……は道路損壊などのため、一般車両の通行が禁止されています。 このうち、□□通りについては□□日頃、また□□通りについては□□日頃には開通の見込みです。</p> <p>なお、ドライバーの皆さんは、交通標識や現場の警察官の指示に従って、安全運転を心がけてください。</p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>以上、西東京市災害対策本部からお知らせしました。</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p>(本文、同報無線に同じ)</p>	<p><u>こちらは、西東京市災害対策本部です。</u>道路の復旧状況についてお知らせします。 現在、□□通り……は道路損壊などのため、一般車両の通行が禁止されています。このうち、□□通りについては□□日頃、また□□通りについては□□日頃には開通の見込みです。</p> <p>ドライバーの皆さんは、交通標識や現場の警察官の指示に従って、安全運転を心がけてください。</p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
295	<p>復-8 バスの運行状況</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部からバスの運行状況についてお知らせします。 現在市内を運行しているバスは □□通りを走っている□□バスの□□行き、□□行き、 また、□□通りを走っている□□バスの□□行き、□□行き……です。 その他の路線では運転の再開見通しは立っていません。</p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p>(本文、同報無線に同じ)</p>	<p>復-7 バスの運行状況</p> <p>(防災行政無線)</p> <p><u>こちらは、西東京市災害対策本部です。</u>バスの運行状況についてお知らせします。 現在市内を運行しているバスは□□通りを走っている□□バスの□□行き、□□行き、また、□□通りを走っている□□バスの□□行き、□□行き……です。その他の路線では運転の再開見通しは立っていません。</p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
295	<p>復-9 ゴミ、し尿の収集状況</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部からゴミ（し尿）の収集についてお知らせします。 ゴミ（し尿）については、□□地区については□□日頃、また、□□地区については□□日頃に収集作業が開始される予定です。</p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>以上、西東京市災害対策本部からお知らせしました。</p>	<p>復-8 ゴミ、し尿の収集状況</p> <p>(防災行政無線)</p> <p><u>こちらは、西東京市災害対策本部です。</u>ゴミ（し尿）の収集についてお知らせします。 ゴミ（し尿）については、□□地区については□□日頃、また、□□地区については□□日頃に収集作業が開始される予定です。</p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p>	

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p>(本文、同報無線に同じ)</p>	<p>こちらは、西東京市です。 <u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
295	<p>復-10 防犯、防火の広報</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部から市民の皆さんにお願いいたします。</p> <p>現在、田無警察署、西東京消防署ではパトロールを強化し、防犯、防火に努めております。</p> <p>市民の皆さんの外出はなるべく控えましょう。</p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p>(本文、同報無線に同じ)</p>	<p>復-9 防犯、防火の広報</p> <p>(防災行政無線)</p> <p><u>こちらは、西東京市災害対策本部です。</u></p> <p>現在、田無警察署、西東京消防署ではパトロールを強化し、防犯、防火に努めております。 <u>市民の皆様も外出を控えるなど、ご協力をお願いします。</u></p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市です。 <u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
295	<p>復-11 防疫、保健衛生の広報</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部からお知らせします。</p> <p>市民の皆さん！食中毒や伝染病にかからないよう飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意してください。</p> <p>また、熱が出たり下痢など身体に異常を感じた場合は、すぐ医師の診察を受けてください。</p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市の広報車です。</p> <p>(本文、同報無線に同じ)</p>	<p>復-10 防疫、保健衛生の広報</p> <p>(防災行政無線)</p> <p><u>こちらは、西東京市災害対策本部です。</u></p> <p><u>食中毒や伝染病にかからないよう飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意してください。</u>熱が出たり下痢など身体に異常を感じた場合は、すぐ医師の診察を受けてください。</p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>(広報車)</p> <p>こちらは、西東京市です。 <u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
295	<p>復-12 相談所の開設状況</p> <p>(同報無線)</p> <p>西東京市災害対策本部からお知らせします。</p> <p>西東京市では、震災により被害を受けた方々のために□□日より、□□や□□において、相談所を開設しますのでご利用ください。</p>	<p>復-11 相談所の開設状況</p> <p>(防災行政無線)</p> <p><u>こちらは、西東京市災害対策本部です。</u></p> <p>西東京市では、震災により被害を受けた方々のために□□日より、□□や□□において、相談所を開設しますのでご利用ください。相談時間は□□時から□□時までです。</p> <p>(繰り返し放送)</p>	

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>—なお、相談時間は□□時から□□時までです。 (繰り返し放送)</p> <p>—以上、西東京市からお知らせしました。</p> <p>(広報車) こちらは、西東京市の広報車です。 —(本文、同報無線に同じ)—</p>	<p>(広報車) こちらは、西東京市です。<u>(本文、防災行政無線に同じ)</u></p>	
	<p>序—予—1—南海トラフ地震臨時情報等の発表と災害対策本部設置の連絡</p> <p>—(序内放送)—</p> <p>—危機管理課から職員の皆さんにお知らせします。</p> <p>—本日□□時□□分、地震観測データに異常な変化があったため、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」または「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」）が発表されました。</p> <p>—西東京市は災害対策本部を設置し、震災非常配備態勢を発令しました。</p> <p>各災害対策本部員と所定の職員の方は、至急、□□に集合してください。</p> <p>—職員の皆さんは、テレビ、ラジオの報道や序内放送に十分注意し、上司の指示に従って落ち着いて行動してください。</p> <p>—(繰り返し放送)—</p>		
	<p>序—予—2—南海トラフ地震臨時情報等発表時の職員のとるべき措置</p> <p>—(序内放送)—</p> <p>—災害対策本部から職員の皆さんにお知らせします。</p> <p>—現在、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」または「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」）が発表されています。</p> <p>—職員の皆さんは落ち着いて、次の安全対策を行ってください。</p> <p>○まず、火はできるかぎり使わないでください。やむをえず使用する場合は、すぐ消せるようにその場を離れないでください。</p> <p>○ロッカー、戸棚などは倒れないように固定し、重い物は下におろしてください。また万一に備え脱出口を確保しておいてください。</p> <p>○窓ガラスなどは飛び散らないようガムテープを貼ってください。</p> <p>○バケツやヤカンなどに水を汲んでおいてください。</p> <p>○消火器など消防設備の点検をしてください。</p> <p>○重要書類など非常持ち出し品の確認をしてください。</p>		

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>—万一地震が発生した場合、あわてないで近くの机の下などに身をかくすなど、まず身の安全を図ってください。</p> <p>—総務部では、自衛消防隊を設置しました。</p> <p>—(繰り返し放送)—</p>		
	<p>序—予—3—南海トラフ地震臨時情報等発表時の来庁者への連絡</p> <p>—(庁内放送)—</p> <p>—西東京市から、庁舎に来ておられる市民の皆さんにお知らせします。</p> <p>—ただいま、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」または「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」）が発表されました。</p> <p>—なお、この臨時情報は南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合などに発表されるものです。</p> <p>—市民の皆さんは、職員の指示に従って落ち着いて行動してください。</p> <p>—(繰り返し放送)—</p> <p>—以上、西東京市からお知らせしました。</p>		
	<p>序—発—1—地震時の初動措置</p> <p>—(庁内放送)—</p> <p>※〔地震発生後、ゆれがおさまった段階で〕</p> <p>—ただいま東京地方に大きな地震がありました。</p> <p>—庁内自衛消防隊並びにその他の職員の皆さん</p> <p>—声をかけあって、まず、ガスの元栓など火の元を点検してください。</p> <p>—○庁舎に来ている方々を安全なところへ案内、誘導してください。</p> <p>—また、まわりにケガをした人がいたら応急手当をしましょう。</p> <p>—○倒れかかったロッカーや飛び散ったガラスなどは危険ですから片付けてください。</p> <p>—○電話の受話器がはずれている場合は、すぐ元に戻しておきましょう。</p> <p>—○不要、不急の電話やエレベーターは使用しないでください。</p> <p>—なお、各部署は被害状況をとりまとめ、至急災害対策本部へ報告してください。</p> <p>—今後、職員の皆さんは、テレビ、ラジオのニュースや庁内放送に十分注意し、上司の指示に従って落ち着いて行動してください。</p>		
	<p>序—発—2—地震情報</p> <p>—(庁内放送)—</p>		

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>西東京市災害対策本部から地震情報をお知らせします。</p> <p>気象庁の発表によりますと、先ほどの地震の震源地は□□で、震源の深さは約□□kmと推定されます。</p> <p>各地の震度は東京□□……</p> <p>地震の規模は、マグニチュード□□でした。</p> <p>以上、西東京市災害対策本部から地震情報をお知らせしました。</p> <p>(繰り返し放送)</p>		